

に脾六に胃七に腎八に腸と有りて、世に五藏六府と云ふ物を此には八に合せ約めさせ給ひて、凡そ此八を以て推す事なるが故に、第十章より第十七章に至る迄を中嚙和中多乃和差別訶知と標して、右の中藏の條理を述べさせ給ひ、又此第八條を奈訶乃倭座と云ひて右の中藏の病を擧げさせ給へるなど、凡て八に過ぎざるを以て、五藏を五行に配たる説共の妄なる事を知るべし、又第六條蒙屠乃和坐にも肉筋骨火氣水髓血腦髓を合せて八なり、第七條須會乃倭謝に痛疼破緩痒癩癩の八なり、又下に注せる如く、下卷に至りて、本中末に就て各法度を示されたる各八首なり、右の如く何れの條目なるをも凡て八に差別たせ給へるには、甚幽深き致有る御事ならめども、今此を知るに由無き事ながら、都て八の數を尙ばるゝ事神典の趣なれば、甚止事無き所由有る御事とこそは所見たりけれ、(其は大地の初に八尋殿の御設有り、次に大八洲國有り、古事記に、此速秋津日子速秋津比賣二神因河海持別而生神名云々、自沫那藝神至國之久比耆母智神并八神と見え、又此大山津見神野稚神二柱、因山野持別而生神名云々、自天之狹土神至大戸惑女神并八神と有り、又自正鹿山津見神至戸山津見神并八神と見え、黃泉段に并八雷神と云ふも有るは更なり、此にも泉津醜女八人と有り、又八百萬神八十萬神八十群神或は八咫鏡八坂瓊八握紐の類擧ぐるに違非ず、此等の中に八百八十の如きは彌百彌十の意なれ共、其餘は多くは數量の八なるを以て然る所以を知るべし、其第一應訶世倭邪は、於伽世和坐者、非延乃解、奈都乃解、訶坐計、惠耶美、惠智耶美、波良介、奴俱美波陀介、伊裳と有る、此犯災は上に注せる時犯の類なるを、此に區別たる條目なり、一に非延乃解は次なる奈都乃解の反なれば中寒を云ふなり、第六條蒙屠乃和坐に熱を奴俱美、寒を非遊類と有るを以て知るべし、即名義抄に寒字を佐牟志とも比夜加爾とも訓め

り、崇神天皇十二年御紀詔に、陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、と有る此にて辨ふ可し、即推古天皇三十四年紀に、三月寒以霜降、(中略)六月雪也、是歲自三月至七月霖雨、天下大飢、老者噉草根而死于道垂、幼者含乳、以母子共死、皇極天皇二年御紀に、二月辛巳、朔乙巳、雹傷草木華葉、是月風雷水雨行冬令云々、三月辛亥朔乙亥、霜傷草木華葉、是月風雷水雨行冬令、夏四月庚辰朔丁亥、風起天寒、己亥西風而雹、天寒人著繇祀三領、甲辰近江國言、雹下其大徑一寸、天武天皇十一年御紀七月に、信濃國吉備國並言、霜降亦大風五穀不登など有るは、右に謂ゆる陰陽謬錯と云ふ者にして、草木に至る迄損はるゝ許なれば、人其氣に犯されて必病む可き事云ふも更なり、即是非延乃解と云ふ者なり、即此十二卷は比夜萬飛條なり、二に奈都乃解は右の寒氣の反なるは然る者にて、今も中暑をば阿都都と云へり、即十三卷に那通氣耶民と有る是なり、下に擧げたる脉法の中に有可美有津氣多留者、夏日介仁伊多武南里と云ふ夏日氣是なり、此に就て發る霍亂などの如きは外感より内に入る病なれば、其奈都乃解の甚しき者なり、此十四卷に波支古紀也美と有る即吐瀉病の義にして、霍亂病是なり、又萬葉十六(廿三丁)に、石麻呂爾、吾物申、夏瘦爾、吉跡云物會、武奈伎取食、と有る夏瘦の如きも、必其時に限りて有るは共に謂ゆる奈都乃解なる者なり、狭衣に、「夏瘦は癖者の事にかや、傍涼しき風に從はむも悪かる可き事かは」と有り、醫書には注夏病と作り、三に訶坐計は四季共に風氣に犯さるゝにて、俗に謂ゆる感冒又は冒風と云ふ者是なり、故此八卷は波耶智邪魔悲、一云須波不紀病の事を擧げられて、即感冒咳嗽の療方なり、九卷は乃无止加世病にして即喉痺の治方なり十卷は架耆菩良斯にて即風疹の療法にて、此三を凡て風氣とは云へり、又廿六卷の加世乃病は其類を

總云ふなる可し、(即瘡<sup>カサカシ</sup>と云ふは、其外感の風に依りて内より小瘡を發<sup>ツク</sup>すなり、和名抄に、瀨息、阿倍岐、口氣引貌也と云ひ、咳嗽、之波不岐、肺寒則成也と有るなどは、皆風氣に屬る病共なり、) 三に惠那美の惠は延なる可きを假字違へり、已に上にも引て注せる和名抄に、疫、說文云(衣夜美、一云度岐乃介) 民皆病也と見え、又瘡、說文云、瘡(俗云衣夜美、一云和良波夜美) 寒熱並作、二日一發之病也とも有り、又瘧鬼を和名衣也美乃加美と書し、本草和名に、龍膽(陶景注云、味甚苦、故以膽爲名) 一名凌淤、和名衣也美久佐、一名爾加奈と有る、此等を以て見れば全く延耶美ならでは叶はざるを、古にも若る誤も稀々には有る事なり、古事記水垣宮段には役病と作るを、記傳廿三(二十二丁)に右の證共を引かれて、「書紀にも疫<sup>イ</sup>病疫<sup>イ</sup>疾疫<sup>イ</sup>疫<sup>イ</sup>氣など皆延夜美と訓めり、又延能夜麻比と訓める所有り、大鏡に延とのみも云へり、惛然名くる意は先づ役を役とも延陀知とも云へり、延陀知は役<sup>エ</sup>立<sup>ツ</sup>なり、疫病も漢籍に民皆病也と云へる如く、人毎に病が彼疫に差されて立つに似たる故なる可し」(採要)と云はれたるは、實に説得て妙なる説になむ有りける、此方十一卷の登喜耶美は右の疫に當れるを、其津名藥の下に春夏秋冬之折之時之氣爾布禮天、伊當免累毛能と有る是なり、又十五卷は惠耶美一云神乃介と有り、是其疫の極めて重きを云ひて、謂ゆる傷寒是なり、五に惠智耶美の惠は同じく延と有るべきにて疫病の一種なり、借此惠智耶美は即此十七卷に越智病と作りて、其須田藥の下に、越智耶萬比者、初女身寒天大振比、口燥紀、後亦大二熱久、盛爾汗出咽乾紀、如此久一日者寒久、一日八阿都久、或者一日乃中朝與利日中二至流末傳寒久、日中與利夕末傳阿都久、明流日八常仁復利、數日不<sup>レ</sup>止者と有りて即瘡の事なり、六に波良氣<sup>波氣</sup>は腹氣にて痢病を云ふ、廿一卷即波羅介病條にて、其應甫波羅藥に、八緊

介病八、凡秋乃初與利八九月乃間、身熱久惡寒乎、腹上大爾痛美、飲食无<sup>レ</sup>味、日夜乃間、三四十度瀉下流者と有る是なり、又其二十二卷は區段利波羅病なるも其一種なり、此は積聚などの如く氣の凝る者は更なり、暑寒の氣に犯されて腹の痛む類是なり、和名抄に、癥瘕(師傳云、加女波良此類也) 腹中病也、又瘡(衣賀波良) 小兒腹病也、唐韻云、腹中結病也、又痼(阿太波良、一云之良太美) 腹急痛也、又瘰(波良布久流) 腹滿也と有る如きは腹中の病なりながら、彼中之災と云ふとは別にて皆惡氣災の屬なる者なり、七に奴俱美波陀介は熱膚氣と云ふ事にて、謂ゆる熱病を云へりと聞ゆ、第六條蒙屠<sup>本</sup>乃和坐<sup>本</sup>に、保乃介者、奴俱美非遊類<sup>熱</sup>と有る、即寒熱を云ふ語なるを以て知るべし、八に伊裳<sup>瘧</sup>は氣物と云ふ義なり、上に引ける敏達天皇十四年御紀に、彼胡神を齋くが爲に是時國行<sup>瘧</sup>疫病、民死者衆云々、又發瘡死者充<sup>レ</sup>盈於國、其患瘡者言<sup>レ</sup>身如<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>燒被<sup>レ</sup>打被<sup>レ</sup>推、啼泣而死と有るを、通證に松岡翁曰、此應<sup>瘧</sup>痘瘡流行、此時世人未<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>痘瘡之名、故驚以爲<sup>レ</sup>異也云々、今俗謂<sup>レ</sup>之伊毛云々と有るは然る言なり、其引かれたる續紀に、天平七年自<sup>レ</sup>夏至<sup>レ</sup>冬、天下患<sup>レ</sup>豌豆瘡(俗曰<sup>レ</sup>裳瘡) 天死者多と見え、又玉勝間(列々椿卷)に「延曆九年にも、是年秋冬、京畿男女年三十已下者悉發<sup>レ</sup>豌豆瘡(俗云<sup>レ</sup>裳瘡) 臥疾者多、其甚者死、天下諸國往々而在と見ゆ、琿字は豌豆を誤れるなる可し、此瘡の名此より後の書には皰瘡と云へり、皰瘡同じ事なり、今世にも皰瘡と云ふ、又伊裳と云ふ、然れば昔裳瘡と云ふは伊裳賀佐の省きか」と云はれき、和名抄に皰瘡、唐韻云皰面瘡也、類聚國史云、仁壽二年皰瘡流行、人民疫死(皰瘡此間云<sup>レ</sup>裳瘡)と有り、借伊裳の伊は氣吹の氣なり、裳は上に注せる耶麻比の麻に同じく、萬葉に禍無くと云ふ事を裳無と云へる其裳にて、葬事の喪などに等しく枉々しき由なり、裳瘡の裳も亦右に同じければ、

伊裳は本名にして裳瘡は其一名と開ゆ、(何に依りて然る枉々しき稱をば付けたると云ふに、此は胎内の毒より芽して不正の邪氣に會ひて出づる瘡にて、此爲に人の多く天死など爲るを以てなり、然れば伊裳は伊裳、裳瘡は裳瘡にて、互に別なる名なる事云ふも更なりければ、伊裳瘡の略とは云ふべからずなむ有りける、谷川翁の今俗謂之伊毛、蓋忌也、以其多禁忌得名と云はれたる如何有らむ、然る禁忌の事を以て云はゞ、何れの病にも禁忌多きを何とか爲る、但夫痘者西戎之疾、瘡瘍之疫、故其名不古見、其症不常在、痘家諸書言、自馬授征交趾始、此屬後漢之初、與佛法東漸相因、而我邦之患此瘡、亦自事西蕃來佛法始、蓋是人所中其氣、以傳染之也、詎知、是致佛之殃、而非燒佛之罪也、吁と云はれたるは實に然る言になむ、瘡痘はしも右の如く敏達天皇の御世に始まる外來の者なり、然らば神代に其事非ざるに、其名有るべくも有らぬを、此に伊裳と云ふ名の有るを疑ふ可き狀なれども、此に限らず此の二柱神等後世人民の上に必有るべき病の品を定め置かせ給へるなれば、當昔世に無しとて其名を遺させ給ふ可きに非ざれば、神代に其名有りて其事の發はれたるを敏達天皇の御世と心得むも強たりとは思えず、其第二能美區日阿太利の事は、文に能美區比阿太利者、阿之母乃太之味、久累比阿波世、阿延流蒙能阿多剎、阿之萬自要母乃久囉日、と所見たり、即十八卷に阿之茂邁安當利と有る是なり、又十九卷に佐伽菟伽利病と有るは醒病と云ふ事にて此も其屬なるなり、此は上に謂ゆる惡味災にて、中病の部なるなり、能美區日阿太利と云ふは物に中られたるにて、常に云ふ食傷の類是なり、下なる脉の久左々々に能美久比能伊多免と有るは此事なり、一に阿之母乃太之味の阿之母能は其所に引ける皇極天皇御紀に毒物を阿志伎母能、又毒を阿志母能と訓める是なり、此第九條には和坐阿新毛乃

と有るも災惡物の謂にて此の毒物に當れり、太之味は寤なり、傳廿に注せる如く、御紀に辛苦又は困厄をも厄をも多志那牟と訓みて苦しむ事なり、字鏡集に嗜を多志布又多志那牟と訓めるも、嗜むは我より自苦しむ事なれば同言なるを多志布と云ふは悲しむを悲しぶなど云ふに異ならず、十八卷畝尾藥に、能美區比安太利、痛美苦牟者、又淡路藥に、食二安他俚天腹痛美、吐支下久者と有るなどに當れり、然れば此多之味は毒物に苦しめらるゝを云ふなりけり、二に久累比阿波世は俗に云ふ食合せにて、物に禁忌有りて其を共に喰合する時は能有る物も毒と成りて忽に病を生ず是なり、十八卷花鳥藥に、區佐比羅安之茂奴二中里多累者、又志摩藥に、魚仁當利多流者、又委葬池藥に、水乎飲、果瓜乎食、又熱發見寒乎惡、胸腹痛三、吐不寄苦無者など有る類を云ふ、三に阿延流蒙能阿多剎は、或説に、「毒物傷なめり、字鏡に齧醬屬也、菹阿戸毛乃、又名義抄に齧坏を阿倍都伎と訓み、和名抄に齧(安不、一云阿倍毛乃)擣薑蒜、以醋和之と有るは令合にて、論語に不其醬不食と有る是なるべし、西國の方言に今も齧物又は齧るなど云へり、齧物と云ふは物と物と打合せ混へて食料に熱く製る謂なる可し」と云へるは然る事にて、然る齧物には禁忌の物をも不意く混同に爲る事も有る故に傷らるゝを云ふなり、四に阿之萬自要母乃久囉日の要は閉の言を誤れるなる可し、今も交物雜肴なども云ひて、物と物と取合せたる事に云ふ有なり、右の久累比阿波世以下は大凡同じ狀なる事にて、其の製様に異有るのみなり、(右の萬自要の要は此書に用ひたる例皆延なり、然れば萬自由流と活くかとも思ゆれども、古書に然る例見當らず、已に上第四章水條に久智與剎奈可和太仁伊剎萬自陪と有からは誤なる事著き者なり、斯る違猶此彼見ゆれば、此一を然のみ尤も可くも非ず)第三致乃和座は、文に智乃和射波、母止知乃倭邪、差

波利、奈我里知、之良智、不流智、と有りて、智乃和射は血之災にて経絡に就きたる病を云ふなり、一に母止智乃倭邪と云ふは第三章第四章に謂ゆる本筋の血なるにて、此母止は第五章蕃豆條に旨新波毛登奈別と有る本にて肉を云ふなり、経絡は肉中に在る物なる故に本血と云ひて、中藏の血に別つ故に本血と云ふと聞ゆ、第六條蒙屠乃和坐に知之保者、伊呂味宇味奈流と有る此等の事を云ふなる可し、二に差波利は通志流可多にも差波俚と出でたり、此名の所由は上に注せり、即第十四章胃條に謂ゆる美豆惠波伊婆別と云ふ者は是なり、此は月水と云ひて女人の月毎に在る事なれば、其常を以て病とは云ふべからざるを、其順と不順とに依りて病とも成るを云ふなり、此六十一巻都幾佐波別夜美條、那支島藥に、月乃左波里寸久那久、又者阿布流々毛奴、又奴具萬世藥に津喜乃左波利或者波屋久、或者於久禮、月毎二不定者と有る類是なり、三に奈我里知は和名抄に長血(奈賀知)と有りて世に云ふ所も然なりければ、里は衍なるが如きを、試みに思ふに長有血か、又は流血か、但通志流可多には那賀致と出でたり、六十二巻之羅智奈我智聊麻日條、太鬪延藥に、奈我利血乃止良傳平反太流者、又萬匈藥に、古之計、血乃色久左々々二變利天、夜晝登々末利加奴留毛奴と見えたり、四に之良知は通志流可多にも新羅知と出でたり、彼長血白血と云ふ白血にて、赤白の違のみにして同病なる者なり、其同卷和歌乃江藥に、之良美豆奈我利天、止利可太木毛奴、又加差支藥に古之介云々、又曾加倍藥に志良知病之日數反天、氣否塞利身川可禮天、耶須衰多流者と有る類なり、五に不流智は瘀血にて、上件は血分の諸疾を云ふ、上に云るが如く、心藏にて血液を醸し色めて身體を循環らす時は病と云ふ事無きを、此は其常を失ひて病と成れる共なり、其心して合せ讀むべし、第四保豆稔乃於止侶陪は文に、保豆稔乃於登路幣者、保豆稔乃反

別、致久楚、知波志哩、知以婆梨と有る是なり、此保豆稔は上に注せる第十六章腎條なる精液を云ふ、此於止侶陪は此に反別と有る其事にて、衰は減なり、減は衰ふるなり、下なる蒙屠乃和座の中に美豆禰者須備禮於止路反と有るは、其水髓の増に依て痺れ減に依て瘦る義なるにも思ひ合す可し、一に保豆稔乃反別は其精液を減損す時は、下部の締無きが爲に病を生して、第八條奈訶乃和座に无良止波、美豆新太利須と有る、其即遺精などに當る可く、又次の三に合せ思ふに、和名抄に臨瀝(之太天由波利)小便滴瀝也と有るは垂出尿なるにて、此部にや收べからむかし、二に致久楚は和名抄に禰、釋名云、痢赤白曰禰(赤痢知久會、白痢奈女)言滯而難出也、葛氏方云、重下(俗云之利於毛)今所謂赤白痢也、言令下部疼重、故以名之と有る是なり、三に知波志哩は、此五十八巻に遲區堂流と有る是にて即下血を云ふ、今俗に痔の一種に走痔と云ふ者有り、和名抄に痔、說文云、痔(知乃夜萬比)後病也、四聲字苑云、痔蟲食下部病也、(今案、俗云之利乃夜萬比)と見ゆ、四に知以婆梨は、通志流可多に安訶伊婆利、又智以婆利など是にて、和名抄に淋病、聲類云淋(字亦作淋之波由波利)小便數也と有る、此決めて重きを血淋と云へる者と聞ゆ、(猶通志流可多の中に師波以婆梨とも有り、即數尿の義なり、又志羅美以婆里は白水尿なり、禰多俚以婆里は黏尿なる可し、又與由代理は夜尿にて遺尿の事也、腎の精液衰ふる時は膀胱の病出來て右等の事有るが故に、其本に係て凡てを保豆稔乃於登路幣とは云ふなり、)第九不連流和坐と云ふは文に、不禮倭謝者、耶伊番記須、久治喜、烏知都紀、都麻都記と見えたり、此は身より出でたるには非ずして、其觸れたる物に依りて災を得たる故に觸災とは云ふなり、觸は此章第二一書に眞髮觸奇稻田媛、應神天皇三十一年御紀大御歌に異句離珥敷例多菟、古事記遠飛鳥



に、永雨乃濕病止成天、身痛美、發熱乎、頭痛美汗不出者、又萬加里藥に、雨濕乃病仁天、熱津與久、大便不散流者、又三野藥に、濕病腹痛三、手足痛三、熱留者など見えたり、二に紀利解霧氣と云ふは謂ゆる山嵐の瘴氣にして、上に引ける景行天皇四十年御紀に、日本武尊彼山神の化れる白鹿を蒜以て彈殺し給へる所に、先是度信濃坂者、多得神氣以瘼臥、但從殺白鹿之後、踰此山者、嚼蒜塗三人及牛馬、自不中神氣也と有る即是なり、又萬葉十四(四丁)に、不盡能禰乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴と有るは、山氣に瘼さるゝを氣に醉ふと云へるにて、其なむ此に謂ゆる霧氣には有るべき、三に都由解霧氣は露氣なり、萬葉十(四十三丁)に、秋田莉、借廬乎作、吾居者、衣手寒、露置爾家留、と有るなどは其露氣を厭ふ意を詠める者なり、四に波太津介付頁於非と云ふは、廿五卷に記波堂病と有る即黃疸なるが、膚の黄ばむを云ひて常の浮腫とは異にて已に肌に着る由なり、雨露霜雪の氣は唯表皮のみに在るを、此は甚深くして已に肌膚に入るを以て膚附負とは云ふなる可し、此方十六卷即日布里夜萬比條なるは謂ゆる中濕にて、此なる於非阿多但に當る可し、其多迺反藥の下に、汚地波間多流雨乃、雨濕二當利且、身痛、背強利、手足拘里、發熱里且頭痛と云ひ、又高三家藥の下に、非不利病波、頭痛三、寒乎惡三、食乎吐、腹痛三、背骨痛三、裂流我如久、起流事不能、尿少久、白色二大便下流者、と有るにて其大凡を知る可し、其甚じき者を胸上と云ふ、他紀波良藥の下に日布離耶美、終爾無那伽利病登成而、背強里、手足拘利保天利、強不食者と有る是なり、(然れば肌附負と云ふは病の外部に在ると内部に入るとの差別にて、若し此き名の別にこそは有りけれ、共に上件の條々なると同じ物なるを、其は各一種にて外に抱らぬを、此は其雨降にも霧氣にも露氣にも有る事に

て、病の至極に深入して已に肌膚に附纏ひて容易く其邪を逐ひ難き者を云ふと聞ゆれば、右の胸上などの如く、病の内に深く入りたる者を云ふなめり、若て右の廿卷に烏太加多身病と云ふは、和名抄に沫雨和名宇太加太と有る是にて、雨濕に中りたるを云ふなり、第八裳濃乃計物氣は、文に母能乃解者、萬自故但、介太毛乃々解高神氣、多訶可味乃介と有り、借物氣と云ふ事はしも凡てに廣く係る事なるにて、此には第二條に阿志計乃毛能物と有る、毛能を此に疊と獸と神との三と爲り、借上に注せるが如く、神氣と云ふ時は唯に神のみに係れる事なれば狭きを、物氣と云ふ時には右の三を兼ねたる外に、人は更にも云はず鳥獸昆蟲迄をも云ふなり、借神をしも物と云ふは天孫降臨章第二一書に、高皇產靈尊勅大物主神云々、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、と有るは已に鈴屋大人説の如く、八十萬神の首葉者と御在し坐す由を以て、大物主神と申す意と通えたり、又道饗祭詞に根國底國與里龜備來物と云ふは、黃泉神は更なり彼時置師神開嚙神煩神等を大人と爲て其御馭めを仰ぐ時犯飽咋煩等をも爲行ふ疫神などを物と云なり、又天孫降臨章の邪鬼を私記に安之岐毛乃と訓み、推古天皇十六年御紀に含靈を豫美都母能又豫母都母能と訓み、又常陸風土記に、自天降來神、名稱普都大神、巡行葦原中津之國、和乎山河荒梗之類、と有るは彼神代紀の邪鬼を云へるなれば、右の類字は母能と訓むより外無き者也、萬葉集には鬼字を母能と訓める所多在るなど是にて、即右等は鬼魅を指して物と云へるなり、借記傳廿三(二十六丁)に、「榮花物語玉群菊卷(頼通大將の病み給ふ事を云へる段)に、光吉吉平など召して物問はせ給ふ、御物氣や可長き神氣や人の呪詛など様々に申せば、神氣と有れば御修法など有るべきに非ず、又御物氣と有るも任せたらむも怖ろしなど、旁所思亂るゝ、唯御祭被頻なり」と有るを引て云はく、此氣物氣と云へる

神氣は神の祟なり、物氣とは死人又生人に在れ祟を成すを云ひて中古の書に常多く見ゆ、若て此は二共に古言にて、古は物氣と云ひしも神氣と同じ事なりけむ、神を物と云ひし事に委しく云へる如くなればなり、然るを後には此を分けて神崇を神氣と云ひ、物氣とは人の祟を云ふ事と成れるなる可し、(下略)と云はれたり、實に上古より神氣物氣と相通はし云ふ内にも、神氣と云ふ時は其指す所は神にのみ在りて、物氣の如く神にも鬼にも人にも鳥獸昆蟲にも渡らざる程の差別は古にも必有りし者と所見たりかし、(右の榮花物語の心は神氣ならば御修法など有るべきに非ず、祭祓を行はる可し、又物氣と有れば御修法など行はせらる可きを、其にても猶怖ろしければ頻に祭祓を爲らるゝにて、實は何れとも別れぬなめり、祭祓の事は上に委く云へり、偕源氏葵卷上懷妊の所に、珍らしき事さへ添ひ給へる御惱なれば、心苦う思し歎きて、御修法や何やなど我御方にて多く行はせ給ふ、物氣窮鬼など物多く出来て、様々の名乗する中に、人に更に移らず云々、物氣とても態と深き御敵と聞ゆる事も無し、過にける御乳母だつ人若は親の御方に就つゝ傳はりたる物の弱目に出来るなど主々しからず亂れ現はるゝ云々」と有るは、六條の御息所の生靈と葵上の乳母又左大臣殿に仕へたる者の死靈などを合せて物氣と云ふなり、又右に物氣窮鬼と云へば、窮鬼は物氣の外なるが如しと雖も然に非ず、此は死者の方を物氣の方へ付け、生靈の現に別有とを別ち云へるのみ、偕右の伊岐須太萬は和名抄に魍魎、和名須太萬、鬼類也、野王云、魍魎老物精也、文選蕪城賦云、木魅山鬼和名古太萬と有りて、老魅の人に妖を成す者を云ふ、言義は棄魂と云ふ事にて、謂ゆる亡靈の山野に浮れて人の祭祀を得ざる遊魂の謂なる可し、同抄に窮鬼、遊仙窟云、窮鬼、師説伊岐須太萬と有る、此文は窮鬼故調人と有る注に、人夢魂與鬼通、言我心中正憶此十娘、忽即夢見憎

忽此鬼作夢誑我、故罵之曰窮鬼也と有るに考へ合するに、右の須太萬と交りて生ながら佗に浮れて行く妖を成す義にて、件の魍魎は鬼物にて本よりの事なるを、此は人ながらの鬼と云ふ事と聞ゆ、此より後に其御息所の人に憑たるを唯に物氣と云へるを以て、窮鬼も即其物氣の一種なる事を知るべし、一に萬自故俚と云ふは上禁厭の所にも粗云へる如く、古事記に或天若日子、不誤命、爲射惡神之矢之至者、不中<sub>ニ</sub>天若日子、或有<sub>ニ</sub>邪心<sub>一</sub>者、天若日子、於<sub>ニ</sub>此矢<sub>一</sub>麻賀禮云々と有る、其文を御紀には時天神云々、呪之曰、若以<sub>ニ</sub>惡心<sub>一</sub>射者則、天稚彥必當遭害、若以<sub>ニ</sub>平心<sub>一</sub>射者則、當無恙、因還<sub>ニ</sub>投之<sub>一</sub>と有りて、右の麻賀禮を此には麻自許禮那牟と書して、其反語は當無恙なるを以て先づ其義を思ふ可し、若て御門祭詞に、天能麻我都比登云神乃言武惡事耳、相麻自許利相口會事無久と有るは、惡事を體として其惡事に遭ふ事を相麻自許利とは云へるなり、道饗祭詞に、根國底國與里危備踰備來物耳、相繼相口會事無<sub>ニ</sub>と有る、此は右に謂ゆる物は鬼神の事にて、其犯しに遭ふを相繼とは云へり、然して大祓詞にも蠱物爲罪と云ふ事有るを、鈴屋大人の後釋に、「字鏡に蠱萬自物と有り、麻自那比物の意にて、人を呪ひ詛ふとて構ふる所作なり、中昔の書にも此蠱事の事時々見えたり」(下略)と云はれ、續紀第四十三詔に、掛長天皇<sub>ニ</sub>大御髮<sub>一</sub>、盜給波利<sub>ニ</sub>岐多奈<sub>一</sub>、佐保川<sub>ニ</sub>乃<sub>一</sub>、鬪體<sub>ニ</sub>入<sub>一</sub>、大宮内<sub>ニ</sub>持參<sub>一</sub>入來<sub>ニ</sub>、壓魅爲<sub>ニ</sub>世<sub>一</sub>、利<sub>ニ</sub>第五十四詔<sub>一</sub>にも、壓魅大逆之事<sub>一</sub>、二遍<sub>ニ</sub>能味<sub>一</sub>不<sub>ニ</sub>在<sub>一</sub>、遍麻年<sub>ニ</sub>久<sub>一</sub>發覺<sub>ニ</sub>奴<sub>一</sub>など有るを、解に壓魅を麻自母乃と訓むべし、大祓詞の蠱物と字は異なれども同じ事なり」と云はれたる是にて、此の萬自故俚も上件の如く人より此蠱事を爲られて、其爲に瘻さるゝを云ふなり、(此を交はる意と誰しも見る事なれども、交はるとは物と物と打合ふこそは云へ、此は其打合ふまじき物を佗に遣して其人の勢を威め懲

して其神氣を奪ひ障れ令へるを云へれば、尋常に云ふ交はるとは別なり、右の道饗祭詞の變字も假字なれば拘はる可きに非ず、此蠱毒の事は上に注せるを考合す可し、其蠱物の事は律の八虐の中の第五不道に造者蠱毒、壓魅と有りて義解に、皆謂邪俗陰行不軌、欲令前人疾苦及死者也と見え、賊盜律に、凡有所憎惡而造壓魅、及造符書呪詛欲以殺人者云々など有り、二に介太毛乃々解は獸之氣と云ふ事なるが、此の本文に爲攘鳥獸昆蟲之災異と有るに照らし合せて思ふに、此には獸の一を擧げて餘の鳥と昆蟲とを聞かせたるにて、古書の格に多く有る事なり、其は大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根波府蠱能禍無久、高天原波青雲乃靄久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久と有る、此には云ふ迄も無く獸の事に用無ければ然ても有るべきを、大被詞には昆蟲乃災、高津神乃災、高津鳥乃災、畜仆者、蟲物爲罪と有りて獸の事を漏らされたれども、此に介太毛乃々解と擧げらる、許の者なれば、如何でか其災無しとは云ふべからむを、此も右の如く列云ふ中に含めたりし者なるなりけり、其を以て此も鳥獸昆蟲之氣なる可き事を曉る可き者になむ有りける、其事は上に鳥の事も獸の氣も昆蟲の災も各注せりき、三に多詞可味乃介は高神之氣と云ふ事なり、右に擧げたる御門祭詞に謂ゆる天能麻我都比登云神は更なり、大被詞にも高津神乃災と云へる是なり、若て其神氣と云ふ事はしも右に引ける正史共の證例は更なり、攝津風土記に、昔有大神云天津鰐、化爲鷲而下、止此山、十人往者、五人去五人留、有久波乎者、來此山、伏下樋而居於神許、從此樋通而禱祭、由是曰下樋山と有る、此は靈神なる可し、播磨風土記に揖保郡意比川、品太天皇之世、出雲御蔭大神坐於枚方里神尾山、每遮行人、半死半生、爾時伯耆人爾保引因幡印久漏出雲都伎也三人、相憂申於朝廷、於是額田部連久

等二令禱、于時作屋形於屋形田、作酒屋於佐々山而祭之、宴遊甚樂、即櫟山柏掛帶挿宵下、於此川相獻、故云壓川と見え、次に佐比岡、所以號佐比者、出雲之大神在於神尾山、此神出雲國人經過此處者、十人之中留五人、五人之中留三人、故出雲國人等作佐比祭於此岡云々、因此神在、名曰神尾山、又作佐比祭處、即號佐比岡、と有るも神氣の類なり、又神前郡に所以號生野者、昔此處在荒神、半殺往來之人、由此號死野、以後、品太天皇勅云、此爲惡名、改爲生野、と云ふ事も見えたり、又筑後風土記に、筑後國者本與筑前國、合爲一國、昔此兩國之間山有峻狹坂、(中略)昔此塚上有鹿猛神、往來人半生半死、其數極多、因曰人命盡神、于時、(中略)爲祝祭之、自爾以降、行路之人、不被神害、是以曰筑紫神と有る、此は傳廿五に注せるが如く、五十猛神の御事なり、又肥前風土記に、基肆郡姬社郷、此郷之中有川、(中略)昔者此川之西、有荒神、行路之人、多被殺害、半凌半殺、于時卜求祟由、兆云、令筑前國宗像郡人珂是古祭吾社、若合願者不起荒心、覓珂是古令祭神社、(中略)於是亦織女神即立社祭之、自爾已降、行路之人不殺害、因曰姬社、今以爲郷名と有る、此織女神は謂ゆる三女神に御在し坐す御事慥なる證有りて、已に傳十三に注せり、又記傳十六(十三丁)に、「此阿邪訶神上古に荒び坐し、事有り、倭姬命世記に、垂仁天皇十八年己酉、遷坐于阿佐加藤方片樋宮、積年歷四箇年、奉齋、是時爾阿佐加乃彌尼爾坐而伊都速布留神、百往人者五十人取死、卅人往人廿人取死、如此伊豆速布留時、倭比賣命於朝廷、大若子乎進上而、彼神事乎申之者、種々大御手津物彼神進屋波志豆日平奉止詔遣下給、于時其神乎阿佐加乃山嶺社作定而、其神乎夜波志靜米上奉天勞祀云々と有り」(採要)と云はれたり、此は猿田彥神の



御靈に坐せり、此等は何れも彼神氣に瘞て人の惱める者なれば、即此に謂ゆる多訶可味乃介高神氣なる事云ふも更なり、(偕右に引ける攝津風土記なる昔有<sub>二</sub>大神、云<sub>三</sub>天津鰐、云々の大神は靈神ならじかと思ゆる事は、常陸風土記に、新治郡驛家、名曰<sub>二</sub>大神、所<sub>三</sub>以然稱<sub>一</sub>者、大蛇多在、因名<sub>二</sub>驛名<sub>一</sub>と有る是也、其下樋を伏て樋内より神許に届ると云ふも思ひ合す可し、又其名を天津鰐と云ふ事由無きには非ず、海宮遊行章に豐玉姬命の化爲龍と有るを、其第一一書には化爲八尋大熊鰐と有りて、漢籍にも鰐の事を鰐龍とも云ふに思ひ合せられ、又下に注せるが如く、此に事代主神化爲八尋熊鰐、通<sub>三</sub>三島溝楫姫<sub>一</sub>と有る、其姫神は闇靈神の御女にて渡らせ給ふ證有るなどを思ふに、右の大神は常に神を崇まへ申せるとは別にて、靈の謂なる事をなむ明らかむ可かりける、然れば此は上に注せる膽吹山神などの如き一列にてぞ有りける、) 第八袁佐南倭座は、文に烏左南和坐者、保楚知乃倭坐、於乃岐於會禮耶民、於登豆民と有る、此は小兒に限れる病又は長なりての後に猶幼稚き人の如く物に驚はれ怖れを成す一群なるを以て幼災とは云ふなる可し、瘡を和良波夜美と云ふも童病と云ふ事にて、寒熱の並作る時は病と成り、其間には常の如くして、小兒の愛惡の時々に易はるに似たる故の名なるにも思ひ合す可くこそ、小兒の腹立つ事を俗に於許流と云ふを瘡をも又於許理とは云ふなり、童病と幼災とは相近き語なりけり、一に保楚知乃倭坐は保楚は臍なり、世に出臍など云ひて小兒に限りたる病なり、知は乳にて和名抄に嘔吐(豆太美)小兒由<sub>二</sub>哺乳冷熱不調所<sub>一</sub>致也と見えたる此を云ふなる可し、源氏横笛(十四丁)に、「若君寢怖れて泣き給ふ御聲に寤給ひぬ、此君甚く泣き給ひて嘔吐など爲給へば云々と有る細注に「乳など餘すなり、嘔廣韻小兒嘔乳、又不顧而吐」と云へり、此二を兼ねて臍乳災とは云ふなめり、二に於乃

岐於會禮耶民は慄怖病なめり、於乃岐は袁能々伎なるを假字違へり、綏靖天皇前紀に手脚戰慄と有るを、私記に戰慄(不留比於乃々久)と有れば、古くより袁を於に誤れる事著かり、此事を古事記白檮原宮段には手足和那々岐且と有るにても和行の袁なる事知るべし、記傳二十(四十五丁)に引かれたる神功皇后元年御紀に、新羅王於是戰々栗々厝身無所、清寧天皇前紀に慄然振怖避<sub>二</sub>火<sub>一</sub>逃出、敏達天皇十四年御紀に、手脚搖震而誅(搖震戰慄也)皇極天皇四年御紀に、流汗沃身、亂<sub>レ</sub>聲動<sub>レ</sub>手云々、何故掉戰など見え、字鏡に、悸動也亦惶也和奈々久、又惜戰也和奈々久又乎乃々久と出で、又字鏡集に戰を乎乃々久とも會余米久とも見えたれば此袁能々伎なり、於會禮は怖にて、右に引ける慄然振怖に當る可し、此は小兒の病に客忤と云ふ有りて、長て後にも其氣の失せずして臆病なるも猶幼災と云ふに近き者なり、又夢中に驚はるゝを袁那左流と云ふも右に等きにや、字書に驚夢也、氣室心懼而神亂則驚と有るも本より此幼災の例なり、偕此幼災はしも大人にも多き病にして終に國家の大なる患なり、今世名分を知らず君臣の義を亂り、可畏くも、天皇を蔑如して夷賊を和親しむ武夫に多き病なる事こそ心憂かりけれ、三に於登豆民は未思ひ得ず、但小兒の客忤病有る者、其積りには終に驚風と成る此を云ふか、若然も有りなむには驚積と云ふ事には非ざるにや、偕此幼災の中に、臍乳之災は小兒に限りたる事なれども、次の二は小兒に限らず大人の上にも有る事なるを、其病む狀の幼童に似たる故に此に收られたりけむ事、彼瘡を瘡病と云ふにても曉る可き事なりかし(若て其瘡は上惠耶美の所に注せる如く、和名抄に瘡俗云衣夜美、一云和良波夜美と所見たる即疫病の屬なるにて、源氏若紫卷に、「瘡に煩らひ給ひて、萬に禁厭加持など爲させ給へど數度起り給ふければ、云々」と有るは例のなるを、榮花物語な

どに和良波夜美と云へる者は其とは別にて、和名抄瘡類に、瘡、和名邇岐美、小癩也と有る、此は面皰とも粉刺とも云ひて壯年の人に多き物なり、此を云ふと聞ゆ、其も長なりて後に少壯ワカヤヒトに出づべき物の出来るに依りて童病と云ふなれば、幼災の大人にも在るべきを推して知るべき者なり、又漢家にては然り、童蒙を周禮注に蒙稚也味也と有りて、成人の上にては心稚く味き者に云ひ、又童心と云ふも成人の上にて幼稚の擬びを爲に云へれば、此に云へる幼災又は童病と云ふに似たり、此は我人共に知らずも有る病にて、小兒の東西を知らざるは本より然る事なれば今云ふ限に非ざるを、成人の後に史籍をも讀み國政にも預る程の人物にても、君臣の名分を知らず中外の尊卑をも心得ずして、天統を蔑如し奉り愚民を欺惑はし、犬戎に説伏られて奸吏と與黨し、忠臣を廢去し國家の危きをも顧みず、宇治山の木芽に天下の民の炊烟此に盡るをも愁ひず、申樂を庭に舞はせて八佾の修を極め、潮満ぬ海とは云へど滿つれば此に缺る事をも知らず遊ばひ居る輩は更なり、其下風に立ちて佞諛らふ徑廷者などこそは猶童病を免れざる者共なりけれ、此には如何なる醫藥をか用ひ如何なる禁厭カクシをか行はむ、我其功驗有る奇方有りと雖も、今施す可き時には非ざる故に口を拵むのみ、○第六條に云く、蒙屠和坐モウジロ云々と云ふは肉中の病を云ふなり、此母屠と云ふは第五章蕃豆條に旨新波毛登奈割シマフネと云へる本にて、皮膚を末とし藏府を中と爲るに對へたる稱なる事已に注せるが如し、今其文を刻みて注す可し、其一に師々者、多々連、布久禮、美太利須の多々連は、傳十、二十一などに注せる四神出生章第九一書に伊弉册尊脹滿イサハスノミ太高タカと有るを、私記に波禮多々倍利と訓み、此正書の八岐大蛇の狀を古事記に、見其腹者悉血爛也と有る血爛を、記傳に知阿延多陀禮と訓まれたる是なり、字鏡集に爛を多陀流と訓み、又由比久

又由和加須と有るも湯引又湯沸なり、和名抄に、曠師説多々良女と有るも爛目の義なる是なり、次に布久禮は下の布佐岐和坐ササキカの中に美豆ミマ津尾不佐岐豆ツノササキマ、半連布久留ハムリフクと有る、是其布久禮を成す所以なり、和名抄に跋ハ(和名布久流)肉憤起也と有る是なり、此とは別なる事ながら、萬葉十六(十六丁)に謂ゆる角乃布久禮は男莖を云ひて、角之跋にて其の憤起れるを云ひて同言なり、又和名抄に、瘡(字亦作瘡、波良不久流)腹滿也の不久流も亦右に同じ、次に美太利須は傳二十一に引ける熱田縁起に、彼八岐大蛇の事を其腹皆爛壞と有る壞字此に當る可し、名義抄に夜夫流又許煩流又加久流など讀めるに甚能く叶へり、大被詞に出でたる胡久美は肉の爛壞れたる者なるにて、和名抄に瘡肉(和名阿萬之之、一云古久美)寄肉也と有る、即餘肉又は扱肉アツクと云ふ事なり、名義抄には阿宜耳志と有る即上肉なり、又同抄に附贅(俗云布須倍)又懸疣(佐賀利布須倍)疣丘也、出皮上、高如地之有丘也と見え、字鏡に瘡寄肉也、波奈布志倍なども有る是れなり、故今此美太利須に壞字を姑く當る者也、其二に須治者、奈反、會利、烏豆岐須と有る、須治は筋にて、上に注せる第三章火條に謂ゆる本筋を云ふなり、其奈反は痿なり、古事記玉垣宮段に跛字有るを、記傳廿五(二十三丁)に、「阿斯那閑と訓むべし、和名抄に説文云、蹇行不正也、訓阿之奈閑、此間云那閑久と見え、跛をも説文には同じく行不正也と注し、一書に足偏廢とも注せり、萬葉二(十七丁)に葦若生乃、足痛吾勢ワカセと有るは、俗に云ふ腰拔居去にても有らむか(取意)と云はれたり、史記吳太伯世家にも公子光詳爲足疾アシナヘリなど有る共は唯足の痿へたるを云ふにこそ有りけれ、筋絡に病有りて全體の痿る者も半身の痿る者も有る此を云ふなり、同抄に、又轉筋(俗云古無良加倍利、一云加良須奈倍利)由脚弱所生也と有る奈倍利も例の痿なり、又字鏡に

癱腹中癱病足奈戸とも見ゆ、名義抄に痿を比留無とも阿斯那間とも有りて、那間と比留無とは甚近き事次なる須備禮の事に思ひ合す可し、次に會利は反なり、俗に反張と云ふ病有りて卒に倒るゝ類は、其筋の轉反に起れる由なり、次に烏豆岐須は次なる骨にも云へり、俗に常にも云ふ事なるに、猶豆伎々々痛むなど云ふ豆伎に同じき語なるにて、内より外に突くが如く疼痛むと云へれば上衝なる可くや、下なる布佐岐和坐に、保乃計登美豆哀都民婦左支天阿禮婆、半禮宇豆紀伊太民、末太迦遊斯と有る、是其因を知る則也、偕此烏豆岐には疼字などや此には當る可からむ、其三に保稔者、烏豆岐、伊太味、太我布と有るは、骨の病を云ふに即骨疼骨痛骨違なる義なり、(今も微毒の皮膚より肉に入り其より骨節に至る者を保稔烏豆岐と云へり、又骨は互に組合せたる物なる故に時としては外るゝ事有る、此を世に筋の違ふと云ふ事なるは、骨の違へるに因りて共に筋の違ふなれば骨違と云ふ、又、接骨を保稔都岐と云ふをも思ふ可し、)其四に保乃介者、奴俱美、非遊類と有る保乃介は火氣にて、彼第三章火條に謂ゆる保乃解の病を云ふ、其の奴俱美は上なる於加世和座の中に奴俱美波陀介と有り、下の布佐岐和坐に、和坐阿新毛乃、保乃計登通美布佐伎死、奴俱牟、又介阿奈乎布差解者、波陀於會計奴具无、など有る、此等の奴俱牟は即熱を云ふなり、次に非遊類は寒なり、上なるは寒を押へて熱と成るを、此は熱を押へて寒と成るにて即氷炭の差有る謂なり、其五に美豆禰者、須備禮、於止路反、と有る美豆禰は第四章水條に、萬多可波半太反仁、由久蒙乃波、伊路要奈區、民豆寸念斗奈喇、須惠乎多登布と有る水條にて、上に注せるが如く皮肉の間を滋潤ほす水液を云ふなり、右の須惠乎多登布の須惠は、第五章蕃豆條に訶波波多反波寸惠奈剝と有る是にて曉る可くなむ、此須備禮は髓痿の義なるにや、其は脚氣など水氣の

皮膚に溢るゝ時には大に痿痺るゝ事有る、此を和名抄に痿痺(俗云比留無夜末比)不能行也と見え、名義抄に痿痺を比留無と訓みて涅也不能行と有るも、即此の須備禮に能く合へるを思ふ可し、次に於止路反は、上なる和座乃倭訶知の中に保豆稔乃於止侶倍と有るは精液の衰なる由なるを、其に保豆稔乃反剝と有り、此にて衰ふるは減る意なるを見るべし、右の須備禮は水髓の増に因れるを、此は其減に出づる病にて、水液の潤るゝ時は自然に皮膚の光澤を失ふを世に遍く衰ふると云ひ、又は瘦衰老衰なども云ふ言也、天孫降臨章第二一書に、磐長姫命の顯見蒼生者如木華之、俄遷轉當衰去矣と有るも精液の減盡て瘦亡ぶるを云ふと聞ゆ、上考合す可し、其六に知之保者、伊路味、宇味奈流は血の病なり、伊路味は第四章水條に、毛登寸治仁伊里、伊路味底知士甫登奈剝と有る如く、其本は色無き水液なるを、本筋に入りて血液と成り皮膚に行きて水髓と成れゝば、血液の色むは本よりの事なるを、經絡の滯る時は瘀血と成りて色赤黒く成るを云ふ也、次に宇味奈流は其瘀血と成りて腐敗たる者を云ひて、傳八に注せる如く、四神出生章第六一書に膿沸蟲流と有るを、古事記には宇士多加禮斗呂々岐氏と書せる、斗呂々岐は薯蕷汁を世に斗呂々汁と云ふ狀に膿の淫けたるを云ふなり、和名抄に膿(和名宇無、又云宇美之留)瘡汁也、説文云、膿腫血也と有る、即熱汁の義なる可し、其七に、奈豆紀登、須稔者、伊太味、於毛紀乎奈須の奈豆紀は腦なり、須稔は髓なり、第五章蕃豆條に就て上に注せるが如し、若て須稔は和名抄に髓(和名須禰)骨中脂也と有るが如く骨中の物なるに依りて、右に保稔者、烏豆伎、伊太味、太我布と有りて痛は骨の當然なるを、此は其の骨を貫きて腦髓に入る故に決めて其痛の甚じきを云ひて、何病にても其痛の重き者は已に腦髓に共に感くる事を徴せる證文にて、甚々明るき神語なる

者にこそ、(倭奈豆紀は同抄に腦和名奈豆岐、頭中髓腦也と有りて、腦は頭上に在り、髓は骨中に在り、然るに名義抄に髓を須年とも保年能奈豆伎とも云へれば、頭腦をも須年と云ふべし、骨髓をも奈豆伎と云ひて別物ならぬ由は已上に注せるが如し、然るに其を腦と髓とに別つ事は、腦は精の舍なり、神靈此に神留坐して一身の政理を統る所なり、髓も其に等しと雖も、命を腦に奉りて使令る者なる故に二に別たれたりし者なりけり、故條は右の如く一に肉二に筋三に骨四に火氣五に水髓六に血液七に腦八に髓にて、凡て其の數例の如く八種なるなり、) ○第七條に云く、須會乃倭謝、伊太味、汗頭喜、非良々岐、耶武禮、由流味、訶由矩、迦太滿喇、保路須、と有る、須會乃倭謝は末之災にて末之病と云ふ事なり、即須會と云ふは右の美豆禰の所に註せる如く皮膚に在る病を云ふ事なり、其一に伊太味は痛なり、古事記八十神段に、於是到氣多之前時、裸菟伏也、(中略)爾其鹽隨乾、其身皮悉風見吹拆、故痛苦泣伏者、(下略)と有る、裸は赤膚にて其肌の顯なるを云ふ、其身皮を剝れて痛苦ぞ此の末之災と云ふに合へり、和名抄に、痛(和名伊太之)通也、通在膚脉中也と見えたる是なり、二に汗頭喜は疼なり、上なる蒙屠乃和坐にも須治者云々鳥豆岐須、又保稔者鳥豆岐云々と見え、下なる布佐岐和坐の所に、保乃計登美豆袁、都民婦左支天阿禮婆、半禮宇豆紀、伊太民、末太迦遊新、と有りて、腫も疼も痛も痒きも共に水火の氣の巡らずして滯り塞がるに起る病なり、右須治の下見合す可し、三に非良々岐は比毘良岐に同じ、字鏡集に鬢を比毘良久とも非良々久とも有るを以て知るべし、和名抄に疼、説文云、疼(訓比々良久)動痛也と有る、此は上の汗頭喜に本より當る字なれども、其動痛の義を以て比々良久と云ひ、又世に比理都久とも用來れるを思ふ可し、又名義抄に啖痺に比良久の訓有り、又癢癢

癢を比々良久と訓みて下に同癢と注されたるを、癢は聯と同音にて、都豆流又比久とも訓むべき字なるを以て、比々良久に引々の意有るを知りて御紀を見るに、神武天皇大御歌に、宇惠志破餌介瀾、句致弭比俱、と詠ませ給へる破餌介瀾を、谷川翁は蓋齒蹙之訓意と云はれ、句致弭比俱を口饜也、言辛辣之餘氣、使唇口酸疼云々と注されたる如くにて、薑之餘味の口中に引くが如きを弭比俱とは諺はせ給へるなり、源氏帶木(十三丁)に「右馬頭物定の博士に成りて比々良岐居たり」と有るも、傍人無きが如く響かし居るを云ひ、又和名抄に、脰(久知比々)脰瘡也と出でたるも脰皮の兩方へ攀れて痛むなれば、皮の引かるゝ狀に痛むを比良々岐と云ひて癢字の義なる者なりけり、四に耶武禮は傷にて皮の裂くるを云ひて謂ゆる外傷なり、右の素菟の言に、故爲如教者、我身悉傷と有りて其皮膚の事に云へり、五に由流味は緩にて皮膚の縮らざるを云ふ、遊仙窟に脉脈筋筋と有る筋字に由流布と云ふ一訓有る類是れなり、六に訶由矩は痒なり、此は氣往にて、氣に動有りて外に患を思ゆる者はなり、和名抄に癢(和名加由之)揚也、其氣在皮中、欲發揚、使人搔發揚出也と有り、又字書に痒癢欲搔也と所見たり、七に迦太滿喇は癩なり、此は諸瘡の出でむと爲ては先づ其氣の肌膚に凝るを云ふなり、又瘡(和名之比禰)皮肉急腫起、初如梅子、漸長大、不癢不痛、又不堅強者也と有るなども此類なる可くこそ、八に保路須は癩なり、同抄に風癩瘡(和名加佐保路之)人皮膚虛、爲風寒所折、則起也と有る是なる由、已に上風氣の所に云へるなり、(又其竝に癩瘡、和名知々保無、一云知々波久留、皮外小起也と云ふも有りて、保路須又知々保無などの保は火にて、皮膚の火氣の外に漏出でむと爲るを風氣に壓れて小く起る謂なる可くや、又は幻を麻保呂志と云ふも眼痕の心にて、眼前に在るかと思へば亡

る由にて同言なるにか、倭右の第四なる破は同抄に塚、和名比美、辨色立成云、之毛久知、手足中寒作瘡也と云ひ、  
輝、和名阿加々利、手足拆裂也と有るなども其類なる可し、其第五の緩は痕訓宇流無、以杖擊人、其皮膚起青黒、  
也と有るなども其類なめり、○第八條に云く、奈訶乃和座云々は藏府の病を云ふなり、上に注せる如く、第五章蕃  
豆條に和太布俱波奈伽儼割と有りて、肉を本とし皮膚を末と爲るに對へたり、此第四條に、阿志阿治袁吼囉比天、  
(中略) 美鳥知二非路支、和美奈之奈夜鼠須母濃乎、哪訶耶麻日止伊婦奈割、と見えたる、其哪訶夜麻日を此に奈訶  
乃和座と云ひて藏府の病を書されたる者なり、一に布久之波、波南太利、須波婦喜之と有るは肺の病なり、波南太利  
は鼻液を垂すを云ふ、和名抄に洩(和名須々波奈)鼻液也と有る是なり、須波婦喜之は迫嗽なる可し、此八卷に波  
那智邪魔悲、一云須波不紀病と有りて、波那智は暴風を波夜知と云ふに同じくして謂ゆる感冒是なり、須波不紀  
は其に屬たる者にて、下なる佐佐紀可太の中には斯波不奇と出で、字鏡に嗽、志波不九、又吠、志波不支と見え、  
和名抄に嗽(之波不岐)肺寒則成也と有るは更なり、萬葉五(二十九丁)に、之可夫可比、鼻毗之々々爾、十七  
(四十六丁)に、可弊理伎底、之波夫禮都具禮と有る之可は之波の誤なる可く、之波夫禮は遊仙窟に、十娘曰、兒  
近來患嗽と有るに同じ、然る時は數嗽なる事更に論を待たざるを、今迫嗽にても有らむかと思ふは、常の呼吸と  
は異にして甚く迫り苦しみて出づる氣なりければ、古事記に建御名方神の事を故追往而迫到科野國之洲羽海と有り  
て、洲羽は行迫りたる義なるを例として試に云ふのみ、二に保久良者、須波婦伎、保豆伎須は心の病なり、保豆伎須  
は火氣の上に衝上るを云ひて、此二十八卷に阿陪宜耶萬比と有る是なり、其藥收藥收に喘息病、痰沫多、呼吸通難

久、熱利、或形手足冷由流者と有るなり、若て此保は謂ゆる例の保乃解にて、氣と共に喘ぐ者なりければ、萬葉には  
此を氣衝と詠めり、二(十丁)に氣衝明之、五(二十六丁)に、加久能未夜、伊吉豆伎遠良牟、八(二十丁)に、穴  
氣衝之、相別去者、十二(三十丁)に、氣緒爾、言氣築之、十四に、安奈伊伎豆加思、美受比佐爾指天、十七(四十  
六丁)に、心爾波、火佐倍毛要都追、於母比孤悲、伊伎豆吉安麻利と有るなどは、物思に依りて太息を爲るを云ひて  
即心の病なる者なり、此に因りて思ふに、崇神天皇十年御紀に、爰倭迹々姬命、仰見而悔之、急居(急居此云菟岐子)  
と有るも氣衝し御在し坐す御事にて、立ちながら太息を爲させ給へるを云ふなりけり、凡て都久と云ふは嘔吐又乾嘔  
など云ひて下より上へ衝上る謂なるが、先なる須波婦伎は水氣を吹くを云ひ、此は火氣の衝くを云ひて、此吹と衝と  
を以て其事を分別られたるに深く思を潜む可き者なり、字鏡集に喘を伊伎豆久と訓めるをも考へ合す可き事なりか  
し、(其氣衝は全く喘息の事なり、故思ふに此の保豆伎は喘息の古名なめり、和名抄に喘息阿倍伎、口氣引貌也と有  
るを、字鏡集に喘を阿具又阿倍岐又曾々夜加又波夜伎伊伎又伊伎豆久と有る、阿具は上にて氣の衝上るを云ひ、曾々  
夜加は進りかなる狀にて右と同意なり、波夜伎伊伎は右の急居を菟岐子と訓まれたる如く、物思の苦しき時に在る事  
なり、右の如く攻ふる時は阿倍岐は阿倍阿具の切れるにて、火と氣と打交りたるが内より衝上るなり、又伊伎豆久は  
右の氣衝にて火衝に同じく、又喉を波那比流とも又布々久とも又布久とも曾々久とも有るは、吹々く又吹く又進ぐの  
義と見ゆれば、此の喘息の古名は決めて保豆伎なる可くぞ思ゆる、三に伊者、與太割、仁我都波喜寸とは膽の病な  
り、與太割は津願なり、和名抄に、津願(和名與太利)小兒多涎唾流出於願下也と有りて小兒には常の事なるを、

大人にして此事有るは、膽汁に病有るが故に焦液の此に刻て出づるなめり、次に仁我都婆喜寸は苦唾を爲るなり、和名抄に唾（和名豆波岐）口中津也と有り、借此に云ふ苦唾は上に注せる第十三章膽條に、禹知仁、記婆美伊呂乃、適我利之累乎太久波比、と有る、其苦汁は焦液と共に胃中に注ぎ飲食の物を釀成す事なるを、其膽に病有る時は、下に往くべき物却りて上に復りて唾と共に出づるにて、此二は膽中に病有るを候ふ法なり、四に紀裳者萬奈古喜婆美須は肝の病なり、眼は肝に通ふ物なる故に、肝に病有る時は必黄ばむ者なる由なり、但肝には液無し、肝と膽と應ひて其胆汁の眼中に溢るゝなりけり、五に餘吳志者、保差具利須は脾の病なり、和名抄に噦噎（揚氏漢語抄云、噦噎佐久利）逆氣也と有り、其を此に火噦噎と云ふは右に出でたる噦噎喘息共に内氣の外に迫り出づる物なるが、其氣は火を含みたる故に其本に就て云ふ稱也、字鏡集に、噦を佐久理又佐久流又佐加伊伎又久理基惠と訓める、此久理久流は吐を多具理と云ふに等しく、綿などを繰る狀に咳て屈まるを云ふ事、傳七に已に注せるが如し、此を佐久流と云ふは、今も繩などを以て數物に繋て牽くを佐久流と云ふに同じく、佐加伊伎は逆息の義なれば、正しくは此の如く保差具利と云ふべき事なり、六に伊比婦久波、反度都喜須は胃の病なり、反度都喜は和名抄に歐吐、胃氣逆上則歐吐（倍止都久、又太萬比）と有りて、反度は反吐の字音の如し、然るに經尿の意の言と聞ゆ、一名太萬比は同抄に嘔吐（豆太美）と有るも乳吐なれば、吐字に當る言と見えたり、舌の滯りて言の利からぬを舌陀牟と云ふ陀牟に等しくて、食は化て下に行ふべき物の滯りて上に吐反す謂なるにこそ、七に无良止波、美豆新太利須は腎の病なり、此美豆は上に云へる保豆稔乃が登路幣は腎に本著る病なるにて、其保豆稔は一身の水液を主る故に、腎に事有る時は我知らず出づる

遺精、遺尿の如き事を爲るなり、和名抄に臨瀝（之太天由波利）小便滴瀝也と有る此等を云ふか、新太利は滴瀝なる事、第十四章胃條の下に新陀隣天と有る所に注せるが如し、八に仗楚和太波、美豆古喜、閑比利須は腸の病を云ふなり、美豆古喜は泄瀉を云ふなり、古喜は下なる阿都訶太條に、阿波故紀（沫瀉）娜迷理故支（滑瀉）惠古幾（酸瀉）美豆許奇（水瀉）と有り、又和名抄に霍亂（俗云之利與利久智與利古久夜萬比）など有る古久にて、物を扱採が如く浚ふ事なり、次に閑比利須は爲屁なり、和名抄に屁（揚氏漢語抄云放屁、和名倍比流）下部出氣也と見ゆ、（彼第十七章胃條に烏知仁阿豆惠乎多々反と有る阿豆惠は味末にて、飲食の物の已に消化て下に出でむと爲る名にて、無病して出づるは尋常の糞なり、然れども此に病を得る時は便秘して唯屁のみ出づるを、其れに反りて泄瀉す時は水瀉と有りて、留まると流るゝと二の病を擧げられたる者なれば、此は尋常の屁を云ふには非ず、）○第九條に云はく、布佐岐和坐云々、此は右の第七條會乃倭謝に、痛疼、癢傷緩痒癩癩の八の病を爲す因を詳に爲る所なり、然して其八の病も毛竅の開閉と火氣の出入とに止まる事にて、俗に謂ゆる蒸氣の事はなり、何を以て塞災と云ふぞとならば、第一章に古迺美波、阿萬乃保乃計、都知味豆阿治乎、奈伽和太仁伊連伊太須古登乃、太要邪流乎都佞止之底と有りて、火氣の出入共に宜しきを得たるを爲常と有りて、是無病き時を云ふなり、然して第九章穴條に、計阿奈波、保乃須惠乎伊太之、と云ふは毛竅より其火之末を出だすと云ふ事にて、須惠は飲食の胃に化して腸に入る者を、阿受隈は即味末の義なるに等しく、體中に在りて已に活機を成して新氣新食に交代る者を火にも味にも末と云へるなり、上に注せる共を考へ合す可し、然して毛竅より右の火之末の出去らざるは大なる災にて、病の本なるを以て塞災とは云ふな

りけり、其一に和坐阿新毛乃、保乃計袁通美布佐伎禿、奴玖牟、の和坐阿新毛乃は災惡物の義にて、上に注せる如く、毒物を食ふ時は内に陽氣を閉て蒸氣の塞がるは本よりの事にて、此は阿旨解王邪又阿旨阿治和差の總てに互る事と見えたり、其保乃計袁通美布佐伎奴玖牟とは、火氣を留め塞ぐ時は、身皮苛らぎて火氣の出口を失ふ由なり、第六條蒙屠乃和坐に保乃介者奴俱美非遊類と有るが如く、寒熱の二共に火氣の消長に依る事なるが第五章に謂ゆる於伽世和坐に、寒氣暑氣風氣疫病瘧病腹氣熱膚氣髓瘡の八共に寒熱の二に過ぎざるを以て、此の和坐阿新毛乃の主と阿旨解王邪に係れる事を見る可し、若て此毛乃と云へる即神氣なるにて、又其於伽世和坐の中に、母能乃解者、萬自故但、介太毛乃々解、多訶可味乃介と有る、此物に犯さるゝ時は、先づ始に身毛彌立ち苛らぐを思え然後に熱を覺ゆる事、古今に通して違ふ事無きをも證として考ふ可き事なり、儲右の通美は積にて留むる義なり、布伎久はは塞にて、其往來ふ門戸を閉ぐ謂是なり、如此く成る時は身毛立ちて、毛竅此が爲に苛と成りて、熱其内に含りて犯災と成り物氣とも成り、此より轉りて諸部の疾病と成るが故に、此に此蒸發氣の閉塞がるに因れる者なり、（此蒸氣を閉塞ぎて毛穴の起立を伊良久と云ふ事古言なり、大和物語に、「吾が様の甚苛なく成にたるを思慮るに、甚端方無くて葦も打捨て走逃にけり、又后宮も甚痛う泣き給ふ、侍らふ人々も苛なくなむ泣哀れがりける」と有るは、廉の無きを云ふにて別なれども、源氏橋姫に「宿直人に持たせ給へり、寒げに苛らぎたる貌して持參る、云々」と有る、伊良久岐を孟津抄に「時鳥肌立を云ふなり、詩に鶏皮と云ふ是なり」と注せり、手習に「強々しう苛らぎたる物共著給へるしも、甚可笑しき姿なり、云々」と有るは、衣裝の狀の強々しくして和よかならぬ意にて其用ひ狀異なり、儲此伊良久は和名

抄、苛、和名伊良久、玉篇云、苛、小草生、苛也と有りて、謂ゆる刺の事なるが其より起れる言にて、毛穴などに云ふも苛の立と同じ狀なれば也、其二に美豆袁津尾不佐岐且、半連布久留と云ふは、上なるは火氣を閉塞ぐを云ひ、此は水髓を閉塞ぐを云ふなり、此美豆は即第四章水條に謂ゆる美豆波云々、民豆寸念斗奈剝、須惠乎多登布と有る者は、第六條蒙屠乃和坐に美豆禿者、須備禮於止路反と有るは、其盛衰に依りて痺と成り虚弱に成る事なるを、其は氣血と共に流動ふ水なり、此は先に云ふ火氣と共に毛竅より外に蒸發る水なるを、火氣に不足有りて水液の有餘る時は其出づる事の度を失ふ、此に因りて病を醸す事にて、腫脹れて病を生ず謂是なり、即二十三卷は寓可美病條なるに、其武屠加波藥に、男女四十歳之頃、安遊美加念、兩脚脛浮腫流者乎宇加美病止云と有る是なり、和名抄に、腫疔也、野王案、瘡（波留）身體皺起虚滿也と有りて腫は張と同じ義なり、然腫脹れたるを世には浮病と云へり、其三に、保乃計登美豆袁、都民婦左支天阿禮婆、半禮、宇豆紀、伊太民、末太迦遊新と有る、此は火氣と水髓と共に相等しく閉塞たるを云ふなり、火より水を運ぶ力無く、水も亦火に相共ばる勢を得ざる事は、此に於て氣血の滯滞と成りて病を生ずに至りて皮膚自然に腫るなり、二十四卷古比介病條洞井藥に、古比介病乃阿之介二天、手足骨節痛、又は肩背重久、胸脇引總身痛、足脛浮腫、上仁登流者と有る是にて、即脚氣を云ふなり、次に疼と云ひ痛むと云ひ瘻と云ふは、其腫れたる物の上に在る事を云ひて、此は唯腫の一種のみなり、其四に、介阿奈乎、布差解者、波陀於會計、奴具无と有るは、上件の如く火氣にも水髓にも火水にも因らず凡ての毛竅の事を云へるにて、其毛竅の開閉に就て病を成す所以を云へるなれば、右の結とも云ひて可かる可き所なり、波陀於會計の於會計は俗に竦氣を立て震ふなど云ふに

同じくして惡寒ソノロサムき由なる事、次なる奴具无の熱なるに思ひ合せて曉る可し、八卷波耶智邪魔悲條なる出雲乃神藥の下に、身熱里於楚解須留云々、布留藥の下に、於楚計須留毛奴、熱利佐免加奴留、云々と有るは惡寒發熱を云へるなり、若て此なるは即蒸氣の閉塞りて寒熱を成す所以を明せる文なりかし、(然して其一なる火氣を積塞ぎて熱むと云ふも其反に寒有り、其二の水髓を積塞ぎて腫黧れたるも、本より熱ながら其反に寒有り、其三に火と水とを積塞ぎたるにも、腫に熱有りて其反に寒有る事なるが、其件々には云はずして此に云終めて、何れにても寒熱共に兩翼の如く相離れざる事を明されたる者なる事、上の蒙屠乃和坐條に、保乃介者奴俱美非遊類と有るを合せて其然る事を思ふ可し、其火氣は熱なる物なるに、寒ると云ふ語の有るに心を著けて思ふ可くなむ。) ○第十條に云はく、保佐紀可多、寶豆支、波那非剝、斯波不奇、無南迦反里、於昆津起、他麻非、反比但と有る、此保佐紀可太は火拆方にて、火氣の拆通りて病を成す部を分けたるなり、次なるを津液方又味末方又閉方又痛方と此を五門に分れたるは、其火に依り水に依り味に依り又は閉も痛も各其部有るを云ふなり、一に寶豆支は火衝にて喘息の異名なる可き事、已に注せるが如し、二に波那非利は噓ハナヒリなり、萬葉五(二十九丁)に鼻吡之々々爾と有るは噓々爾と云ふ事なり、其十(六丁)に、眉根削、鼻鳴紐解、又(二十六丁)晒鼻乎會、噓嚙、又(四十四丁)眉根搔、鼻火紐解など見え、毛詩に瘡言不寐、願言則噓ハナヒルと有り、和名抄に噓(和名波奈比流)噴鼻也、と有る、即鼻尻にて此より火氣の拆出づるを云ふ、字鏡集に噓(噓同)を波那比流又阿麻袁須々流と有るは餘を進ると云ふに同じ、又颯を波那比世と訓めるは、和名抄に寒鼻曰鼈(和名波奈比世)洩久不通、遂至窒塞也、鼻尻塞の略なるにや有らむ、三に斯波不奇は、第八條奈訶乃和

座の肺又心の下に須波婦喜ハナヒリと有る是なり、上に注せり、四に保左區剝は右に出でたり、五に無南迦反里は胸反噓ハナヒリの事なり、此二十九卷に云ゆる無那加徹利病是なり、其血之布里藥の下に、牟奈加返利病波、男女共爾不斷熱久、夕毎仁食乎吐、小便通少久、大便遠久云々と有る是なり、又三十卷に乃无度加反里病と有るは膈の事にて其一種なり、烟之口藥の下に朝奈々々胸塞、咽燥木、氣滿否利、飲毛食毛進須、食婆咽爾不下之天吐者と有りて、此二は同種の病を分ちたりと聞ゆ、上、於非阿多但の下に云へる日布里夜萬比の甚じきを、無南我梨夜尾と云ふは胸上病なるに等きか、六に於昆津起は追衝にて、彼脚氣の心を衝くが如く氣の衝迫るを云ふなり、七に他麻非は反度都喜の一名なる事已に注せり、八に反比但も右に出でたり、(此等を保佐紀可太と云ふは、謂ゆる火氣の噓り出づるに就て生る病共なるが故なり、太占の時に兆文を標して焼く時は、火氣の徹りて響き割行く、此を保佐紀と云ひて即火拆の義なると此も同じ意にて同じ言なる者なり。) ○第十一條に云く、通志流可多、此は津液方にて凡ての液汁有る者を云ふなり、一に南美陀は泣水垂なり、和名抄に涕淚(和名奈美太)目汁也、目下謂之承泣(和名奈美太々利)と有り、二に須之半娜、同抄に洩(和名須々波奈)鼻液也、擗(俗云波奈加無)以手去鼻液也と見ゆ、三に無緊波那は濃淡相交るを云ふか、四に半奈致は、同抄に衄(和名波奈知)鼻出液也と有り、此五十七卷に波乃智也美と有る是なり、五に津波岐は唾、六に與陀剝は津願、此二は上に云へり、七に安波々奇は、泡ならば安和にて假字違へり、若くは胸下に酸スき水の溜れる是にて、淡吐とは其を云ふかとも思ふ事なれども、次なる阿都訶太にも阿波故紀と誤れれば猶泡吐なりけり、此二十七卷には安波者也味と有りて、其志陀藥に痿多久、白水沫乎吐、背痛三、足冷江、氣上流者など見えた



り、五十七卷に阿波智病と有りて、其太乃美藥の下に、阿波血病八、平日咳之天、吐痰乎清木血内二交出、或八血前二吐後吐<sub>吐</sub>咳乎<sub>吐</sub>者と有りて即痰血なり、八に那迷波岐は滑吐<sub>吐</sub>なり、九に智波記は、同抄に唾血（知波久）一縁内傷、一縁積熱、有<sub>吐</sub>此病と見ゆ、五十八卷に智幡衢と有る即吐血の事なり、十に惠豆岐は乾嘔なり、字鏡に鼻喘息聲惠奈支須と有るは、酸泣<sub>吐</sub>と聞ゆれば此も酸衝<sub>吐</sub>の義か、十一に美味堂理は耳垂なり、同抄に聾耳（和名美々太利）風熱耳生<sub>吐</sub>膿汁也と有る是なり、字鏡抄には聾を美々乃太利と見ゆ、十二に阿勢は熱汗なり、同抄に汗（和名阿勢）人身上熱汁也、十三に禰阿勢は癢汗にて謂ゆる盜汗<sub>吐</sub>是なり、十四に非安世にて其反なれば自汗<sub>吐</sub>を云ふ事著し、又冷汗<sub>吐</sub>の略にても有りなむ、十五禰多但<sub>吐</sub>以婆里は癢垂尿の義なるが、此は決めて遺精を云ふ也、十六に安訶<sub>吐</sub>以婆利は赤尿にて熱尿なる可し、十七に智<sub>吐</sub>以婆利は血尿上に注せり、十八に志羅美<sub>吐</sub>以婆利は六十二卷、之羅智の和歌乃江藥に之良美豆奈我利天と有るも同じく、此は白水尿にて男には膿淋に當る可し、十九に師波<sub>吐</sub>以波咧は數尿なり、同抄に淋（字亦作<sub>吐</sub>瘵、之波由波利）小便數也と見ゆ、此五十九卷に之婆伊婆利病と有りて、其志智乃返藥に、陰莖大痛三天、小便難、通、膿水交出天、日久不<sub>吐</sub>止者と見え、又珂充悶耻藥に、女之陰門痛、陰邊大二腫禮、肌赤三、陰中痛甚白膿流出、小便不通者と有る是なり、廿に差波<sub>吐</sub>但は月水なり、第十四章胃條には美豆惠波伊婆利と出でたる其本名なり、即上に注せり、廿一に故斯解<sub>吐</sub>は腰氣なり、即帶下なり、六十二卷加差支藥に古之介之病、又奥佐可藥に故之介无路云々、又萬胸藥に古之計血乃色久々々二變利天云々と有るが如くにて、赤白二有る病なり、廿二に那賀致<sub>吐</sub>、廿三に新羅知<sub>吐</sub>、此二は已に上に注せりき、廿四に與<sub>吐</sub>由伐理は俗に與婆理と云ふ遺尿の事なり、此六十卷に禰伊婆利耶美と有るも此事を云

ふなり、廿五に宇美<sub>吐</sub>之留は熱汁なり、和名抄に膿（和名宇無、又云宇美之留）瘡汁也、説文云、膿腫血也と有る是也、廿六に他波志流<sub>吐</sub>は膿に成らざる水液の激出づる事と聞ゆ、（然れば激汁の義なる可し、偕此津液方凡て二十六有るに血の事を云はざるは若は膿に對へて血を云ふにや、何よりも血は激出る事の早き者なれば、其事に因りて云ふ稱なる可からむも亦知るべからざるなり、已に痔の激るを走痔と世には云ふなるをも思ひ合す可し、四神出生章第六一書、軻遇突智神の斬られ給へる血の事を、劔鐔垂<sub>吐</sub>血激越とも劔鋒垂<sub>吐</sub>血激越とも劔頭垂<sub>吐</sub>血激越とも見えたる、此を古事記には走就と書されたるを、記傳五卷に、萬葉十に我袖爾、電手走、廿に霜上爾、安良禮多婆之理などの證を引かれたり、○第十二條に云く、阿都訶<sub>吐</sub>多は、都は豆の多く訓むべきにて、味末方なる可くぞ所思たる、其は此書の例火氣と水と味とを主と云ふ事なるに、火氣は右の保佐<sub>吐</sub>紀可太是なり、水は通志流<sub>吐</sub>可多其に合ひ、味には此を合する時には、是迄の照應の狀に合せて違はざるを以て更に論無き事なりながらに、味は阿遲とこそ云へ、何でか阿豆とは云はむと思ふ人も有なめども、上に注せるが如く、第九章穴條に久楚安那者、阿受隈<sub>吐</sub>乎倚陀須と見え、第十七章腸條に烏知仁<sub>吐</sub>阿豆惠乎多々反と有り、但輔仁本には阿寸惠に作れり、此にも區蘇<sub>吐</sub>阿頭<sub>吐</sub>と有るは味方の義にて、此を約むれば阿豆惠なるを、又味末<sub>吐</sub>と云ふべき遲を略きて阿寸惠とは云へるにて、其約と略とを以て言を成せるを、此は區蘇阿頭<sub>吐</sub>も尿味末根と云ふ事なり、若て此に擧げたる共は何れも食物の末に關係れる病にし有りければ、其阿豆惠の再約れる者にて、阿都訶<sub>吐</sub>多と云ひて事は味末方なる事著明き者になむ、一に迷玖<sub>吐</sub>僧は和名抄に眇（和名米久會）目汁凝也と有る是なり、字鏡集には、脰を米久會とも米乃志流とも有り、二に波那<sub>吐</sub>久楚は鼻尿にて淚の凝れるを云ふ、三に

躬美區僧は同抄に「聾耳垢也（和名美々久會）」と見ゆ、四に波陀阿迦は膚赤なり、肌皮の爛赤みたるを云ふなり、古事記八十神段に、皮を剥がれたる菟を裸菟と有りて、下に即取其水門之浦黃、敷散而轉其上下者、汝身如本膚、必差、と有るを證と爲べきなり、五に新他味増の味増は、同抄鹽梅類に、未醬、楊氏漢語抄云、高麗醬、（美蘇、今按、辨色立成說同、但本義未詳云々）と有る、これは醬（和名比之保）豆鹽也と有りて、其は汁を主と爲る者なるに對へて實醬と云ふ義なるにて、未醬の字音には非ざりけり、然れば内に在らゆる汚濁の物の表皮に露出未醬の如く露れるを云ふ稱なるにこそ、六に波堂以魯故は俗に云ふ鮫膚と云ふ者と聞ゆ、七に半陀阿迦は重出、八に迦佐倭は同抄に瘡（和名加佐）瘻也、瘻（和名岐須）瘡也、瘻（和名加佐度古呂）瘡痕也、痕（訓上同、一訓岐波）故瘡處也、痂（和名加佐布太）瘡上甲也と有る是れなり、九に區蘇阿頭倭は屎味末根にて、區蘇は屎穴より出づる者を云ひて、倭は迦佐倭の倭と一にて、瘡と成る基は飲食に在る事を明し、此は味末は屎と放出づる根本なる謂是なり、十に致俱曹は同抄に癩痢赤白曰癩（赤痢、知久會、白痢、奈女、）言滯而難出也、（下略）と有る是なり、十一に阿波故紀は泡瀉なり、同抄に痢（久會比理乃夜萬比）言出漏之利也と有る、此を云ふにや、勝れて瀉る事の劇しき時は泡を出だす事の多き者なればなり、十二に娜迷理故支は滑瀉にて、右の癩の下に白痢奈女と有る是なり、十三に惠古畿は腸中を醜取るが如く瀉る事の多きを云ふなめり、十四に美豆許奇は謂ゆる水瀉なり、此事已に上に云へり、（右の内惠古畿の惠は乾嘔の惠に同じく、其は上へ酸り衝くなり、此は下へ酸り瀉すなりければ、其對なる事云ふも更なり、然るに今其狀を考ふるに、此は尋常の下痢とは違ひて、食の胃腸にて消化れずして粒ながら瀉るに當る可けれ

ば若くは餌瀉ならむも知るべからず、但餌は和名抄に餌以食誘魚鳥也、和名惠と有れば、人には云はざる事ながら、飢を字惠と云ふも虚餌と云ふ事とも聞ゆれば人にも云ふまじきに非ず、後勘の爲に少か云ふのみ、○第十三條に云く、登豆流伽多、免志斐、微味師日、玖楚登智、以婆剝登智、與騰美と有り、此登豆流伽多と云ふは第九條なる布佐岐和坐と大凡は同じき狀なれども、其は毛竅より知らずくに漏出づる氣を塞ぐに依りて病を成すのみなるを、此は正しく開く可き物の閉たる現に閉る形の著き物を云ふなり、一に免志斐は古事記玉垣宮段には盲字を訓めり、和名抄に盲（和名米之比）目無眸子也、又清盲（俗阿岐之比）と見え、字鏡に瞶を瞽也、目志比とも有り、又眊を目保乃保乃志、又麻介又目暗と有る、其目暗は字鏡集に智を米久良と有りて、此は今世にも云ふ事なり、二に微味師日は和名抄に、聾（和名美々之比）耳不聞聲也と見え、字鏡に聾を聾耳志比と有り、字鏡集に聾を美々登遲多理と訓めるは耳閉なり、聾を美々伎加受と有るは耳不聞なり、源氏若菜上（七十三丁）に「聾々」に耳も彷彿しかりければ、阿々と傾て居たり、手習（十丁）に「耳保乃々々しく云々」と有るなども其類にて、目にも耳にも閉て事を利さざるを志布と云ひて強字の意なり、又其閉たるには非ねども、見る事聞く事の利からぬを於煩保志とも保乃々々志とも云ふ事なめり、三に玖楚登智は尿閉にて、謂ゆる大便閉の事なり、四に以婆剝登智は尿閉にて、即小便閉を云ふ、五に與騰美は淀なり經候の止るを俗に與騰牟と云へる是なり、（此は血を姑く流水に比べて其閉るを淀と云へる也、和名抄に澱訓與止美、俗用澱字、云與止、所謂澱度也、如淵而淺處也と有り、又委字をも訓みて、爾雅注に澱之所聚也と云へり、萬葉には不通とも止息とも不行とも有り、此にて其義甚々明らけし、）○第十四條に云く、伊太見

可多と云ふは痛方にて、身に疼痛を覺ゆる限を擧げられて都て三十四なり、一に麻娜古は和名抄に眼（和名萬奈古）目子也、一云瞳（訓同上）遊仙窟云眼皮（師說萬比岐、一說萬奈古井）と有る是なり、傳二十一見るべし、僭眼病は種々に在りて、此五十二卷に宇波日目と有る外障眼なり、次に奈加日免病と有るは不内外障なり、次に楚故比目、一云鳥羅加波之目病と有る、即内障の事なり、其邪奈世藥に、蘇許悲波、初乃間、其病人病登志羅數、半眼黑瞳乃裏仁膿乎生、云々と有れば、一云は裏皮眼病と云ふ事なりけり、右の宇波日奈加日楚故比の比は、和名抄に目翳（和名比）云々と有る是にて隔字の義なり、五十三卷に布度利目病は、眸子の散大に成りて物を見る事能はざるを云ふ、次に烏豆木免病は疼痛眼なり、五十四卷に登利免と有るは、和名抄に雀盲俗云度利女と有る是なり、次に布左目と云ふ有り、今何れに當れりや詳ならず、又五十五卷に和多利目病と有るは謂ゆる流行眼也、次に烏羅加差目病、次に眼裳路々々など有りて其類多き者なり、二に半南は、同抄に鼻（和名波奈）面中岳也と見ゆ、三に玖致は、同抄に口所<sub>レ</sub>以言食也と有り、四に波は、同抄に齒（和名波）口中折骨者也、齧（和名波加久）毀齒也、と所見たり、五に奴訶婆、六に於玖伐は、同抄に謂ゆる板齒又牙なる事第七章に就て上に注せりき、七に斯多は、同抄に舌（之多）と有り、八に能牟度は同抄に咽喉（和名乃無止）と有り、九に伽宇扁は頭なり、上に巳に云へり、此五十六卷に迦新羅裳遲と云ふは頭痛の事なり、十に比泰日は額なり、古言には奴加と云ふ事傳十七、二十に云へり、和名抄に額（和名比太比）と有るは日方邊の義なる可し、十一に加寶は、同抄に額（訓與面同）眉目間也、遊仙窟云面子、（師說加保波世、一云保々豆岐）と見ゆ、十二に淳那治は、同抄に項（和名字奈之）頸後也と有り、十三に玖毘は、同抄に頸

（和名久比）頸莖也と有り、十四に阿岐登は、同抄に膊（和名阿岐）口中上膊也と有り、十五に加他は、同抄に肩（和名加太）膊也と有り、十六に楚備羅は、瑞珠盟約章に背字を用ひられたるを、古事記には會毘良と有り、其第一一書には背上を訓まれたり、和名抄には背（和名世奈加）と有るは背中の義にて別なれば、其上方を云ふなる可し、十七に他太無起は、同抄に腕（和名太々無岐、一云宇天）手肘也と有り、十八に斐遲は、同抄に臂謂之肘（和名比知）臂節也と有り、十九に太南須惠は、同抄に遊仙窟云、手子（師說云太奈須惠）と見え、御紀には手端又は手末、古事記に手末と作れたり、傳十九に注せり、二十に多那許古漏は掌なり、第十五章脾條には多奈五と有り、其所に注せり、二十一に牟禰は胸なり、第十一章心條に就て上に云へり、二十二に波羅羅は、同抄に腹（和名波良）所<sub>レ</sub>以容<sub>レ</sub>裏五藏之者也と有り、二十三に和畿は、同抄に脇（和名和岐）肘腋也、脇（字又作<sub>レ</sub>腋、又與<sub>レ</sub>脅同）腋下也と有り、二十四に許斯は、同抄に腰（和名古之）身中也、遊仙窟云細腰支（師說古之波勢）と有り、二十五に伊佐良位は、同抄に臀（后片附）尻（和名之利）臀也（俗云井佐良比）坐處也、屢（字亦作<sub>レ</sub>后、辨色立成云、后片之利無多、今按鳥獸之尻也）尾孔也と有り、此に依れば位佐良比なる可きを誤りたる者なめり、二十六に他滿玖起は玉莖にて男根の稱なり、和名抄に玉莖（男陰名也）楊氏漢語抄云屨（破前、一云麻前良、今案屨臀骨也、音課、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>玉莖之義不見）と有りて、此に他滿玖起の名を脱せるを甚奇らし、此は却りて俗には今も云ふ事なり、二十七に邊能故は、同抄に陰核俗云<sub>レ</sub>篇乃古と有る是なり、二十八に寶騰は玉門を云ふ、四神出生章第九一書第十一一書等には陰字を訓み、武烈天皇八年御紀には女不淨と云ふも有り、即舍門の義なめり、二十九に末太は同抄に胯（和名萬太）兩股間也と有る

是なり、俗に跨の間を麻多具良と云へり、又股をも此に含めたる可し、三十に妣邪は同抄に膝（比佐）脛頭也と有り、三十一に波伎は、同抄に脛（和名波岐）脛也、釋名云、脛莖也、言似物莖也と見ゆ、三十一に故無羅は、同抄に腓（古無良）脚腓也と有り、三十二に玖毘須は、同抄に跟（和名久比須、俗云岐比須）足踵也、踵足後也と見えたり、三十四に婀娜淳樂は、同抄に跣（字亦作蹠、和名阿奈宇良）足下也と有り、右は内外より疼痛を成す者の大抵を擧げられたるにて、其細かなる事に至りては略かれたりし者なり、（以上此に至る迄は少彦名命の御言に出て一切の病因を傳へさせ給へる者なり、中に假字の違等も二三無きには非ざれども、又佗の古書に傳はらざる古言も多く有りて甚愛たき者なり、上は謂ゆる内經の説なるを、此病因の説と合せて一切の諸病の起る所以を知る時は、病を療むる法此中より生れて甚明らけき者なり、予醫人に非ざれども此事を説きて大に得る所有る心ちす、漢にも蘭にも斯計り委しく詳なる人身の説は又も世に非じかと思ゆるを、仲景の奴隸と成り東垣丹蹠の下風に立ちて耻とも思はず、其甚しきに至りては、犬戎を學びて醫は彼に盡せる者と思ふ愚人さへ五月蠅成す多く成以て行くは如何ぞや、彼は犬戎にて畜肉を屠り食ひて、皇大御國の如き美瑞穂を賜ひ食はず、此大御寶とは素より異なる者にして、殊に風土の相違さへ有れば皆がら此に用ふる事は大に害有るを、後には死り斃るゝをも知らず、小功を示せて愚人を誑らかし金帛を貧りて一身を富ませ、且病を療すと云ふより導きて侯伯の家に立入り、彼が美を語りて、我を陋しとす、方今文武に疎く名分に暗き士人は悉に欺かれて、皇國の寶貨を渡して外夷の賤物に換へ、犬戎に禮節を盡して朝廷に非禮を働く、心有る輩此を歎かざるには非ざれども、醫療と藥物とは彼を勝れりとして新奇を愛るから、我上古に二柱神

の珍寶と天下に照耀やく底寶御寶主の神語共を傳へ遣させ御在し坐しけるをも跋り知らざるは、我に美玉有るを忘れて隣の瓦礫を寶と爲るに似たり、憐れむ可く且哀しむ可き事共になむ有りける、此安政六年十月より始めて此二柱神の御靈をしも光を天下に遍く照さむと思ふは如何に、○下卷に至りては上に謂ゆる療病之方の則なり、其方はしも又上に説注せる和座乃倭訶知と云ひて、都て八門に差別たせ御坐しける是なり、此は其八科に定めさせ御在し坐しける其病症の定めに就て藥劑を用ふる法度是なり、其文に云く、乃剝法和度囉依、武智乃宿禰乃古登仁云々と見えて、此以下は悉く其宿禰命の言に出でたりし者にて、二柱神の神代を復に去りて後の定めなる事は然る物にて、今云ふ限になむ非ざりけるを、此に右に思及ぼして、此宿禰命の言の二柱神に出でたる事を亦思はずは有るべからず、故備考ふるに、此大已貴命少彦名命二柱神等兄弟とさへに成らせ御在し坐して、天下蒼生の爲に療病と禁厭との御事をしも不足ぬ事無く物爲させ御在し坐しける中に、大已貴命はしも、專御力を人身の條理に盡させ御在し坐して少彦名命此に亞ぎ、少彦名命はしも全く御心を病災の基本に任ねさせ御在し坐して、大已貴命此に亞がせ御在し坐して、互に相持ち別させ御在し坐して備さに明らめ物爲させ給へる趣なり、然りと雖も人身此に始まり病災此に起れるになむ非ざりければ、古にも如何は其説の無からざらむ、然りと雖も物毎に素朴なりし當昔には、人皆天地の惟神なる氣を養ひてのみこそ有りけらし、然るからに、病災に罹る事も少かりけむから病災と云ふ事も少く、邂逅に其事有れば其時の狀に隨ひて治めけむから、強に病の基をも探るに及ばず、又其病の因を原ぬるに事無ければ、人身の機關を敢て言はで濟みぬる事なりけむを、此二柱神等天下を經營らせ御在し坐して、國土を善はしく爲させ御在し坐すにては、人民其

恩頼に依りて蕃息ぐる、其蕃息ぐるに隨ひては事多く、其事業繁きに就ては倍して病災と云ふ物なむ多く出來りぬ可き自然の勢になむ有りければ、此に於て不易の法を定め、後世に傳へさせ御在し坐さずば得有るべからぬ御事共なり、此に就て人身の事は則を天地に取り、病災の事は因を神鬼に正して、詳かに爲させ給ふとしては古傳に據り衆説に合はせて、終に右の如く大成れる事にし有りければ、上件人身の事は大已貴命の御説なり、病源の如きは少彦名命の御説なりと雖も、必受けさせ御在し坐せる御事の御在し坐しけむに合せて、此に宿禰命の御説と有るも、次々に此の二柱神より傳はる所を以て此に定められたる物から、其實は此の二柱神の御説に出でたる可き御事申すも更なり、(然るは上に注せる第一章なる人身の御説に、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美他麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世云々と有る中に、水火氣の二を交す事は推測と爲させ給ふ可しと雖も、天津御靈の御事などは、必然る古傳の無くては心當に何でかは宣給ひ出られさせ給はむ、此一事を以ても天地の初時より傳はり來れる古説を承けて説を成し給へる御事著きを、又其病因の御説にても然り、惡氣災惡味災二の中に味は飲食なれば、自試みさせ給ひても現に知らるゝ事なり、其惡氣災の氣も呼吸と共に出入るは心にも思ゆる物なるが、其中に物氣などの事は外より見て邪祟なりとは云ふべし、然れども何神何鬼の然爲るぞなどは、此も推量にては打出難き事なるを、其は彼伊弉諾大神の黃泉の件に就て委曲に爲させ給ふ可かめり、又藥劑又禁厭の較略も亦然り、已に伊弉諾尊に始まり素戔嗚尊に成れる趣なる事、上より次々に證を引て云へる如くなる上は、此に謂ゆる法度ノリツラフの如きも正に然有る可き御事をなむ曉る可かりける、)若て大已貴命少彦名命の傳へさせ御在し坐しける醫術をしも神代より受賜はり傳へられしは、大已貴命より其御子事

代主命に、其より天日方奇日方命に授けさせ御在し坐したりけらし、大同類聚方に大神朝臣家方と云ふ者多きを以て其然る所以をば知るに足れり、今一は大已貴命の天神御子に國土を避奉り給ひて、八十隈に隠れ御在し坐さむと爲させ給ふ以前に、天神御子の天下を所知看させ御在し坐す御上にては、何よりも天下蒼生の上を愛憐しませ御在し坐して、大に御恩頼を令蒙給へらむ日々ヤトヤツラフの急務にし有りければ、其御時迄世に試みさせ給へりし事の節は落も無く聞えさせ給へりけむ事、彼廣矛を奉らせ給へりし時の御言の狀を以ても著明き御事なりかし、否らざる時は、御紀の此の文に其療病と禁厭とを定めさせ給へりし御事を承けて、是以百姓至今咸蒙恩頼と有るは、必其方法共に授くる神と受くる人と有りて、其事の天下に遍ねく成れる趣に見ずては叶はざる可き事、上に注せる如くなれば也、偕大同三年に勅有りて、阿倍眞貞朝臣出雲廣貞宿禰等に大同類聚方を令撰給へるに就て考有り、其出雲宿禰の遠祖天穗日命天夷鳥命等に就て、大已貴命の方法をば天神御子に奉らせ給へりけむから、專彼家に傳はれる古説を注さしめ給へる者となむ所思しかりければ、況て天朝には歴世トヨクに神代以來傳へさせ給へりけむ御事は、上の細書にも書せる大同類聚方の長間藥赤間藥等の二方を彦火々出見尊の方と傳へ、本草和名に飛廉を布保々天久佐と有るなどを以て思ひ合す可し、若て武内宿禰命はしも孝元天皇の曾孫に坐し、右の阿部朝臣も孝元天皇の皇子大彦命の後なり、此に就て思ふに、此天皇より其御子等の家にこそは傳はりけらし、其中に武内宿禰命はしも殊に此事を明らめ大に得る事有りて、此に謂ゆる乃剝和太囉依は定め給へりと雖も、素より其家に受傳ふる此二柱神の法度を委しく物爲られたりし者なる可かりければ、其宿禰命の説とは云ふ物の、實には此二柱命の御説なる事申すも更なる事ぞかし、(此に奇しき

事は、其宿禰命はしも景行天皇御世より仁德天皇御世迄仕奉られて、其大御歌に、那許會波、余能那賀能比登と詠ま  
 せ給ひ、大臣の答へ奉る歌に阿禮許會波、余能那賀乃比登と詠まれたるが如く、三百餘歳の長壽人なりし事は人皆知  
 る所なり、若て其阿部朝臣の上祖たる大彥命はしも、崇神天皇十年御紀に四道將軍の一に擢られ奉り給ひて北陸を言  
 向に往坐し、也、此時頗る老人ながら猶盛なりし事此を以て知らる、按ふに孝元天皇御紀に第一曰大彥命と有り  
 て、第二は開化天皇なり、其二十二年に立太子の御事有りて年十六と見えれば、其開化天皇は七年癸巳の降誕な  
 り、然るに其同じ七年に立后の御事御在し坐しければ、其時に生れ坐せるに就て儲位に升り給へるを、大彥命は其御  
 兄には當らせ給へれども、實は未天位に即き給はざりし以前の御子なるから、其長子には坐せども儲君には立ち給は  
 ざりしなる可し、故熟考ふるに、大御父孝元天皇は、孝靈天皇三十六年丙午に十九歳にて皇太子に立ち給へる由見え  
 たらば、其十八年戊子の降誕にて、即位元年丁亥には已く六十歳にて渡らせ給へれば、若て古事記水垣宮段に、武埴  
 安彥命の事を大彥命に汝之庶兄と有れば、此御子を三十歳位の時と見て、其爲には弟なる大彥命を凡四十歳許の御子  
 と見る可し、此時皇后をも二十許と見るべし、如此くして假に大彥命の誕生を孝靈天皇五十四年甲子の程と見て計ふ  
 るに、崇神天皇十年癸巳には凡百五十歳許の人なるに、將軍として征伐に向はれし事猶盛なりし故なめり、此も亦大  
 なる長生と云ふべければ、大彥命以來承傳ふる醫方などの有りつらむを、後に其裔なる阿倍眞貞朝臣の出雲廣貞宿禰  
 と共に書して奉れるなどにや、若て武内宿禰命の裔の紀氏とは同族ならざれども、同じ孝元天皇の御流なれば親しか  
 る可き由緒などの有りて、此に謂ゆる其宿禰命の説は阿倍氏に傳はれるも亦知るべからず、後勅の爲に少か其端緒を

開くのみ、○第一段に云く、乃剝和太囉依、武智乃宿禰乃古登仁、須惠仁登豆流毛能者濃暮世天遊流免、无須武毛  
 迺波非羅紀天智囉斯、裳流々閼乃波止治且止度免、阿都滿流摸濃波免俱囉世天由訶嗣、耶武留々儻乃波都々免貞阿通  
 賣、伽大滿禮流母乃波九陀喜、伊豆流閼乃波不施岐天止度迷、婦九流々勿乃波介詩天奈保久之、波解新喜文乃波須民  
 耶伽仁由流賣、愈流紀蒙能波須民耶迦奈囉世、伽路喜毛迺波智良之、阿左紀喪濃者於比太郎須、と見えたる是皮膚に  
 在らゆる疾病を療治る法度は是なり、一に須惠仁登豆流毛能者、濃暮世天遊流免と有る須惠は、上に注せる如く、第五  
 章蕃豆條に、訶波波多反波寸惠奈剝と有る是にて次々皆然り、登豆流は閉にて第九章に、計阿奈波、保乃須惠乎伊太  
 之と有る此の變なり、第九條布佐岐和坐に、介阿奈乎布差解者、波陀於會計奴具无と有る是にて、蒸氣を閉塞ぐを云  
 ふなり、濃暮世天遊流免は其此法度を示されたる者にて、其令計に、能煩世類波、可寶介乃毛能、又遊流女流波、安  
 滿區訶路紀茂乃と有る是なり、二に、无須武毛迺波、非羅紀天智囉斯と有る无須武は凝結ぶを云ふなり、此法度に非  
 羅紀天智囉斯は開去り解散すを云ふなり、即其下に比羅久波可良氣乃毛乃、可遠離阿流母濃、又遲羅須波俱我記茂乃  
 伽蘭支毛能と有る是なり、三に裳流々閼乃波、止治且止度免、と云ふ裳流々は、驥理の締無くして漫に外に漏るを云  
 ふなり、此法度に止治且止度免は閉塞ぎ止息るを云ふ、其令計に、登圖類波志婦利阿治能毛能、又登武流波訶漏玖仁  
 賀紀毛能乃と有る是なり、四に阿都滿流摸濃波、免俱囉世天由訶嗣、○阿都滿流は凝聚なり、此法度に免俱囉世天由  
 訶嗣は運漕び行散を云ふ、其令計第二段に、奈伽仁阿都萬流裳乃波、能暮世阿俱陪新と見え、第三段に阿都萬例留母  
 迺波知囉斯と有る、右の升せと散すとの二即此に當る可し、五に耶武留々儻乃波、都々免貞阿通賣と有る、耶武留々

は破裂るを云ふなり、此法度に都々免貞阿通賣は約合せ結聚るを云ふ、其令計に、無須婦波、斯保波遊喜母能云々、登武流波云々と有る是なめり、六に伽太滿禮流母乃波九陀喜の伽太滿禮流は痾まり凝るを云ひて、此令計に九陀喜と云ふは碎き破るを云ふ、其令計に久陀仇波可良久仁嘉喜毛能と有る是なり、七に伊豆流聞乃波、不施岐天止度迷、と有る伊豆流は出するなり、此法度に不施岐天止度迷は防障へ止息るを云ふ、其令計に布世具波安鬻喜毛能又登武流波云々と有る是なり、八に婦九流々勿乃波、介詩天奈保久之、と有る婦九流々は腫脹るなり、此法度に介詩天奈保久之は消散し直平に爲るを云ふ、其令計に暹羅須波云々と有る是なめり、以上八にて以下の四は右の諸症の上に就たる事なり、九に波解新喜文乃波、須民耶伽仁由流賣、の波解新喜は此より以下は右の凡て上を云ふの中に此其劇しき物を云ふ、此法度に須民耶伽仁由流賣は早速かに緩めて其痛を去る事なり、此令計に遊流女流波安滿區詠路紀茂乃と有る是なり、十に愈流紀蒙能波、須民耶迦奈囉世、の愈流紀は緩み遅く滯れるを云へり、此法度に須民耶迦奈囉世は早速に成し巡らす由なる謂なるにて、其令計に暹羅須波云々と有る此に當る可し、十一に伽路喜毛迺波、智良之、と有る伽路喜は其重りかならぬ程を云ふなり、此法度に智良之と有るは散去を云ふ、其令計は右に謂ゆる暹羅須波云々と有る是なり、十二に阿左紀喪濃者於比太耶須の阿左紀は其未深きに至らずして淺きなり、此法度に於比太耶須と有るは逐却け絶去を云ふ、其令計は能煩世類波云々、攸太須波云々と有る類を云ふなり、(右件は皮膚に閉づると結ぶと漏ると聚ると傷ると痾まると出づると膿ると都ては八にて、其次に劇しき緩き輕き淺きの四は上なる八の病の淺深緩急を云ふ事に係れ、ば、此一段十二條に分れたれども、實には其八條のみ主にして、外の四は其上に在る狀に隨ひ

て治る法度にし有れば例の如く八のみ) ○第二段に云はく、奈伽仁阿都萬流裳乃波、能暮世阿俱陪新、无須武母濃波、非良岐且訶餘波世、九太利伊頭流毛乃波、止度米天訶多迷、差訶乃暮流母濃波、久陀新天伽反志、阿五萬流木濃波、於新比囉紀、訶太紀母濃波、久段紀天耶武剝、伊泥烏可布波、不勢支四豆六、太陀餘比多滿連流波、於之於不、太介久波解之紀波、遊流迷、阿左紀波計之、伽路紀波耶波囉我須、と有るは、中藏に在る病の較略是なり、其一に奈加と有るは、上に注せる第五章蕃豆條に和太布俱波奈伽難剝と所見たる是を謂ふなり、阿都萬流裳乃と云ふは中藏に聚る病是なり、此法度に能暮世阿俱陪新と云ふは、升上て治む可しとなり、其令計に能煩世類波可寶介乃毛能と有る是なり、二に无須武母濃波、非良岐且訶餘波世と有る无須武は凝結なり、此法度に非良岐且訶餘波世は排開け通達すを云ふ、其令計に比羅久波、可良久乃毛乃、可遠離阿流母濃と有る是なり、三に九太利伊頭流母濃波、止度迷天訶多迷、と有る九太利伊頭流は泄瀉るを云ふ、此法度に止度迷天訶多迷と有るは即止息め堅る由なり、其令計に登武流波訶漏玖仁賀紀毛乃と所見たる是なり、四に差訶乃暮流母濃波、久陀新天伽反志、の差訶乃暮流は上方に逆上るを云ふ、此法度に久陀新天伽反志は下方に泄し瀉すなり、其令計に攸太須波、耳賀利阿地乃毛乃、可良久阿婦良安流毛濃、志波半遊久於母喜毛乃と有る是なり、五に訶五萬流木濃波、於新比囉紀の訶五萬流は屈伏す物なり、此法度に於新比囉紀と云ふは押破り開散す事なり、其令計に耶婦流波、仁賀利安地乃可路喜毛能、加羅久阿婦良氣乃毛奴と有る此に當る可し、六に訶太紀母濃波、久段紀天耶武剝の訶太紀は痞堅きを云ふ、此法度に久段紀天耶武剝と云ふは碎散し破盡すなり、即其令計に久駄仇波、可良久仁賀喜毛能と有る是なり、七に伊泥烏可布波、不勢支四豆六、の伊泥烏

可布は出浮び沈著さるなり、此法度に不勢支四豆六は防禦め沈重るを云ふ、其令計に、布世具波、安屬喜毛能、又志豆牟流波、於毛久阿地奈喜裳濃、と有る是なり、八に太陀餘比多滿連流波、於之於不、の太陀餘比多滿連流は浮漂よひ溜滿る事なり、此法度に於之於不と有るは其令計に、久太須波云々、又耶婦流波云々、又志豆牟流波云々など有る是に當る可し、押は即沈むるなる由は下、氣之末に云へり、倍此より以下は右の第八條に分てる上の事なり、九に太介久波解之紀波、遊流迷、と有るは右の諸症共に各其法度は有れども、其健く強く劇しく來る者は一先緩むる由なり、十に阿左紀波計之は其諸症の淺き物には其法度に拘はらず消滅すを主と爲となり、十一に伽倍紀波、耶波囉我須は、其輕き物は和ぐるのみにて重きに至らざら令むる由なるにて、此と其健きを加へて四なるを、此は右に云へる共の上、外に療す可き法度を示されたる者なり、(然れば此も聚まると結ぶと瀉ると涙ると屈まると堅きと出浮ぶと漂溜ると凡て八に過ぎざる事、上なる第一段と同じ例なるなり) ○第三段に云く、蒙止仁師豆迷流母乃波、能保世免俱良世、迦吳滿連流門乃波、非羅岐邪羅世、伊頭流莽濃波、屠地底婦勢岐、差伽乃暮流母迺波、於之底伏陀志、耶婦流々毛濃波、都豆賣帝止度迷、訶多岐毛乃波、區太紀貞耶文利、和之俚止喜毛能波、布西支奈滿世、伽呂紀問濃波介之、波解之記喪濃波由流賣、由類滿連累門乃波、須美耶迦仁迷具囉世、阿都萬例留母迺波知囉新、太介紀波於比久陀須、と有る、此は肉に在らゆる疾病の法度なり、其一に蒙止と云は、上に擧げたる第五章蕃豆條に旨新波毛登奈割と有る此を謂ふなり、師豆迷流母乃波、能保世免俱良世、と有る師豆迷流は肉中に沈潛むを云ふ、此法度に能保世免俱良世は、此を上を升す時は運りて療る謂なり、其令計に能煩世類波可寶介乃毛能と有る是なり、二に迦吳滿連

流門乃波、非羅岐邪羅世、と有る迦吳滿連流は屈伏て災を爲す者なり、此法度に非羅岐邪羅世は開去らしむるを云ふ、其令計に比羅久波云々と有る是なり、三に伊頭流莽濃波、屠地底婦勢岐、と有る伊頭流は張出づるを云ふ、此法度に屠地底婦勢岐は閉塞ぎ防禦むるなり、其令計に登圖類波、志婦利阿治乃毛能と有る是なり、四に差伽乃暮流母迺波、於之底伏陀志、と有る差伽乃暮流は逆上るなり、此法度に於之底伏陀志と云ひて強て押下るを云ふ、其令計に志豆牟流波云々、久太須波云々と有る是なり、五に耶婦流々毛濃波、都豆賣帝止度迷、と有る耶婦流々は破裂る事なり、此法度に都豆賣帝止度迷と云ふは約締め止息るを云ふ、其令計に無須婦波云々、登武流波云々と有る此二に當る可し、六に訶多岐毛乃波、區太紀貞耶文利、と有る訶多岐は堅く腫るを云ふ、此法度に區太紀貞耶文利は碎挫き破去なり、其令計に久駄仇波可良久仁賀喜毛能又耶婦流波云々と有る是なり、七に和之俚止喜毛能波、布西支奈滿世、と有る和之俚止喜は走巡り疾轉るを云ふ、此法度に布西支奈滿世は防萎せとなり、其令計に布世具波安屬喜毛能と有る是なり、八に伽呂紀問濃波介之は右の諸症の輕きは消すとあり、九に波解之紀喪濃波、由流賣、は其劇しく來る者は勢を緩むるなり、十に由類滿連累門乃波、須美耶迦仁迷具囉世、は肉中に緩滯る物は速に運行らすなり、十一に阿都萬例留母迺波、知羅新と有る、此は右の第八に收べき文にて此は例の凝聚れるなり、此法度に知羅新と有るは散去る事なるが、此阿都萬例留の法度、右の末には免俱囉世天由訶嗣と見え、中には能暮世阿俱倍新と有れば、此知囉新は運行らすを云ふなり、其令計に遲羅須波云々と有る是なり、十二に太介紀波於比久陀須、と有るは諸症の健く發利きをば逐瀉せとなり、右の如く凡て十二首なるが中に、本症は唯八のみにして餘の四は其諸症に就て有る狀を云へり、



(其は此も沈むと屈まると出づると逆上ると傷ると堅きと走疾きと聚まるとの八にして、其餘に輕しと云ひ劇しと云ひ緩まると云ひ健きと云ふ四は、右の諸症の上にて疾病の淺深輕重を云へるなれば別なりと知るべし。) ○右の乃剝和太囉依はしも、皮膚の末と中藏の中と血肉の本と三に分たれて其各々令計の法有る事を示されたる者なるが、各類を輯めて互に得る所有らむとす、故其の一に云く閉るは、末條に須惠仁登豆流毛能者、濃暮世天遊流免と有る、此は中にも本にも所見す、其二に結ぶは、末條に无須武毛酒波、非羅岐天智囉斯、中條に无須武母濃波、非良岐耳訶餘波世と有る、此には通はずには散らす事を物爲る證なり、三に漏は、末條に裳流々悶乃波、止治且止度免、は中條に九太利伊頭流毛乃波、止度米天訶多迷、本條に伊頭流莽濃波、屠地底婦勢岐、と有る共に此類なり、其四に聚まるは、末條に阿都滿流摸濃波、免俱囉世天由訶嗣、中條に奈加仁阿都萬流裳乃波、能暮世阿俱陪新、本條に阿都萬例留母酒波知囉斯と有りて、運行し仕上げ又は散す法なり、其五に傷るは、末條に耶武留々儻乃波、都々免貞阿通賣、本條に耶婦流々毛濃波、都豆賣帝登度迷と有りて約め聚め止むるなり、其六に癩まれるは、末條に伽太滿禮流母乃波、九陀喜、中條に訶太紀母濃波、久段紀天耶武剝、本條に訶多岐毛乃波、區太紀貞耶文利と有りて、碎破る是其法なり、其七に出づる物は、末條に伊豆流聞乃波、不施岐天止度迷、中條に伊泥烏可布波、不勢支四豆六、本條に伊頭流莽濃波、屠地底婦勢岐と有りて出づるは防閉止め浮ぶは沈むるなり、其八に皺るは末條に婦九流々勿乃波、介詩天奈保久之、と有りて此は中本共に無し、其九に瀉出づるは、中條に九太利伊頭流毛乃波、止度米天訶多迷、と有る此は泄瀉の類なれば中に在るのみなり、其十に逆上るは、中條に差訶乃暮流母濃波、久陀新天伽反志、は乾嘔吐逆又は

脚氣衝心の類なれば本末共に無し、其十一に屈まる物は、中條に訶五萬流木濃波、於新比囉記、本條に迦吳滿連流門乃波、非羅岐邪繁世、と有りて、此は押開き令去るなり、其十二に漂よひ溜れるは、中條に太陀餘比多滿連流波、於之於不、と有る、此は留飲の類なれば外に無き者なり、是迄は其末中本に在らゆる諸症なり、此下は其諸病の深淺緩急に就て又別に療むる方有るを云ふなり、其十三に健きと劇しきは一物なり、末條に波解志喜文乃波、須民耶伽仁由流賣、中條に太介久波解之紀波遊流迷、本條に波解之記喪濃波由流賣、又太介紀波、於比久陀須、と有りて此は緩むるより外に方無きを、其は逐下して緩むる事と所見たり、其十四に緩きは、末條に愈流紀蒙能波、須民耶迦奈囉世、本條に由類滿連累門乃波、須美耶迦仁迷具囉世と有りて、緩く滯るは速に運行すにて、即令計に遲羅須と有るぞ此には當れる、其十五に輕きは末條に伽路喜毛酒波、智良之、中條に伽侶紀波耶波囉我須、本條に伽呂紀問濃波、介之は、皮膚にては散らし、中藏にては和らがせ、血肉にては消すにて、病の未重からざる程の事なり、其十六に淺きは、末條に阿左紀喪濃者、於比太耶須、中條に阿左紀波計之、と有りて、此は病の深く奥に入らざるを療むる法度なり、右件末條十二中條十一にて、健と劇とを二にして其も十二、此本條も同じく十二にて凡て三十六なるが、此を約むる時は疾病の部凡て十二首、其形狀の部四首にて、合せて二八十六首なる事必所由有るべし、(其は末條中條本條共に其疾病を云ふは各八首なるに、其形狀の言各四首合せて十二首宛なるを、右の如く擧げて試るに、其約れる所凡て十六首に過ぎざるなり、此は上中卷第五條和座乃倭訶知に就て注せるが如く、此書の上卷には人身の部を凡て八門に分たれ中卷には療法の事を八科に序られ、此には其法度を皮膚にも中藏にも血肉にも右の如く八首として、其凡て

を合せて二八十六首に約りて、次なる波伽羅波世の十六首に不意くも打合ふ事しも、必所由有る事とこそは所思ゆれ、○第四段に云く波伽羅波世は、上に謂ゆる乃剝和太囉依に就て其計らふ可き方を示し給へるなり、故波伽禮と云ふ使令の言を延べて令計とは云ふなり、此段十六首有り、一に能煩世類波可寶介乃毛能と有る、寶は遠の違にて香氣の物を云ふ、氣は末に伽遠利阿流蒙乃波、能製天伊耶之と有る是なり、二に久太須波、耳賀利阿地乃毛乃、可良久阿婦良安流毛濃、志波半遊久於母喜毛乃、と有りて下す方なり、苦味物、又辛有油物、又鹹重物を用ふとなり、苦味物は味別に仁我理安治仁、於須毛乃阿利、と有り、辛有油物は、氣末に球瑳紀茂迺波、夜武哩天九陀周、と有る是にや、鹹重物は味別に新褒波遊岐仁、耶武流毛乃阿利と有りて、右の三を合するに押すと破るとの二にて下すに至れるなめり、三に登圖類波、志婦利阿治乃毛能と有る、滋味は味別に新武喜阿温仁、登豆流毛乃阿利と有る是なり、四に比羅久波、可良氣乃毛乃、可遠離阿流母濃と有る、辛氣物は下に見えす、有薰物は右に謂ゆる可寶介乃毛能と有る是なり、五に耶武流波、仁賀利安地乃可路喜毛能、加羅久阿婦良氣乃毛奴と有る、苦味輕物は右の第二下すには唯苦味物なるを、破るには其輕き物を用ふとなめり、辛油氣物も下すには油有るを用ひて滑らかにし、破るには油氣を用ひて氣より衝碎くなり、此にて下すと破るとの差有る事を知るべし、六に久駄仇波可良久仁賀喜毛能と有る、此は大抵下すと破るとの狀に似たり、七に布世具波安富喜毛能と有る、甘物は味別に鞍麻歸阿地仁、由流米流毛乃阿利と有れば、防ぐと緩めると同じ治法なるなりけり、八に須詞寸波、伽路區阿治奈紀毛能は、氣末に阿賦難岐母能波、飢之望良殊と有る此に合へり、九に志豆牟流波、於毛久阿治奈紀毛能と有るは、右の透すと沈むと共に無

味物の輕重に因りて別るゝのみ、十に有類保須波、阿末玖淳流寶不裳迺と有るは、氣末に阿治與枳蒙奴波、由流女字流寶須と有る是なり、十一に遊流女流波、安滿區阿路記茂乃と有るは、右第七に防ぐは甘物なるに同じ、十二に遲羅須波、但我記茂乃、伽蘭支毛能、と有りて、右の下すと開くと破ると碎くの法に同じ、十三に無須婦波、新保波遊喜母能は、味別に新褒波遊岐仁、耶武流毛乃阿利、と有りて結ぶと破るとは大に違有り、新武喜阿温仁、登豆流毛乃阿利と有るなどや似著はしからむ、但其功の相反る事も多ければ其定にても有るべし、十四に登武流波、訶漏玖仁賀紀毛乃は、苦物は上件の如く下すと破るに主と用ふるを、其輕きは却らまに止むるなる可し、十五に伽波訶須波、河魯玖加良記蒙奴と有るは上の潤ほすの反なり、彼は甘を以て治め此は辛きを以て療すなり、十六に裳羅勢留波、河樂九迦漏紀茂濃と有るは、辛味の輕き物を以て漏すとなり、(此波伽羅波世は、右の末と中と本との法度に就て其計らふ方を示されたりし者にし有りければ、其を體とし此を用として見合す可き事なり、又其用藥の事に至りては、次なる阿治和歌致より慨迺葛惠に至る迄の所即此に比較す可き所なるぞかし) ○第五段に云く、阿治和歌致は藥味の差別にて氣味の味の方の定説なり、一に仁我理安治仁於須毛乃阿利の仁我理は、菅家名義抄に茶を爾加未、本草和名に龍膽和名衣也美久佐、一名爾加奈、防風、和名波末須加奈、一名波末爾加奈、瓜蒂、和名爾加宇利乃保會、苦菜、和名爾加奈などの爾加是れなり、於須は右の令計に據りて考ふるに、下すと破ると碎くと散すと四有りて何れも此は押す意なり、二に須婆哩阿地仁、能暮須毛乃阿利の須婆哩は酸ゆき事なり、能暮須は酸氣は上に往く物なるが故なめり、三に鞍麻歸阿地仁、由流米流毛乃阿利、の鞍麻歸は本草和名に、女萎、和名阿末爾、黃精和名阿末李、一名也末

惠美、甘草、和名阿末岐千歲、薑汁和名阿末都良、一名止々岐、麻黃和名加都彌久佐、一名阿末奈、白薇和名阿末奈、青箱和名宇末佐久、一名阿末佐久、虎魄和名阿加多末、一名阿末多末、馬陸和名阿末比古なと有る安末にて宇末に通ふ是也、由流米流は右の令計に防ぐと潤ほすと緩めるとの三に用ひたり、四に新武喜阿墨仁、登豆流毛乃阿利、の新武喜は澁きなり、棗柿又栗扶などの新武此に同じ、登豆流は令計に閉るの件に用ひたり、五に新褒波遊岐仁、耶武流毛乃阿利、の新褒波遊岐は鹹字此に當れり、耶武流は令計の下す所に在るは、下すは破るなれば然る事なるを、又無須婦波、斯保波遊喜母能と有るには少疑有りて右に云へり、六に盈俱剝阿地耳、比良久毛乃阿利、の盈俱剝は彫練の義なる可し、比良久は右の令計には見えざれども、酸は即彫練るなれば即開かず可き理なり、七に阿波紀鞅尼爾、米具羅須毛能阿利の淡きは、下なる既酒藜惠に阿賦難岐聞能波、飮之望良殊と有るや此に近かる可き、楮右の令計に透すと沈むるとの二に無味物を用ひたるは巡らす義なるにや、以上七首なるが、今一辛きに當る事無きは、若くは可良記阿地仁、九陀周毛乃阿利などの言の脱けたるには非じか、右の令計に依太須波云々、可良久阿婦良安流毛濃云々と有るが上に、此にも押すと上すと緩めると閉ると破ると開くと巡らすと有りて上すは下すの對なり、味にも甘きは辛きの對なるに、其下す可き物の事の所見ざるは、必此一首何れにしてか缺けたる可し、(但辛味の事は右に、比羅久波可良氣乃毛乃云々、又下流波云々、加羅久阿婦良氣乃毛奴、又久駄仇波可良久仁賀喜毛能、又遲羅須波云々、伽蘭支毛能、又伽波訶須波、河魯玖加良記蒙奴、又裳羅勢留波、河樂九迦漏紀茂濃と有りて、開くにも破るにも碎くにも散すにも乾かすにも泄すにも辛物を用ふれば、下す方の一概には定む可からずと雖も、此の七首に辛と下すとを漏せる事

著明きが上に、右等の如きも下すと粗事の状の同じきを以て云ふなり、) ○第六段に云はく、師哪迦蒙登伽稜記裳乃、應聞紀裳能、志哪耶畿蒙迺、伽他幾茂奴、儺滿志紀母能、訶麗流毛迺と有る、師哪迦蒙登伽稜記裳能は藥品の本を云ふなり、一に加稜記裳能は輕物にて、右の令計に、耶婦流波、仁賀利安地乃可路喜毛能云々、又須訶寸波、伽路區阿治奈紀毛能、遊流女流波、安滿區訶路紀茂乃、又伽波訶須波、河魯玖加良記蒙奴、又裳羅勢留波、河樂九迦漏紀茂濃と有る是にて、其味に拘らずして質の輕きを云ふなり、二に應聞紀裳能は重物の謂なり、其令計に、依太須波云々、志波半遊久於母喜毛乃、又志豆半流波、於毛久阿地奈喜蒙能、と有る是にて、質の重き限を云ふ、三に志哪耶畿蒙迺嫩々々と嫺きたる物の由なり、文選に颯纒を志那耶加とも支那布とも訓み、白氏に差是と讀めり、又嫺字をも訓むを、字書に長弱貌又風動貌とも注せり、四に伽他幾茂奴は堅硬なる物の謂なり、五に儺滿志紀母能は生しき物にて、品に依りては其生を尙ぶ有り、本草和名に生薑和名奈末奈都女と有る類是なり、六に訶麗流毛濃は枯在物にて謂ゆる熟物是なり、生地黃に對ひて熟地黃とも乾地黃とも云へる類考合す可し、(右は輕き物と重き物とを並べ、嫩やかなると堅らなるとを對へ、生しきと乾きたるとを合せ凡て六首に成されたり、) ○第七段に云はく、計儺須茂能、娜珥乃計、嗣齋離雞、阿固慨、以稜啓、弭圖那、信儂俚稽、鞅舞樂希、儺咩哩咳、と有る、計儺須茂能と云ふは此に擧げたる共は凡て其質を云ふに非ず、縱使其質ながら用ふる物有りても、或は色を尙び又は油を主と爲る故に、其質を措て氣を取る所以を以て如氣物とは云ふなり、一に娜珥乃計は脂氣なり、和名抄に松脂萬豆夜適と有る、此のみならず諸種の物に脂を生ず事多かり、二に嗣齋離雞は澁氣にて、諸果の中に澁氣を孕みて物を締る氣有るを云ふなり、三に阿固慨は灰氣なり、此は土石

草木共に含める物にして、凡て物に凝固まらむと爲る氣有るは此灰氣有るに據れる事なり、四に以稜啓は色氣なり、炭の黒き雪の白き皆天然の色なり、又其色に因りて氣味功能の差有る是なり、五に弭圖禰は水氣なり、物皆水氣非ざるは無しと雖も、殊に金石の如きは如何に鍛ひても猶水氣を離れざる類是なり、六に信儂俚稽は垂氣にて滴瀝れる氣なり海鹽の如きは其滴瀝れる氣を以て常と爲るを云ふ、七に鞅舞樂希は油氣なり、巴豆の類是なり、八に儺咩哩咳は滑氣なり、橘柚の實の如き自然に滑らかなる液有る類を云ふ、(以上八首なり、是は其質に然る氣●含れるを知りて、專其氣に取りて其質を用ふる方を示し擧げられたるなれば、言は微にして其心深かる可き者になむ) ○第八段に云はく、谿迺茂登、耶貳慨、鞍故解、以漏啓、彌圖鷄、志多利該、鞍武羅介、那迷離希と有る、谿迺茂登は謂ゆる氣之本にて、次なる氣之末には其機能を云ひ、此は其氣有る限の物を擧げられたる者なり、一に耶貳慨は脂氣、二に鞍故解は灰氣、三に以漏啓は色氣、四に彌圖鷄は水氣、五に志多利該は垂氣、六に鞍武羅介は油氣、七に那迷離希は滑氣なり、其説は右に已に云へり、(此も若くは古くは八首なりしには非ざるか、凡ては右の計儺須茂能の中に嗣務離雞と右に在りて、此に無かる可き謂無き事なればなり) ○第九段に云く、慨迺蕪惠は右に謂ゆる谿迺茂登に對へたる氣之末なり、一に伽遠利阿流蒙乃波、能褒制天伊耶之と有る、伽遠利は薰にて匂出づる氣を云ふ、能褒制天は上に升す事なり、上の令計に、能煩世類波、可寶介乃毛能、又比羅久波云々、可遠離阿流母濃と有る是にて、内なる火氣を導きて上せ開出づるなり、二に球瑳紀茂迺波、夜武哩元九佗周は臭氣有る物なり、此を令計に試るに、仇太須波、耳賀利阿地乃毛乃、可良久阿婦良安流毛濃云々、又耶婦流波、仁賀利安地乃可路喜毛能、加羅久阿婦良氣乃毛奴と所見たれば、辛と苦の二に當れり、三に阿治與枳蒙奴波、由流女宇流寶須と有る、阿治與枳は善味にて甘き物を云ふ、右の令計に有類保須波、阿末玖淳流寶不裳迺、又遊流女流波、安滿區訶路紀茂乃と有る是なり、四に鞍辭阿之紀母乃波、半解斯九闕須は、右に甘きを善味と云ひて惡味は其反なれば、辛と苦との氣を含める物を云ふなり、劇しく押とは右の第二に謂ゆる下すと破るとの類是也、五に計南寄母能波、巴奚之可噪受の計南寄は無氣にて、此に劇しからずと云ふは、此並びの惡味物の氣を含める外に、味惡くして氣を含まざる者を云ふなり、六に阿賦難岐聞能波、飮之望良殊は無味物にて、此は甘しとも辛しとも味ひに云ふべき所無くして氣味共に薄かなるを云ふなり、令計に、須訶寸波、伽路區、阿治奈紀毛能、又志豆牟流波、於毛久、阿地奈喜蒙能、と有りて透すには輕物の無味を用ひ、沈むるには重物の無味を用ひ可き法度と所見たり、彼此を合せ見るに、此に押すと云ふは右の沈むる事に當り、泄すと云ふは右の透す事に當るとなむ所見たりける、右第一段より此に至る迄は用藥の法なり、各其病と藥と相應和ふ方有る事を示させ給へる者なり、相照して此を考合するに非ずしては盡くす可からずなむ所思えたりければ、彼此に就て比較する法有る事を今考へ得たる事右の如く也、(但藥品の氣味に至りては、神農本草に始まりて諸書に委しければ、引出て注さむに事も無げなる物から決めて高く意深き古の神傳なれば、唯に其言義を注すだに甚容易からぬを、況て上下を相比校べ互に説を成すに至りては、佗の雜物有りては甚叢隘しく成りぬ可き事なれば、佗書を多くは引かずして此一書の上を互にして説ける者なり、後世予が志を繼ぎて神醫の方を起さむと爲る輩、宜しく此義を委しく明らめ、今日の治療に於て活用す可き道有るを知り行ふ可き者なり、但皇典の御學を口に唱へながら、例の神仙など云ふめる怪しく迂

ば、辛と苦の二に當れり、三に阿治與枳蒙奴波、由流女宇流寶須と有る、阿治與枳は善味にて甘き物を云ふ、右の令計に有類保須波、阿末玖淳流寶不裳迺、又遊流女流波、安滿區訶路紀茂乃と有る是なり、四に鞍辭阿之紀母乃波、半解斯九闕須は、右に甘きを善味と云ひて惡味は其反なれば、辛と苦との氣を含める物を云ふなり、劇しく押とは右の第二に謂ゆる下すと破るとの類是也、五に計南寄母能波、巴奚之可噪受の計南寄は無氣にて、此に劇しからずと云ふは、此並びの惡味物の氣を含める外に、味惡くして氣を含まざる者を云ふなり、六に阿賦難岐聞能波、飮之望良殊は無味物にて、此は甘しとも辛しとも味ひに云ふべき所無くして氣味共に薄かなるを云ふなり、令計に、須訶寸波、伽路區、阿治奈紀毛能、又志豆牟流波、於毛久、阿地奈喜蒙能、と有りて透すには輕物の無味を用ひ、沈むるには重物の無味を用ひ可き法度と所見たり、彼此を合せ見るに、此に押すと云ふは右の沈むる事に當り、泄すと云ふは右の透す事に當るとなむ所見たりける、右第一段より此に至る迄は用藥の法なり、各其病と藥と相應和ふ方有る事を示させ給へる者なり、相照して此を考合するに非ずしては盡くす可からずなむ所思えたりければ、彼此に就て比較する法有る事を今考へ得たる事右の如く也、(但藥品の氣味に至りては、神農本草に始まりて諸書に委しければ、引出て注さむに事も無げなる物から決めて高く意深き古の神傳なれば、唯に其言義を注すだに甚容易からぬを、況て上下を相比校べ互に説を成すに至りては、佗の雜物有りては甚叢隘しく成りぬ可き事なれば、佗書を多くは引かずして此一書の上を互にして説ける者なり、後世予が志を繼ぎて神醫の方を起さむと爲る輩、宜しく此義を委しく明らめ、今日の治療に於て活用す可き道有るを知り行ふ可き者なり、但皇典の御學を口に唱へながら、例の神仙など云ふめる怪しく迂

遠なる事共を引出て、醫は傷寒金匱に留まれる物として、耻とも何とも思へらぬ僻學の輩には難しき事なり、○第十段に云はく、知須地能和可知、和散能志南々々袁志留仁能里安里、古禮乎知美知能濃里登伊布、知能美知仁、知能美知能久知、知能美知能南可、知能美知能於久阿利、古禮仁與利天、會能和散能志南乎和可知天、久須能利乎左陀六扁志、と有る、知須地能和可知は血脈の動靜を診がひて疾病を察る事にて、謂ゆる脈絡の差別是なり、偕此に知須地と云ふ知は血なり、須知は筋にて血の往來ふ道路なるが故に、次には此を知美知と書して一物にして二名有るなり、上に第二章に知之保奈利、又須知奈利の下に注せるが如く、字鏡集に脈字を須知とも知能美知とも知能須智とも訓める、是にて曉る可し、一に和散能志南々々袁志留仁能里安里は、次に會能和散能志南乎和可知天云々と有るに應ふ、偕此和散は例の災にて、上にも注せるが如く第一章に、會能奈訶美仁、萬登比元、倭邪奈須裳濃乎、耶麻比止伊布と有りて諸の疾病を云ふなり、志南々々は品品なり、此例は傳十二に云へり、能里安里は有方、又有法の如し、二に古禮乎知美知能濃里登伊布は、知美知は次には知能美知と有りて、即右に謂ゆる知須地の事はなり、和名抄に、血脉、野王云血（和名知）肉中赤汁也脉（和名知乃美知）肉中血理也と所見たり、知美知能濃里は即脉法と云ふ事なる者なり、三に知能美知仁は即血之道と云ふ事なり、血の乘て往來ふ道路なる故に此を道と云ひ、筋と云ふは法を地上に取れるなり、四に知能美知能久知、知能美知能南可、知能美知能於久は傳十四に注せるが如く、諸國の例前を道口と訓み、中を道中と訓み、後を道後と訓む、其を又道輿とも云へる是にて、此にては脉法に寸關尺と云ひて其前中後に就て診がふ法有るを云ふなる可し、五に會能和散能志南乎和可知天は其疾病の品位を差別つ事なり、六に久須能利乎左陀

六扁志とは、第一章に故麗乎萬自奈比耶牟流仁能里阿里、古連乎久須乃里登伊布と見え、輔仁本には故連乎耶牟留仁耶通乃能里袁差堂牟、古禮乎久須能里止伊布と有る此事を云ふなり、（其八の法と云ふは中卷第五條なる和座乃倭訶知是なり、上見る可し、但此に藥方を定むと云ふは病の輕重と人の死生とを能く見分つ事を主と爲る趣なりければ、強に其八の法のみには係て難言かり、）○第十一段に云く、伊喜散志波、安免都知能可世能伊里且、有知能可世登安比且南留南里、知美知能可與比能、伊傳伊留伊喜散志仁、比等志喜者、耶末比南喜南里、耶末比有知仁伊安禮婆、知美知能可與比美太留々毛能南里、と有る、伊喜散志は天孫降臨章に氣慷慨と有る氣字を讀めり、私記には右の三字を伊支波介之と有りて伊伎と訓むも常の事なり、遊仙窟に氣調を訓めるを、谷川翁は氣機の義なりと云はれたり、源氏玉鬘（四十二丁）に「況て監が伊喜散志（一本伊喜麻伎志）氣はひ思ひ出づるも忌々しき事限り無し」と見え、字鏡集に伊を伊喜散志と訓み、氣に伊喜又耶波比の二訓有り、又常に心崩を伊喜散志とも伊喜豆加比とも訓めりと雖も、此は唯氣息の事なりと心得べし、一に安免都知能可世は天地間の大氣を云ふなり、此即第一章に謂ゆる阿萬乃保乃計にて、第三章に保乃解波、久知與里伊剝、波奈與剝波故備且云々と有る天の陽氣なるが、此を可世と云ふは其氣の迫りて往來ふ由の名なる事、傳八に注せるが如し、二に有知能可世は臍下を氣海と云ひて風氣の充る所なる是なり、三に安比且南留南里は、天地より入來れるを外風とし、腹中より出行くを内風として、其打合ふ時臍に觸れて響きを成し、其響の外に出づる時に其觸る所に隨ひて聲音を成し言語を成すを云ふなり、四に知美知能可與比は脈絡の往來を云ふなり、五に伊傳伊留伊喜散志は呼吸の出入を云ふ、十四段に、伊傳伊留伊喜仁比登志喜者、耶末比南喜南利と有

るは此と同文なり、照し見る可し、六に比登志喜者耶末比南喜南里は、天地の氣息と脈絡の往來と相共にして遲速無きは即無病の徵驗なる由なり、七に耶末比有知仁安禮婆は疾病の身體に在るを云ひて次に其變を語る也、七に知美知能可與比美太留々毛能南里と脈絡の往來と天地の氣息と相離れて合はざる此を亂ると云ひて、内に必病有る徵と爲る謂是なり、(即千金翼方に載せたる老子の語に、人生天地氣中、動作喘息應於天地、爲善爲惡、天皆鑒之、勿謂闇昧、神見我形、勿謂小語、鬼聞我聲、人爲陽善、人自報之、人爲陰善、鬼神報人、爲陽惡、人自報之、人爲陰惡、神治之、故天不欺人、示之以影、地不欺人、示之以響、此皆自然之符也と有る、此即天地と人と其氣の相應へる證徴なり、又大智度論に、如人欲語時、口中風名憂陀那、還入至臍、觸臍響出、響出時觸七處、退是名語言と有る、憂陀那是氣息の名なるにて此段の趣にも合へり、又禪波羅密に用心住憂陀那、此云丹田、去臍二寸半、又摩訶止觀にも正用治病者丹田、是氣海能銷吞萬病、若止心丹田、則氣息調和、故能愈病、即此意也、丹田去臍二寸半と有りと云へり、) ○第十二段に云はく、日登能知美知能可與比波、與都地末利古能多備仁登度末留、夜仁波多知末里與多備、比仁波多知末利與多備、阿波世天比登比比登與仁、比登與呂豆美知末里、耶本余尊能伊喜乎比登々須、と有るは脈絡の相往ふ數を書されたるなり、一に日登能知美知能可與比波は人の血脉の往來はとなり、二に與都地末利古能多備仁登度末留は、四千九度に止まるとにて、其登度末留は極まる義なり、但此事未思ひ得ず、三に夜仁波多知末里與多備、比仁波多知末利與多備は、夜に二十四度、晝に二十四度なり、四に阿波世天、比登比比登與仁は、右の四千九度の往來を晝夜に合せて其積を云ふなり、五に比登與呂豆美知末里、耶

百四十息能伊喜乎比登々須、は一萬三千八百四十の氣息有るを人と謂となり、是即一呼一吸を一息と爲る法なり、(漢本余尊能伊喜乎比登々須、は一萬三千八百四十の氣息有るを人と謂となり、是即一呼一吸を一息と爲る法なり、) 漢家には人の晝夜の呼吸を一萬三千五百息と云へり、又一説に二十年且暮潮汐の大數を計へて、天地の呼吸一日一萬四千四百息にして、人の呼吸も一日一萬四千四百息にて、此を一息六動の數を以て推す時は一日八萬六千四百の脈動有りと云へり、但理を以ては強に推すべからざる事なれば、唯神傳を守るの外無くなむ、) ○第十三段に云はく、有加倍流、有加倍流知須地登者、有喜々能有美仁、多堂與遍留我如志、有喜々乎押我如久、指能知可羅仁志免、志豆武禮婆形无、指乎多和耶可仁南世婆形阿留、是者肉能有遍乎南我禮由久南利、古能有加倍留毛能者、陽能氣天先成也、人乎病志武留仁至豆者、知須地有豆喜、頭舉良須、保免里安里、多和語乎南志、免久留免久南里と所見たる、有加倍流は脈法に謂ゆる浮なり、一に有加倍流知須地は血脉の浮べる較略なり、二に有喜々能有美仁、多堂與遍留我如志とは脈の浮べるを浮木の漂よふに譬へたるなり、浮木と云ふは水上に流るゝ輕材を云ふなり、三に有喜々乎押我如久は、水上に漂よふ輕材を其上に乗りて押す事を以て譬へられたり、四に指能知可羅仁志免、志豆武禮婆形无は、指の力に任せて押沈むれば形無しとにて、浮木を強く押す時に、忽に沈みて形無きが如しとなり、五に指乎多和耶可仁南世婆、形阿留は、指に力を入れず和らかに押せば形有りとなりて、是れ浮木を水上にて翳やかに押せば漂よひながら形有るに譬へたるなり、六に是者肉能有遍乎、南我禮由久南利とは、右の強く押して形無く嫩かに押して形有る者は血脉の肉上を流行くなる由なり、七に古能有加倍留毛能者は、其肉上に浮流るゝ物は云々となり、八に陽能氣天先成也と云ふは、其浮べる血脉は謂ゆる陽氣にして、天先成也とは此を天の位とし肉を地の位と爲られたるにて、此は神世七代

章に其清陽者薄靡而爲<sub>レ</sub>天、(中略)精妙之合搏易、(中略)故天先成而地後定と有るに合へり、上に知之保奈利、士々奈利、須知奈利と有るに就て、筋を謂ゆる阿斯訶備なりと注せるに考合す可し、是即筋脉の浮べるは天之火氣を含みて血液の射行き循環らふ事を明らかにむ可き所なり、彼第三章火條第四章水條に合せ讀むべくなむ、以上は常なり、以下は變なり、九に人乎病志武留仁至<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>者は、脉の浮ぶは右件の如く人身の常なるを、其甚しく浮動くに至りては人を令<sub>レ</sub>病るなり、十に知須知有<sub>レ</sub>豆喜<sub>レ</sub>は、浮脉の強りには疼有るを以て病有る徵驗と爲る由なり、十一に頭舉良須は頭重きに謂ゆる頭痛是なり、十二に保元里安里は、上部に熱有るを畿内の方言に今も言ふ言なり、十三に多和語乎南志は謔言を言ふなめり、此は常に狂言を多波許登と云ふとは異にして、舌撻て云ふなれば多和なり、十六に免久留免久南里は和名抄に、眩(和名女久流女久夜萬比)懸也、目所<sub>レ</sub>視、動亂如<sub>レ</sub>懸<sub>レ</sub>物、搖々然不定也と有る是なり、又文選に眩轉を免久留免久とも亦免麻比とも訓めり、右件有加倍流は、脉は皮肉の間に流るゝは當然の事にして人の病無き時の狀是なりと雖も、病内に在る時は愈浮上る、此に就て頭腦に感くる事と見えて、右の如く頭痛逆上謔語眩轉等の病有りて其脉に疼有る由なり、第五章蕃豆條に所見たるが如く、腦髓は血液より成る物にし有りければ、忽に其應上に表はるゝ事なるなり、又云はく其一に有<sub>レ</sub>可美波耶喜波、能保<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>里南里と有るは浮速なり、能保<sub>レ</sub>且<sub>レ</sub>里は上熱なり、御紀に作色慍色赫然などを於母本傳理且と訓ませたる即面火照にて、物に怒る時は面の熱くなるを云ふなり、此能保且里は上せて上部の熱くなるを云へり、二に有<sub>レ</sub>可美於會喜者雨露仁伊多武南里は、浮遲きは雨露に犯されたるにて、上に注せる和座乃倭訶知の第六に、於<sub>レ</sub>非阿多俚波、阿免布利、紀利解、都由解、波太津介於非と有る是なり、三に有<sub>レ</sub>可美

喜備志喜者、波耶知止、美豆能介也、は浮嚴しきなり、波耶知は早風にて暴風を波夜知と云ふに同じくして謂ゆる感胃是なり、八卷に出雲乃神藥に、巴耶智、頭痛美、身熱里、於楚解須留毛奴仁云々、桑原藥に、破野地、身奴區美、於叙鷄安流毛乃仁云々、星川藥に、同病頭痛久、加波吉、能美區比勢邪類者云々、布留藥に、於楚計須留毛奴、熱利佐免加奴留二云々、布自奈藥に、咳強久、汗出、熱里云々、豐津上藥に、咳強久、夜深熱理苦者云々の類の者多かり、美豆能介は水氣なり、此には第四章水條の變なり考合す可し、四に有<sub>レ</sub>可美有津氣多留者、夏日介仁伊多武南里は浮虚けたるなり、夏日介は夏日氣にて、彼和座乃倭訶知の第一於伽世和坐の中なる奈都乃解此に當る可し、五に有<sub>レ</sub>可美有都介多留仁、心乎都久倍志、伊多波里乎南世婆、伊由流毛能南里は、右の浮虚たる中に夏日氣ならぬも有るには心を著くべし、治療を施す時は速に愈ゆとなり、何れの病なるにても決めて輕症なる由なり、六に有<sub>レ</sub>可美知良介多留者、伊婆利登士末留南里は浮散けたるなり、尿の留まるは血液共に循環の滯滞るが爲なめり、七に有<sub>レ</sub>可美有可倍留毛能、多知末知仁登度末留者、比登能末可留南里と有るは、浮々べる物の忽に息なり、此の燈火の消えむとしては一度は明るく成るが如く、浮み浮びて常よりは健けく見えながら忽に斃るゝ者なれば其所に心を著くべしとなり、(右の七首と上なるを合せて浮脉に就ての言立なり、多くは表皮に病有ると上部に熱ると此二のみなるが如く見えたり、楮上件は血脉疼より始まりて浮速きと浮遲きと浮嚴しきと浮虚けたると、又一浮虚けたると浮散けたると浮み浮びて忽に絶るとにて凡ては八首なり、) ○第十四段に云はく波耶志は速にて、脉法に謂ゆる數と云ふ者は是なり、一に伊傳伊留伊喜仁、比登志喜者、耶末比南喜南利、は上十一段に、知美知能可與比能、伊傳伊留伊喜散志仁、比等志喜者、耶末

比南喜南里<sup>也</sup>、と有るに同じ、二に伊傳伊留伊喜仁<sup>也</sup>多我布波<sup>也</sup>、波耶志登伊布<sup>也</sup>と有るは、出入の氣息と血脉の動數に齟齬有るを多我布と云ふなり、次なる第四の下に考ふ可し、三に耶末比有知仁安留波<sup>也</sup>、由備乎波自久<sup>也</sup>、波自免須惠比等志<sup>也</sup>喜波<sup>也</sup>、布久々志能有知與利<sup>也</sup>、耶末比能伊豆留南里<sup>也</sup>と有る、由備乎波自久は指を弾くにて數の力有るを云ふ、波自免須惠は本末と云はむが如く、又初後と云ふにも異ならず、比等志喜は此にては指を弾く力の始終共に等しきを云ふなり、布久々志は布久布久志と云ふべきを詞の重なるに就て中の布の略かりたるなり、耶末比能伊豆留は凡て肺藏に就たる病を候ふ状を云へり、四に伊傳伊留阿比陀仁<sup>也</sup>、六都南我留々乎<sup>也</sup>、波耶志登以布南里<sup>也</sup>、と云ふ、伊傳伊留阿比陀仁は、右に謂ゆる氣息の出入り爲る間を云ふなり、六都南我留々乎波耶志云々は、出入の氣息の間に六動有るを速しと云ふとなり、十五段に遲を二度流れ三度流る、由所見たれば、尋常の脈は五度なるにて、此に過ぐるを速と云ひ其及ばざるを以て遲と云ふと見えたり、五に有豆喜波耶喜者<sup>也</sup>、登喜能介二伊多免留南里<sup>也</sup>は、有豆喜は速にして疼有るを云へり、登喜能介は時氣なり、和名抄に疫（衣夜美、一云三度岐乃介）民皆病也と有る此事なるが、上に注せるが如く、此は疫癘には限らず凡て天行不正の氣に犯されて疫癘む物を云ひて、流熒乃慕登比に謂ゆる阿旨解王邪是なり、彼和座乃倭訶知の中なる於伽世和坐の皆は悉く是なり、六に波耶喜者<sup>也</sup>、都與喜保理南里の波耶喜は上下に有豆喜を云へれば、此は決めて疼きながらに速きを云ふなり、都與喜保理天理は大熱を云ふなり、即ち疫癘に在る症なるなり、七に有豆喜安流者<sup>也</sup>、有都介多留仁心乎都久倍志<sup>也</sup>、南我喜耶末比登<sup>也</sup>、南留毛能南里<sup>也</sup>、と有るは疼の一症なり、有都介多留仁は疼有るは速く強き者なるを、其疼の有りながらに虚けたる所有るは殊に考ふる所有るを云ふなり、南我喜耶末

比登南留<sup>也</sup>は長病の症なりと也、時氣又大熱の如きよりは却りて病の深く入りたるを云ふ、八に耶末比有知仁安留波<sup>也</sup>、可南羅豆波耶喜毛能南利<sup>也</sup>、與久古々呂志天和可都遍志<sup>也</sup>と有るは、上に伊傳伊留伊喜仁多我布波<sup>也</sup>、波耶志登伊布<sup>也</sup>と有るに相對へられたり、可南羅豆は必なり、但豆は受ならでは假字違へれども、醫書なる故に然る心用ひ迄には及ばれざりし者にや、與久古々呂志天は能く心を用ふる事なり、（以上八首有る是即次なる遲の反對なり、互に見合する時は大に其意味深かりなまし、此速を診脈家に數と云へるを、字書に類也と注せり、）○第十五段に云はく於會志は遲なり、一に知須地可與比能<sup>也</sup>、伊喜仁於久累々乎於楚志登伊布<sup>也</sup>は、前段には出入る氣息に前立を以て速しと云ふと有る反なり、診脈には此を緩と云へり、二に比登能美能<sup>也</sup>、耶世多留波耶須久安羅波禮<sup>也</sup>は、瘦たる人は肉卑く細き故に脈絡高く太き如く成りて顯はれ易しとなり、三に古婁多留者由羅々々志<sup>也</sup>は、肥太りたる人の脈は緩々として表に顯はれ難しとの義なり、四に耶末比有知仁安里天<sup>也</sup>、は病身に在る時は脈に違出來るを云ふ、五に知須地布多々備南我禮美多毘奈我禮<sup>也</sup>は、一息の間に脈動の二三度のみ有るを云ふ、六に伊傳伊累伊喜仁<sup>也</sup>、於會久志豆武波<sup>也</sup>、於毛喜耶末比能安累南利<sup>也</sup>は、出入の呼吸と血脉の往來とを合せ診るに、其呼吸より後れ且沈む者には必重痾有りとなり、（人の血脉は一呼に二度一吸に二度と其呼吸の間に一度と合せて五度なるは常にして病無く壯健なるなり、其より進みて六度にも至れるを速しと云ひ、及ばずして二三度なるをば遅しとは云ふめり、）○第十六段に云く、志豆免流は沈にて右の浮の反也、一に須地登保禰止能間乎流累登<sup>也</sup>、耶和良伎天知可多志<sup>也</sup>、と有る須地は志々の誤にては非ざるか、然るは須地は謂ゆる血脉にて血の道路なれば、此に血脉の事を云ふ筋と骨との間を流ると云ふべきに非ざればなり、耶和良伎は和なるが



和は波を誤れるなり、血加多志は血堅にて、浮て流るゝは強くて和らかなるを、沈みて骨肉の間を流るゝは外和らかにして内なる血に堅り有るなり、二に布久呂仁左散禮乎毛流我如志とは、左散禮は萬葉四（十九丁）に狹保河乃、小石踐渡、と有りて此には小石を詠めり、但十四（十一丁）に信濃奈流、知具麻能河泊能、左射禮思母、と有るは左射禮伊思の約なり、和名抄に、細石説文云礫也、水中細石也、（和名佐々禮以之）と有れば、正しくは石を云ふべきを略き云へる也、若て此の侍に細石を盛るが如くと云ふは、右に耶和良伎天知可多志と有りし事の譬を此に置かれたる者なり、三に於與備乎阿具禮婆、可多知南久、と有る於與備は和名抄に指、唐韻云、指（和名由比、俗云於與比）手指也、劫（和名於與比乃萬太）指間也と有る是にて即脈を診ふ手指を云ふなり、指を擧ぐれば形無しとは、脈の骨肉の間に沈む者は皮膚の上に動氣の見はれざる故に、細石を盛りたる袋も指を放して擧ぐる時は、和らかなる侍のみ有りて細石の形無きが如く見ゆる譬なり、四に志豆武禮婆可多知安里は、指して強く押す時は、形有りとにて、細石を盛りたる侍を下に居る時は正しく細石の侍と見ゆるに譬へたり、（此沈めるは上なる浮べるの反對なれば、此沈むに就て種々の病症を診察らむる法なむ有るべきを、何れも右の浮べるを反して心得させむ爲に載せられざるにか、又は其文の傳はらぬにても有るべくや、）○第十七條に云はく久佐々々とは、右の浮速遅沈の上に就て死證を見はす種々の事共を載せられたる共なり、一に末左喜久安里都々、知須地南可多要、安累者眞由布南須波、登新能有知仁末可流、と有る末左喜久は眞幸にて、全くと云ふに同じくして末可流の反なり、景行天皇十七年御紀大御歌に、異能知能、摩會祚務比苦破と有るを、古事記に伊能知能、麻多祚牟比登波と有る是なり、萬葉二（二十二丁）に眞幸有者、亦還見武、三（二十二丁）に吾命之、眞幸有者、十三（十丁）に事靈之、所佐國叙、眞福在與具、十五（四丁）に眞幸而伊毛我伊波伴伐、十七（廿一丁）に麻佐吉久刀、伊比底之物能など有りて、病無くして身健かなる事を云ふなり、知須地南可多要は脈に中絶有るを云ふなり、次に眞由布は眞木綿と云ふ事なり、傳十八に注せるが如く皇太神宮儀式帳に眞麻木綿と書し、禰宜譜圖帳には眞蘇乃木綿と見え、萬葉二（廿五丁）に神山之、山邊眞蘇木綿、短木綿など有る眞麻木綿にて、細かに割りたるを云ふなれば、此に譬へたるは極めて糸筋の如く細き脈を云ふなりけり、右の如く一は太くして中絶え一は細くして無きが如くなる、共に其年を出でずして死る證なり、二に美伎里日堂里比登志久南可多遍多留波、能美久比能伊多免也、美登世能保土仁末可流は左右共に同じく中絶有るなり、南可多遍の遍は要の誤なる可し、能美久比能伊多免也は、上に注せる和座乃倭訶知の中なる能民區日阿太利是なり、是即三年の内に死る可き惡症なり、三に奈我喜耶末比、仁波可仁布登久、安留波志豆美、可須可仁南留波安耶布之、と有るは長病の候なり、仁波可仁は卒爾なり、長病と成りては本より勢の微弱き物なるを、卒爾に浮みて太く強くなり沈みて細く幽かに成れるは危き症なりとなり、四に末可里南保喜、日止志可羅豆、知可羅安利禰都與喜波、登美仁末可留、と有る末可里南保喜は其屈伸に依りて曲直有るを云ふなり、日止志可羅豆は等しからずなるが、豆は受などを誤れるにて不義なるなり、登美仁は急爾なり、此は曲直相等しからずして力強き者は急に死る可き徵なりとなり、（此は已に血脉に狂ひ有りて或は伸び又は屈まりなど、曲ると直きと共に相整はざるを云ふなり、先は右に謂ゆる中絶と云ふに相近き狀なる者なりけり、）五に末左古能、志久々々奈可流々如南留波、可南羅豆末可累、は末左古は眞砂なり、和名抄

に織砂、日本紀私記曰(萬奈古)織細也と有る是なり、志久々々々は垂仁天皇廿五年御紀に重を志伎と訓まれたる是にて、重々又は頻々の義なり、奈可流々は織砂の水中を浮沈みして流るゝに譬へられたり、萬葉十一(三十六丁)に鹽滿者、水沫爾浮、細砂裳と有るにて其意を得べし、可南羅豆の豆例の違へり、六に知可羅安利天、多末能衰乎武須倍累可如南流者、血安盈天末可累と有るは、上なるは砂の水中を流るゝに比へ、此なるは玉緒を結べるに譬へられたるは、血に淀み有りて或は砂の如く又は玉の如く塊れる状なるを云ふなり、多末能衰は玉緒なり、武須倍累可如とは、玉緒を結留めたるが如くして脉絡の間に節々の如くなる物の出來れるを云ふなり、知安盈天は血出てなり、血に阿由流と云ふ事は上に注せり、七に知良介多留波、比登能末可流南利、と有る知良介は散亂れて脉行の定まらざるを云ふなり、八に比登々喜仁止土末里、末多喜多里佐陀万羅奴毛能、可南良須末可留は、一時は止まり一時は動きて脈絡の往來定まらざる者は必死るとなり、以上八首は死脉の太抵なり、九に知須地仁與利天、伊久羅能耶万比乎和可知、末多耶免留比登能日陀里仁乎里、美伎能比佐乎志喜、比堂里能非佐乎多天々、耶美比登能南可波羅乎、美伎能天仁元佐具里、志南々々能和左乎志里、久須乃里乎佐陀武遍之、と有るは診察の法を示されたり、其知須地仁與利天、伊久羅能耶万比乎和可知は、上件の第十段知須地能和可知より以下の結にて、疾病を診察するには先づ其脉を以て主と爲る由なり、末多は又にて其上に猶又腹診の法をも合せ用ふ可き事を云はむとて置けるなり、耶免留比登能日陀里仁乎里は、其診がふ人の席に著く法なり、美伎能比佐乎志喜は右方の膝を席上に敷くなり、比堂里能非佐乎多天々は臥させたる病人の傍に居て左の膝を立つるを云ふ、南可波羅乎美伎能天仁元佐具里とは、右手を以て中腹の上を探る事なり、志

南々々能和左乎志里は、脈候と腹診とを合せて其品々の災を知り病の本著く所以を究むる事なり、久須乃里乎佐陀武遍之は、第十段知須地能和可知の所にも、曾能和散能志南乎和可知天、久須能利乎左陀六遍志と有ると一事なり、偕、此大同類聚方に右の如く脈診の法をば委しく書されたれども、腹候の事に至りては、此に其事を示されながら其法を傳へ漏されたるは、當時世に遍く口傳へて醫生の行ふ事なるが故なる可し、然る時は大已貴命少彦名命より傳はりて武内大臣命に至りて大に開け、其より世に弘まりて今日に至る迄、天下に在りと有らゆる醫として其事を行はざる者なむ無かりけるは、不知々々も我が皇神等の恩頼を蒙り奉り居る事を、天下に醫人多くは漢に非ざれば蘭にして、其法を日々に用ひながら、其恩頼を忘れ奉る事なむ洩まし共何共云へば更なる事なりける、且其漢蘭の醫法の如きは、我皇神等の風土に應せて各國の人共の病を療めさせ給へる方法を建置かせ給へるに、次々に増補ひて其事の委しく成れるなれば、我皇神等の恩頼の外には非ざる也、然れば薬を用ふる事に至りては、彼此風土の違有り食物の異有りて謂ゆる柱に膠す可きに非ざるを、其辨別も無く漫に彼を是とし此を非として、各新奇を衒ひ小驗を示して俗民を誑惑し、金帛を貪りて民財を掠むる者少からず、我神明の罪人に非ずして此を如何とか爲む、(但此は外國の薬を用ふるのみ然るに非ず、我神代の薬方と雖も古と今とは諸人共に食物の調へ方同じからざる事、今世にても都鄙を等しく爲べからざるが如し、其神方に依りて略を用ふるに非ざれば其活用無かる可きを、況て畜肉を屠喰ふ犬戎の醫方などには大に心用ひ無くては得有まじき事なるを、其辨へも無く己が意に任せて神民を夭折せさすこそ味氣無き事なりけれ、) ○少彦名命採薬の御事を爲させ御在し坐しける現證は、本草和名に石斛を和名須久奈比古乃久須禰と有も、此大神の

初めて見出させ給ひ、其能を所知食て世に用ひさせ御在し坐しけるを以て也、此事に合せて秘庫器錄に、少名彦那神、載粟到常世之國之時、於海邊、國神賜八坂瓊勾玉、掘藥艸と有るは甚美たき傳なり、此神の粟に載て常世國に渡らせ御在し坐し、事は此御紀にも出でたるを、其渡り御在し坐し、より以後の御事とて唯此傳有るのみなり、其於海邊とは、彼潮沫の凝以て成れる外國はしも、其疆廣大にして此神の渡り御在し坐し、始などは甚開けざりし事にて、稍に海邊の國々のみ粗國形をも成せりしと所見たり、國神は其國を主領き居る地主神の事なり、賜八坂瓊勾玉と云ふは、美玉珍珠を此皇大御國より持渡らせ御在し坐して外蕃の地主神共に此を賜ひ、藥艸を令採給ふ功に勞らはせ給へるなり、掘藥艸と云ふは唯に令掘出しめ給ふのみには有るべからず、其令掘給ふ藥艸を以て各自に嘗試みさせ御在し坐して、其氣味と功能とを辨別させ給へる御事なるにて、上第三段なる波伽羅波世より以下の事共は此神の御心に出でたる者と所見たり、然れば此少彦名命はしも、謂ゆる本草の學をば起させ給へる祖神になむ渡らせ給へりける、(然して西蕃にては神農氏と聞ゆる王者有りて、百草を試み能毒を詳にして本草の事を起されし由傳へ、然のみならず、孔叢子にも伏羲始嘗草木、一日而遇七十二毒など云ふ事の有るは、實に其王者等の所爲なる物から、此に斯る古傳の有る上は、我が少彦名命を祖として彼には此神より傳へさせ給へるとぞ見る可き)

營大已貴命謂少彦名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彦名命對曰、或有所成、或有不成就、是談也、蓋有幽深之致焉。

其後少彦名命行至熊野之御崎、遂適於常世鄉矣。亦曰至淡島而緣粟莖者、則彈波而至常世鄉矣。

此は少彦名命の大已貴命と別れさせ御在し坐して、先づ常世郷に渡らせ御在し坐す件なるが、此に御問對の御事を物爲させ御在し坐しける御事はしも、其國土經營の御事より始め奉りて萬世の後迄も天地の有らむ極み日月の照らむ限り、世中に有經る人共の日々の事業に於て須臾も離るまじく又得去るまじけりける天下の大經國土の綱紀にして、實に幽深き致有る神語になむ御在し坐しけらし、今日の上に取りても、天皇は此を以て天下を經綸め給ふ可く、臣子は此に據りて天下の大御政を申さる可く、諸國の人民は此を仰ぎて修身齊家の徳行をも治む可き事なるが、言微かにして旨甚深かりける故に、其願を探りて此の妙趣を曉り得たる人無し、此を以て神典を説く者、良も爲れば神代の事實をして神怪奇僻の説を爲さざれば禱請守護の事に取成して、大に天下の良民をして巫祝乞盜の徒と成す事道の爲に實に痛ましき事なり、本より神代の始より今日に至る迄に、此天地間に在らゆる事共に於て奇しく異しく妙なる事のみ有る事ながら近代諸家に云ふ所の奇異は其とは甚く異にして、西蕃にても人の卑しむめる道士の妖言をしも神典に合せ説きて世人を愚弄するは大なる惑を生ずる事にて、神典の大害此に勝れるは無きこそ心苦しけれ、又神祇の祭祀に於ては即皇祖天神の道にして祭即政なり政即祭なり、祭政共に同一物なる事先達の明辨有れば今云ふ限に非ず、然るに我上古より以來神祇を祭祀らせ給へるには、其祭に就て天下に君臣の義を示し、農桑を勸め衣食を饒はし家宅を營

ましめ給ひ、其究まる所は我現人神に仕奉る可き道を天下に布かせ給ふ御事にて大に別なる趣有る所由、已に祝詞講義を著して委曲に注せるが如し、然るを頃間神典を學ぶ輩の心得は其とは異にて幸福を祈り身を安く爲む事のみ、天下に更に害有りとも益無かる可き者にして、大に我が皇大御學の旨に違ひて、復かに遠き者なりかし、(又一種の僻學有り、此を神典究理と云ふ、漢家に謂ゆる格物致知の心なる可しと雖も、其實は近來渡來れる和蘭の譯書を少か讀みて自讀めも爲ざる神典に強て牽附て愚人を誑かし、財を貪ぼり世に傲る輩一二流有り、然して天下の事物唯理のみにては押べからざる故に大に究る所有りと見えて、今日本の道を興立せむなど云ひて、俗に云ふ手島の道話に似たる書を作りて人を威すめり、然れども其道々しく云へる言草はしも、皆がら漢人の餘唾にして更に取り所も無き者にて、彼天狗徒と此も五十歩百歩の論なり、後世に上に明らけき君上の御在し坐し、下に賢しき良臣の出御在して天下を興復させ御在し坐さむ御時も有りなむを、嚴禁を加へさせ御在し坐して其弊風を除かせ給ふ可き御事なりかし、) 借此に少彦名命の粟莖に縁らせ御在し坐して、彈かれて常世郷に渡らせ御在し坐しけるは、御粟種を持って彼國に御在し坐しけるにて、外蕃に穀物の始めて在る事此に在るべし、其粟はしも、上に注せるが如く伊賀風土記に阿拜郡の事を、此郡始屬伊勢國、云々阿波莊、天照太神自天上下天之阿波、主給五穀長蔓、故名阿波、謂阿盃者音訛也と有る、其は神名式に阿拜郡致國神社(大)是にして、其祭神は少彦名命に渡らせ給へる事、全く天照太神より天の粟種を降して少彦名命に令賜給へる御事と所見たり、若て少彦名命はしも大已貴命と御力を戮せさせ御在し坐して天下を經營らせ給へる中に、此大八洲瑞穂國にての神功はしも既に畢させ御在し坐して、常世郷に渡らせ御在し坐す

としては、彼地に相應ひたる粟種を持ち渡らせ給へるにて、其れと申すも全く天照太神の大御心より出でさせ給へる御事にて、尊しとも何とも云へば更なる御事なりかし、然るは四神出生章第十一、一書五穀を天上に奉進れる所に、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也と詔給へる大御命はしも、獨我が神民のみに係て心得む事甚心狭き論にして、其實は其大御光の至及ばせ給ふ限の天下に住みと住まふ人民の皆に係させ給へる御事申すも更なるが、其中に皇大御國の神民には瑞穂を賜ひて常の食に備へさせ給ひ、西蕃の人種には粟を賜ひて常の糧に定めさせ給へる神慮の程、此に於て甚著明き者になむ有りける、若て又八洲起元章第一、一書に二柱御祖神の蛭兒と淡洲を生み給へる由所見たる共に不充兒數と有る、其蛭兒は東北の夷地なり、淡洲は西南の蕃國なり、右に兒數に充させ給はざるは大八洲國を珍子として其附屬の者と爲させ給へる御政なり、斯れば四夷八蠻の末と雖も、我皇大御國とは國からの尊卑に就ては大なる差別こそ有りけれ、共に我天神御子の御治めを仰ぎ奉る可き國共なる事、其の持渡の粟を播植て粟島の國號有るを以て知るべし、然して皇太神宮祈年月次等祭詞に、遠國者八十綱打掛引寄如事、皇太神能寄奉波云々と有るも、本より皇太神の天の粟を戴き食ひて朝夕に其の御蔭を蒙り奉る者共なれば、我天皇尊をしも仰ぎ敬ひ參來りて、梳鞭の御貢を捧げて御馬飼と爲て仕奉る可き事の本も此に在る事なり、忽緒に見奉り過す可からずなむ、(其の淡洲の委しき所由は已に傳四卷、五卷、七卷に注せるを、此の末に至りて其首尾を合せて再此に説きてむを考合せて其少縁ならぬ事共を知るべきなり、) 然して少彦名命の常世郷に渡らせ御在し坐しけるは先づ韓地に赴かせ給へるなりけり、其は傳二十四にも注せるが如く、大已貴命も後に追て渡り御在し坐せりけり、大倭神社注

進狀に引ける神代卷に、大己貴命、即以平國時所杖之廣矛、獻皇孫曰、吾以此矛有治功、皇孫若用此矛、治國者、必當平安、今我當於百不足之八十限將隱去矣、言訖即躬被瑞之八坂瓊、而長隱、常世郷者矣と有るは、御紀の今本と異なる所有りて、其八十限に隠れさせ御在し坐しける後の御行方を常世郷と有る事甚珍らしきに、同狀に韓神者大己貴命少彦名命也と有るを、猶攝津風土記に、有馬郡新羅神社所祭少彦名命國韓神也と有る、此彼を合せて此二柱神の渡り御在し坐しける、一は伯耆國より一は出雲國よりして先づ韓地の新羅に渡らせ給へるなり、其より彼赤縣に御在し坐して彼國を本として外蕃諸部を馭めさせ給へる趣なり、且又樂家の傳にも道調の散手破陣樂を王皇破陣樂とも云ひて、昔瀬川神海を渡りて新羅國を破らせ給へる形なる由に云へるを、其瀬川神と申すは上に注せるが如く大己貴命の荒魂和魂神に御在し坐せば、其神等も渡らせ給へるなりけり、若て大己貴命少彦名命はしも其韓地より起して西方に稍々に巡り御在し坐して謂ゆる常世の我の國の八十國島の八十島を作らし御在し坐して、彼齊衡の年間に歸らせ御在し坐しける御事文德天皇實錄に所見たるが如し、此所因に由りて外蕃諸國を凡て加羅と云ふ事とは成にたり、又西蕃の諸國は八洲起元章に謂ゆる處々小島なり、後に潮沫の凝止まりて大邦とは成れるが彼少彦名命の粟種を持渡り御在し坐して彼土に殖させ給へり、此に因りて大八洲瑞穂國に對へて粟島と云ふ名とは成れる者なり、又常世郷と云ふは人跡の遠く放れる所由を以て號けたる者にして、此亦外國の絶境を指す稱にして違はざる者なりかし、(如此く推以て往く時は、外國の全を此二柱神の作らせ給へるも本より天照太神の大御心なる事申すも更なり、又傳廿五卷廿六卷に注せるが如く、外國の大凡は已に素戔嗚大神の物爲させ御在し坐せ置かせ給へるを、全くは此二

柱神に至りて悉に善成れる者なりけり、如此く外蕃諸部の末に至る迄も天照太神の御蔭を蒙り奉らぬは無きを、其天神御子の皇大御國に對ひて無禮き夷等は、實に天地の間に容るべからざる罪人也と雖も其傳無ければ爲方無きを、此皇大御國の大御民と有りながらに、外夷を味方に取り後楯と爲て天朝に背き奉り、密々に國を活るの賊と成れる奸吏共の行末思遣られて哀れなる事になむ)、○嘗は私記に牟加志と有り、即ち昔日の義にして、大己貴命少彦名命天下を經營り給ひつゝ國巡り御在し坐しける其間に、此御事の御在し坐しける由を云出でむとて置かれたりし者なり、○大己貴命謂少彦名命曰の謂曰を合せて加多理多麻波久と訓むべし、下は是談也と有る御事はなり、○吾等所造之國は右に夫大己貴命與少彦名命、戮力一心、經營天下と有る御事にて、此に謂ゆる吾等は吾與汝の義にして、此の文意は古事記黃泉段に伊邪那岐命語詔之、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟、故云々と有るに彷彿たり、此四神出生章第十一書にも伊弉册尊の令申給へる御言に、吾與汝已生國矣と有るも右に同じかりければ、此吾等も大己貴命の少彦名命に對はせ御在し坐して語り聞えさせ給へる御言にし有りければ、吾與汝の義なる事申すも更なり、所造之國は造禮理斯國と訓むべし、此は已に作堅めさせ御在し坐し、上に就て、猶御心に得させ御在し坐さざる御事を述べさせ給へる所なればなり、(金澤本には都久禮流と訓る其にも過去し意有れば悪しくも非ざれども猶此は右に引ける古事記の格に隨ふ可し、今本には都久流と訓み、又一本と地神本紀には都久流所と訓みたれども決に叶はざりける者なり、倭雄略天皇二十一年御紀に造此國と有る造字を成と讀めるを以て、次なる善成の言に見合す可し)、○豈謂善成之乎は謂善造之乎と云はむが如し、此訓は私記に與久奈西利止以戸良牟也と有るに従ふ可

し、此續きは瑞珠盟約章に豈に善意乎と有るに同じく、共に反語にして此には深き所由有る事なるを、口訣に「豈謂善成之乎者自訴功辭也」と注し、或は大己貴命自負の御詞なりとも、又は「大己貴命の國を能成就へて治済したりと思ほして問ひ給へるなり」とも云へるは、天雲の五百重が上の高き貴き神慮を伺ひ奉り知らざる者にして、甚可畏き御事なりかし、若て此は二柱神等兄弟の御睦を結ばせ御在し坐して與共に國土を經營らせ御在し坐すと雖も、其御功を積ても終に成し遂げさせ給ふ事の難かる由を聞えさせ給ひて、吾と汝と與共に此相巡り所造し、國土は何にか善成せりと云へらむや、未善成り就はずと詔ひて、其成功の竟させ御在し坐さざる御事を不足ぬ事に思ほして語出でさせ給へるにて、此は謙遜の御詞とこそは御在し坐しけれ、何でか其御功業に誇らせ給へる御言とは申奉る可からむ、偕此成字は古事記國生段に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國と見え、又其の國作段に、是時有三光海依來之神、其神言、能治我前者吾能共與相作成、若不然者國難成とも有る成にて、事物の成就ふ事を云へるなり、所以に垂仁天皇五年御紀に無成事と有るを、釋秘訓に事袁登宜給布許登那志と訓みて成字を以て遂と讀ませたり、然れば此の善成は善成遂させ給ふ意に見む事一の活機にて有るべきなり、(萬葉四卷三十三丁に何爲跡香、相見始兼、不遂等、七卷三十八丁に吾念心、不遂等思齒目と有る遂ぐる即ち是なり、文選注に遂從意也と有り、此事は傳廿八卷獨能巡造の下に云へり、必見合す可し) 然して善成の善は其造らし、國に就て詔給はせたるにて國形の宜しき義なり、出雲風土記に、島根郡方結郷、郡家正東二十里八十步、須佐能烏命國忍別命詔、吾敷坐地者國形宜者、故云三方結と見え、又應神天皇二十三年御紀大御歌に、阿波能辭摩、異椰敷

多那羅耳、阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅耳、豫呂辭枳辭摩之魔(下略)、雄略天皇六年御紀大御歌に、舉暮利矩能、播都制能野磨播、伊底拖智能、與慮斯企野磨、和斯里底能、與慮斯企夜磨能(下略)、と有るは更なり、萬葉十三(三十一丁)にも、隱來之、長谷之山、青幡之、忍坂山者、走出之、宜山之、出立之、妙山叙、惜山之、荒卷惜毛、と有りて、此には山形の具足へるを宜しと云ひて、下には其反語の荒と云ふ言を置きたり、其一(七丁)に、山常庭、村山有等、取與呂布、天乃香具山云々と詠ませ給へるも山形の調へるを以て取具とは詔給へるなり、此等の事共を合せ考ふるに、豈謂善成之乎とは、其二柱神の御力を盡させ御在し坐して相作らせ給へりし國形を、善はしく造成し遂げさせ給はざるを不足ぬ事に詔ひ出させ御在し坐しけるなりけり、然るは此時未天下平かならず彼草木磐石に至る迄に成能強暴りて、造らせ給へる跡より荒行くも有るべく、又人民も甚稀少なりけむから、大神等の作らせ給へる地を各持つ事能はず、自然に荒地と成るも有るべくして、善成し給ふと雖も甚善しも成遂げさせ給ひ難させ給へる御思を陳べさせ給へる者とぞ伺ひ奉らるゝ御事なりける、(又僻める者の有りて、此御事をば大己貴命其事の成らざるに退屈ませ給へる御言なりと云ふも有るべけれども、神慮の公正なるを得知らずして己が狭き心に抗らぶる者なり、然る邪説有らば除く可し、此に就て深き所以有り、傳廿八卷見るべし) ○少彦名命對曰は、大己貴命の相共に造らし、國を善成せりとは云ふべからざる由の御言に對へて、少彦名命の思ほし取らせ給へる趣を此に述べさせ給ふ所なるなり、○或有所成は、右の謂善成之乎と有るに合せて或有所善成之の意に見るべきなり、即ち二柱神の造らせ給へる任にしては此國土は實に善成れる所有る者なるが、其御功業を特別けて保つ神有り其御功業を受繼て作る人有り

て其善成る所有るを云ひて其は今日迄の事なり、來日の事は次の御言是なり、○或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成は、又右の例にて或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>善成と云ふ義なり、此即來日の未だ成らざる所有るに依て今日に成す所有る謂是なり、右の二を合せて天地の常理世間の大道を此次に説注す可き者なり、○右の或有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成、或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成を口訣に、非<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成非<sub>レ</sub>成辭也と注されたるは實に然る言になむ有りける、此に因りて蘊奥を探索め思測り奉るに、先づ天地の初發れるや天御中主尊已く此に成出でさせ御在し坐しける、是即ち此に初て有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、然れども唯一神にして皇産靈の神業未だ開けず、是即ち此に有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、但此に天御中主尊と高皇産靈尊神皇産靈尊との御上に前後を云ふべからず、其の差別を云ふべからず、又此の或有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成と或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成との言にも亦其の前後を云ふべからず、異同を云ふべからず、其有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成と云ふに當りて自然有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成と云ふ物其中に在りて天地の大道此と共に行はるゝ事なり、此に高皇産靈尊神皇産靈尊二柱神等成出させ御在し坐しけるは謂ゆる陰陽の始此に有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、一物未だ成出ず即有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、然して一物天中に生れる即有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、混沌として未割れず是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、此に清輕なる物上りて天と成り、可美葦牙彦舅尊天常立尊此と俱に生れ坐し、重濁なる物下りて地と成るに就て、國常立尊豐斟淳尊此と俱に生れ坐せる即有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、然るに上天の主宰未生れ坐さず國生大神未成坐さず是所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、若て此に伊弉諾尊伊弉册尊二柱神等男女の形を備へて此に成坐せるに、男神には謂ゆる成成而成餘處一處在と有る即有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、女神は成成不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>處一處在と有る是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、若て其成餘處と不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>處とを合せて共爲夫婦し給へる即有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、此に女神の御言先立たせ給へるに依りて蛭兒と淡洲を生み給へる是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、若て天神に卜相申して次序を改めて遵合し給ひて大八洲

國を生み給ひ、其天下の主者として天照太神素戔嗚尊を生み奉らせ給ひ、又八百萬神等を生み給へる是有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、然るに日神は高天原を所知看べき皇太神として天上に送舉げ奉らせ給ふ可き所以有りて此土に留まらせ給はず、素戔嗚尊は終に根國に入り御在し坐すべき幽契有りて此國を治め給はず、剩に伊弉册尊はしも、火神を生み坐せる事より終に根國に御在し坐せる其即有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、此に其女神を追幸行し御事に就て伊弉諾尊筑紫海にて御禊の御政有り、此に因りて世に恩賴を幸へ給ふ善神餘多に成坐る即有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、又其黄泉の汚穢に因りて種々の惡神の成出でたる即是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、此に天照太神と素戔嗚尊誓約の御事御在し坐して、皇太子正勝吾勝々速日天忍穗耳尊を生み奉らせ給ひて、天津日繼此に定まりて天下の主者と傳かれさせ給へる即有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、又此事より延て石窟隱の御事出來れる是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、若て其招禱の御事に依りて天下の事物器械此に起り、日神の御徳宇宙に遍く御在し坐して、天地の間に在らゆる諸神はしも皆其御制を仰ぎ奉れる是其有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、又其事に就て素戔嗚尊は神逐はれ奉り給へる即有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、此に素戔嗚尊はしも、逐はれて天上より天降り御在し坐して後は、國引の御政建邦の御功大に御在し坐せる御事は計へも盡し難かるを、此に五十猛神等と共に大八洲國を青山と成し給ひ、八岐大蛇を言向て天叢雲劔を天上に奉らせ給ひて皇御孫尊の御璽と成し給ひ、奇稻田姫命を取りて御子大己貴命を令<sub>レ</sub>生給ひ、國土經營の神業を事依し給へる即有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、此後に八十神の事故有りて大己貴命此が爲に窘められ給ひ、且共に御力を戮せ給ふ可き少彦名命の未顯れ出でさせ給はざる是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成と云ふ者なり、(其物已に成れる是有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、其事未整はざる是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、其體此に始めて成れる有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、其用未施す可からざる是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、其成る所

有れば必成らざる所有りて此を放れず、其成らざる所此に有れば必其成る所有る、是にて凡天地の間に在らゆる事々物々に必備はる所の道是なり、然して此に大巳貴命少彦名命二柱神兄弟と成りて御力を戮せ給ひ御心を一に爲給ひて天下を巡造り御在し坐しけるに、實に所思すが如く山を劈り河を通して國土を平坦かにし田野の境を分ちて農桑の業を大に弘め給ひ在らゆる百姓に咸く恩頼を令蒙給ふと雖も、天下の百姓を愛くしみ所思す御心には猶不足す所思す所なむ御在し坐しければ、其御心を含めて、此に大巳貴命の吾等所造之國豈謂善成之乎と詔ひ懸させ御在し坐しけるにて、御心に不滿す所思す御氣味なむ所見させ給へりけるを、少彦名命其を甚く慰め聞えさせ御在し坐して或有<sub>レ</sub>所成或有<sub>レ</sub>不成とは對へ進らせ給へるにて、其は此二柱神等の八百萬神と共に天地の共御在し坐て相造成させ給ふとも猶未善成さざる所出來て、終に世と共に果し有るまじき理を述べさせ御在し坐して、其御心を諫め聞えさせ給へる御事なりけり、故天地の開闢より國造の今に至る迄、世中に在とし有らゆる事業の上に就て必しも有<sub>レ</sub>所成の所には有<sub>レ</sub>不成の務有り、又有<sub>レ</sub>不成の所には必此に有<sub>レ</sub>所成の功を存て、一物の上にも一事の上にも必此二を備へて驪めて息むべからざる理の有りて萬世に押通し貴賤に相通ひて、人としては須臾も離るまじき大道此に在る者なり、天地の覆載せ日月の照臨まし寒暑の往來ひ晝夜の相代り草木の榮枯し火の炎上り水の潤下り君に忠やかに親に孝がひ夫婦相睦まじく父子相愛くしみ百姓を平章に爲る今日の事務に於ては悉に彼謂ゆる有<sub>レ</sub>所成にて、此に有<sub>レ</sub>不成が故に其有<sub>レ</sub>不成を力めて有<sub>レ</sub>所成に至れる者にて、實に天地の間に在と有らゆる物の限は鬼神と雖も遁るまじき道是なり、所以に天地立ちて後に神有り、神有りて後に人有りて、父子相承け子孫相保つ道此に在りて、惡を却け善を勸め

怠を除き勤を勵みて今日世中と相共に持合ふ事此に在るなり、今年農桑を怠れば來年の衣食に乏しく、夫婦相勤めざれば子孫を困究ましむ、是有<sub>レ</sub>所成に依て有<sub>レ</sub>不成の設を爲すなり、有<sub>レ</sub>不成を以て其有<sub>レ</sub>所成なり、故此に二柱神是談御在し坐しける後に、少彦名命は常世郷に至り御在し坐せる、即ち外蕃の地方は有<sub>レ</sub>不成に因りて有<sub>レ</sub>所成なり、此を承けて下に自後國中所未成者大巳貴命獨能巡造と有る、即有<sub>レ</sub>所成を云なり、然して遂に出雲國乃興言曰、云々其可與吾共理天下者蓋有<sub>レ</sub>之乎と有るは、有<sub>レ</sub>所成に意を得させ給へるなり、然るに于<sub>レ</sub>時神光照海、忽然有<sub>レ</sub>浮來者曰云々、由<sub>レ</sub>吾在<sub>レ</sub>故、汝得<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>其大造之績矣と有るは、其有<sub>レ</sub>不成に依りて善成さしめ給へる神の別に在<sub>レ</sub>べかりける由を示し給へるなり、古事記に所見たる其神の御言に、能<sub>レ</sub>治我前者、吾能共與相作成、若不<sub>レ</sub>然者國難<sub>レ</sub>成と有る此にて其或有<sub>レ</sub>所成或有<sub>レ</sub>不成の理の實に然る事をなむ明らめ奉る可き事なりける、(一條大閤御説に、所<sub>レ</sub>成者所謂醫療禁厭等事、所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成者所謂草木等強暴也と有るも、其理無きにては本より非すと雖も、此の神談は猶然る事のみには非ざりける事、右に注せる共を見て曉る可し、又谷重遠説に、大巳貴命、有<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>誇<sub>レ</sub>功烈之言、而少彦名命折<sub>レ</sub>其滿心、蓋神忌<sub>レ</sub>須臾有<sub>レ</sub>得意と云へるは、口訣に爾神忌<sub>レ</sub>須臾有<sub>レ</sub>得意と有るに依て、上の豈謂<sub>レ</sub>善成之乎の義を解誤れる者なりけり、又谷川翁も、少彦名命知<sub>レ</sub>大巳貴命有<sub>レ</sub>誇<sub>レ</sub>大自負之意、直以<sub>レ</sub>言諫、遂以<sub>レ</sub>躬諫、於<sub>レ</sub>是大巳貴命獨能成<sub>レ</sub>其所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成、又方知、建<sub>レ</sub>大績者、固是<sub>レ</sub>天功、則其德業之大也、誠因<sub>レ</sub>少彦名命之一言矣と云はれたるは實に然る言には有れども、大巳貴命に於て少かも自負の御心御在し坐さざる事に心を著けられざりし者にて、此先生にしては甚可惜らしき事なりかし、○是談也は、地神本紀には也を之に作れり、大三輪神三社鎮座次第



に引けるには以下十字無きは、此は撰者の注し加へられたる文なるを以てなり、偕此を私記に己禮波毛乃加太良比己止奈里と有り、偕此は右に嘗大已貴命謂少彦名命曰と有る謂曰を加多理多麻波久と訓めるは古傳なるを承けて、此に是談也云々と有るは記者の詞にして謂ゆる草紙の地より云ふなり、偕此は一條大閤御説に、是談大已貴命與少彦名命相談話之言と有るが如くして、即ち我と人と相共に言語ふ事を物語と云ふ事なるが、古事記盃結段に此謂之神語也と有る神語と云ふにも等しき事なれば、此を此神語也と心得むも目易かりぬ可き事なりけり、偕此は右の神語の旨の少縁なるまじき由を注されたる所なれば、今改めて許能母能賀多理波夜と訓むべくして、其波夜は謂ゆる歎息の辭なる者なり、即ち景行天皇四十年御紀に吾孀者耶と書され、仁賢天皇六年御紀にも弱草吾夫何怜矣と有りて、下に吾夫何怜矣、此云阿我圖摩播耶と注されたる如く、物を深く指歎く時に云ふ辭なり、偕此談字をも謂字をも話字をも語字をも名義抄に加多流とも加多良布とも物賀多理と訓めるは此に合へり、又語字をも物賀多理と訓み、又譚をも誦をも加多良布と訓めり、(偕古史第九十四段徴に、是談也、蓋有幽深之致と云ふ文有り、此は後人の加筆なる事疑無き物から云々と云ひて、其自撰の史にも此文を除けり、右の九字を後人の加筆なる事は何を以て知れるにや、此は撰史の法にて古に傳有り、今に云々と云ふ事有る時に當りては所謂云々と注さると同じ事にて、此古傳の如きも唯古語の任に書されたるのみならむには、後世に至りて何の事とも辨へ難くて、右の如き私曲の筆削も有りなむかの用意にて然注し置かれつるも、後人をして其深旨を啓發しめ給はむ御心構なるを得知らざる私事なり、又右の有る所成又有不成の成字は古訓に那流と有るには深き意も有る事なるを、那須と訓まれたるも自他の違有りて大に其

義を過つ事なめり、) ○蓋は傳五に注せるが如く、八洲起元章第四一書に、其中蓋有國乎と有は更なり、此一書にも其可與吾共理天下者、蓋有之乎、天孫降臨章に蓋與國神相戰而然歎など有りて、蓋より乎又は歎字を以て云終むる格なるを、此に焉字を置けるは、例には違へるながら其意を得てぞ訓むべきなる、(檀弓に子蓋慎諸と有る注に蓋何不也と見え、字書にも發語辭と云ひ、又は疑辭也とも大凡也とも猶略也とも注せるを思ふ可くなむ、) ○有幽深之致焉は、私記に不加支牟禰波安留良牟と有るも然る事には有れども、幽深をば於久不加支と讀むべきにや、易に探隱索隱と有る疏に隱謂幽深難見と有る字なればなり、此言欽明天皇六年御紀には功德甚大と有るも幽深又は深遠の字に當る可し、萬葉二十(二十五丁)に、會伎太久毛、於藝呂奈伎可毛、已伎婆久母、由多氣伎可母、と有りて、於藝呂奈伎と由多氣伎とを對へて此は幽深なる所無きを云へり、若て此於藝呂は奥有の義にして、其五(二十七丁)に、常斯良奴、國乃意久迦袁、十二(二十丁)に、天雲之、奥香裳不知、又(三十四丁)奥香無、不知山道乎、十三(十四丁)に、立良久乃、田付毛不知、居久乃、於久鴨不知、又(二十八丁)、雖嘆、奥香乎無見、十七(八丁)に、波乃宇倍爾、思之乎禮婆、(一云宇伎底之乎禮八)於久香之良受母、又大海乃、於久可母之良受と有る共の於久加は奥處の義なるに同じきを以て、愈右の幽深字の訓法を知れりと云ふべし、致は通證に旨也、出于胸訓、增韻致趣也と云はれたるは甚面白き説にて、此致字を意字の義に見る時は大に心を得るに易し、其は上に注せる如く、胸と言はしも此に心藏を收むるを以て身根と云ふ事なるが故に、古今の書共に心字を牟禰と訓みたる數知らず甚多かりけり、此を趣と云ふも思向にて思ひ立ちて心の向に出でたる事なり、然れば此の文に有幽深之致を有

幽深之意と見て甚能く曉らるゝ事なるぞかし、(但此等は字に就て説を成せる者にて、餘りに鑿ちたりと思ふ人も有りなれども、已に此字を用ひて文を成されたるからは、又其字に因て明らめざれば、撰者の此に其辭を係られたりつゝる深意を見る可くも非ざるが故に、其説の此に及べるなり、此は撰者の注文なり、力を盡してぞ見る可き) 然して此に謂ゆる幽深之致と云ふ事はしも、右の或有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成の御言に在りて言微にして旨甚廣かりけり、此を以て天地の大なるにも及ぼす可く、一身の小なるにも行ふ可くして、神聖の尊きも此を出づる事能はず、民庶の卑しきも此を遁るゝ事能はざる天地の大道にして實に神隨なる者はなり、此は甚少縁なるまじき由有りて、已に傳五、十七にも注せるを、今又此に至りて其幽深之致を説注さずては得有るべからざる勢也、其は八洲起元章第一一書に、天神謂<sub>ニ</sub>伊弉諾尊伊弉册尊<sub>一</sub>曰、有<sub>ニ</sub>豐葦原千五百秋瑞穂之地<sub>一</sub>、宜<sub>ニ</sub>汝往循<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>と有る、此千五百秋瑞穂之地は此時未狀貌難<sub>レ</sub>言と云へる一物にして、即此に謂ゆる有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成なり、宜<sub>ニ</sub>汝往循<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>と云ふは其有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成と云へる是なり、然して此循字を斯良須と訓む事習なり、然して此の同じ事を古事記には於是天神諸命以、詔<sub>ニ</sub>伊邪那岐命伊邪那美命二柱神<sub>一</sub>、修<sub>ニ</sub>理<sub>一</sub>固<sub>一</sub>成是多陀用幣流之國(下略)と有りて、右の循字を此には修理固成と書されたり、偕右の循は、知<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>又知<sub>ニ</sub>國土<sub>一</sub>の知に同じくして天下國土を持たせ御在し坐す御事を申せるにて其體なり、修理固成は其天下國土を持たせ御在し坐す御上に行はせ給ふ可き御事業を申せるにて、是其用なる事申すも更なり、此は彼二柱御祖神に始まり奉りて其御子神等より次々に相承けて、上は天皇尊より下は百姓の末に至る迄に父子相繼ぎ子孫に相傳ふ可き神道にして、謂ゆる人道と云ふ者はなり、故に修<sub>ニ</sub>理<sub>一</sub>固<sub>一</sub>成其多陀用幣流之國と云へるは二柱御祖神の國生坐し、御事にして、此に始

て有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成と雖も、境域未立たず是有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、後に素戔嗚尊謂ゆる國引の御事を物爲させ御在し坐して邦を建てさせ御在し坐すと雖も國造の御事に迄は至らせ給はず、是其有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成て有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、此に大己貴命少彦名命二柱神等國土經營の御事御在し坐すと雖も、猶千五百秋瑞穂之地と成に至らず、是も亦已に有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成て有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成なり、如此くして天地と共に此國土に在らゆる凡ての事業の上には各有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成て、其には必有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成が故に、父子相承け子孫相繼ぐ道有るを以て多陀用幣流之國とは云ふなりけり、(是即天地も人身と同じく生々として世を経る者なるが爲なるを思ふ可し、古の天地は即今の天地にて、世代の前後のみこそは有りけれ、天地に於て異なる所無きを、世の識者の神記を説く狀多くは彼過去七佛の如くして今日の天地を見る神眼なき故に、其説盡く死物にして活用無き者なり、争でか幽深之致を伺ひ奉るに至らむ、但右の循字を類史又元々集神宮古本共に脩に作り、金澤本にも修と有り、舊事紀も亦脩と有り、又孝徳天皇大化元年御紀に隨<sub>ニ</sub>天神之所<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>寄、方今始欲<sub>レ</sub>修<sub>ニ</sub>萬國<sub>一</sub>とも有れば、此も實に然有るべき事にて、脩修共に同字なるが、名義抄に袁佐牟と訓めれば斯良須とは本より云ふべき事なれども、循字は論語子罕篇に、夫子循<sub>レ</sub>々然、善誘<sub>レ</sub>人、博<sub>レ</sub>我以<sub>レ</sub>文、約<sub>レ</sub>我以<sub>レ</sub>禮と有る、朱注に、循々然有<sub>ニ</sub>次序<sub>一</sub>貌と有れば此義を取りて遠からざるを、名義抄に循を袁佐牟とも志多賀布とも米具流とも都夫佐爾とも有れば、此にも斯良須と訓むべき義無しとは云ふべからず、其は脩にても循にても其字には拘らず、予は唯斯良須と云ふ古訓をぞ的當とは爲るなりける、) 偕天照太神の高天原を御し給ふ御事は姑く置きて、此國土の事は四神出生章第六一書に伊弉諾尊勅<sub>ニ</sub>任三子<sub>一</sub>曰、(中略)素戔嗚尊者可<sub>ニ</sub>以治<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>也と見えて、其大神の天下を所知食し御在し坐し、狀、此正書より第五一書に至る迄

次々に所見たるが如し、若て此に謂ゆる大已貴命與少彥名命、戮力一心、經營天下と有る御事を治と書せる證有り、大和風土記に山跡國者、往昔山岳多而平地少、所治天下大神大已貴命與少彥名命、巡行此國、鑿山開谷爲平夷、故云山跡也と見え、信濃風土記にも治天下御神大已貴命又少彥名命建御名方命巡行此國云々と有るなど是なり、但右等は出雲風土記に所造天下大神大穴持命と有るを始として、唯に所造天下大神と其神の御事を書せれば、右の所治天下大神と有るは大已貴命一柱にのみ係れる如くなれども然らず、丹後風土記に、伽佐郡志樂郷、所以號志樂者、往昔少彥名命大穴持命當巡覽所治天下時而悉巡行於此國畢、更到坐于高志國、召天火明神詔、汝命者可領知此國、火明命大歡喜、乃曰永母也青雲乃志良久國矣、故云志樂也、と有りて志樂郷本字領知と見えたり、即此國を巡造らし、御事を所治天下と書し、又其國を天火明命に進らせ給へる事に可領知此國と聞えさせ給へり、若て火明命の青雲乃志良久國と詔給へる志良久は、斯流を延たる言にて右の領知の事を述べさせ給へるなり、又二石崎者、古老傳曰、當子往昔乎治天下時、大已貴命與(八字蟲喰)地而二神相議坐、(下略)と有る與字の下にも少彥名命の御名有りし事、右の二神相議坐の文にて所見たり、又凡海郷者、(中略)往昔治天下當大穴(六字蟲喰)到坐于此地之時、(下略)と有る此六字は必持命少彥名命の字の脱たるなり、如此く何所にも此二柱神に治天下と云ふは、二柱神兄弟と成りて國造り御在し坐しければ、彼此の差別を云はずして然稱奉れるにてぞ有りける、又傳二十八に引ける播磨風土記には、何れも治國と云ふべき所に占國と書きて其訓同じ事なるなり、(此を以て天下を知と云は上に注せるが如く、修理固成の事を力行はせ給ふ御事なるを知るべきなり、

今しは一國一郡をも知行ふ人の上を見るに、民を責り課役を科せ己が倉廩を饒かにし女色に淫り遊樂と驕奢とを極めて其中に生れ其中に死る人のみなるこそ甚く道に背ける事なりけれ、其甚しきに至りては其貢調は天津日繼の御物なる事をも得知らずて、天朝を無用の長物として此を度外に置き、百姓は天皇の大御寶なる事をば忘れてや有らむ、私に驅役ふ俗吏のみ多かるは實に國賊なる者なり、) 偕其循の體より修理固成の用を云ふべし、其都久流は上に注せる夫大已貴命與少彥名命、戮力一心、經營天下と有る是なり、又此にも嘗大已貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國、(中略)自後國中所未成者、大已貴神獨能巡造、(下略)と見え、古事記にも故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者、(中略)故持其大刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀬追撥而始作國也と見えたる、此事已に傳二十二に云へり、又此一書に國作大已貴命の御名を出だし、又日吉神道祕密記には大國作神の御名見え、出雲風土記には所造天下大神大穴持命とも所造天下大穴持命とも又唯に所造天下大神命とも所造天下大神とも書し、神賀詞には國作坐大穴持命又は國作之大神など有る由上に云へるが如し、又萬葉七(二十三丁)に、大穴道、少御神、作、妹勢能山、見吉、など有りて此等は混ふ可くも非ざる都久流の例共なり、(但此に二柱神の御上にて申すと、二柱御祖神の御上にて申すと、言は同じくして其狀異なり、二柱御祖神の都久流は彼共爲夫婦し給ひて國土を生給へるを申し、素戔鳴尊にては謂ゆる國引の御事を申せるにて、出雲風土記に、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔而云々と有る是なり、然して此の二柱神のは右に注せる共の如くなれば今云ふ限に非ず、) 袁佐牟は上下に互りて能く御むる事を云ふなり、古事記少名毘古那

神の常世國に渡り御在し坐したる所に、於是大國主神愁而告、(中略)是時有光海依來之神、其神言、能治我前者、吾能共與相作成、若不<sub>レ</sub>然者、國難<sub>レ</sub>成、爾大國主神曰、然者治奉之狀奈何、答言、吾者伊都岐<sub>一</sub>奉于倭之青垣東山上、此者坐<sub>三</sub>御諸山上神<sub>二</sub>也と有る、上なる能<sub>三</sub>治我前者<sub>二</sub>は、彼幸魂奇魂神の我御靈を能齋奉らばと詔給へるなり、次に然者治奉之狀奈何と申し給へるは、其齋奉らむ狀は如何と問ひ奉らせ給へるなり、終に伊都岐<sub>一</sub>奉于倭之青垣東之山上と詔給へるは、治<sub>三</sub>奉于倭之青垣東山上<sub>二</sub>と云ふ義にて、此は上と有る御方に仕奉る事に治とは云ふなり、又平國段なる大國主神の御言に、唯僕住所者、如<sub>三</sub>天神御子之天津日繼所<sub>レ</sub>知之登陀流天之御巢<sub>二</sub>而、於<sub>三</sub>底津石根<sub>二</sub>宮柱布斗斯理、於<sub>三</sub>高天原<sub>二</sub>氷木多迦斯理而治賜者、僕者於<sub>三</sub>百不足八十<sub>二</sub>桐手<sub>一</sub>隱而侍と有るは、現人神の御方より齋奉られさせ給へらむ事を乞申給へるに治賜者とは申させ給へり、右等は下より上に敬ひ仕奉る事を袁佐牟と云へる例共なり、又此一書に自後國中所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成者、大已貴神獨巡造、遂到<sub>三</sub>出雲國<sub>二</sub>、乃興言曰、夫葦原中國、本自荒茫、至<sub>三</sub>及磐石草木<sub>二</sub>、咸能強暴、然吾已摧伏、莫<sub>レ</sub>不<sub>三</sub>和順<sub>二</sub>、遂因言、今理<sub>三</sub>此國<sub>二</sub>、唯吾一身而已、其可<sub>三</sub>與<sub>二</sub>吾共理<sub>三</sub>天下<sub>二</sub>者、蓋有<sub>レ</sub>之乎、と有るは即天下を治めさせ給ふ御事にて、此は上より下に及ぼし給ふ御事のみ之如くなれども此に深旨有り、傳廿八に委曲に注せるなり、右に巡造と有りて下に理<sub>三</sub>此國<sub>二</sub>と有る、即修理と續ける次序に甚能く合へる者なり、又下に幸魂奇魂神の其に對へて如吾不<sub>レ</sub>在者、汝何能平<sub>三</sub>此國<sub>二</sub>乎云々と有るを、地神本紀には如吾不<sub>レ</sub>在者、汝何能得<sub>三</sub>平<sub>二</sub>治此國<sub>一</sub>乎と有り、又大三輪神三社鎮座次第には其を汝能得<sub>三</sub>治<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>乎と有る治も、右と同じく上として下を馭むる謂なるなり、(此袁佐牟と云ふ言はしも甚廣き事にて、經<sub>レ</sub>邦とも治<sub>レ</sub>世とも理<sub>レ</sub>民とも修<sub>レ</sub>身とも韃<sub>レ</sub>弓とも續

レ矢とも振<sub>レ</sub>兵とも云ひ、又納をも收をも藏をも然訓む事なり、猶此事に就ては様々の旨有るを、傳五卷に已に注せりき、)加多牟は古事記に故爾白<sub>三</sub>上於神產巢日御祖命<sub>二</sub>者、(中略)故與<sub>三</sub>汝葦原色許男命<sub>二</sub>、爲<sub>三</sub>兄弟<sub>二</sub>而、作<sub>三</sub>堅其國<sub>二</sub>、故自<sub>レ</sub>爾大穴牟遲與<sub>三</sub>少名毘古那<sub>二</sub>、二柱神相並作<sub>三</sub>堅此國<sub>二</sub>と有り、又此御事を大三輪神三社鎮座次第には、初伊弉諾伊弉册二神、共爲<sub>三</sub>夫婦<sub>二</sub>、生<sub>三</sub>大八洲國及處々小島<sub>二</sub>、而地稚如<sub>三</sub>水母<sub>二</sub>浮漂之時、大已貴命與<sub>三</sub>少彥名命<sub>二</sub>、戮<sub>レ</sub>力<sub>一</sub>心、殖<sub>三</sub>生蘆葦<sub>二</sub>固<sub>三</sub>造國地<sub>二</sub>、故號<sub>三</sub>曰國造大已貴命<sub>二</sub>、因以稱<sub>三</sub>曰葦原國<sub>二</sub>と書し、猶仁明天皇嘉祥二年御紀長歌に、日本乃野馬臺能國<sub>二</sub>賀美侶伎能、宿那毗古那加、葦菅<sub>二</sub>、殖生志津津、國固<sub>三</sub>、造<sub>三</sub>介牟理<sub>二</sub>云々、と見えたるも皆同じ古傳に據れる者なり、此にも下なる幸魂奇魂神の御言に、如吾不<sub>レ</sub>在者、汝何能平<sub>三</sub>此國<sub>二</sub>乎、由<sub>三</sub>吾在<sub>二</sub>故、汝得<sub>レ</sub>建<sub>三</sub>大造之績<sub>二</sub>矣と有る文を、地神本紀に同じ傳の有るには、如吾不<sub>レ</sub>在者、汝何能得<sub>三</sub>平<sub>二</sub>治此國<sub>一</sub>乎、若無<sub>レ</sub>我者、何敢得<sub>三</sub>造堅建<sub>二</sub>大造之績<sub>一</sub>哉と有る共は即右に謂ゆる加多牟の例是なり、(故彼二柱御祖神をしも播磨風土記には國堅大神と申せる、即修理固成の固にて國を生坐し、御事に申せるなり、又素戔鳴尊の御上にては、出雲風土記なる國引の文に固堅立志者有<sub>三</sub>伯耆國<sub>二</sub>大神岳是也と有るも、國引に引御在し坐して縫足はし作堅めさせ給へる御事を申せるなり、)然して那須は上に謂ゆる右に吾等所<sub>レ</sub>造之國、豈謂<sub>三</sub>善成<sub>二</sub>之乎の成にて、國土を造堅めさせ御在し坐す御事を申せるなり、其を承けて下に自<sub>レ</sub>後國中所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成者、大已貴神獨能巡造と有りて、其にも成と造とを並べて言を成せり、又古事記にも、是時有<sub>三</sub>光海依來之神<sub>二</sub>、其神言、能<sub>三</sub>治我前者<sub>二</sub>、吾能共與相作成、若不<sub>レ</sub>然者、國難<sub>レ</sub>成と有るも右に同じ、然して那須の言はしも名爲の義なり、那須は名有の義なるにて、事を成せば名有る謂なり、其は傳廿一及上に注せるが如

く、大名持命少名御神など申す御名の名是なり、地神本紀に、大己貴命、初與少彥名命、二柱神、坐於葦原中國、如永母浮漂之時爲造號成已訖、少彥名命渡常世、(下略)と有る爲造は即右の造成なり、次に號成は其御功業を立てさせ御在し坐しける御事を遂げさせ給へるにて謂ゆる名有なり、萬葉六(二十三丁)に、大汝、少彥名能、神社者、名著始難目、名耳乎、名兒山跡負而、(下略)と有るは、此二柱神の造らせ御在し坐しけるに由りて大名少名の名の言を負て名兒山と云ふ名有りとにて、其は古に天皇又后妃の御爲に御名代の田を被<sub>レ</sub>定て、此を御名入部と號けて後葉に被<sub>レ</sub>傳たると同じ意味なり、中昔にも田地を墾て其名を負せ傳ふるを名田と云ひ、其田主と成れる者を名主と云ひ、又其人名を其田に呼ぶを名負と云へり、又其名田を多く持ちて其族廣き者を大名と云へるなど本より一事なり、然れば此に國を造り給ふ事を那須と云ふも名を爲る謂なり、其事已に成れるを那流と云ふも、其に就て物に名有る由なるを深く考ふ可き者なりかし、(又土地の事をも名と云へり、其土地の上に就て營むを那理と云ふも本は農作の事に起れる者にして、其より轉りて農ならぬ外の生産をも那理と云ひ、那理波比と云ふ事と成れるも、其根源を推す時は、土地を造成に出て其末流に及べる者になむ、倭雄略天皇二十一年御紀には實賴於天皇、更造其國と有る造字を成と讀めるをも考ふ可き事なり、) 倭右の修理固の三も其遂ぐる所は成の一言に止まるが故に、其大己貴命の御言に、吾等所<sub>レ</sub>造之國、豈謂<sub>レ</sub>善成之乎と宣ひ係させ給へるに、少彥名命の對進らせられて或有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成、或有<sub>レ</sub>不成の御言有る是なり、若て其有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成に有<sub>レ</sub>不成に依りて、皇神の大道此中行はる者なり、若て其循<sub>レ</sub>の體と修理固成の用とは皇祖天神の天命にて、上は天皇より始め奉りて下萬民に至る迄も、世に生出づる始より仰ぎ戴き受行ふ道な

るが故に、其道の任に當る然爲るを神隨と云ふ、即ち孝德天皇二年御紀に隨在天神と書させ給へる是なり、又帝道は唯一にして外に求む可き道無きが故に、惟神の字を用ひさせ給ひて、下に、謂<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>神道亦自有<sub>レ</sub>神道也、と注させ給へり、其上なる神道は、天下を所知食す御上にては、修<sub>レ</sub>理<sub>レ</sub>固<sub>レ</sub>成是多陀用幣流之國と云ふ神道を常に行はせ御在し坐して、佗に求めさせ御在し坐す御事だに御在し坐さざらむには、自に神道なむ其中に御在し坐す由を懇切に注させ給へる者にして、實に宇宙の大道此に在る事、雲霧を披きて青天を仰ぎ瞻るが如く、甚隈々しからずなむ有りける、即此に謂ゆる有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成と有<sub>レ</sub>不成との御言はしも其道を蹈通る法則にして、上天地に貫き徹り下萬邦に往き度りて、世と共に易ふべからざる神語になむ有りければ、實に神典の蹟にして幽深き致此に在る事なり、一條大閤御説に幽深之致者、人之不可<sub>レ</sub>解者也と有るが如く、意深く致甚微なる神語にして、容易く盡し難き者なり、此は常人の知る可き所に非ず、實に仰ぐ可し尊ぶ可し、(世の神道を學ぶ者、此に斯許り奇異に靈しく妙なる深意有る事を知らず、漫りに説を立て、神典を説くに、道家の清虚無爲など云ふ事を引付けて、右の神隨の言の如きも、老子に謂ゆる無爲自然の事と等しく爲るなどは、實に神皇の大道とは表裡なる者にして、大に國家の害と成る者なり、然して其行ふ状や如何と見るに、巫祝乞盜の眞似にして、朝夕の神拜には、頗ぶる勤むる人も君父に忠孝を盡す事は更に得知らず、家業を粗略にして幸福を神祇に責徴る、彼病する時に藥を用ひずして其の平癒を祈るに異ならずなむ有りければ、神祇の此を守らせ給はむと爲るにも、如何とも救はせ給ふ可き道無かる可くして哀なる事共なり、儒佛を排斥くとして口を究めて罵り騒ぐめれども、儒者の行にも耻づべく、且其神拜の作法なども佛徒の朝夕の勤行に異ならず、甚忌は

しき心ちす、神豈然る非禮を享させ給へらむや、後世必しも日蓮黨などに似たる固陋しき一派の者出来て、大に國家の巨害と成るべき兆已に此頃萌し初めたりき。○其後少彦名命云々は、右に菅大已貴命謂少彦名命曰云々と有る神談は、二柱神等此國を巡造らし、其間に在りし御事にて、右の神談有りて直に少彦名命の常世郷に御在し坐せるには有るべからざる事、右に菅字を牟加志と讀めるにて著明し、若て此に其後と云ふは大八洲國を一巡り造り御在し坐せる後なる由なり、其は上に經營天下の所に云へるが如く、其少彦名命の御在し坐し著かせ給へる出雲國より始めて國々を巡造らせ御在し坐しける狀なるを、又此にも其國なる熊野之御崎より常世郷に御在し坐せるを以て、二柱神等相共に國內悉く巡造り御在し坐したる後なる事を知るべし、然は有れども右に述べたるが如く、此に有所成れば必其に有所成が故に、此後にも其所未成をば大已貴命なむ獨能く巡造り御在し坐しけむ御事申すも更なりけらし、借古事記に所見たる天神の御言に故與汝葦原色許男命、爲兄弟而、作堅其國と有りて、此に二柱神等御力を戮せ給ひ御心を一に爲させ御在し坐して天下を經營らせ御在し坐しける御事の狀よ、彼天地の開闢の初に天神の御命以て伊弉諾伊弉册二柱神等共爲夫婦の御事御在し坐して國をも神をも生み給へるに相類たり、然して其御政大凡に畢させ御在し坐ける頃に至りて、其伊弉册尊はしも終に下津國に神避らせ御在し坐しつれば、唯伊弉諾尊のみぞ上津國をば所知食させ御在し坐しけるに合せて、此にても少彦名命はしも外國に已く渡らせ御在し坐しければ、大已貴命の獨のみ御在し坐して此國をば作堅めさせ御在し坐しけり、此に又深き旨こそ有らしとなむ所思たりける、(白井宗因説に、「大已貴命少彦名命二神は常に夫婦の如く相從ひて天下を巡り經營し給ふに因りて、少彦名命をば女神の如くに

見たる事など舊記に在り」と云へるは、徒事の如く先には思ひしかども中々に然らざりけり、其舊記と云へるは播磨國峰相記に、神名式に謂ゆる多可郡荒田神社の御事を二宮荒田大明神者、天平勝寶元年己丑五月七日、女體赤裝而來臨、即少彦名命也と有る、此を云へるか、但少彦名命はしも本より男神に御在し坐せば、女體の如く見えさせ給ふとも夫婦などの謂には有るべからず、其相好はしく爲させ給へる御消息の夫婦の如く見えさせ給へるにこそ有りけり、然して此二柱神の然許り御兄弟の如く和睦かに御在し坐しけるに、其少彦名命の常世郷に渡らせ御在し坐す御事と成りては、天神の掟させ給へる御旨にも違はせ給ひ、又今迄御力を合せ御在し坐しける御交にも背かせ給へるに似たりと雖も、此御舉なむ實に御心を一に爲させ御在し坐せる趣にて、天神の御趣けにも終には此に至らせ給へらむをこそは期らせ給ひけり、其は大八洲國はしも此第五一書なる素戔鳴尊の御言に吾兒所御之國と宣はせて、即天神御子の所知食む大御國になむ有りければ、大已貴命は此國の所未成を巡造らせ御在し坐して終に天神御子に奉らせ給ふ可く、少彦名命は外國を巡造り御在し坐して、其外國を以て皇大御國の蕃國として往々其方物を以て此に寄せ奉らしむ可く物爲させ御在し坐すなれば、其御兄弟として國土を作堅めさせ給ふ御事に於ては少も異無く御在し坐して、彼二柱御祖神の別處を立て上津國と下津國とに離避らせ御在し坐して、上津國と下津國とより此國土を特別に相持たせ御在し坐すに其事相同じく一に歸めりかし、斯るに其御兄弟の御交の絶えさせ御在し坐さざる御事は天神御子に此國土を避り奉らせ給ひて後に、大已貴命も常世郷に追渡らせ御在し坐して元の如く一に成らせ御在し坐しけるにて著明し、其は大倭神社注進狀に引ける天孫降臨章なる國避の文に、大已貴命、即以平國時所杖之廣矛、獻皇孫曰、

吾以<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>才<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>治功、皇孫若用<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>才<sub>レ</sub>治國者、必當<sub>レ</sub>平安、今我當<sub>レ</sub>於百不足之八十隈、將<sub>レ</sub>隱去<sub>レ</sub>矣、言訖、即躬被<sub>レ</sub>瑞之八坂瓊<sub>レ</sub>而、長隱<sub>レ</sub>常世鄉<sub>レ</sub>者矣と所見たる是なり、但此時に其御本體は天日隅宮に鎮まり御在し坐しければ、其御分身こそは渡り御在し坐しけり、若て大三輪神三社鎮座次第に載れる磐余甕栗宮御世天皇御世の神憑に、上古吾與<sub>レ</sub>少彥名命、戮<sub>レ</sub>力<sub>レ</sub>一心、所以經<sub>レ</sub>營天下、其所以而今少彥名命、來<sub>レ</sub>臨吾邊津磐座、與<sub>レ</sub>吾及和魂、共能可<sub>レ</sub>敬祭、守<sub>レ</sub>皇孫<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>人民<sub>レ</sub>矣、於是起<sub>レ</sub>立磐境、崇<sub>レ</sub>祭少彥名命と有れば、其清寧天皇の御時に已く少彥名命は還渡らせるなりけり、但此も其御本體にては御在し坐すべからず分御魂に御在し坐すなめり、然して全く歸御在し坐しけるは文徳天皇齊衡三年實錄に、十二月庚午朔戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前有<sub>レ</sub>神、新降、(中略)時神憑<sub>レ</sub>人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造<sub>レ</sub>此國、訖、去往<sub>レ</sub>東海、今爲<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>民、更亦來歸と所見たる、是を以て此に少彥名命の常世郷に渡り御在し坐しけるも、其御兄弟と契り聞えさせし御睦を絶ちて別れ放らせ御在し坐しけるに非ざる事を曉る可し、然る上は此大八洲國と其常世郷とに離れ御在し坐して後にも、互に御往來有りて相與共に御力を戮せ御心を一に爲させ御在し坐す御事に於ては、上古より以降唯一日の如くなる事云はずして甚明らかなる者なりかし、記傳十二(十三丁)に、「後世に至りて諸外國より種々の事も物も渡參來て其を用ふる事多きは、此神代に少那毘古那神の外國より姑く渡來坐して大穴牟遲神を助けて諸共に經營成し給へる趣と全符合り、甚深き理有る事なり」と云はれたる中に、此神の外國より渡來坐せる趣に云はれたるこそは未考へ得られざりしにこそ有りけれ、皇國と外國とに別れ御在し坐して御力を合せ給ふ御事に於ては、實に謂れたる説になむ、(然るを谷重遠説に、少彥名命之去所<sub>レ</sub>以抑<sub>レ</sub>大已貴

命之成心、其忠慮深矣、と云へるは何事ぞ、其は上に謂ゆる吾等所<sub>レ</sub>造之國、豈謂<sub>レ</sub>善成<sub>レ</sub>之乎と云ふを、大已貴命の其功に誇らせ給へる御言と讀誤れるから然る僻説は出來れる者なり、右の如くは大已貴命は小人にして少彥名命は君子なるが如し、此は其幽深の旨趣有る事を知らずして漫に説を成せるから然る僻説は出來れるにて、畏しとも甚恐多き御事なりかし、傳二十八卷に古事記の於ては大國主神愁而云々、孰神與<sub>レ</sub>吾相<sub>レ</sub>作此國<sub>レ</sub>耶、と云ふ文を引て注せる共を必見合す可し、○熊野之御崎は谷重遠説に熊野在<sub>レ</sub>出雲國意宇郡と云へるは實に然る事なるに就て考ふるに、此地の事は傳二十一、二十六に注せるが如く、風土記に、意宇郡熊野山、郡家正南一十八里(有<sub>レ</sub>檜相<sub>レ</sub>也、所謂熊野大神之社坐)と有りて、即熊野大神の神宮より出來れる稱なるが、其は其神宮より東南の意宇郡にて、今謂ゆる能義郡はしも古は凡て熊野と云ひけるにこそ、其は傳十三に注せる彼瑞珠盟約章なる熊野檉樟日命はしも天穗日命の亦名なるにて其熊野は此の地名を負坐せるなるが、風土記に同郡野城驛、郡家正東二十里八十步、依<sub>レ</sub>野城大神坐<sub>レ</sub>故、云<sub>レ</sub>野城と有る此地なるにて、神名式に能義郡天穗日命神社と見えたる是なり、又天孫降臨章に、事代主神遊行在<sub>レ</sub>於出雲國三穗(三穗此云<sub>レ</sub>美保)之碕、(中略)故以<sub>レ</sub>熊野諸手船、(亦名天鳩船)載<sub>レ</sub>使者稻背脛<sub>レ</sub>遺之と有る、此稻背脛は其上文に出でたる天穗日命の御子武三熊之大人の亦名にて、此三熊も其御父神の熊野と相同じきを、熊野諸手船と云ふも其地に出來れる謂にて、三穗は其海を隔て、斜に相向へる地なるをも思ひ合す可し、又同記に屋代郷、郡家正東三十九里一百二十步、天乃夫比命御伴天降來坐、伊支等之遠祖天津日子命詔、吾靜將<sub>レ</sub>坐社詔、故云<sub>レ</sub>社(神龜三年改<sub>レ</sub>字屋代)と有るも天穗日命の部に坐せば、其熊野の同地に御在し坐せるなめり、又同郡の末に通<sub>レ</sub>國東堺手

間割、四十一里一百八十步、と有る迄は皆がら古の熊野なりけるを、郡名を被定るに至りて意宇郡と成り後又別れて能義郡とは成れる者となむ見えたりける、(又其下卷に自國東堺去西二十里一百八十步、至野城云々、又西二十一里、至國廳意宇郡家北十字街云々、と有りて此には手間割を云はざれども、其里數の合へるを以て其地なる事を知るべし、今即能義郡關村と云へる是なり、備風土記には意宇郡に、母理屋代楯縫安來山國飯梨舍人大草山代拜志宍道等の十一郷有りて、外に餘戸里又野城黒田宍道等の驛家と出雲賀茂忌部等の神戸有るを、和名抄には能義郡に舍人安來楯縫口縫屋代山國母理野城賀茂神戸の十郷有り、意宇郡に宍道來待拜志神戸忌部山代大草筑陽の八郷有りて二郡なり、此にて意宇郡の半より東は能義郡に屬る事を知るべき者なり、) 然して大三輪神三社鎮坐次第に、此下なる初大已貴神之平國也、行到出雲國五十狹狹之小汀而、且當飲食、是時海上忽有三人壁、乃驚而求之、(中略)遣使白於天神、于時高皇產靈尊聞之而曰、吾所產兒、(中略)自指間漏墮者、必彼矣、宜愛而養之、此即少彥名命是也と有る傳を載して其結末に、此故稱曰手間天神也と云ふ社傳を注せり、故思ふに手間は少彥名命の天神の指間より漏墮させ給へる地なりけり、右に五十狹狹之小汀に浮到り坐せる御事の有るに依りて外國より御在し坐したる者と思ふも然る事なれども、上古には島根秋鹿楯縫出雲の四郡はしも一島なりしかば、此手間より打立たして宍道海を浮び渡らせるにぞ有りける、備此地は古事記に伯伎國之手間山本と見え、和名抄郷名にも伯耆國會見郡天萬と有れば、國堺にして兩國に係れる地なるが故に、出雲風土記意宇郡條に通國東堺手間割四十一里一百八十步と有る是にして、少彥名命の本宮此に在りし者なる可き事、傳二十八に注せるが如し、然して此に謂ゆる熊野之御崎は必其手間の

地の中なる可きが、今何處と跋る可き由無きを、出雲風土記に意宇郡に羽島(有樺比佐木多年木葺齋頭高)と云ふ有るを、或抄に所謂指間島也、島上有天神祠、則少彥名命と有るは、今能義郡飯島村の海邊なり、右の羽島に指間島と云ふ一名の有るなる事此を以て知る可し、若て羽島と云ふは端島と云ふ事なれば實に御崎とも云ふべき地なる事云ふも更なり、又同郡栗島(有樺松多年木小竹眞崎木葛)と有る、此は白井宗因說に手間天神在出雲國意宇郡筑陽村間瀉海中、所祭少彥名命也と云へる是にて、此も手間天神の御在し坐す地なれども、御崎など云ふべき地の狀に非ざれば此なる熊野之御崎は右の羽島にて甚能く合へる者なり、但此次には其渡り御在し坐したる所を淡島と有り、其は伯耆國會見郡にして右の羽島と向合たる地なるが、若ては異説有るに似たりと雖も、此なる熊野之御崎は其神の本宮にして此より打立たせ給へりと云ふべく、次なる淡島は其粟を蒔て持渡り坐せるにて、全くの渡口は其島なる事下に注せるを見合せて曉る可し、(然して其淡島はしも會見郡の出崎に在る地なれば、古に熊野之御崎と云ふは此を云ふかと思ひしかども、已に手間之山本を古事記に伯伎國と有るからは然は云ひ難かり、但手間の事は記傳十卷十六丁に和名抄の天萬郷を引て「郷は伯耆、關は出雲に屬るか」と云はれたるは然る言にて、其引かれたる古今六帖關歌に、「八雲立出雲國の手間關、如何なる手間に君障らむ」又「待て暫し人知見むや我背子を、留め難てぞ手間と名著けし」堀川院百首に「然りともと思ひしかども八雲立手間關にも秋は留らず」と有るなど實に關は出雲國に屬る者なり、) ○常世郷は古事記には常世國と作り、記傳十二(九丁)に、凡て上代に常世と云ふに三有り、一は常世長鳴鳥常世思兼神など有る是なり、此は常夜の義なり、二には字の如く常とばにして不變ぬ事を云へり、三には常世國



と云ふ是なり、右の三其言は同じけれども其意は異にして相關らず、三を同意に心得るは字の同じきに迷ひて深く考へざる者なり、此の同じき任に字は相通はし借りて常世と書けるなり」(採要)と云はれたるは實に然る言にて甚詳かなる説なりかし、若て其一に常夜の義なりと云はれたる常世の事は、其説に本著て已に傳十七に委しく注せるが如く、猶又其八に注せる神名式に河内國大縣郡常世岐姫神社は、謂ゆる岐神の御名の上に常世の言を冠ふらせ奉れるにて、其は黄泉國の事なりければ其も常夜の義なる者なりけり、倭雄略天皇廿三年御紀の遺詔に、不謂遺疾彌留至於大漸と有る大漸を登許都久邇と訓む事なる故に、誰しも崩坐せる御靈の行方を黄泉國と思ふ事なる故に、右の文を引て記傳にも「後には人の死るを常世國に行くと云ひし事有り、萬葉四(四十九丁)に常呼二跡、吾行莫國と有る是なり」と云はれたるは然る言ながら、人の魂の行方はしも傳十三に注せるが如く天上に參向ふ事なりければ、其黄泉に行くと云ふは後に出来る事にて正しからざれども、其黄泉の事をしも登許與と云へるは常夜の義にて上件の例共に合へり、(但右の大漸は次なる常しへに不變ぬ事に云へる例に同じくして、其崩り御在し坐して天上に參上らせ給ふ御事を詔給へるにも有るべし、何れにしても黄泉に行くと云ふは忌はしき僻事になむ) 二に常とはにして不變ぬ事を云へるは、出雲風土記に意宇郡母理郷云々、所造天下大神大穴持命云々而詔、我造坐而令國者、皇御孫命平世所知依奉云々と有る平世を、俊信本に常世と訓み、又記傳に引かれたる垂仁天皇廿五年御紀に天照太神誨倭姫命曰、是神風伊勢國者常世之浪重浪歸國也、(下略)と所見、又古事記朝倉宮段大御歌に、麻比須流袁美那、登許余爾母可母と見え、顯宗天皇御紀室壽御詞に手掌摺亮拍上賜吾常世等とも有り、萬葉一(二十二丁)に、我國者、常世爾

成牟、圖負留、神龜毛、新代登、泉乃河爾、など有る是なり、又垂仁天皇九十年御紀に、天皇命田道間守、遣常世國、令求非時香菓、(下略)と有る此事を、其九十九年の下には常世國則神仙秘區、俗非所臻と書されたれば、是即神境にして外國を云ふとは異なり、此謂に依りて萬葉十八(十一丁)に等許余物能、己能多知婆奈能と詠みて橋を常世物と云へり、又(二十八丁)橋歌に、田道間守、常世爾和多利、夜保許毛知、麻爲泥許之登吉、時支久能、香久乃菓子乎、云々とも有りて實に神菓なる由なり、又雄略天皇二十二年御紀に、丹後國餘社郡筒川人水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子感以爲婦、相逐入海、到蓬萊山、歷視仙衆、と有るは海神宮を云へるなり、萬葉九(十八丁)に、詠水江浦島子歌に、海若、神之女爾、邈爾、伊許藝逐相、詠良比言、成之賀婆、加吉結、常代爾至、海若、神之宮乃、内隔之、細有殿爾、携、二人入居而、老目不爲、死不爲而、永世爾、有家留物乎、云々、常世邊爾、復變來而、如今、將相跡奈良婆、此篋、開勿勤常、會己良久爾、堅目師事乎、云々、玉篋、小披爾、白雲之、自箱出而、常世邊、棚引去者云々と見え、其反歌にも常世邊、可住物乎、劔刀、己之心柄、於會也是君、と有る是なり、續後紀仁明天皇の四十算を奉賀歌にも、皇之民浦島子加、天女釣良禮、來且、紫雲泛引且、片時爾、將且飛往天、是會此乃、常世之國度、語良比且、七日經志加良、無限久、命有志波、此島爾許會、有介良志、三吉野爾、有志態志禰、天女來通且、其後波、蒙誦天、毘禮衣、著且飛爾度云、是亦此之島根乃人爾許會有岐度云都禮など有る此を以て知るべき者なり、又四(三十九丁)に、吾妹兒者、常世國爾、住家良思、昔見從、變若益爾家利、と有るも右の事に思ひ寄たる者なり、五(二十三丁)和松浦仙媛歌に、伎彌乎麻都、麻都良乃于良能、越等賣良波、等己與能久爾

能、阿麻越等可忘など有るは、登許與は老いず死なすて常に變らぬ事に云ふなりければ、常世國と云ふ稱は同じきながら、次に云へる如き海外の稱には非ざる者なり、又式なる紀伊國伊都郡丹都比女神社（名神大、月次新嘗）正應六年太政官符に、地神第三代天津彦々瓊々杵尊、始祐<sub>ニ</sub>丹生廟祠<sub>一</sub>兮、稱<sub>ニ</sub>常世宮<sub>一</sub>云々、豈非<sub>ニ</sub>日本最初之草創<sub>一</sub>者、云々と有る常世宮の稱はしも、其上文なる寺家の奏狀に尋<sub>ニ</sub>本地<sub>一</sub>者、中臺八葉之心王、爲<sub>ニ</sub>三世常住之法帝<sub>一</sub>、思<sub>ニ</sub>垂跡<sub>一</sub>者、乾道七世之胤子、爲<sub>ニ</sub>八荒鎮將之武神<sub>一</sub>と有りて、此も常住不變の義を取れる者なり、（又常陸風土記に、夫常陸國者云々、所謂水陸之府藏、物産之膏腴、古人云<sub>ニ</sub>常世之國<sub>一</sub>、蓋疑此地と有るは、水陸の府藏にして物産の膏腴なるが、常とばに易らぬ由を以て常世之國とは云へるにて、此も亦右の義共に同じく聞ゆるなり、但此は常陸の字に就て設けたる説なるも知り難し、）三には此に謂ゆる常世郷は更なり、古事記上卷に故御毛沼命者、跳<sub>ニ</sub>波穗<sub>一</sub>、渡<sub>ニ</sub>坐于常世國<sub>一</sub>也と有る、此御事を神武天皇戊午年御紀には、三毛入野命、亦恨之曰、我母乃姨、並是海神、何爲起<sub>ニ</sub>波瀾<sub>一</sub>、以灌溺乎、則蹈<sub>ニ</sub>浪秀<sub>一</sub>而、往<sub>ニ</sub>乎常世郷<sub>一</sub>矣と有るなど、本より外國に渡り御在し坐し<sub>レ</sub>を云へり、若て其少彦名命は此にて外國に渡り御在し坐しけるに依りて、神功皇后十三年御紀壽觴の大御歌に、等<sub>常世</sub>虚豫、伊麻輪、伊破多々須、周玖那彌伽未能と詠ませ給ひて古事記にも載れり、又古に引ける仁明天皇御紀の歌の續きに、常世鴈、率連天と有るを始として、鴈と燕との歌には常に常世國を詠める事計も盡し難かる可し、堤中納言物語無由言卷に、「唐土新羅に住む人、皆は常世國に在る人云々」と有るも、遠き外國を云ふなり、偕此事に就て記傳に「常世國とは如此名けたる國の一有るには非ず、唯何方に在れ此皇國を遙に隔り離れて容易く往還ひ難き處を泛く云ふ名なり、故常世は借字にして名義は

底依國にて唯絶遠き國なる由なり、故に會許を登許と通はし云へる事、又會許とは下のみに非ず、四方上下何方に在れ遠く行至りて極まる所を云ふ事、又萬葉に謂ゆる會伎閉も同言なる事など、委しく天之常立神の處傳三（二十九丁）に云へるが如し、考合す可し」と云はれたり、其上下に經に底と云ふは、右の天常立尊國常立尊を天底立尊國底立尊とも申し、萬葉十五（三十四丁）に安米都知乃、會許比能宇良爾と見え、又下津石根を底津石根とも云ひ、又水の下を水底、海の下を海底など云へる是也、四方に緯に底と云ふは、水には萬葉一（三十丁）に、海底、奥津白浪、立田山、四（四十四丁）、十一（四十二丁）に、海底、奥乎深目手、六（十五丁）に、海底、奥津伊久利二、七（二十八丁）に、海底、奥玉藻之、など有る底は遙なる洋中を云へり、陸には古事記高津宮段歌に、<sub>雲</sub>玖毛婆那禮、<sub>退</sub>會伎袁理登母、萬葉三（四十六丁）に、天雲乃、會久敝能極、四（二十五丁）に天雲乃、遠隔乃極、六（二十五丁）に、山乃會伎、野之衣寸見世常、九（三十三丁）に、天雲乃、退部乃限、十四（十丁）に、伊毛我可度、伊夜等保會吉奴、十六（八丁）に、<sub>ニ</sub>庭立住退莫立<sub>一</sub>、十七（二十四丁）、山河乃、會伎敝乎登保美、十九（三十七丁）に、山河乃、會伎敝能伎波美、二十（六十一丁）に、多々志伎々美能、美與等保會氣婆、など有る是なり、偕其底依國と云ふは、皇太神宮祈年月次等祭詞に、天能壁立極、國能退立限と云ふ對語有りて、天の向伏す狀は壁を立てたるが如くして巡り、國の退たる狀はしも、凡て此大地は圓體なるが故に、我大御國の高處よりして四方八面に遠放るに隨ひて彌益々に向の地は低きに居るが故に退立とは云へり、然れば此皇大御國より云ふ時は、外國は凡て實に底依國とは云ひつ可く號く可き者になむ有りける、（然るに大三輪神三社鎮座次第に常世郷在<sub>ニ</sub>東海中<sub>一</sub>と云へるは、彼文德天皇實錄なる大洗磯

前神の御誨に、昔造此國訖、去往東海と有る文意も能も解得ずして注せる者なる事、次に云へる説共を以て曉る可し、天雲の向伏す極みは東南西北に在らゆる外國共悉に常世郷にし有りければ、豈東海中に在る一僻地のみに限らむや、偕右の國能退立限と云ふ事はしも、已に祝詞講義に説けるが如く、大地の全體はしも圓球にして環の端無きが如くなれば、何處を指して國の竟とは云ふべくも非ざるを、我が大八洲國を大地の正中と定め、此を最上と爲して此れより四方の國に向ふ時は中より外に出づるなり、高より低に下るなり、此を以て常世を底依と云ふ説の信に諾はる事を知るなり、偕傳廿四及上に注せるが如く、此に少彦名命の遠適於常世郷矣と有るは、直に新羅國に渡り御在し坐しけるなりけり、但和名抄に隱岐國海部郡佐作郷有るは、例の佐々伎にて此神に由有り、又隱地郡伊勢命神社(名神大)は少兄命イサヒノミコトの義にて此神に渡らせ給へれば、決めて其御中宿は其島にてこそ有りけらし、若て新羅國に渡り御在し坐しけむと思ふ由は、攝津風土記に有馬郡新羅神社、所祭少彦名園韓神也と有りて、少彦名命を主神として祀れる社に新羅の地名を以て稱奉るを以て知るべし、然して大倭神社注進狀に引ける天孫降臨章なる國避文に、大已貴命、(中略)今我當於百不足之八十限將隱去矣、言訖即躬被瑞之八坂瓊而、長隱常世郷者矣と有りて、後に大已貴命の常世郷に渡り御在し坐すも、先づ其新羅國にこそは御在し坐し著かせ給ひけらし、同狀に韓神者大已貴命少彦名命也と所見たる、此韓神と申し奉る御名の韓は傳廿五に注せる此第四一書に、上に新羅國の名を擧げて下に韓地と書されたるも此に合ひ、第五一書には韓郷之島とも有りて、古三韓の地を併せたる總稱を以て稱奉れりしなり、然して同狀に古語外國云韓也と注せるは、右の二柱神先づ韓地に渡り御在し坐して、其より赤縣天竺より漸次に

西方へ開き御在し坐して、文德天皇御世に東海より常陸國に來歸らせ御在し坐しける其因に緣りて、皇大御國よりは外國の全を該羅めて加羅と云ふ事今に於ても然り、又體源抄に道調曲の散手破陣樂一名王皇破陣樂の事を、大神氏家傳に「昔率川神海を渡りて新羅國を破らせ給ひし形を象りしなり」(下略)と有る、率川神は上に注せるが如く大物主神も大國魂神も大已貴命と共に渡らせ御在し坐しけるなるが、其も新羅國なりけるをも彼此思ひ合す可き者なりかし、然れば外國を指して常世郷と云ふは謂ゆる底依國にて國の退立つ地なるを以て云ふ稱なり、又加羅と云ふは其常世郷を巡造らし御在し坐しける神の、韓地より物爲て萬國の皆に渡らせ御在し坐せる由を以て云ふ稱なる事、神名にも韓神と稱奉るを以て知るべき者になむ有りける、然れば記傳十二(十三丁)に「三韓及漢天竺其餘も皆四方の萬國は皆本此少彦名神の修理固成し給へる者なり」と云はれたるは、此神の先立ちて常世郷に渡り御在し坐したる、御事に就て説を成されたりし者にて、其前に文德天皇御世に二柱神共に外國より歸り御在し坐しける御紀の文を引て徴されたるを見れば、大人の心にも其外國はしも皆がらに大已貴命少彦名命二柱神相共々に巡造らせ御在し坐しける御事を甚能く知りて説を成されたる者なるが、其詞の少か足らざりし故に、大人には先見の無き事として後人我も々々と見出たりげに云ふは甚々心苦しき事なるにこそ、(平田翁の三五本國考と云ふを著しき大已貴神を漢土に謂ゆる大吳伏義氏に、少彦名神を太一小子に當たるなどは然る言なるが、此に其古傳無き者と思へるなどは甚々未しき事なりけり、) ○淡島は伯耆風土記に、相見郡郡家西北有餘戸、里有粟島、少日子命時粟莠實離々、即載粟彈渡常世國、故云粟島也と有る是なり、和名抄郷名に會見郡會見と云ふ所見たれば、其會見郷に屬る餘戸なる可し、其時粟と云

ふ事はしも、上に注せるが如く伊賀風土記に阿拜郷の事を、此郡始屬伊勢國、云阿波莊、天照太神自天上下天之阿波、主給五穀、長蔓故名阿波、謂阿盃者音訛也と有る其地は、神名式に阿拜郡敢國神社（大）と有る、敢は右の地名なれば敢之と訓べし、下は國神社と續けるにて即地主神の謂是也、但密國風土記には、柘植、此山有神、奉申敢國、所謂少彦名之命也、敢國之御名、高皇產靈之尊使守此郡之時、國神奉愛敬之義也と有るを先に説くべし、此に敢國と續け云ふは古義に非ず、三實代錄に一所は安倍神と出で、二所に敢國津神と載せられたるを見れば叶はず、其高皇產靈之尊使守此郡と云ふには所以有る事なり、次に云ふべし、國神奉愛敬之義也と有る國神は大已貴命の御事と見るべし、奉愛敬は此一書に天神より少彦名命の御事を宜愛而養之と仰せ給へるに合せて云ふならめども、敢は饗するなどならばこそ似著はしからめ、愛育む謂を以て敢とは争でか云ふべき、然かれども此祭神を少彦名命と傳へたるこそ實に正しき古説には有りける、然して右の使守此郡と云ふは此阿拜郡を令造給へる御事にて、此には實に大已貴命も共々に物爲させ御在し坐しけむ事申すも更なり、然して右の古風土記に天照太神の天上より粟種を天降し給へるは少彦名命に令賜給へる御物なりけむ事、彼高皇產靈尊の少彦名命に使守其郡と有るに此彼相照して曉る可き者なりかし、是天神の深き大御心御在し坐して、往々少彦名命をして外國を經營しめ給はむ御下構とこそは伺測り奉らるゝ御事なりけれ、若て其主給五穀と云ふは元正天皇靈龜元年御紀詔に、（上略）今諸國百姓未盡產術、唯趣水澤之種不知陸田之利、或遭勞旱更無餘穀、秋稼若罷多致饑饉、此乃非唯百姓懈、固由國司教導、宜令百姓兼種麥禾、男夫一人二段、凡粟之爲物、支久而不敗、於諸穀中最是精好、宜以此

狀、遍告天下、盡力耕種、莫失時候、（下略）と有るが如き御意味もや御在し坐したりけむ、（其は此國はしも海無き山國にし有りければ、水田の利少くして陸田の利多在りけむから、天神の此に於て粟種を天降させ給へる御事にこそは有りけらし、右に長蔓と有るからは其地に良ひて甚能く實れりしなる可し、天神の地理を見行はし給へる神眼の此に違はせ給はざるなむ實に可畏き御事なりかし、偕又傳廿八に注せる尾張風土記に中島郡安倍島山云々、山上有神號大神社云々と有りて、次に鹿瀬山有神、號敢田見社、所祭少彦名命也と有る、敢は右の伊賀國の敢國神社是なり、田見は田持にて、此神の耕種を物爲させ給へる謂なる事申すも更なり、然して此淡島はしも、右に注せる熊野之御崎の謂ゆる意字郡羽島（一名指間島）より海を隔て、直向ふ地なるが、島とは云へども今は陸續きに成りて洲崎の中なる小山と成れり、予去年安政五年五月、米子より船を浮べて其島に詣たりける時に、其地形を考ふるに、此所は會見郷にて天萬郷に隣れり、偕此洲崎は恰も天橋立又海中道などの如く、海中に三四里も出て出雲國島根郡には僅に海を隔てたり、其洲崎はしも出雲風土記に謂ゆる國引文に、持引綱者夜見島是也と有りて、島根郡條に伯耆國郡内夜見島と有りて今弓濱と云ふ是なり、草沙漠の中に山は磐石を疊みたるが如くして草木茂生ひ、甚神々しき神境と見えたりき、傳廿八にも云ふべきなり、偕其地より打立たし御在し坐して此地に粟を蒔かせ給へりし御事は、其糧を備へさせ給ふ可き御爲なるにこそは有りけめ、本より此神の御爲に天下より天降し授け賜へりし御物なりければ、此を携へ御在し坐して常世郷に殖布かせ給はむ御心なる事、蒔粟實離々と有るは、全く其登る可き時を待たせ御在し坐しける御事著明くなむ有りける、偕其少彦名命の渡らせ御在し坐しける常世郷はしも、傳四、五に注せるが如く

八洲起元章に謂ゆる淡州是なり、即處々小島皆是潮沫凝成者矣、亦曰、水沫凝而成也と有る是にて、其始は處々小島と云ふ狀にて、淡々しく處々に成出でたる小島なりけるを、後に潮沫水沫の漸次に凝以て成れるが故に、皇國より西方なる一大邦と成れる者なるが、其淡洲と云ふ名はしも、少彦名命の此粟島に殖させ御在し坐しける神種の粟をしも持渡らせ御在し坐して分布こらし給へるに因りてこそは起りけめ、其は皇國にて瑞穂を甚止事無き物に持齋くが如く、西蕃の地にて嘉穀と云ひて最貴ぶ物は粟なるこそ奇しく妙なる事なりけれ、説文に、禾嘉穀也、以二月始生、八月而熟、得之中和、故謂之禾、凡禾之屬皆从禾と見え、又粟嘉穀實也、从囟从米と有りて、彼には米よりも何よりも此粟を以て諸穀の長と爲る事は、其地に合ひたるのみには有るべからず、彼國には此神の授け令殖給へりし物なるから殊に尊ぶ事と所見たり、故予は此瑞穂國に對へて然號けさせ給へる者と常に思定めて云ふ事也、且右の伯耆國の淡島は更なり、神名式なる紀伊國名草郡加太神社を粟島社と申して其祭神は少彦名命に御在し坐すを始として、何れの地なるも粟島とだに云へば少彦名命を祀れるなど、得去るまじき故由の有るに深く心を著くべき者なりかし、(倭皇國以西の一大部を西戎にて阿自夜と云へるは、淡洲の古名の彼に傳はれるには非じか、或人は葦原の訛かと云へれど然らず、其阿自夜の名義詳ならず、或は神聖首出の謂なりとも云へり、然して西洋の古説に海と云ふ婦人阿自夜と云ふ婿を求め、歐羅巴亞弗利加など云ふ子を生めりと云ふは、天下此淡洲の阿自夜より開けたる事を傳へたりし者也、倭平田翁の三五本國考に、漢家に謂ゆる五帝の中の伏羲と申すは我大國主命に坐し、太一小子と申す神仙は少彦名命に坐すと云れたるは然る言なり、此二柱神等皇國に次では彼國を最初に開かせ給へる故に、淡洲の古名は事

彼地に起れりし故に、右の如く禾を以て嘉穀と爲る説は有るなりけり、此より西方に巡造り及ぼし給へるが故に淡洲の州名を用ひたるを、我囀に阿自夜と云僻めたる者と見えたり、但海と云ふ婦人の説は右の二大洲は未國土と成らずして一面の大海なりしを、淡洲の神の至らせ御在し坐し、頃より、稍に潮沫の凝りて初て國形の見はれたる謂にも有るべし、) ○粟莖は私記に阿波我良爾と有り、新撰字鏡に、秆稈(公早及木芽也、禾莖阿波加良)と有る是なり、此加良と云ふ言は古事記天御饗段に、鎌海布之柄作三燧白、以三海專之柄、作三燧杵、而と有るを、記傳十四(六十丁)に、「柄を莖と云ふ、和名抄に幹和名加良と有る是なり、幹字注に艸木莖也と有り、柄字は矛或は斧などの柄の事にて意異なれども、同じく加良と云ふ故に通はして書けるなり、物の柄を云ふも艸木莖を云ふも加良てふ名は本一なる可し、漢國にても柯字は木枝の大なるをも又斧柄をも云ひて通へる事有り」と云はれたり、又日代宮段歌に那豆岐能、田多能、伊那賀良邇、伊那賀良爾、(下略)と有るを、記傳二十九(六丁)に「多能伊那賀良邇は田之稻幹爾なり、書紀神代卷に粟莖(字鏡に秆稈阿波賀良と見えて、説文に稈禾莖也と云へり、)萬葉十一(三十九丁)に、吾屋戸之、穗蓼古幹、採生之、實成左右爾、君乎志將待と見え、字書に草木莖曰幹と云へり」と注されたり、和名抄相模國郷名に鎌倉郡荏草と有るは、東鑑などに荏柄と有る地なれば、若くは荏莖を誤れるにや、又麥類に稈(和名牟岐加良)麥莖也、豆類に跣(字亦作其、和名高米加良)豆莖也、芋類に葦(和名以毛加良、一云以毛之、俗用芋柄二字)芋莖也と見え、又棟字を史學指南に麻幹曰棟と有るなど、莖と幹とを相通はし用ひたり、又字鏡集に柄を加良又登理延と訓むに、幹に加良又母登又麻世志又許波志又波志又許夫志と訓めり、(又古事記高津宮段歌に、布由紀能須、加良志

多紀能佐夜佐夜と有るを、記傳三十三卷三丁に「布由紀能須は冬木如なり、加良賀志多紀能は枯之下樹之なり、佐夜々々は清々なる由に委しく注されたり、今思ふに枯を加良と云ふ事は枯山枯野などこそは有らめ、賀の辭を以て受けたるを思ふに、其は幹之下樹之なる可し、冬木は葉の悉散盡して幹莖のみに成る者にし有りけれども、其下枝に風の觸る時は清々と鳴る、其佐夜々々の言を云はむとて右の二句は序に置けるなり、○縁は能煩理氏と訓めり、偕右に引ける伯耆風土記に蒔粟莖實離々載粟と有り、其莖實は與久美能理氏と訓むべし、離々は阿加良米理と訓むべくして、皇極天皇元年御紀五月に、熟稻を阿加良米流稻又阿加良米流稻と訓み、天智天皇三年御紀に一宿之間稻生而穗其且垂穎而熟と有るには、熟を阿加良加那理又阿加米理と訓める是なり、偕禾穗の出て熟らめる時に至りては、其の穂末の必離れ々々に成る者にし有りければ、離を火として赤と爲る字義有るが故に用ひたりし者なめり、然して其熟らめる頃間に至れば必垂穎す者なりければ、此莖實離々を能く實り垂穎し熟らめる事と心得べきなり、偕此の縁字は昇なり、右の載字は乘なり、此二を合せ考ふるに、彼粟莖より傳ひ縁りて其禾末に載り御在し坐しければ、其垂穎したる勢に彈かれ給ひて太虚を踏つゝ常世郷に渡り御在し坐しけるなり、一條太閤御説に、縁粟莖所彈射而飛渡於常世也、此神之眇小可<sub>レ</sub>以見と宣へるは實に然る事なり、下文に、大已貴神即取置<sub>レ</sub>掌中而翫之、則跳鬻其頰と有るに思ひ合す可き御事なりかし、(此縁字は孟子と云へる漢籍に猶縁木而求<sub>レ</sub>魚也と有るに用様同じ、名義抄に數多有る訓の中に、阿麻理又與志又與流又都多布又志多賀布などの音をも考合す可し、但右の纂疏の文は本に粟莖彈渡者言爲<sub>レ</sub>所積之粟莖云々と有りて、所積之粟莖と云ふ時は伯耆風土記に莖實離々と有るに合はざれば信ひ奉り難きを、通證に引かれたるは右の如くなる故に其に依れり、殿下の在天の神靈に對ひ奉りて甚可畏き事ながら得しも難止くてなむ、又平田史にも右の風土記を取れるながら離々の字を除きて文を成せる其は私事なれば今云ふ限に非ず、)○彈渡は波自加延和多理給比伎と訓むべし、波自久の例は、播磨風土記神前郡聖岡里の文に、下屎之時、小竹彈其上其屎行<sub>レ</sub>於衣、故號<sub>レ</sub>波自賀村と見え、景行天皇四十年御紀に、王異<sub>レ</sub>之、以一箇蒜<sub>レ</sub>彈<sub>レ</sub>白鹿<sub>レ</sub>則、中<sub>レ</sub>眼而殺<sub>レ</sub>之と有る是なり、又萬葉十四(十六丁)に、美知乃久能、安太多良末由美、波自伎於伎氏、西良思馬伎那婆、都良波可馬可毛、と有るは、陸奥の安達眞弓彈き置きて妹らし求なば弦著めやもと云ふ事なり、此に就て思ふに、弓に波士弓と云ふは櫛弓の義と見むも然る事なれども其も弓材なるから波士の名を負へるにて、波士弓は彈弓の義なるにぞ有るべき世に物を彈く事の甚じき物弓に勝れるは非ざればなり、和名抄征戰具に、彈弓、唐韻云彈(俗音暖宮)放<sub>レ</sub>丸弓也、文字集略云、竹弦弓也と云へるは、世に波士伎弓とも竹波士伎とも云ふ物にして殊更に彈く料に作れる者なり、又旛、四聲字苑云、旛(和名以之波之岐)建<sub>レ</sub>大木<sub>レ</sub>置<sub>レ</sub>石其上<sub>レ</sub>、發<sub>レ</sub>機而以投<sub>レ</sub>敵也、と有るは石彈と云ふ義なり、雄略天皇二十三年御紀に、是以尾代空<sub>レ</sub>彈<sub>レ</sub>弓弦於海濱上<sub>レ</sub>、射<sub>レ</sub>死踊伏者<sub>レ</sub>二隊と有る、彈字を由美豆留宇知須と訓めるは源氏夕顔(二十七丁)に「隨身も弦打して絶えず響づくれと仰せよ、(中略)弓弦甚著々しく打鳴らして火危うしと云ふ々々預の曹司の方へ去ぬるなり」とも有りて謂ゆる鳴弦の事なりと云へり、此弓弦打に彈字を被<sub>レ</sub>用たるは其も例の彈く事なればなり、又彈冠とも彈指とも云ふは常の事にて、帚木(三十一丁)に「鬼とこそ向ひ居たらめ、貪<sub>レ</sub>つけき事と爪彈をして云はむ方無しと、式部を淡め惡みて少し宜しからむ事を申せと攻め給へど」(下略)と有る

も、物を淡め悪む時に爪を弾きて邊遠く令去るを云ひて、凡て波自久と云ふ事は物を撥除る如き意なるなり、(字は彈指と書けり、字書に鼓爪曰彈と有るは即右の爪彈の事なり、又金具に發軌と云ふ物有り、即彈鐵の義なり、又菓の飽まで熟む時は栗柘榴などの如く表皮の割裂るに弾くると云ひ、又俗に人の許に親しみ云寄るに、信はずして遠放らるゝ事を彈かるゝなど云ふも皆同じ語なる者なり) 若て禾穗の莠實り離々て垂穎したる上に此神の載り御在し坐しければ、其禾末の撓めらむが起立むと爲る勢に弾かれさせ御在し坐して渡らせ給へるなり、偕彈字を波自加禮と訓來れる即被彈の義なるが、其古言は波自加延なり、斯るに此神の自弾かせ給へるならば波自久なり、禾末に被彈させ給へる事とのみ見てむも僻事には非ざれども、此禾末を彈射さする者なむ此には有るべかしく見えたりける、此は彼天神の御所爲なるなめり、然るは上に云へるが如く、此大已貴命少彦名命二柱神等已に天神の大御命を奉はり御在し坐して、此大八洲國をば國巡り作固めさせ御在し坐しけるに、此大八洲國は其大已貴命の大國主神と爲て此を持たせ御在し坐して、天神御子に奉らせ給ふ可き深き所以の御在し坐しければ、未外國に渡らせ給ふ御時には至らざりけるを、其少彦名命を先立て渡し給ひて豫めに此を作らしめ給ひて、其大已貴命の主領く大八洲國の方に御力を戮せしめ給へらむ御心なりけらし、右に引ける伊賀風土記の趣も、天照太神の天の粟種を此少彦名神の爲に天降し給ひ、高皇產靈尊の此神をして其阿拜郡を使守給ふと云ふも、其地に殖試みて常世郷に持渡らしめ給へらむ御心としも見ゆめれば、此は少彦名命をして彈き渡し給へりしは、例の皇祖天神の天地を預鑄造し給ふ御所爲なる事、其波自加禮の訓に依りて義を求む可き事なりかし、古事記に其神の渡り御在し坐せる所に、此に大國主神愁而告、吾獨何能得作此

國と有る御言を以ても、二柱神の本より議らせ給へるに非ざる事は著く、又少彦名命も此淡洲に粟を蒔させ給ひて、往々外國に渡り御在し坐すべき糧に備へさせ給ふ可かめれども、今はとは所思し立たせ給はざりけむを、此に至りて不意く其期に成りぬる、此を天神の御心ならずとして何とかは云はる可からむ、偕此彈渡の渡は御發船など爲させ給へるに非ざる事右の彈の言に所見たり、然れば此に彼崇神天皇六年御紀に仍踐大虛登于御諸山と有る故事の如く、大虛を踐て新羅の方に行著せ御在し坐しけるなりけらし、右件少彦名命は天神の御許より伯耆國と出雲國との堺に天降らせ給へるに因りて伯耆國會見郡に天萬郷有り、出雲國意宇郡に手間割指間島の號有り、又右の會見郡は大已貴命と出雲の五十狹々小汀(古事記云御大之前)にて相見えさへ給へる由の地名にても有らむか、若て大已貴命と共に大八洲國を巡造らせ御在し坐して其初の地に還著給ひ、熊野之御崎より打立たし御在し坐して此粟島より常世郷に渡らせ御在し坐す因に就て、外國に禾を以て嘉穀と爲るの説起り、又淡洲の名出來る事となむ成れりける、是少彦名命の御事跡の初めて外國に及ばせ給へる初なりけむを、古來の註者此神の御天降は外國にして、其より此國に渡り御在し坐して大已貴命を輔相奉り給ひ、今又彼國に還渡らせ御在し坐しける者に定め云へるは、予が心とは表裡の相違なる者なり、然るは彼手間の地は、彼天神の御指間より漏墮させ御在し坐したる御天降處なりければこそ然る地名には遺れるに有りけめ、且文德天皇實錄に見えたる大洗磯前神の御誨に、我是大奈母知少奈比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今濟民更亦來歸、と有るは、此方より往渡らせ給へるが故に今更に來歸らせ給へるに非ずや、然れば其は此下に初大已貴神之平國也、行到出雲國五十狹々之小汀而、且當飲食、是時海上有人聲、(中略)隨

潮水以浮到、と有るは伯耆境より内海を乗りて浮到らせ給へる御事なるを、外海より依來坐せる事と思誤られたるから、然る本末の差は出れるにぞ有るべかりける、(偕此少彦名命の御事に就て、古くも日本神仙祖と云ふ如き説なむ出來りける、豈神祇の御上に皇國の神仙外國の神仙と云ふ事有りなむや、吾が上古の神祇は天地四海の神仙の神なり宗なり、其中より此神一柱を抽出たるは、此下に以<sub>レ</sub>白麩皮<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>舟、以<sub>レ</sub>鶴鷄羽<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>衣、と有る御有狀の異在るが、彼に謂ゆる仙人と云ふ者の狀に似たる如きを以て云ふにこそ有らめ、甚可畏き品定なり、又卜家説に粟莖云々、是は仙術の法なり、粟は五穀の總名なり、露を嘗め霞を食ふ、因て粟莖に彈かれてと云ふは五穀を斷つ事なり云々など云ふは、聞くも忌はしき事なり、凡て其五穀はしも天照太神の大御言に是物者顯見蒼生可<sub>レ</sub>食而活<sub>ニ</sub>之也と有りて、食て命を保つこそは皇神の道なりけれ、穀を斷ちて徒に長生を貪る仙人と云ふ徒は何れも心快き世の空者にして、君父を棄て妻子を顧ざる者にして佛者にも何らか劣らざりける、世の僻者なるを得知らざること淺ましとも淺ましき事なりけれ、又或者は豈亦辭<sub>レ</sub>祿而遁之意歟、神名帳曰、紀伊國名草郡加太神社、今在<sub>ニ</sub>海部郡加太村<sub>ニ</sub>、俗稱<sub>ニ</sub>淡島明神<sub>ニ</sub>、傳云、鎮<sub>ニ</sub>齋少彦名命<sub>ニ</sub>、豈自<sub>ニ</sub>伯耆國<sub>ニ</sub>來<sub>ニ</sub>隱於此<sub>ニ</sub>歟と云へるなどは殊に幼稚き説なり、少彦名命何れより受け給ふ祿を辭して退隱せさせ給へるや、且此にも二所共に常世郷に御在し坐すところは有りけれ、紀伊國に隱れさせ給へらむには、然る迂遠き常世郷の名を出だされずとも有りぬ可き事なり、凡て物言に直言する我が神代の意には非ずなむ、)

右安政六年歲次己未仲夏十六日始<sub>レ</sub>之、至<sub>ニ</sub>六月十七日<sub>ニ</sub>、百五十五張成焉、于時炎熱如<sub>レ</sub>燒、脚氣亦發、八月中良得<sub>ニ</sub>

輕快、書續之、十月中復發、不知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>爲、然應<sub>ニ</sub>與<sub>ニ</sub>道活<sub>ニ</sub>、與<sub>ニ</sub>道滅<sub>ニ</sub>、而發憤<sub>ニ</sub>勉勵<sub>ニ</sub>、終<sub>ニ</sub>于功<sub>ニ</sub>矣、十月廿八日甲子、穗積重胤、茲年四十有八歲。



日本書紀傳 二十八之卷 (其一)

穗積重胤謹撰

神代上第二十八 寶劍出現章

自後國中所未成者。大已貴神獨能巡造。遂到出雲國乃興言曰。  
 夫葦原中國本自荒芒。至及磐石草木咸能強暴然。吾已摧伏莫不  
 和順。遂因言今理此國唯吾一身而已。其可與吾共理天下者蓋有  
 之乎。于時神光照海忽然有浮來者曰。如吾不在者汝何能平此  
 國乎。由吾在故汝得建其大造之績矣。是時大已貴神問曰然  
 則汝是誰耶對曰吾是汝之靈魂奇魂也。大已貴神曰唯然。迺知  
 汝是吾之靈魂奇魂。今欲何處住耶。對曰吾欲住於日本國  
 之三諸山。故即營宮彼處使就而居。此大三輪之神也。

少彥名神、常世郷に渡らせ御在し坐せる、即の文に、古事記には、於是、大國主神、愁而告、吾獨何能得作此國、  
 孰神與、吾能相作此國、耶是時有光海依來之神、(中略)此者坐御諸山上神也と有りて、此に、自後國中所未成  
 者、大已貴神獨能巡造、遂到出雲國、興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏莫不  
 和順、遂因言、(中略)于時神光照海、忽然有浮來者、曰、(中略)此大三輪之神也、と有るとは、大に背けるが  
 如き所なむ有りける、今何れを取り、何れを捨つべきと、文意を照し考ふるに、互に言の脱ちたりける者なりけり、  
 古事記に、於是、大國主神愁而云々と有るは、今迄、御兄弟の御親睦御在し坐して、御力を戮せ給ひ、御心を一に爲  
 させ御在し坐して、相共々に、國巡り作り堅めさせ御在し坐しける、少彥名命の御在し坐さず成りぬるには、争でか  
 御心に愁へさせ御在し坐さざらむ、又、此の時に當りては、孰神と相共に並び御在し坐して、此の國を相作らせ御在  
 し坐むと所思して、然る御言擧の御在し坐しけるも亦自然に浮ばせ給ふ可き御心なめりかし、然るに其の御言に對へ  
 て、謂ゆる靈魂、奇魂神の顯れ出でさせ御在し坐しける趣なるは、其ぞ脫文有る所なるにて、其の後は、事實は右に  
 擧げたる、此の文の如くならずしては事打ち合はずなむ有りければ、右の古事記の、於是より以下、相作此國、耶よ  
 り以上廿七字は、此にも、彼の、至常世郷、矣、自後、國中云々と有る、矣と自との間に加ふ可く、又古事記は右の  
 廿七字の下に、此の自後、國中所未成者、云々の語を加へて、又心得べき所なりける者なり、若て地神本紀には此  
 所を、大已貴命、初與少彥名命二柱神、坐於葦原中國、如水母浮漂之時、爲造號成已訖、少彥名命、渡常世  
 後、國中所未成者、大已貴命獨能巡造矣、(下略)と有るは、其の二柱神の國巡り爲遣らせ御在し坐して大に號成

る事を云へるにて、殊に委しき傳説なりければ、必ず當昔然る古傳の有るを採り入れて書せりし者にぞ有るべかりける、(但右の號成の語は、漢籍老子に、功成名遂、以身退者、天之道也、と云ふに似たりと思ふらむ人も有りなめども、其は傳廿七卷に注せるが如く、萬葉六卷に、大汝、小彥能、神社者、名著始難目、名耳乎、名兒山跡負而、云々と有るも、二柱神の作り成し給へるが故に、其の山に、名有りと云ふ事にて、凡て古には土地の事を名と云へりければ、右に號成と云ふも、其の堅め坐し、國土の成れる由なり、此れを以て、老子の意とは似て非なる事をなむ曉る可かりける、此の號成の語は、殊に此に眼目と有る所なり、) 偕此に、自後國中所未成者、大已貴神、獨能巡造と有る、獨は、其の少彥名命と二柱神相並び御在し坐しけるに、其の神はしも常世郷に至らせ御在し坐して、此には御在し坐さず成りぬるを以て獨とは云ふなり、然れども御伴神等は此にも數多御在し坐しけむ御事は、古事記に、其の少彥名神の御事に、且雖問所從之諸神、皆白不知、と有るを以て、其の所屬の諸神の多在りし御事も知られ、此の大已貴神の御事にも、多邇具久、又、久延毘古などの供奉れるを以て、國內に在らゆる諸神の從ひ奉る事を知るべきなり、中にも大倭神社注進狀に、傳聞、倭大國魂神者、大已貴神之荒魂與和魂、戮力一心、經營天下之地、建得大造之績、と有る如きも、其の少彥名神の御在し坐さず成りぬるに就きて、更に新に其の荒魂和魂神の始めて御力を戮せ、御心を一に爲て輔相奉らせ給ふには有るべからず、其は今に始まれるには非ず、本よりの御事にし有りければ、此には必ずしも獨能巡造と云ふべき語の勢なりける者なり、已に古事記にも、於是、大國主神、愁而告、吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國耶、と有る吾猶は右の荒魂、和魂神等は更なり、后神には須勢理毘賣命、此は

謂はゆる三女神の御事に渡らせ給ひて、殊に可畏く、御勢も亦隆に御在し坐して、後の御政を聞食し御在し坐しけるをも、亦御子神等の御事をも合せて、吾獨とは宣り給へるにて、次に謂ゆる孰神も、少彥名神の如く、其の御部の外佗より御力を一に爲させ給へらむ神の御上を言ひ出でさせ給へる者なり、(此の事を能く辨へざる時は、次なる幸魂奇魂神をしも大三輪の大物主神の御事に思ひ誤る事にて、其の結文に此大三輪之神也と書されたる如きも、已く、此の傳を誤られし者なる事、下に云ふが如くなれば、況してや後世の識者に於ては、其の誤を傳ふ可き者なりかし、) 然して後の御興言に、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、と有るは、古事記八十神段、御父大神の御所より生大刀生弓矢を賜はり、御嫡妻を携へて歸り御在し坐したる所に、故持其大刀弓、追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河賴追撥而、始作國也、と有るを始として、大倭神社注進狀に、傳聞、八千戈神者、大已貴命、以廣矛爲杖、爲撥平豐葦原中國之邪鬼、是時、大已貴命號曰八千戈神、と見え、大伴神社記にも、大已貴命、以廣矛、天八重雲袁押分且、天地乎翔行且、天下袁睨巡給且、東國之、五月蠅聲如須邪神乎、神拂爾拂平賜而、と有るなど是なり、若くて其の廣矛はしも、傳廿七に注せるが如く、伊弉諾大神の、黃泉神を、御杖以て神逐はせ給ひし御事を傳へ給ひて、即ち岐神の神實としも持齋かせ給へる御杖になむ有りければ、其の神の御稜威さへに加はらせ御在し坐して、然る荒振る國神共を、悉に言向け平げさせ給へるにて、右件は、其の八十神を追ひ撥ひ給へりし始より國避の御時に至る迄の、始終に互る御事になむ渡らせ給へりける、次に因言、今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、と有る一件に於ては、昔より此の神の誇言の如

く申し成し奉る事なれども、此の神の御爲に甚信なひ難き事なり、其は右に引ける古事記の上文に、御父大神より此の神に授け任し給へる御言に、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者、追<sub>ミ</sub>伏坂之御尾、亦追<sub>ミ</sub>撥河之瀬而、意禮爲<sub>ニ</sub>大國主神、亦爲<sub>ニ</sub>宇都志國玉神、而、其我之女須世理毘賣爲<sub>ニ</sub>嫡妻、而、於<sub>ニ</sub>宇迦能山之山本、於<sub>ニ</sub>底津石根宮柱布刀斯理、於<sub>ニ</sub>高天原、冰椽多迦斯理而居是奴也、と詔給ひ、其の大國主神と御在し坐す御職を事依さし授けさせ給へる御事なれば、此は其の大國主神と坐して、其の大國主神の御功業を成させ御在し坐しける御事を述べさせ給へるなれば、少かも誇りかなる御心は御在し坐さずて、實に當然の御言とこそは思成し奉らるゝ御事には有りけれ、(然は有れども、唯大凡に事の心も得ずして見る時は、誰しも謗言の如く思ふ事にて、斯く云ふ予も、此の傳に及ぶ迄は少々疑ひながら其の意味は有りしを、今右の如く古事記と合せ見る事を得て、始めて數年の惑を一時に解くに至れりきかし、楮右に引ける古事記には、素戔嗚尊六世孫、即大國主神の説なるを、已に傳廿二卷に委しく注せるが如く、此の正書には直ちに素戔嗚尊の御兒と有るに従ひて説を成せるなり、見む人不審かる事勿れ、)次に于<sub>レ</sub>時、神光照<sub>レ</sub>海有<sub>ニ</sub>浮來者、は、其の大國主神をして大國主神たらしめ給へりし神の別に御在し坐す由を示して、今迄は隱身ながら守らせ御在し坐しけるを、此に始めて顯身を顯はして依り來坐せるなりけらし、地神本紀には、遂到<sub>ニ</sub>出雲國五十狹々之小汀、而興言曰、(中略)于<sub>レ</sub>時、神光照<sub>レ</sub>海忽以踊<sub>レ</sub>出波浪末、爲<sub>ニ</sub>素裝束、持<sub>ニ</sub>天薙槍、有<sub>ニ</sub>浮來者、曰、(下略)と有るは甚々愛でたし、其は隱身の唯御靈のみに御在し坐しては、御言語はせ給ふ御事も何も出來させ給ふまじかりければ、此に於て顯身と成りて御問對は爲させ給へるにて、此の幸魂奇魂神と聞ゆるはや、決く皇產靈神

の御事に渡らせ給へりけり、楮此の結末に、此大三輪之神也と書されたるは、即ち神名式に謂ゆる大和國城上郡、大神大物主神社(名神大、月次相嘗新嘗、)と有る、此の御事に思ひ寄せられたる者なるから、此の幸魂奇魂の御事をしも、其の大己貴神の和魂大物主神の寄來坐せる者として、其の甚しきに至りては、謂ゆる離魂病などに引付けて説を成すに至れるは、甚々淺はかなる定説になむ有りける、已に傳二十七に委しく注せるが如く、大倭神社注進狀に、倭大國魂神者、大己貴神之荒魂與<sub>ニ</sub>和魂、戮<sub>レ</sub>力一心、經<sub>レ</sub>營天下之地、建<sub>レ</sub>得大造之績、と見えて、其の荒魂神和魂神共に、已くより別れさせ御在し坐して、大己貴神と共に國巡り造堅めさせ御在し坐しければ、今始めて御形を現はし出で御在し坐さむ事は、如何なる事共なるが上に、此の大物主神の大三輪に鎮まり御在し坐しける御事は、出雲神賀詞に、乃大穴持命乃<sub>レ</sub>申給久、皇御孫命乃<sub>レ</sub>靜坐、倭大國申<sub>天</sub>、已命和魂乎、八咫鏡、取<sub>レ</sub>託<sub>天</sub>、倭大物主櫛瓊玉命、名乎稱<sub>天</sub>、大御和乃<sub>レ</sub>神奈備、坐云々<sub>天</sub>、皇孫命能<sub>レ</sub>近守神、貢置<sub>天</sub>、八百丹杵築宮、靜坐、支、と有りて、此の國造の御時よりは遙に後にして、國避の御事の以前にし有りければ、此に大己貴神の御室を建て、齋祀らせ給へる幸魂奇魂神をしも、其の和魂大物主神の御事と爲ては事實に違へる事共なるを、其大三輪之神也と書されたるも、同じ大三輪の神山に御在し坐す神との義にて、傳へたる古説ならめども、其を承けて此神之子、即甘茂君等大三輪君等云々の語に續けられたるに就きて、大なる誤は出來れるなりければ、此の御撰有りし程には、已く事違ひたる事も有りけらし、記傳十二(二十三丁)に、「今大國主神の已命獨しては此の國を得作竟へじと憂給ふは、(書紀に、理<sub>ニ</sub>此國、唯吾一身而已と云ひて誇り給ふも同じく、)唯荒魂のみ進みて和魂の乏しかりしなり、故に今、神產巢日神の御量にて、(萬事

を令成るは皆此の神の御靈なり、) 別に其の和魂の御形を現はして、如<sup>レ</sup>此示教<sup>レ</sup>給ふなり、若くて此の教の隨に齋祠り給ふに因りて、和魂満足し榮坐して其の御身を守幸へ給ひ、奇靈<sup>ク</sup>しき徳を以て遂に天下を作り竟へしめ給ふ故に此を幸魂奇魂とは云ふなりけり、)と云はれたる、凡ての趣は然る事ながら、猶和魂の御事と爲られたるは、其の意を得られざりける者なり、(口訣に、幸魂奇魂者、一魂兩化之名、幸魂者、念而先臨而就、奇魂者、不<sup>レ</sup>念而成、是即天命一身之主也と云ふなどは、唯理を立て云へる者にして古意に非ず、纂疏には、幸魂奇魂者、魂魄之名、子産曰、人生始化曰<sup>レ</sup>魄、既生<sup>レ</sup>魄、陽曰<sup>レ</sup>魂、用<sup>レ</sup>物精<sup>レ</sup>多則魂魄強、是以有<sup>レ</sup>精爽、至<sup>レ</sup>於神明、幸魂則陽魂、主<sup>レ</sup>氣與<sup>レ</sup>生、以可<sup>レ</sup>慶幸、故曰<sup>レ</sup>幸、奇魂則陰魄、主<sup>レ</sup>形與<sup>レ</sup>死、以可<sup>レ</sup>奇異、故曰<sup>レ</sup>奇と有る、子産曰より至<sup>レ</sup>於神明までは左傳の語なるが、其の疏に、魂魄神靈之名、附<sup>レ</sup>形之靈爲<sup>レ</sup>魄、附<sup>レ</sup>氣之神爲<sup>レ</sup>魂也、と有るを通證に已に引かれたり、名義抄に、魂を袁陀麻志比、魄を賣陀麻志比と有るは陽魂陰魄の義なれども、幸魂奇魂の事に合はず、また字鏡集に、魄を佐伎多麻と有れば、古くも魂魄に當てたる説も有りけるにや、但右の御説の如くは、魂字をこそ然訓むべかりけれ、何れにしても古人も其の定まれる見解は無かりしなりけり、其より後の説は、右の二家の餘唾と鈴屋大人の和魂の徳用の説に本著きて、彼離魂病などを附會せたりし者にて云ふにも足らずなむ、) 然れば此の下に、此大三輪之神也と有るは、其の大三輪の地に御在し坐す神の謂にて、謂ゆる大三輪神三座の内にては御在し坐さざる可かめり、其は此に、吾欲<sup>レ</sup>住<sup>レ</sup>於日本國之三諸山、故即營<sup>レ</sup>宮彼處<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>就而居、と有る文に當りて、古事記には、吾者伊<sup>レ</sup>都<sup>レ</sup>岐<sup>レ</sup>奉于倭之青垣東山上、此者坐<sup>レ</sup>御諸山上神也と傳はりて、東山上とは神名式に、城上郡神坐日向神社(大、月次

新嘗)と有る、此の御社の御事を大和志の一説に、在三輪山頂、今稱<sup>レ</sup>高宮と見えたる、實に能當れり、又右にも引ける如く、大物主神社には大神と書され、猶同郡狹井坐大神、荒魂神社五坐、(歛、靱)添上郡率川坐大神、御子神社三坐と有るなど、大物主神の御族には何れも大神と書さる、此の式の例なるに、右の日向神社には唯に神坐と書別られたりけるを、宇陀郡神御子美牟須比命神社と有りて、此には右の率川神などの如く大神御子とは書されず、神御子と有るからは、彼神座日向神の御族なる可きに、美牟須比命と申す御名は、天地を造化<sup>ナシツク</sup>らせ給ふ神の御上にのみ稱奉りて、國神の御名には良はしからざるを以て思ふに、右の日向神社は、大己貴神の此時に幸魂奇魂神の御爲に神籬を建て齋祠り奉らせ給へる地なる故に、御諸山の稱も此に因りて出来る者なりけり、若くて其の大三輪神三座の中に、大物主神はしも上に云へるが如く、國避の御時に當りて、其の國作の御時の守護神と爲て持齋かせ御在し坐しける幸魂奇魂神の御許に、御靈を鎮めさせ御在し坐して、神器<sup>ミツツヒツク</sup>の昌運<sup>ミササユ</sup>を助奉らせ給ふ御爲に宮處<sup>ミヤト</sup>を大神に定めさせ給ひ、大己貴神はしも、彼東山上に御在し坐す幸魂奇魂神を持齋き初めさせ給へる始より、彼神に屬奉らせ給ひて、此に御靈を留めさせ御在し坐す御事となむ見えさせ給へりける、(其の御事は、傳廿七卷に已に注せり、偕右に謂ゆる大三輪神三座と申すは、鎮座次第に、奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、邊津磐座少彦名命と有る、是にて右の神坐日向神社とは別なり、偕其の日向神社は、内藏寮式に日向王子と有り、然るは其の本社を祖神とし、枝社を子神と申せる中古の例なれば、別に抱はる可からず、然して大和志の本説に、今號<sup>レ</sup>三輪若宮と云へるは、狹井社に近き所にして東山上と有るに叶はざれば、其の山上にて遠きが爲に容易く到る可からざるを以て、遙宮を

此に設けられたるなどにこそは有りけめ、右の如く推以て行くに、其の神坐日向神社と申奉る、謂ゆる幸魂奇魂神と申奉るは、決く高皇產靈尊、神皇產靈尊の御事になむ渡らせ給ふ可かりける、此の對文には、顯宗天皇三年御紀に、月神著<sup>カ、リテ</sup>人謂<sup>レ</sup>之曰、我祖高皇產靈尊有<sup>下</sup>預<sup>レ</sup>鑄造天地之功、宜<sup>下</sup>以<sup>レ</sup>民地奉<sup>上</sup>、我月神依<sup>レ</sup>請獻<sup>レ</sup>我當<sup>レ</sup>福慶、(中略)奉<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>歌荒<sup>ウツラス</sup>標田、と有るは其の部内なれば、神名式に、山城國乙訓郡羽束師坐、高御產日神社(大、月次新嘗)と有る是なり、次に日神著<sup>カ、リテ</sup>人謂<sup>レ</sup>阿閉臣事代<sup>二</sup>曰、以<sup>レ</sup>磐余田<sup>一</sup>獻<sup>レ</sup>我祖高皇產靈尊、(下略)と有る、此に有<sup>下</sup>預<sup>レ</sup>鑄造<sup>一</sup>造天地之功の御言を被載されども、同じ事の重複れる時は、略かる、御紀の例なれば、此にも月神の如き御言の御在し坐けむ御事推して知るべし、即ち神名式に、大和國十市郡目原坐高御魂神社二坐(竝大、月次新嘗)と有る、是にて今一座は神御魂神に御在し坐すべき事、先輩已に其の説有るが如し、偕右の預鑄造の字をしも、釋祕訓に、會比氏阿比伊多世流と有るには、決めて幽深き謂<sup>イ、レ</sup>有る御事となむ所見たりける、然して右の預は綏靖天皇前紀に、預者の二字を阿會布毛能、また阿比伊布比登と訓めるは、相副者、又相言人の義なり、又繼體天皇二十一年御紀、孝德天皇元年御紀などに預を久波々理氏と訓るは、加列の義なり、又皇極天皇三年御紀に、預を麻自理氏と訓めるは、即ち交際の義なり、然る時は預の言はしも、佗に相交はり給ふ意なるなりけり、次に鑄造を、阿比伊多世流の阿比は、相與共の相なり、伊多世流は往足<sup>ユ、ク</sup>の義にて、即ち此は使<sup>レ</sup>至と云ふに近くして、即ち此一書に、由<sup>レ</sup>吾在<sup>一</sup>、故汝得<sup>レ</sup>建<sup>レ</sup>其大造之績<sup>一</sup>矣と有る績も亦此に同じ、其の預鑄造の活機は次に云ふべし、(又預字を皇極天皇元年御紀に、預造を加禰氏都久流と訓めるは字書に、預與<sup>レ</sup>豫通と云ふ意なり、名義抄に、預を豫の俗字として、阿豆加流、また麻自流、

また麻自波流と訓み、又、加禰氏と訓むも兼の義有れば、副の義は離れざる可し、偕其の鑄造の字はしも、漢籍世史類篇、述異記などに、彼元始天王、太元聖母などの事を陶鑄造化之主、天地萬物之祖と有る字にて、陶は名和抄に須惠宇都波毛乃と見え、鑄は伊加太と有りて、即ち鑄模に入れて物を作る義なる、其の字を用ひられたるなり、然して右の三字を記傳に引かれたるに、阿比都久良斯志と訓まれたるは雅かに過ぎて古意ならず、古事記、黒田廬戸宮段に、大吉備津日子命與<sup>三</sup>若建<sup>二</sup>吉備津日子命<sup>一</sup>、二柱相副而云々、言<sup>レ</sup>向和<sup>一</sup>吉備國也、と有る相副は、傳廿七卷に云へる戮<sup>レ</sup>力<sup>一</sup>一心と有るに同じきを、此にも思合す可き者なりかし、然して右の預鑄造の事を物に試るに、天地の初發の時に、此の二柱神の產靈に資りて、狀貌難<sup>レ</sup>言と云ふ一物を、天中に生出でさせ御在し座しけるに、又其の產靈に因りて清輕は上りて天と成り、重濁は下りて地と成るに、各神有りて天は可<sup>ウ、レ</sup>美<sup>一</sup>葦牙彦<sup>トヨクム</sup>尊、天常立尊地は國常立尊豐斟<sup>トヨクム</sup>尊の相造らし給へるを、皆產靈神はしも、其の上より預鑄造して、其の事を成し給ひ、また國土の始も其の產靈に因りて、伊弉諾尊伊弉册尊を生坐して、國を孕み神を令生給へる、此即皆產靈神の預鑄造し給へるなり、又其の產靈に因りて御子の中に珍御子天照太神素戔鳴尊(即ち月神)を令生給ひて、天下之主者と爲させ給ふ可く所思したるに、天照太神は已く天上に上らせ給ひて高天原を所知食し、素戔鳴尊は後に地下に下らせ給ひて、後に月國に入り給へる、即皆產靈神の預鑄造し給へるなり、若て其の產靈に因りて、日神月神の御誓約<sup>チカヒ</sup>に天忍穗耳尊を生奉らせ給ひて、初二柱御祖神の初に、何不<sup>レ</sup>生<sup>レ</sup>天下之主者<sup>一</sup>歟、と詔り給へりし御言の驗此に於て成就へり、即ち皇產靈神の預鑄造し給へるなり、右に日神月神の有<sup>下</sup>預<sup>レ</sup>鑄造<sup>一</sup>造天地之功と詔り給へるは、件の意を宣ひ示給へる者なりけり、

楮此に大已貴命少彥名命、戮力一心經營天下と有るは、本より皇産靈神の御命に因り給ひて、已に其の功を奏し給へるは其の預鑿造し給へるを以てなり、若くて少彥名命はしも常世郷に渡坐せる、大已貴命は此の國を巡造らせる、共に皇産靈神の預鑿造し給ふ事、猶二柱相並び御在し座しける最初の如くなり、故に此に大已貴神の乃興言曰、(中略)今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者蓋有之乎、と御言發させ給へるに對へて如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建大造之績矣と詔給へるは、別に預鑿造して其の大造の績を令建給へる、皇産靈神の御在し坐す御事を示し給へる者なる事、右に如吾不在者云々、由吾在云々、と有るを以て其の然る所以を知るべく、又已命の和魂の謂には非る事を曉る可し、楮其の奇魂奇魂と申し奉るは、皇産靈神の亦の御名にも非ず、其の預鑿造し給ふ作用に就きて、稱へ奉れる御事にて、此は右等の神等の御上のみには限らず、吾も人も共に世に活とし生ける限は、其の御守を得奉る御事にて、其の幸魂奇魂と申奉るは、幸魂は私記に、是左支久阿良之无留魂也と有る事なれども、下に注せるが如く、此の幸は彼山幸彦海幸彦の幸の義にて、皇祖天神の賦命し給へる徳にて、其の徳を令成給ふ御魂と申奉る義なり、此に因りて其の奇異なる妙用を成し得る、即ち奇魂なるにて其の同物の上の差別有るのみなり、然して神にも人にも身を全く在せて事業を令成る者は、幸魂の預鑿造し給ふが故なり、又其の事業を成行ひ大に力むる時は、自らだに得測り知られざる驗の見ゆる者なり、是奇魂の預鑿造し給へるを以てなり、此を以て見る時は、皇産靈神の御靈にて御在し坐す御事、愈著明きを彼の地神本紀に見えたる、其の幸魂奇魂神の御裝束に、持天薙槍と有る、此は天神の御物にて已に二柱御祖神に授けさせ給ふ御事有りき、大已貴神の和魂神

ならむには、其の御本體の大已貴神だに未知り給はざる天薙槍をしも、何時の人間に天上に升りて天神より賜はり持たせると爲む、此を以ても和魂と幸魂奇魂とは混同に爲まじきを知るべし、然れば此に大三輪之神也と有るは、神坐日向神社の御神にて大神大物主神社とは異なれば、唯大三輪山の内に御在し坐す神の義にぞ見る可かりける(然して、其の神坐日向神社は、其の大神大物主神を守給ふ神に御在し坐して、其の守給ふ神と、被守る神との差有る御事なりと知べし、然れば漢籍に謂ゆる魂魄などは本より別なる事にて、神の御國ならぬ人の得知るまじき事なりければ、此は全く漢意を離れて説くべき事なりけり、又和魂に附會するも非なる事は云ふも更なるを、昔より詳ならざりし事と見えて、御紀にも右の此大三輪之神也、此神之子云々と續けられ殊に、地神本紀には幸魂奇魂術魂之神也、と云へる術魂は何の事ぞ、甚幼げに聞ゆる事共にてなむ有りける。) ○自後は、私記に古禮與利乃知と有り、此に少彥名命の常世郷に渡り御在し坐しける後を云ふ、此の所古事記には、於是大國主神愁而告、吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國耶の文有り、必此に置くべき語なる事、此の巻首に已に注せるが如し、今記傳十二(十七丁)に注されたるを少か撮りて云ふべし、「愁而は、御力を戮せ御心を一に爲て、國巡り造り御在し坐しける少彥名命の御在し坐さず成りぬるを愁歎かせ給へるなり、獨は比登理志且と訓むべし、萬葉(三十四丁)に、獨爲而見知師無美、又(五十二丁)、與妹來之、敏馬能琦乎還左爾、獨而見者、十二(九丁)に、一爲而結之紐乎一爲而吾者解不見、古今集に、獨して物を思へば云々など有り、此は今迄二柱神御兄弟と爲て御在し坐しけるを、此にて唯一柱にのみ御在し坐すに依りてなり能は善成の善に同じ、得作は延都久良牟と訓むべし、凡て得と云ふ辭の用格漢文を讀むには、譬へば得作

は、都久流許登袁字、不得作は都久流許登袁延受と訓む、皇國語には、不得作は延都久良受と云ひ、其餘も不  
と云ふ時は、凡て延云々勢受と云ふ例なり、然れば是に准らへて凡て得作と云ふべし、萬葉十(三十三丁)に、左小舟  
乃、得行而將泊、十一(二十丁)に、面忘太爾毛、得爲也登、十二(三十四丁)に、旅宿得爲也、長此夜乎と詠めり、  
(此の二の得爲也は上なるは爲る事を得るやなり、下なるは爲る事を得むやにて、延須は延勢奴の反對なり、今世の  
俗語にも、與宇須流、與宇勢奴と對へて云ふ、其の與宇勢奴をば、延勢奴とも云へば、與宇須流は延須流なり、)孰  
神與吾は、孰之神登共爾吾波と訓むべし、耶字訓むべからず(撮要補意)と有り、偕此の御言はしも、其の少彦名  
命ならぬ孰神とかは與共に、此の國を得作らせ御在し坐さむとにて、佗に其の御力を戮せ給へらむ神を求めさせ給ふ  
には非ず、其の去坐し、少彦名命の御事を、甚く可憐しみ給へる御言なる者なりけり、故此は死別にて、事は異な  
れども、光仁天皇寶龜二年御紀、藤原長手大臣の薨じ給へる時の大御命に、大臣明日者參出來仕<sub>止</sub>待<sub>比</sub>賜間爾、休  
息麻利參出來須<sub>麻波無之帝</sub>、天皇朝乎置而罷<sub>止</sub>聞看而云々、信爾之有者、仕奉之太政官之政乎波、誰任之加母罷伊麻須、  
孰授加母罷伊麻須、恨加母悲加母、我語比佐氣乎、孰爾加母我問比佐氣乎止、悔爾惜爾痛爾酸爾大御泣哭之座止詔  
云々、自今日者、大臣之奏之政者不聞看<sub>夜成乎</sub>、自明日者、大臣之仕<sub>奉</sub>儀者不<sub>看</sub>行<sub>夜成乎</sub>云々、朕大臣  
春秋麗色乎波、誰俱加母見行弄<sub>乎</sub>、山川淨所者孰俱加母見行阿加良賜<sub>乎</sub>止、歎賜比憂賜比大坐坐詔云々と有と、  
其の御歎の御意味似させ給へる御事なり、甚斯許り戀偲び慕ひ給ふ御心に御在し坐すが故に、其の御心を一に爲させ  
給ふ御契の違はせ御在し坐さずして、傳廿七に注るるが如く、少彦名命はしも、當世郷に渡り御在し坐しつゝも、

猶本大御國の御爲に外國々を巡造らせ給ひ、又大巳貴命も國避の後に當世郷に追ひ渡り御在し坐して、漸西方に移  
り御在し坐して、終に大地を巡造り御在し坐して、皇國の東方より二柱神共に歸り御在し坐しける、此を以て右に孰  
神與吾相作此國<sub>耶</sub>と有る御言はしも、其の少彦名命ならぬ神を指して宣へるに非る事を曉る可くなむ有りける、右  
の古事記の文は、此にも必無くては事の足はざる所なる故に、今引出して注せるを互に考へ合す可き者なりかし、(但  
其の記に、此の御言を聞かして直に幸魂奇魂神の依來坐る趣なるは、文の脱けたるにて、其の次第は此の御紀の如  
くならずしては叶はざる者なり、記傳に「此の記には右の如く、愁而云々と有るを、書紀には、自後國中所未<sub>レ</sub>成  
者、大巳貴神獨能巡造云々、其可<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>吾共理<sub>天下</sub>者蓋有<sub>レ</sub>之乎と有るは傳の異なりしにや」と云はれつれども異な  
るには非ず、此には右に引ける古事記の文を脱し、古事記には御紀の此所の文を脱せる者なり、)○國中は久邇能宇  
知と訓むべし、天孫降臨章に國內諸神云々、神武天皇戊午年御紀に、瞻望域中<sub>時</sub>云々、崇神天皇御紀七年に、國內  
靜謐、十一年に國內安寧、仁德天皇四年御紀に、烟氣不起<sub>於</sub>域中<sub>と</sub>有るを、此を古事記には於<sub>國中</sub>烟不<sub>レ</sub>發と  
作られたり、孝德天皇大化元年御紀には部内、天武天皇四年御紀には、所部を然訓ませたり、偕此の中字を那加とは  
訓ますして宇知と訓ませたるは、神武天皇戊午年御紀の中洲を、私記に宇知津久爾と書し、崇神天皇十年御紀の畿内  
も右と其の讀同じきに、其に對へて、景行天皇五十一年御紀に中國を然讀める竝びに、邦畿之外を登都久邇と訓め  
り、然れば國には中外を宇知登と云ふ事知るべし、萬葉五(六丁)に、阿乎爾與斯、久奴知許等其等、十七(三十  
九丁)に、古思能奈可、久奴知許登其等と有るに據りて久奴知と訓むべき狀には有れども、其は歌詞の上にこそ有り

けれ、文には猶久邇能字知と必ず讀むべき者なり、楮傳廿七に注せるが如く、此の上文に、大己貴命與少彥名命、  
鬻力一<sub>レ</sub>心經營天下<sub>一</sub>と有り、地神本紀に、大己貴命初與少彥名命二柱神、坐於葦原中國、如水母浮漂之時、  
爲造號成とも有るが如くして、此大八洲國の全體に於ては、一柱神の已に成し造らせ御在し坐しけるを、今茲にて  
は、其の大八洲國の中にて其の未成らざる所も有るを堅め作らせ給ふ御事なれば、必右の文共に合せ見る可き所なる  
者なるぞかし、(又久邇能那加と訓むも僻事に非ざるは、八洲起元章の國中之柱を、私記に久爾奈加乃美波志良と有  
り、又葦原中國と云ふも葦を殖巡らしたる中に在る國なる謂なり、萬葉三卷廿七丁に、奈麻余美乃甲斐乃國、打緣流  
駿河能國與、已知其智乃國之三中從と有りて中心の義を含みたれば、字知と云ふよりは狭きが如し、)○所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成は、  
上文に、嘗大己貴命謂少彥名命曰、吾等所<sub>レ</sub>造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成、或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成と  
有る其を承けて云ふなり、此に就きて幽深の致有る事、已に傳廿七に委しく注せるが如し、若て此は既有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成の對  
にて、所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成とは其の不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>處の謂なり、古事記國生段に、於是、問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答  
曰吾身者成々不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>處一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者成々成餘處一處在、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不<sub>レ</sub>成  
合<sub>レ</sub>處而、以爲生<sub>レ</sub>成國土奈何、伊邪那美命答曰然善と所見たる、男神に成餘處、女神に不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>處の出來れる  
は、此神世七代章に謂ゆる天先成而地後定なるが、其の成餘れると、不<sub>レ</sub>成合<sub>レ</sub>とを合せて國土を生成し給へるは、  
即ち皇祖天神の道にして、又此に合ふ所有者者なり、然して此に已に有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成は、右に謂ゆる成餘れるにて、物の成  
合ひ具足へるを云ひて、源氏松風(十九丁)に、「云はむ方無き盛の御形なり、甚う聳やぎ給へりしが、少し成り合

ふ程に成り給ひにける御姿など、若てこそ物々しかりけれと、寄生(二十七丁)に、「人の御程少やかに、平安にな  
どは非で、宜き程に成合ひたる心ち爲給へるを、如何ならむ、物々しく鮮やぎて、心操も嫺やかなる方は無く、物誇  
りかになどや有む」など有る是なり、所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成と云ふは、成合はざる謂にて東屋(十六丁)に、「親無しと聞き侮づ  
りて、未幼なく成合はぬ人を指超えて、若は云ふ成る可しや、」又(六十五丁)、「未成合はぬ佛の御傍など見給へ置き  
て、今日宜しき日なりければ、急ぎ物し侍りて、」浮舟(十六丁)に、「宜しく成合はぬ所を見付けたらむにてだに、  
然許り床しと思し標たる人を、其と見て然止ぬ可き心ならねば」など皆物の未片生なるを云ふなり、但右の成合ふ成  
合はずは人事の上ながら、天地の上に云ふも同じ事なりければ、此の所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>成も其に就きて義を求む可し、若して其  
の成合ふ所の餘を以て成合はざる所の不足を善成し給へる、即ち二柱御祖神の國生坐し、と正に同じくして、皇祖天  
神の道にて、幸魂奇魂の預鑿造し給ふ神助の正に此に在る事なれば、輕忽に看過す可きに非ず、(然れば、先に造遣  
させ給へる所とのみ見ては意淺はかにして、天神の大道の正旨を貫かずや成なり、傳廿七卷に已に注せる、或有  
<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>成、或有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>成の旨に合せて、深く遠く思ふ可くなむ有りける、)○獨能巡造は、上に夫大己貴命與少彥名命、  
鬻力一<sub>レ</sub>心經營天下<sub>一</sub>と有る、少彥名命の御在し坐さず成りて、大己貴命のみ其の御大業を成し給へる謂なるが、此  
は右に引ける古事記に、吾獨何能得作此國と有る獨にて、少彥名命と相並ばして國作り御在し坐しけるを、今は御  
在し坐さず成りにけるが故に、唯獨して物爲させ御在し坐す御事を申せるなり、然して此の下なる今理此國唯吾一  
身而已、と有る御言に應ふる所なる事云も更なり、但此は孤獨の謂には非ず、今迄少彥名命と二柱して掌り御在し坐



しけるを、少彥名命の其の部下の神等を率て御在し坐すべかりければ、此には大己貴神の部下のみに成給へる趣なり、已に其の嫡后須勢理毘賣命は、御父大神より大國主神と爲べき御事依を蒙り御在し坐しけるより、天に日月有るが如く、地に山川有るが如く竝御在し坐して、後方の御政を攝ね聞えさせし御事は申すも更なり、傳廿七卷に條々に注せるが如く、大國主神と申奉るは各國に國主神と云ふ有を、其の主宰にて渡らせ給へる由なり、國作大己貴命と申すは、諸國の國造神の君長にて御在し坐す趣なり、又大倭神社注進狀に倭大國魂神者、大己貴神之荒魂與和魂、戮力一心經營天下之地、建得大造之績と有りて、其の荒魂神、和魂神等も、共に始より分形して左右に侍給へる由なり、其の大國魂神と申すは、謂ゆる大地官と有る在ゆる大地の國魂神を治し御在し坐す謂なり、又其の大國主神と申すは、天孫降臨章第二一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、(下略)と有て、有ゆる國神の首渠者と御在し坐せる趣なり、又上文に其子凡有一百八十一神と見えたるは、傳廿七に引ける神祇譜に、凡此神生子一百八十一神、以爾五柱、而天下四方國人夫等、令成蒙恩賴、此之緣也、と有るが如く、御子等も餘多に御在し坐して供奉し給ひ、猶古事記には多邇且久、また久延毘古等の神も供奉れる事所見たり、また天孫降臨章なる此の大己貴神の御言に、如吾防禦者、國內諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者、と有を以て、天下に在らゆる諸神はしも、悉に順るひ仕へ奉られし趣なれば、其の御勢の盛大に御在し坐しける御事を明らかめ奉る可きなり、猶其上に幸魂奇魂神の預鑄造し御在し坐しければ、唯獨のみ物爲させ御在し坐すと雖も、如何なる事をか成し得させ給はざらむ、(少彥名命の御上にも然り、此の下文に其の依り御在し坐

しける所に、是時海上忽有三人聲と有り、古事記にも、所從之諸神と所見たりければ、大己貴神に先立ちて、已く常世郷に渡り御在し坐して、其の國を作堅めさせ給ふ許の供奉神を從へ御在し坐しけるにて、其の御勢將大己貴神に劣坐さざりし狀なり、彼戮力と云ふは、即ち此所に在る事を思ふ可き者なるぞかし、○能は古事記に、吾獨何能得作此國、と有る能にして、此には上文に、吾等所造之國、豈謂善成之乎、と有るに對應へたる所なりければ、次なる巡造に合せて、善成の善と見るべき事云ふも更なり、傳廿七に國中所未成と有るは、國體の未だ善成ざるを云ひ、此に能巡造は、國體を已に善成し給へる義なる事、傳廿七の豈謂善成之乎の下に注せるを以て知るべし、若て傳廿四に云へる出雲風土記に、島根郡方結郷郡家正東二十里八十步、須佐能鳥命御子、國忍別命詔、吾敷坐地者國形宜者、故云方結、と有る宜は國形を堅固く作縫はせ給へる事を云ふ事、其地名を方結と號けさせ給へるを以て知るべし、是亦此の能巡造の義を想ふに足れる文なりかし、(凡て其の事を善くする事に善射、又は善文、又は善書、又は善歌、又は善詩など云ふ、善は其の事に漂よはしき所無くして、全く成就へるを云ひて、其も亦此に同じ、)○巡造は都久理米具理給比伎と訓むべし、巡は神武天皇御紀戊午年に、親率輕兵巡幸焉、三十一年に、皇輿巡幸、景行天皇十八年御紀に、巡狩筑紫國、仲哀天皇二年御紀に、天皇巡狩南國と有り、萬葉二十(二十丁)に、久爾米具留、阿等利加麻氣利、由伎米具利可比利久麻且爾、已波比且麻多禰とも所見たり、傳此の巡造は、已に傳廿四にも引ける出雲風土記に、秋鹿郡惠疊郷郡家東北九里卅步、須佐能乎命御子、磐坂日子命國巡行坐時、至坐此處而詔、此處者國稚美好有、國形如畫鞞哉、吾之宮者是處造事者、故云惠伴、(神龜三年、改字惠疊)また多

太郷郡家西北五里一百廿步須佐能乎命御子衝杵等乎而留比古命、國巡行坐時、至坐此處而詔、吾御心照明正眞成、吾者此處靜將坐、詔而靜坐、故云多太、又和泉風土記に、大鳥郡、古老傳云、昔素戔鳴尊御子、衝杵等而留比古命、巡行此國詔、吾御體衰坐詔而靜坐、故云於登利、今謂大鳥者訛也、と有るなど見えたる國巡行は、唯に巡り歩行かせ給へるには非ずして、國巡造給ひし御事と聞えたり、其は出雲風土記に、楯縫郡、玖潭郷、郡家正西五里二百步、所造天下大神命、天御飯田之御倉、將造給處巡行給爾時、波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云忽美、(神龜三年、改字玖潭)と有るは、天御飯田の御倉を建給ふ地を覓巡らし御在し坐して、此も國造の御事に就きたるを以ても知らるゝなり、猶信濃風土記に、治天下御神、大已貴命、又少彦名命建御名方命、巡行此國と見え、日向風土記に、那河郡、古老傳曰、大穴持命巡行此國、至此所詔國之中、故云中郡と有などは、皆其の國造の御事に就きて巡行坐せるなり、(右等は、尙書などに謂ゆる巡狩とは別なる者なり、常陸風土記に、昔祖神尊巡行諸神之處云々と有るは、巡狩に似たる状なり、正しく巡狩に當る、其には右に引ける景行天皇御紀、仲哀天皇御紀なるぞ能當れりける、其は孟子に、巡狩者巡所守也と有る是なり、萬葉には、其の巡狩の御事をば、國見と云へり、一卷七丁に、天乃香具山騰立、國見乎爲者、又十九丁に、高殿乎高知座而、上立、國見乎爲者、三卷三十八丁に、神代從、人之言嗣國見爲、筑羽乃山矣、十卷二十二丁に、雨間開而、國見毛將爲乎、十三卷二十八丁に、遠人待之下道湯、登之而、國見所遊、十九卷三十九丁に、伊許藝都追、國看之勢志氏、安母里麻之、掃乎など、天皇の巡狩にも、按察使などの巡察にも通はし云へり、然れば、此の巡造などは大に異なる者と知る可し、) 故此大已貴神の

國巡り御在し坐して、其所未成を善造成し給へる御事は、出雲風土記に、意宇郡母理郷所造天下大神大穴持命、越八國平賜而還坐時、來坐長江山而詔、我造坐、而令國者皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、故云文理、(神龜三年、改字母理)と有る、此は皇御孫尊に、國土を避奉給ひし程の御事なるが此の御言の趣を以て見奉る時は、天下を悉に善造成し訖へさせ給へる御事申すも更なり、然して、少彦名命と二柱神して、天下を経營らせ御在し坐しける御事跡は、已に傳廿七に、委しく注るし奉るが如し、若して此の神一柱にての御事跡は、同卷葦原醜男神、また八千弋神の下に注し奉り、また和魂大物主神、また荒神大國魂神の下に在ゆる故事を擧げて注るし奉れるを、猶大已貴神一柱の御上とのみ見ゆる御事跡を拾ひ奉り試るに、右にも引ける風土記に、島根郡手染郷郡家正東一十里二百六十四步、所造天下大神命詔、此國者丁寧所造國在詔而、故丁寧負給、而今人猶誤謂手染郷之耳、即在正倉と有り、記傳三十八(廿七丁)に、「遠飛鳥宮段歌に、佐々波爾、宇都夜阿良禮能、多志陀志爾、韋泥且牟能知波、(下略)と有る、多志陀志爾の下に右の風土記を引きて云はく、上よりの續きは小竹の葉に霞の降る音にて、其を慥々に云ひ係けたるなり、朝倉宮段大御歌に、多斯美陀氣、多斯爾波章泥受とも見え、猶萬葉十二(四丁)に、慥使乎無跡、また右の丁寧をも多志と訓むべし、然らざれば手染と云ふに由無し」と云はれ、又、出雲神賀詞に、「倭文能大御心毛多親爾、」と有る後釋に、彼布の筋の鮮かに慥に分れ通りたる如くに、天皇の大御心慥やかに坐しませとなり」と云はれたるにて、此の丁寧の義明らかなり、此の手染はしも、内海の方に指し出て、實に岩根凝々しき地にて鮮かに慥なる如きが故に、丁寧所造國とは詔給へるな

り、神名式に、當郡長見神社所見たり、此の神に御在し坐すなるにか、(其は風土記抄に、手染郷長見村拆田大明神と申すと云へり、此に就きて考ふるに、拆田とは、山を割きて田などに作成させ給へるかとも思ゆればなり、楮右の慥字は、中庸に慥々爾と有りて注に篤實貌と云ひ、史記には愉字をも訓めり、又、切字をも讀む事なるが、辛苦を多志那牟と訓むも慥惱なる可く、嗜を多志牟と云ふも慥聚なる可し、皇太神宮儀式帳に志摩國慥柄と云ふ地名の有るも多志賀良なり、是慥字の多志の言に當れる證なり、) また右に載せたる榑縫郡玖潭郷に、天御飯田の御事有り、國造の御業はしも、専ら田地を定め給ふ御政を本と爲させ給へる御事也、又仁多郡所以號仁多者、所造天下大神大穴持命詔、此國者非大非小、川上者木穗刺加布、川下者阿志婆這度之、是者爾多志枳小國在詔、故云爾多と見えたる、此國者非大非小と云ふは、廣からず狭からずして、人民を令住るに處を得させ給へる趣なり、川上者木穗刺加布は、川上は山深くして、樹梢を刺し交はず迄に鬱茂りたる由なり、川下者阿志婆這度之は、川下は地平かにして、大柴這度る許に地肥えたりとなり、爾多志枳小國とは爾多志枳は、榑縫郡沼田郷郡家正西八里六十步、宇乃治比古命以爾多水、而御乾飯爾多爾食坐、詔而爾多負給之、(下略)と有る爾多に同くして、傳四に注せる、憇哉妍哉美哉などの言の如く、麗はしく和やかに咲はしく饒やかなる狀にして、今も俗に快く笑ふを、仁多々々と云へる是なり、然して此は傳廿四に注るせる。阿須波神波比岐神の御事に引合ひて、右の木穗は薪木と成す、謂ゆる灰木の料なり、阿志婆は大柴にして、此は焚草の料なるにて、此に已に國を作らせ御在し坐して、民を令住給ひ、農業の方を開きて、火食の法を弘めさせ給へる御事とこそは所見たりけれ、故其の仁多は即郡家の地なる可し、同郡三處郷即屬

郡家大穴持命詔、此地田好、故吾御地田詔、故云三處と有るは、已に爾多志枳小國在と詔給ひて、此の御地をも好と詔給ひて、已命の御地と爲させ御在し坐しける趣なり、故此に大已貴神の行宮を造給ひて、住ませ給ひけむと思ゆる所由は、座摩神詞に、生井榮井津長井阿須波婆比支登、御名者白辭竟奉者、皇神敷坐下都磐根爾、宮柱太知立云々と有るが如く、流水醴泉堀井の具はりて、大柴灰木の事足る地を以て宮處と爲させ給へる上古の故實に甚能く合ひ、又右に御地田と有るも、其の宮處の垣津田の謂とも聞ゆるを思合す可し、又布勢郷郡家正西一十里古老傳云、大神命之宿坐處、故云布世、(神龜三年、改三字布勢)と有る布世は田廬の事にて、大神の假初に宿り御在し坐しける御屋なる可し、萬葉五(三十丁)に、布勢伊保能、麻宜伊保乃内爾、直土爾、藁解敷而、八(四十五丁)に、然不有、五百代小田乎、刈亂、田廬爾居者、十六(十五丁)に、可流羽須波、田廬乃毛等爾云々と有りて、下に田廬者多夫世也、と有る是なめり、大神の國造り巡らし御在し坐しけむ御間には、甚如此様々の御事なむ御在し坐したりけらし、(右の川上者、木穗刺加布川、下者阿志婆這度之の事を、彼阿須波波比岐二神の事に合せて柴薪の事なりと云ふをば、如何にぞや思ふ人も有りなめども、唯文の任にては、其の地の形容をのみ愛でさせ給へるのみにしては、國作の御旨に合はずなむ有りければ、此を以て説を成せるなり、但我が上古には、本より火食の事盛なりし程は、已に伊弉册尊の、漁泉之籠の御事にても著きを、傳二十六卷に云へるが多く、素戔鳴尊の菓樹を植ゑさせ給へるは、猶菓實をも喰ひしなりけり、其の御孫に奥津日子神大戸比賣神坐は籠神なり、阿須波神波比岐神は柴薪を用ひて籠を焚く神なり、然る神等の生出でさせ給へるは、其の事を世に幸給ふに非ずして何ぞや、楮右の川下者、阿志婆

這度之と有るを、俊信本には阿志波布と四字に作れり、古史徴には河志婆と出でたり、阿を河に作れるは私なれども、實は婆は波布にては聞えざれば、然る善本の有りけるなる可し、) 偕大已貴命の諸國を巡り御在し坐して國作り給ひし御事跡に就きて此は少彦名命と並び御在し坐して造らせ給ひ、其は大已貴命一柱にて造らせ給へるなど、今より差定めて如何は云ふべからむ、然りとて今知るべからずとて止む時は、筆を闕くより外なむ無かりければ、神名式風土記等に載れる諸國の神社を此に擧げて、神代の倂を見てむとす、此の中には、實に神代の神迹なるも有るべきなり、神名式に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社(亦名、若雷名神大、月次相嘗新嘗)と有る、謂ゆる上社の御事なり、賀茂御祖神社(二座並名神大、月次相嘗新嘗)と有る、即下社の御事なり、元曆奏上記に、自神代所鎮上社事代主命、下社大已貴命而已(下略)と有りて、上社の事代主命、本名味耜高彥根神、亦名大山咋神と申して、即ち別雷神に御在し坐し、下社には、大已貴命后神玉依姬命亦の名宗像姫神にて御在し坐す由、傳十、十三に已に注るせるが如し、また神名式に、山城國葛野郡松尾神社二座(並名神大、月次相嘗新嘗)此の御社には大山咋神胸形中都大神二柱にして、大已貴神は其の七社の中なる謂ゆる櫛谷神社是なる事、傳二十四に注るせるが如くして、賀茂下社と其の所祭相等しく御在し坐すが、此の大神等相共に山城丹波近江等の國々を造給へる御事なむ所見たりける、其に注せる丹波國桑田郡鉾山社緣起に、原夫玄古、天地開闢而神功既畢、靈運方遷矣、自後、亦出雲洲大已貴神巡行、始到此洲爲此洲也、鴻水懷山、濁浪排空、故神領八神、南方到黑柄嶽視水脈、地勢逆流西下矣、今水戸峠是也、東方見山狹可通水而、鑿山劈磬順流決之、神始取鉾成此洲里給、依之崇奉號鉾山大神と有るは、

神名式に謂ゆる鉾山神社の傳説なるが、此の領給ひし八神は、后神御子神等の御事と聞ゆ、また丹波湖水考に、請田神社傳記曰、遂古世、丹波國湖也、大山咋神決其水、涸而後爲家郷及田地、於是尊此神德祠之、以稱桑田浮田明神、以鋤爲神體と見え、また山城名勝志に、以鋤爲神體、社坐丹波國保津邑浮田明神、(或云、此說宜從)と有る此の浮田明神は、神名式に謂ゆる松尾神社是なり、若て神代系圖傳に、大山咋神決丹波國湖水、涸而成土矣、以鋤爲神體者山城國松尾大神也と見え、羅山文集(吉田了以碑銘)に、又、有浮田神祠、世傳、遂古之世、丹波國皆湖也、其水赤、故曰丹波、大山咋神穿浮田決其湖、於是、丹波水枯成土、乃建祠而祭之、以鋤爲神之主、此神即是松尾大神也と有る、此等を以て見れば、其桑田郡松尾神社の神鋤を右の山城國の松尾神社に移し奉りて、大山咋神の神體と崇奉れる由なり、(但右の系圖傳一本には、丹波國浮田明神者大山咋神也、遂古世、丹波國皆湖也、其水赤、故云丹波、大山咋神、鋤其湖水、水涸成國矣、是以用其鋤爲彼神之靈體、此神者即松尾大神同體也と有り、偕羅山文集共に、其水赤、故曰丹波と云ふは、字に就きて設けたる説にして信ひ難き事共なり、其の丹波と云ふ國名はしも、丹後國丹波郷より起れる事、已に鈴屋大人の國號考に云はれたるが如し、予が説は多は多大の義、爾波は平坦なる意なる由なる事、傳十三卷に注せりき、) 故に右の鉾山社緣起に依る時は、大已貴神は其の御取し給へる御鋤を以て神體と崇め奉りて此にて鉾山大神と稱へ奉る由なり、又大山咋神は神鋤を以て神體と爲させ給へる御事、此神の御本名を味耜高彥根神と申し奉るに符合へり、偕丹波國の湖水を落して大井川を通し給へる、此に依りて山城河内攝津の水理を能爲させ給ふ可かめれば、右の國々の始て地形の善成りけむ事申すも更なる

を思ふ可し、然して、鋤鍬をしも然る止事無き物に持齋き奉るには、深き所以有る御事なり、其は傳廿一、廿六に注せるが如く、出雲風土記國引文に、童女曾鋤所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支、穗振別而と云ふ事四處出でて、即ち素戔嗚大神已に此を用ひて邦を建てさせ給ひ、又意宇郡條に、出雲神戶郡家南西二里二十步、伊井奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃命、五百津鉏神鉏所取々而、所造天下、大穴持命二所大神等依奉、故云神戶、(他郡等神戶、且同之)と有るは、熊野神宮と、大巳貴神の御料の神戶を充てさせ給へるにて、是國作の御器を此の大巳貴神に事依し授け進らせ給へるなり、又傳廿七に引ける本朝事始に、鉏(須幾)有天八鉏、有神田齋鉏、大巳貴命與少彦名命、同心合力製之、專爲民用と見え、鉏(久和)有大和鉏、有神田齋鉏、但奉拔穗使、齋鉏者是同前と有りて、已く二柱神の國作の御時に、作始め置かせ給へる御物なり、然して大山咋神の御本名、味耜高彥根神と申せるも、御父大神に供奉りて、國作の御事を專と力めさせ給へりし御功に依らせ給へる御名に御在し坐せば、實に松尾大神の御體と爲て此の時の神鉏を齋祀れるなむ、所以有る御事には有ける、下の播磨國新次神社の所、又味耜高彥根神の御事を注せる所に考合す可し、倭神名式に、丹波國桑田郡、出雲神社(名神大)一宮記に、大巳貴命妻三穗津姬也と有るを、社説には、中素戔嗚尊、左大巳貴神命、右稻田姬命と傳へたる事、名實共に合へり、續後紀に、承和十二年秋七月丙午朔辛酉、丹波國桑田郡無位出雲神、奉授從五位下、依國司等解狀也、三代實錄に、貞觀十四年十一月廿九日、授丹波國從四位下出雲神從四位上、元慶四年六月廿一日、授丹波國從四位上出雲神正四位下、紀略に、延喜十年八月廿三日、授丹波國出雲大神正四位上と所見て甚止事無きは、實に素戔嗚大

神に御在し坐すなる可し、同郡小川月神社(名神大)、三代實錄に、貞觀元年正月廿七月甲申、奉授丹波國從五位下小川月神從五位上と有るも、其の大神の亦名を以て齋祠らせ給へるなり、又伊達神社は、大巳貴神の御兄五十猛神に御在し坐す事、傳廿五に已に云へり、又大井神社は松尾同體なる事、已に傳十三に注せるが如く、多吉神社は出雲風土記に神門郡多伎郷郡家南西廿里、所造天下大神之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命、坐之故云多吉、(神龜三年、改三字多岐)と有るに思合す可く、又三縣神社は地神本紀に、都味齒八重事代主神兒天日方奇日方命御在し坐して、即ち姫踏躡五十鈴姬命の御兄に坐せるなど、悉くに所由有る御事共になむ有りける、(彼大巳貴神の領給へりし八神と申すは、右の御神等なる可からむ事は、其の阿陀加夜努志多伎吉比賣命は、即ち下照姬命に坐して、此の天孫降臨章には稚國玉神と所見えたる、此を以て其の國作の御事に功坐しけるを知るべし、其の外にも式内の神々の中には必ず其の所從の神等も有るべからむを、傳無ければ今此を知るべからず、又桑田神社と申すも有るは、必ず此の大巳貴神大山咋神二神の中何れかなる可き事、右の鉏山神社の御事に比らべて知るべき者なり、又此の御事共を、次に云ふ山城國の方にも係けて互に見合す可くなむ、)傳十に載せたる丹波國桑田郡の土俗に相傳へて云へらく、「浮田明神の鋤を以て山を鑿ち磬を劈給へる其の片方は嵐山松尾にて、其の片端は龜尾山是なり、其の通し給へりし水は即大堰川なり、浮田明神の御在し坐す保津は其の水の落口にて、丹波にては此を保津川と云ひて龜山の接地なり、鉏山明神は龜山の南十七八町、矢田村に御在し坐して即龜山の産土神なり」と云へり、山城名迹志に、松尾山一名別雷山と云ひ、松尾神社を在別雷山下と云ひ、又山城志に賀茂山一名分土山、又神山と有る、是松尾賀茂兩處

に同名の地有るにて、右の國作の由緒等しき證是なり、又右の龜尾山は其の形に就きたる稱にして、本名龜山なり、右の賀茂に神山の稱有るに思ひ合す可く、嵐山は荒鋤山の謂なる可きなど、其の由緒の少縁ならざるを思ふに、件の賀茂下上兩社の鎮座はしも、正に此の御時の神代に在ることを曉る可し、偕和名抄郷名に、山城國愛宕郡賀茂有り、又出雲（以都毛、在上下）と有り、此上出雲、下出雲の二郷なむ甚床しき者なりける、其は傳廿一に注せるが如く神名式に、同郡出雲井於神社（大、月次相嘗新嘗、）と有るも、右に云へる丹波國の出雲神社（名神大）に同じくして、所祭素戔鳴尊に渡らせ給へるは、此の國作の御時などこそ、其の御靈を齋祠奉らせ給ひけめ、又同郡出雲高野神社、今高野村東の上下に御在し坐せるも、出雲國名を以て負はせ給へるも由縁有りて、皆共に國作の神代思めかしき御事なりけり、又傳十三、廿一に已に注せる古に山代國と云ひけるは、宇治川より以南の地にして、宇治久世綴喜相樂の四郡を摠云稱なるを、出雲風土記に意宇郡山代郷郡家西北三里一百二十步、所造天下大神、大穴持命御子、山代日子命坐、故云山代也、即有正倉と有りて出雲國に山代郷有は、猶山城國に出雲郷有るが如し、然れば此の山代國を造給ひし御功に因て負坐せる神名なるを思ふに、和名抄に宇治郡に大國郷有も、其大國主神の御名を負へる地名なるなりけり、（又下に注せるが如く、相樂郡岡田鴨神社、大、月次新嘗、岡田國神社、大、月次新嘗と有る、此の二社に就きて、賀茂、恭仁の地名有るも必ず所以有るべきなり、綴喜郡樺井月神社、大、月次新嘗、同郡月讀神社、大、月次新嘗、相樂郡綺原坐、健伊那太比賣神社、神名式に所見たるは、即ち大已貴神の御父母にて渡らせ給へるなり、また綴喜郡朱智神社有るに、丹波國船井郡酒治志神社、和名抄に須知郷有り、又乙訓郡走

田神社、丹波國桑田郡走田神社有りて、共に同じく、又右に注るせる如く、葛野郡松尾神社二座、竝名神大、月次相嘗新嘗と有る、其の本社は桑田郡松尾神社にして、謂ゆる浮田神社是なり、又同郡出雲神社、名神大と有りて、其の隣れる愛宕郡に、上出雲下出雲の二郷有る事はしも、出雲より先、丹波に御在し坐して、其より山城國に及ぼし給へる神跡なること著明くなむ、又傳廿四に注せるが如く神名式に、近江國滋賀郡日吉神社、（名神大）正史には、大比叡神小比叡神と有りて、其の大比叡は大已貴神に渡らせ給ひて大宮の御神なり、小比叡神は事代主神に御在し坐して、古事記に謂ゆる大山咋神亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鑊神者也と有る、是にて即ち二宮の御神なり、其餘の五社は後に祭加へられたれば、神代に係て申す可には非るなり、諸神鎮座記に、日枝神社在近江國滋賀郡坂本村、日枝神社者大國主大神也、（大已貴大神別名也）自神代、見大山咋大神化遊此處、以此山爲六合本柱、至豐浦宮天皇時、大神辭之、返父大神替栖、以葛野爲鎮祠、山城國松尾神祠是也と有りて、神代に御父子二柱神、彼丹波山城の國々を作堅めさせ御在し坐しける御時に、此の山を以て國中の本柱と鎮給ひて、其の近傍なる諸國を巡造らせ御在し坐して、此には主と大山咋神其の地主と爲て御在し坐しけるが故に、山末之大主神と稱奉れるを、推古天皇の御世に至りて、御父大已貴神を主神と御在し坐させ奉給ひて、大山咋神はしも、松尾に替栖ませ給ふと云ふは、御父大神を大宮に、已命は二宮に御在し坐す御事の始を傳云ふにぞ有るべき、但其は後に、御鎮座の次第を申し奉るにこそは有りけれ、神代より六合本柱と爲さ給へるは、此の山を其の中心と爲て其餘の諸國に御事迹の及ばせ給へるを知るべき便宜なりける者なりかし、若て日吉神道秘密記に、別に山

末社と云有りて、次に廣田社、東向西方、立之山末神前二天、申之字、掌内書之祈念事云々、本社建立之初、祭禮之始、當社與利起也と有るは其の別社なる可し、此に就きて思合せらるゝは、二十二社注式、攝津國廣田神社條に、住吉廣田八幡松尾南宮八祖神と有る下に、松尾大山咋神、南宮嚴島明神、宗像神社と書して其の地に此の神等の御在し坐すも、此の國作の御時の由緒など御在し坐すなる可き事、下に注せる事共を合せ考ふ可し、又神名式に、伊勢國度會郡山末神社、即ち止由氣宮儀式帳に載れる管社の中に山末社と有る是なり、神名秘抄に、山末御玉命、一名大山咋命、又山末大主神是也と有るも、此の時の神代よりの御事跡有なめり、其の度會多氣郡は、殊に此の神等の所以深き所なる事を明らかに、以下に再注すを考へ互して知るべきなり、伊勢風土記に、員辨郡執賀師神社、欽明天皇二年、始祭此神、大已貴命也と有るは、齊明天皇五年御紀に、是歲命出雲國造(闕名)修嚴神之宮と見え、釋に杵築神宮也、嚴者嚴重之義也、と注せるが如くなれば、此の執賀師の號の少縁ならざるを見ても、其の祭祀は後の事ながら思は神代に回らす可き事なりかし。(吉記に、或古記云、平安京者百玉不易之都也、東有嚴神西仰猛靈、嚴神者賀茂大神宮、猛靈者松尾靈社是也、依二神之鎮護一期萬代之平安、と云ふ事有る賀茂大神宮を嚴神と申す御事は、御祖神社には、大已貴命玉依姬命の御在し坐すに就きて申奉る御事にて、右の嚴神之宮の謂是なり、且右の執賀師神社山末神社等の御事のみには限らず、且傳廿四卷、傳廿七卷に已に注せるが如く、此の伊勢の國內には、大國主神の御事跡多く御在し坐す御事は申すも更なり、猶神名式に、多氣郡穴師神社坐すは謂ゆる兵主神の御事にして、八千戈神是なり、飯高郡大神神社は大物主神にて渡らせ給ひ、鈴鹿郡大井神社二座は、已に云へる丹波

國桑田郡に坐すと等しく松尾同體なり、又椿大神社、小岸大神社、朝開郡大神神社、石部神社二座、員辨郡賀毛神社など、皆所由有る事共なり)若くて神名式に、近江國滋賀郡神田神社御在し坐すを或書に、在堅田、亦曰伊豆大社神田大明神伊豆大明神と云へり、此の伊豆大社と申す由は下に云ふべし、また式に、丹波國多紀郡神田神社、和名抄に神田郷有るに、神名同じきを、其の滋賀苗鹿神社坐せり、其は傳廿四に引ける社傳に、宇賀御玉神と有るも由有りげなるに、已に上に引ける本朝事始に鉏、(須幾)有天八鉏、有神田齋鉏、大已貴命與少彦名命、同心合レ力製之、專爲民用、と有る、神田の言に便を得て考ふるに、清和天皇實錄に、眞神田朝臣全雄、賜姓大神朝臣、大三輪大田田根子命之後也と有る眞は、例の言上に置ける強辭にて神田なり、御紀に眞上田と有るは、饒速日命の御裔の眞神田と混れざら令めむ爲なれば、此の氏の本を推す時は、大已貴神の國造の御功に係りて、右に神田神社の號は御在し坐せるなりけり、大同類聚方冊卷に、加无多樂、出雲國國成之家方と有る神田も、必ず其の大神に因れる事なる可し、偕諸神記に、近江國氣多大明神家傳云、大已貴神三輪明神事也と有るは何れなるらむ、猶考ふ可き事なり、又和名抄に、愛智郡大國郷有るに、當郡石部神社二座御在し坐す事故有るべし、又犬上郡阿自岐神社二座和名抄に安食郷有る、是味耜高彥根神にして、即ち大山咋神の御事に渡らせ給へれば、今一座は御祖神にて御在し坐すなる可し、大同類聚方に、犬上藥、近江國山田里民間等之所傳、原者素戔鳴尊所授方也、と有るは、斯る所由に依りて傳はれる者と所見たり、淺井郡湯次神社風土記に、湯次神社、圭田二十九東、三字田、御名賀多也、安康天皇六年甲午十二月始祭と見え、小江神社同記に、大井郡小江神社、三十一東、三字田、事代主命也、敏達天皇三年始

行<sub>三</sub>神禮と有り、岡本神社同記に、所<sub>レ</sub>祭素戔鳴尊也、雄略天皇三年己亥六月、始加<sub>三</sub>神禮と見え、又式に片山神社二座と有るは、山城國愛宕郡鴨岡本神社、片山御子神社（大、月次相嘗新嘗）と有るに合ひ、又伊香郡高野神社は、其の愛宕郡に出雲高野神社有り、又大棟神社、黒田神社、並び坐せるは、下に注せるが如く播磨風土記、多可郡黒田里の文に依るに、黒田神社は宗形大神奥津島比賣命に坐し、大棟神社は謂ゆる大倉比賣神にして、即ち下照姫命の御事なり、又高島郡熊野神社大川神社有るは、丹後國加佐郡大川神社、（名神大）熊野郡熊野神社共に同じく、又宇伎多神社は上に云へるが如く、丹波國桑田郡に浮田神社有りて、即ち神名式に謂ゆる松尾神社是なり、（猶栗太郡蘆井神社見えて、丹波國氷上郡蘆井神社有り、但蘆井を伊保章と訓めるは蘆井を誤れるにこそ、また野洲郡兵主神社名神大は、八千弋神に御在し坐す由、傳廿七卷に已に注し、蒲生郡大島神社奥津島神社、淺井郡都久夫須麻神社は三女神にて渡らせ給へる事、傳十三卷に條々に注せるが如し、又野洲郡馬路石邊神社、蒲生郡石部神社、愛智郡石部神社二座は、姓氏錄に據るに天日方奇日方命の出自是なれば、大巳貴神に坐すなど大に神代の由縁著明き者なり、又犬上郡養父郷有り、蒲生郡桐原郷有り、和名抄に見ゆ、下の但馬國養父郡桐原神社の御事に思合す可し、偕右に云へる眞神田に饒速日命の御統御在し坐すは、姓氏錄左京神別上天神に、眞神田曾禰連、神饒速日命六世孫、伊香我色乎命男、氣津別命之後也、また大和國神別天神に眞神田首、伊香我色乎命之後也と有りて、神名式に、加賀國石川郡神田神社見えたるを、風土記に、神田神社圭田云々、舒明天皇二年庚寅八月、所<sub>レ</sub>祭饒速日命也、有神家巫戸等と有れば、同じ神田神社にも其の心得有るべきなり、偕又加賀郡神田神社は下に云へるが如く、此なると同

じく大巳貴神なめり、若て大巳貴神此の國造の御時には、宇迦之御魂神なども共に物爲給へりと思しき由、次なる飛驒國に考へ合す可き所有る可し、東海道之國々は、傳廿七に注せるが如く其の始め大巳貴命少彦名命二柱神、但馬國より三河國へ移らせ給へる古傳の體に傳はれれば、今云ふ限に非ず、神名式に、美濃國多藝郡多伎神社大神神社御井神社、安八郡加毛神社、各務郡飛鳥田神社御井神社、賀茂郡神田神社など坐すを總云はむに、神田神社は大巳貴神に坐し、大神神社は大物主神に坐し、多伎神社は丹波國桑田郡多吉神社と同じきは、下照姫命に御在し坐すべく思ゆるに、百莖根に、正一位三宮護法大菩薩と稱す三宮三社也と云へれば、此は三女神と思しきを、下に注せる出雲國神門郡多伎藝神社の例に據る時は、大巳貴命湍津姫命下照姫命の三神なり、加毛神社は味耜高彥根神、飛鳥田神社は、永萬記に阿須賀社と有れば、大和の飛鳥に同じく、事代主神に渡らせ給ひ、御井神は謂ゆる稻羽神の御事にして、彼八上比賣命に令<sub>レ</sub>生給へりし木俣神に御在し坐せば、皆供奉られし神等なりけり、和名抄郷名に、大野郡大神席田郡美和磯部、各務郡三井、賀茂郡美和神田等有るをも思合す可し、此の御事は下に委しく注してむ、また多藝郡々々美雄神社は事代主神に坐すべき説有りて下に云へり、また傳廿四に注せるが如く神名式に、飛驒國大野郡水無神社、一宮記に御歳神也と有り、偕大同類聚方に、飛太藥、大野郡水無神社、御歳祝之所傳云々、大巳貴命所<sub>レ</sub>授也と所見たり、右の近江國に、苗鹿神社神田神社相竝御在し坐すに等しきは、大巳貴神の此の巡國には御歳神を相伴なひ御在し坐して此の時に稼穡の方をも、諸國に弘めさせ給へるなりけり、三代實錄に、貞觀十七年十二月五日甲寅、授<sub>三</sub>飛驒國正六位上木母國津神從五位下と有るを以ても、其の大巳貴神の此の國に御在し坐す御事は著きを、和名抄郷名



に、三枝（佐以久佐）阿拜（阿波）の二郷有るは、神名式に、大和國添上郡率川坐、大神御子神社三座、また率川阿波神社と有る此に因れるを、其の率川社に狹井神（大巳貴命荒魂、大國魂命）も御在し坐して、倭大國魂神、亦曰大地主神と、大倭神社注進狀に書せるが如くなれば、殊に大地主神と御歳神とは、親しく御在し坐す所縁有るにも符合へり、荒城郡大津神社は下照姫命に坐す事、下に云へる河内播磨兩國の例を考合す可し、又下に注せるが如く、三代實錄に、當國に氣多若宮神賀茂若宮神と云ふも所見たり、其の氣多は、神名式に能登國羽咋郡氣多神社、（名神大）一宮記に大巳貴命と有り、賀茂は右に謂ゆる、山城國の賀茂社を申せるなれば、事代主命に御在し坐し、其の若宮と申すは、各其の本宮に對へて、別社と云ふ義にぞ有るべからむ、（又頭注に、水無神社を大巳貴命女、高照光姫命母高津降姫命、大和國葛上郡御歳神社同之と有るは下照姫命なる由なれども、此の主神は御歳神に御在し坐せば、若くは其の相殿などに御在し坐すらむを然云へる者なる可し、下の出羽國の條にて考へ合す可し、何にも有れ、下照姫神も稚國玉神と、御名に負はせる許の神に御在し坐せば、此に祀られ給ふ可くこそ、）また傳廿七に信濃風土記を引きて、大巳貴命少彥名命の國作の御事は已に注し申せりき、楮神名式に、水内郡美和神社頭注に、三輪大明神也と云ひ、伊豆毛神社を素戔鳴尊也と書し、妻科神社を稻田姫命也と有り、また小縣郡生島足島神社（名神大）は傳廿七に注せるが如く、大國魂神に御在し坐して、古語拾遺に謂ゆる大八洲之靈に御在し坐し、また和名抄郷名に大穴（於保奈）と有るも、大巳貴神の御跡などに依りてこそは名に負ひけらし、古に此の國は大なる湖にて在りしを、何れの時にか山を穿ちて、信濃川を越後に通してより平土と成れる由云傳へたるは、豈人力の能致す所ならむや、若

くは彼の丹波の大井川の例共にて此の時の御事を申さむも強事には非る可くや、又佐久郡大伴神社と申し奉るは、御牧望月大伴社記（一云注進狀）に、掛卷毛畏支、信濃國佐久郡橫島郷望月之里御桐谷爾坐須、大伴神社者月夜見也、大巳貴命也、（二柱）伊邪那岐尊乃宣久、月夜見尊者可<sub>ニ</sub>以治<sub>ニ</sub>滄海原潮之八百重<sub>一</sub>也、如<sub>レ</sub>斯事依志給爾因<sub>且</sub>、月夜見尊即青海原袁治食須時、龍馬爾乘給<sub>且</sub>、四方乃國中<sub>之</sub>河々溪々爾至迄、不<sub>レ</sub>殘腕巡給支、其時千曲川爾到給<sub>且</sub>、川上袁指天登給爾、此溪川依清水成而求<sub>ニ</sub>水上<sub>一</sub>而登給支、（中略）故乃喜哉止詔天、東方乎御覽而宣久、朝日直刺岡、暮日日照岡也止宣天、神霧谷續松山麓、金井原乃下津岩根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知<sub>且</sub>鎮坐支、是後大巳貴命、以<sub>ニ</sub>廣矛<sub>一</sub>天八重雲袁押分<sub>且</sub>、天地乎翔行<sub>且</sub>、天下乎睨巡給<sub>且</sub>、東國之五月蠅聲如須邪神乎、神拂爾拂平賜而、此處爾到坐而、月夜見尊乃鎮座受神言乎畏美悅比慎美謹美毛、齋奉伴奉<sub>且</sub>、相殿爾鎮座爾因<sub>且</sub>、大伴神社止奉崇支、（下略）と見たるは、大巳貴神の東國を巡造り御在し坐しける證是なり、此の地に月夜見大神の鎮り御在し坐す所由は、傳八、十二に注せるが如く、此の大神の未だ素戔鳴尊と聞えさせし程に國巡り御在し坐して、御跡を此に留めさせ御在し坐しけるを、大巳貴神も此に御在し坐して、御父大神の御許に御靈を留めさせ御在し坐しけるなりけり、其の月夜見尊に奉伴り、相殿に鎮坐すに因りて、大伴神社と稱奉る由なるは、大巳貴神を始奉りて、其の御伴神等も此に御在し坐すを以て、大伴とは號けられけむ事申すも更なりかし、（又和名抄郷名に、諏訪郡美和、筑摩郡大井、水内郡大島於保之末、中島奈加之末、埴科郡磯部伊會倍、船山布奈也末、大穴於保奈、屋代也之呂、佐久郡大井など見えたる、美和は大物主神なり、大井は松尾同體なり、大島中島は、上古に湖水なりし時の島跡なるか、然らずは彼の胸形

の中津島に坐す、市杵島姫命は大己貴神の嫡后に坐せば、其の由縁なるにも有るべし、磯部は例の大己貴神に御在し坐すなり、船山は大和風土記に、平群郡船山神社、大己貴尊也云々と有るに思合す可く、屋代は出雲風土記に、意宇郡屋代郷有るに由有りげなる事共なり、其の信濃國に隣りて、彼の神名式に謂ゆる、山梨郡金櫻神社所祭、少彥名命大己貴命素戔嗚尊に渡らせ給へれば、此は二柱神相竝御在し坐しける御時の故事に依るべき事、傳二十七に注せるが如し、然して今般の御事と思しきは、神名式に同郡神部神社は、傳二十七に引ける、三代實錄に美和神と有るは、正しく此の神社に當る可きに就きて、上田百樹の説に、神部を美和部と訓むべき由云へり、然れども、地神本紀に、素戔嗚尊十一世孫、田田彥命、此命磯城瑞籬朝御世、賜神部直大神部直姓と有れば、縦や美和神ならむからに、加牟倍と訓みても何てふ異かは有らむ、名勝志に、「今、加茂村加茂明神と云ふ、祭神別雷神なり、相殿に春日明神を祀れり」と云へり、風土記に、都留郡賀茂山神社云々、所祭別雷神也崇峻天皇二年己酉四月加幣使と有りて舊社なるが、此は式外なり、又式に巨麻郡神部神社も有り、又其の山梨郡松尾神社坐せり、右の神部神社を合せて、山城國に賀茂松尾神社御在し坐すに等しきは必ず故有べし、名勝志に小屋敷村に在り、祭神東は大山咋神若山咋神若年神大己貴神素戔嗚命蛭見命、凡て六座稱松尾六所明神、此邊を松尾郷と云ふ」と云へり、但蛭見命は事代主命を誤れるなる可し、又同郡大井俣神社、三代實錄に、貞觀五年十二月九日下卯、以甲斐國從五位下大井俣神列於官社、同七年三月二十六日丁未、授甲斐國從五位下大井俣神正五位下と有り、和名抄郷名に、巨麻郡大井(於保井)有り、名勝志に、窪八幡宮と云ふ云々、本社南方有天神祠、當社鎮座以前所祀地主神也、祭神少彥名命

也云々、大井俣の地名は東南の方に在り、此の邊迄往昔の社領なりと云ふ」と云へり、其の八幡宮と申すは、胸形神を祀れるを以てなる可し、此の水下なる駿河國郷名に、富士郡大井(於保井)と有るにも由有りて、其の大井の稱はしも、上に注せる丹波國大井神社、山城國大井川の御事に就きて云へるが如く、其の神は松尾同體に坐すに思合せられ侍り、又巨麻郡笠屋神社風土記に、雄略天皇四年庚子十一月、所祭事代主命也と有り、楮右の神部神社賀茂山神社を別雷神と傳へ、松尾神社大井俣神社は、大山咋神胸形中都大神に坐して、其の別雷神大山咋神は、共に事代主神の山を分け、磐を劈て水脈を通して、國を作給へりし御名なる事上に注せるが如し、古今集甲斐歌に、「鹽山指出磯に住む千鳥、君が御世をば八千代とぞ啼く」と有る二の地名は、太古の時に未だ潮に浸りて有りけるが、追次ひて山は高く、海は低く成りしかども、猶潮海の名残にて、皆がらに湖水なりけむと思ゆるを、此に合せて賀茂縣主季鷹が富士日記に、「何れの御世にか山を穿ち、岩を切り、水を下げしより、村里田畑と成りたりけむ、其の事を掌りし人を稱へて蹴裂明神と祀りし社、今巨麻郡に在りとぞ、其の切り落し流は富士川なる可し」と云へるは、豈人力の能く致す事ならむや、決めて其の神の御所爲なる可くこそ思えたれ、また八代郡佐久神社は、其の御功に因れるにや考ふ可き事なり、また中尾神社、名勝志に、「中尾村に在り、飛永明神と稱す、祭神大己貴神」と云ひ、同郡梓衝神社風土記に、仁徳天皇四年丙子四月、始所祭天鈿女命也と云へるを、名勝志に、「美和神社は二宮村に在て二宮と稱す、祭神大己貴命也、(中略)此の邊竹居村の北に鉾木と云ふ地名有り、又尾山村の南に槻木と云ふ地名有れば、梓衝神社と云ふも由無きには非ず」と云へり、但右は其の所在を失ひて、風土記に、同郡三輪明神云々、雄

略天皇十二年九月始被祭之、と有ると打混れたるにか、但平國之廣矛に由れる神名ならむには、實に大己貴神と云ふも誣ひたりとは云べきに非らず、(倭右の大井俣神社の事を名勝志に、祭神三座、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后なり、社領二百七十石餘、神人社僧餘多有り、社記云、貞觀元年二月二十二日、和氣朝臣彝範、自豐前國宇佐宮勸請云々と云へり、但貞觀の頃などに、勅命にも非ずして私に勸請れる社を、直に官社と爲て式文に加へらる可くも非ず、思ふに彼の古より八幡神と申し來れる女神の、大山咋神と共に御在し坐して、大井俣神社と齋かれさせ給へるを以て、其の因に宇佐神宮より、右の三神をば迎へて合せ祀れけむを、年序を経るに隨ひて、其の舊き傳説をば亡へりし者なるこそ、又和名抄郷名に、山梨郡井上(井乃倍)と有は神名式に、山城國愛宕郡出雲井於神社、大、月次相嘗新嘗と有るに思合せられ、又石禾伊佐波と有るは、下の但馬國石禾郷の事に就きて注せるが如く、石部と云ふに同じければ、天日方奇日方命に縁有り、大同類聚方に、伊佐波藥、甲斐國山梨郡石禾乃家爾云々、と有る石禾は石邊なる可き事、右件に云へる事共に合せて曉る可し、若て但馬國に由有るにや、八代郡佐久神社、淺間神社大神大坐すを但馬國養父郡淺間神社、氣多郡佐久神社有り、又八代郡巨麻郡共に各川合(加波比)と云ふ配名見えたり、同郡鴨川合坐、小社宅神社、名神大、月次相嘗新嘗と有るに相通へるなど、凡て丹波山城より開き御在し坐して、次々此に至れる者と所見たり、又神名式に、遠江國、周知郡小國神社、一宮記に大己貴命と有り、此を縁と爲て上件の説共に合ふ可きことなむ有ける、其は和名抄に、山香郡氣多郷見え、また磐田郡淡海國玉神社は、傳二十七に注せる如く、大國魂神に坐し、又田中神社は風土記に、田中神社圭田云々、敏達天皇四年乙未六月、所祭宇介御靈

也と見えたる、即ち傳二十四に注せるが如く、御歲神の亦の名にして大國魂神に御力を合せて、稼穡の事を始給へりし神なり、次に豐雷命神社は風土記に、豐雷神社圭田云々、仁德天皇三年乙亥四月、所祭別雷皇大神也と有るは、即ち事代主神に坐して、大山咋神に渡らせ給ふ御事申すも更なり、また豐雷賣命神社は風土記に、豐玉比咩神社圭田云々、雄略天皇十五年八月、初行祭禮、(下略)と有るを合せて思ふに、雷は例の別雷神の雷にして、國作の御功に因れる者なり、然して此の神は玉作神にても海神なるにても坐さず、傳十八に注せるが如く、彼の三女神を玉依姬命と申奉る上に、豐の言を冠ぶらせて、依の言を略きて稱へ奉れるなり、又生雷命神社は、天武天皇元年御紀に、牟狹社所居名生雷神也、と有るに同じく、此も右の豐雷別雷と申すに等しく同神を稱へ別けたる事下に注せるを以て曉る可き者なり、次に天御子神社の事は細書に云ふべし、又御祖神社は、山城國に賀茂別雷神社、賀茂御祖神社、並び坐るに思合す可し、御子神社二座は、事代主命下照姬命の二柱にや、矢奈比賣神社は、出雲風土記に、神門郡八野郷須佐能袁命御子八野若日女命坐之爾時、所造天下大神大穴持命、將娶給爲而令造屋給、故云八野と有れば、八野日女神社の謂なる可くや、此の神の御事、傳十八、二十四に云へり、又須波若御子神社は建御名方神に坐せり、倭和名抄郷名に、豐國(止與久爾)と有るは、善造成させ給へる謂なる可く、また加茂村と云ふ地名の有るも甚其の謂有り、又佐野郡阿波々神社は率川阿波神と一にて、事代主神の本后なり、又三代實錄に、貞觀九年十月五日、授遠江國正六位上鴨神從五位下と見え、同十五年九月二十七日、授遠江國正六位上伊古奈神從五位下と有るは、式内の何れの社とも知られざれども、事代主神、又后神に坐す事、次なる伊豆國條に云へるを見合せて知

るべし、若くて駿河國と二國に界ひて大井川と有るは、水上の信濃國より山を穿ち水を落して、此の三國を造らせ給へりし御事と見えて、甚々少縁なるまじき神代の故事なむ所思えたりける、然して其の大井川に傍へる秦原郡に、大楠神社、敬滿神社（名神大）有るを、風土記に、大楠神社所祭大已貴命也、欽明天皇三年加新祭、（下略）と見え、敬滿神社圭田、（中略）垂仁天皇二十六年、所祭少彥名命也と見えたるなどは本よりの御事なるなり、（右の小國神社は、續後紀に、承和七年六月乙巳朔戊辰、奉授遠江國周知郡無位小國天神從五位下、三代實錄に、貞觀二年正月二十七日戊寅、授遠江國正五位下小國神從四位下、同十六年二月二十三日癸丑、授遠江國從四位下小國神從四位上と有り、倭周知郡と云ふ名は、丹波國船井郡須知郷有るに由有るには非らじか考ふ可し、若くて右の天御子神社は、傳二十四卷に引ける本朝文集に、彼の丹塗矢の男に化りて令生給へるを、山本坐天神御子と申せば、右等の由縁にて、後に祀られ給へるなる可し、また次なる矢奈比賣神社には、神階の事有り、續後紀に、承和七年六月乙巳朔戊辰、奉授遠江國磐田郡無位矢奈比賣天神從五位下と有るは、右の小國神と同時なり、又三代實錄に、貞觀二年正月二十七日戊寅、授遠江國從五位上矢奈比賣神正五位上と有り、今見付驛の天神是なりと云へり、倭此より西なる遠江に、其の御由縁の神多く御在し坐すを、其は神名を見ても心得らるることなれば然のみは書さず、今は、大井川の水脈を通し給ひしことを云へり、然して大井川は遠江風土記に、秦原郡大井川（或大猪）其河流也、其瀨飛礫岩轟車、其勢往反、（下略）と有るを、清和天皇實錄に、貞觀七年十二月二十一日戊辰、授駿河國正六位上大井神從五位下と在りて、社は駿河國に立たせ給へり、風土記に、薦河國、西限大井河、北限猪河山と有り、此

を以て、古より兩國に互れる川なる事を知る時は、また其の東方も此の時に巡造らせ御在し坐しける御事も亦疑を容るべからず、和名抄に、廬原郡大井（於保井）富士郡大井（於保井）、の郷名有るを思合す可し、倭傳二十七に注せる如く、式に益頭郡神社を、風土記に三輪神社、天豐財重日足姫天皇二年丙辰四月、所祭大物主神也と有りて、今も三輪村と云ふに立たせ御在し坐すも、少縁の所以とは見えさせ給はずなむ、また式外にて、風土記に早良神社、泊瀬部天皇三年庚戌、所祭玉依比咩と有るも、例の三女神に坐し、又那閉神社、風土記に那閉神社、男太迹天皇三年己丑四月、所祭事代主神也と有るは魚贄の謂に依れる社號なめり、又燒津神社風土記に、益頭神社、瑞齒別天皇四年己酉、所祭市杵島比咩命也と見え、また有度郡池田神社風土記に、所祭事代主神也と有り、また安倍郡足坏神社は、味耜高彥根神に御在し坐すべき事、下の條に云へるが如し、神部神社は駿河草と云ふ物に、「類史に止豆鰯大已貴神社と有り、即摠社の御事なり、本社は大已貴大神にて在し坐す神部神社是なり」と云へり、和名抄に、當郡美和郷有るに思合す可し、淺間新宮に並御在し坐すを合せて俗に淺間宮と申せり、又大歲御祖神社は傳二十四に注せるが如く、大歲神の後神に坐すと聞えたるを、風土記に大歲御祖神社、或雷神號玉依姫、（下略）と有るは、其の相殿神のみを傳へたる可し、今も別雷社と云へるは、上に云へる山城國賀茂別雷神社、賀茂御祖神社の御事に合へり、其の淺間宮の別社に、奈吾屋社と云へる有る是なりと云へり、また廬原郡奥津神社と云ふ舊社有り、風土記に、奥津（或息津或奥津或沖津驛）云々と見えたる是なり、其の駿河草に、「奥津驛家の大奥津川の西邊に宗像社有り、奥津島姫命の鎮坐すを以て、地名も同じく奥津と云へり、兩部習合家にて、宗像辨財天と云ひ、女體宮と云へり」（採要）

と有り、又風土記に、駿河郡葦料神社、和銅元年戊申四月、所祭田心姫也とも有り、また傳二十七に注せるが如く江島社説に、大巳貴命與久延彥命、合力經營相摸江島、安藝巖島、駿河御嶽と有るは、少彥名命の御名を脱せるか又は誤れるか、其の脱たるにても誤れるにても無くは、此の時に造らせ給へりとも見る可し、棟梁集に、富士神を大巳貴命と云ふも受る所有るべきにや、此に就きて思合せらるゝは、神名式に、出雲國意宇郡布自奈大穴神社（風土記云、布自奈社）布自布神社（風土記云、同布自奈社）と有る布自奈は、富士名の義にて、其の駿河御嶽を作らせ給ひて國の鎮と成給へる由を以て稱奉れる者なるなめり、下にも注すを考合す可し、凡て名と云ふは傳二十一、二十七の所々に注せる如く、物を造れば名有り、其の名を負て其の功を標す謂なる是なり、其の社の御事を或抄に、在忌部郷藤名村、稱大穴持高大明神、高御魂命と有る高は、嶽の謂なる可くぞ所思えたる、又出雲風土記に、島根郡、布自積美高山、郡家正南七里二百二十町步、高二百七十丈、周一十里、（有烽）また女嶽山、郡家正南二百三十步と有りて、男岳女岳相對へるを、其の布自積美と云ふも、富士を造らし給へる君主と御在し坐す謂なる可きに、神名式に、同郡布自伎美神社、（風土記、作布自伎彌社）多氣神社（風土記云多氣社）竝御在し坐すを、或抄に山口郷布自積美山、今稱嵩山大明神、大巳貴命と注るし、又多氣神社をも其の嵩山大明神に合祀ると云ふも、大に由有る事共なり、（但傳二十四卷に注せるが如く風土記に、山口郷、郡家正南四里二百九十八步、須佐能鳥命御子都留支日子命詔、吾敷坐山口處在詔而、故山口負給と有るは、其の布自伎美山を體と成して山口とは云ふなり、若くて都留支日子命は五十猛命の亦の名と思しくて、其の所に注せるが如し、然る時は大巳貴命と云ふ説は誤なるに似

たり、然りと雖も、山を造給ふには木神も御力を合せ給ふ可き事、田を造らせ給へるに御歳神の御力を添へ給ふに等しかりぬければ、右の二社の内、一社は大巳貴命、一社は五十猛命と心得て違はざる可し、偕富士神を大巳貴神と申すは其の作らせ給へるに由れる事にて、其の山神は大山祇神に坐し、其の主神は木花開耶姫命に坐すが故に、淺間神社、名神大、富知神社は、別に立たせ給へるを辨へてよ、偕神名式に、伊豆國賀茂郡三島神社、（名神大、月次新嘗）此の郡名の賀茂は、攝津國島下郡三島鴨神社と有る鴨と等しき事、下に注せるが如くにて、此の祭神は事代主神にぞ渡らせ給へりける、其の祭神、式文にては一座の趣なれども、今現に五柱にて渡らせ給へるは、傳九に注せるが如く、其の後三島溝織姫命と其の御祖大山祇神闇齋神二柱と宗像大神とにて渡らせ給ふ可きが、此の國に大巳貴神の御社と思しきは、那賀郡箕勾神社は三輪神社と申さむが如く、伊志夫神社は、和名抄に石火郷有り、是なる可きが、今賀茂郡石部村に坐すと聞くは、今の唱への方正しきにて、姓氏錄（山城國神別地祇）に、石邊公、大物主命子久斯比賀多命之後也と有る、此の神に坐すならむには、右の箕勾は愈三輪なる事決き者なり、また國玉命神社、伊豆志に「君澤郡小土肥村稱大社、出雲杵築大社と同じく、祭日十月十日なり」と云へり、但神階帳には國玉姫明神と有り、瓊玉神社は出雲神賀詞に、倭大物主櫛瓊玉命と見えたる是なり、また國玉命神社、一本には國主に作れる其然る可し、其の國主神と申す例は、傳二十七に已に注せり、又神階帳に、賀茂郡從四位上大井明神、正五位上國主明神と申すも所見たり、是大國主神及び其の和魂大物主神、其の荒魂大國魂神、共に此の國に竝御在し坐す證是なり、此は神代を去りて遠き後の事ながら、天武天皇十三年御紀に、冬十月己卯壬辰、逮于人定大地震云々、伊豫湯

泉沒而不<sub>レ</sub>出、土左國田苑五十餘萬頃、沒爲<sub>レ</sub>海云々、是夕有<sub>レ</sub>鳴聲、如<sub>レ</sub>鼓聞<sub>ニ</sub>于東方、有<sub>レ</sub>人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲<sub>ニ</sub>一島、則如<sub>ニ</sub>鼓音<sub>ニ</sub>神造<sub>ニ</sub>此島<sub>ニ</sub>響也、と云ふ事の有るを以ても、神代の國造の甚じかりけむ御事を想ふ可きなり、又日本後紀に、天長九年五月庚戌云々、伊豆國言上、三島神伊古奈比咩神二前、預<sub>ニ</sub>名神<sub>ニ</sub>、此神塞<sub>ニ</sub>深谷<sub>ニ</sub>推<sub>ニ</sub>高巖<sub>ニ</sub>、平<sub>ニ</sub>造<sub>ニ</sub>之地<sub>ニ</sub>二十町許、作<sub>ニ</sub>神宮<sub>ニ</sub>二院池三處、神異之事不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>勝計<sub>ニ</sub>と見え、又續後紀に、承和七年九月癸酉朔癸巳、伊豆國言、賀茂郡有<sub>ニ</sub>造作島<sub>ニ</sub>、大名<sub>ニ</sub>上津島<sub>ニ</sub>、此島坐阿波神、是三島大社本后也、又坐<sub>ニ</sub>物忌奈乃命<sub>ニ</sub>、即前社御子神也、新作神宮四院、石室二間、屋二間、閤室十三臺、(下略)と有る此等の事を以て、大己貴神の御事は申すも更なり、其の御子事代主神、又其の后神等御子等、共に神代に國造巡り御在し坐しける御時に、各其の御力を合せ給ひて立て給へりし、其の御功の云へば不得、實に云ひ知らず甚も可畏く御在し坐しけむ御事をなむ思回らす可き者なりける、(但伊豆國の事は、鎌倉實記に、伊豆別王子者、景行天皇二十四子、武押分命也、伊豆風土記曰、割<sub>ニ</sub>駿河國伊豆乃崎<sub>ニ</sub>、號<sub>ニ</sub>伊豆國<sub>ニ</sub>云々と見えれば、其の以前の神代の事は、駿河國の事に續けて一に見べき事云ふも更なれば、其の心して考ふ可し、偕上に近江國滋賀郡神田神社を伊豆大社と申し、また伊豆大明神と申すは、必ず此伊豆國の事なる可きに、當國に於て更に思合す可き事なきを、其の賀茂郡を大同類聚方に、醫徒國可牟郡と有れば、神田は賀茂田にて、和泉國大鳥郡の式社に鴨田神社有り、姓氏錄に、賀茂朝臣大神朝臣、同祖大國主神之後也と見え、又大鳥郡郷名に、上神、加無都美和と和名抄に出でたる共を此に合せて思ふに、若くは三島大社などに此の神の御在し坐しけるが、上古に、近江に移らせ御在し坐しけるなどの御事有りて、右の神田神社の號は有るに

や、) 偕相摸國にての御事跡は、右に注せる如く、駿河御嶽と共に、江島を作らせ給へる古傳にて明らかなるを、神名式に高座郡寒川神社(名神大)御在し坐すを、其は胸形神にて御在し坐す由、已に傳十三に注せるが如く、同郡深見神社、和名抄郷名に深見(布加美)と有り、風土記に、深見神社(或作<sub>ニ</sub>深水<sub>ニ</sub>、深海<sub>ニ</sub>)雄略天皇二十二年三月、所<sub>レ</sub>祭<sub>ニ</sub>閻霧神也<sub>ニ</sub>と見え、足上郡寒田神社有るを、豐後國大野郡西寒多神社坐すは、東の寒田神社に對へて此を西とは云へるなり、土人云ふ、「大野は大分を誤れるにて、大分郡早田村に在りて寒田八幡と云ふ」と云へれば、此の寒田神社も、右の寒川神社と等しく所<sub>レ</sub>祭<sub>ニ</sub>三女神<sub>ニ</sub>にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、又大住郡比々多神社は傳廿に注せるが如く、天夷鳥命に御在し坐して、相武國造の祖神たる事は本よりなる物から、風土記に、比々多伊神社、天萬豐日天皇乙巳十月、所<sub>レ</sub>祭<sub>ニ</sub>大酒解小酒解神也<sub>ニ</sub>と有るは梅宮の例にて、大山祇命、木花開耶姬命をも相殿と爲る者なる可し、また阿夫利神社は、傳九に注せるが如く、高靈神に渡らせ給へるなどを摠て思ふに、大山祇神閻霧神は、右の伊豆國の伊古奈比咩命、亦名溝咋姬命の御父母に渡らせ給へれば、此の國にても寒川神の夫神と坐す大己貴神は更なり、事代主神なども鎮坐す御社有るべからむを、風土記の傳はらざるに依て今考ふ可き便宜無きは、甚可惜しき事なるにこそ、(但伊豆國へ引付けて見べき事云ふも更なり、偕右の寒川神社、寒田神社には、其の后神と共に大己貴神も、竝御在し坐すらむも知るべからず、又其の御子神等の御社も、求めたらむには決めて有りぬ可きなり、)また神名式に、武藏國荏原郡磐井神社、風土記に、磐井神社云々、敏達天皇二年癸巳八月、所<sub>レ</sub>祭<sub>ニ</sub>大己貴命也<sub>ニ</sub>、社邊有<sub>ニ</sub>磐井<sub>ニ</sub>、祈<sub>ニ</sub>事土俗有<sub>ニ</sub>妄願<sub>ニ</sub>、則御手洗井水變<sub>ニ</sub>鹽水<sub>ニ</sub>、事正直則如<sub>ニ</sub>清水<sub>ニ</sub>、近國奇<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>、祈<sub>ニ</sub>病者取<sub>ニ</sub>之服<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>、其功驗如<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>、

土俗曰「藥水」と見え、又大井の地名も此の近きに在り、又入間郡渭地祇神社を、式社考に北野村に在り、大巳貴命と云へり、又埼玉郡前玉神社二座は、若くは其の幸魂奇魂神を祀れるなる可くや、玉敷神社は、阿波國美馬郡倭大國主、大國主神社二座と有る、其は傳廿七に注せるが如く、大國魂神にて渡らせ給へるを、式社考に騎西郷騎西宿久伊豆大明神也、大巳貴命と有るに合へり、又男食郡出雲乃伊波比神社を、兼永本朱書入に大巳貴命也と見え、播羅郡田中神社を式社考に、三箇尻郷宮島村天神宮、大巳貴命五世孫、建甕尻命と云へるは、地神本紀に據りて云へるなるが、右の地名の如くは實に然る言なり、また比企郡伊古乃連御玉比賣神社は、伊古乃は右の伊豆國賀茂郡伊古奈比咩神と同じく、連御玉は正身は靈神にて坐から、健く進りに御心の一速き由なる事、下に注せるが如くなる可し、那賀郡甕薙命神社は、右に引ける伊豆國那賀郡甕玉命神社に同じきをも思合す可き者ぞかし、又和名抄郷名に、久良郡、大井、於保井、兒玉郡大井有り、又加茂と云ふ地名、足立郡にも埼玉郡にも在り、又豊島郡に箕輪と云ふ地名の有るも、三輪の義なめり、猶傳二十七卷に云へるを考ふ可し、安房上總下總の國々の故事は、安房風土記に、平群郡達良郡磯幡八幡云々、所祭宗像神社也、舒明天皇二年庚寅、行神事と有りて、此は和名抄郷名に、達良(多々良)と有る是なるが、傳十三に注せるが如く、陸奥國安積郡宇奈巳呂和氣神社(名神大)、飯豊和氣神社、隠津島神社を安積三社と云へるを、其の宇奈巳呂和氣神社を八幡村の八幡と申し、飯豊和氣神社を阿多々羅の甕明神と申し、隠津島神社を内木幡村の辨財天社是なりと云へる中に、右の阿多々羅は、和名抄郷名に、安達(安多知)と有る本の唱なるを思ふに、本の達良を移して阿多々羅の地名は出來たれる者と見ゆれば、國造の御事に就きて、甚所以

有る御事共なり、又郷名に、安房郡大井、(於保井)長狹郡賀茂など有りて甚謂有り、また上總國郡名に長柄(奈加良)有り、神名式に、大和國葛上郡長柄神社(歛、靱)、姓氏錄(大和國、神別、地祇)に、長柄首天乃八重事代主神之後也、と有るに思合す可し、又畔蒜郡三衆(美毛呂)郷有るは、大神大物主神に由縁有るべき事申すも更なり、武射郡加毛郷有り、右に引ける天武天皇元年御紀に、牟狹社、所居生雷神也と有る生雷神は、賀茂別雷神と同神にて渡らせ給へるに由有り、神名式に、下總國千葉郡寒川神社御在し坐す事は、右に注せる相摸國なるに同じき事申すも更なり、風土記に、相馬郡琴泊神社、圭田四十五束、六字田、所祭味耜高彥根神也、齊明天皇二年丙辰二月、奉圭田加神禮祭事と有りて、次に大井莊の事出でたるは、和名抄に謂ゆる大井郷是なり、また猿島郡高根郷有るは高彥根の略なる可くして由有り、此の邊に高岑と云ふべき山などの無き所なるにも心を寄す可し、また其の千葉郡に三枝郷有り、又式に出雲國出雲郡印波神社、伊甚神社坐すに、和名抄郷名に、上總國夷濩(伊志美)下總國印幡有る事、由有りげなる事共なり、また風土記に香取郡健田部神社、圭田三十二束、三字田、所祭別雷神也、舒明天皇三年己丑三月、始奉圭田行神禮祭事等と有るは、右の琴泊神社と同神なり、偕右の三枝より外に求るに、右の三國共に大巳貴神の御事跡と思しきは見えざる物から、其の後神御子神等の御事、如此詳なる上は、其の思を成す可き者になむ有りける、(其の三枝と云ふは神名式に、大和國添上神率川坐、大神御子神社三座と有るは、傳廿四卷、廿七卷に注せるが如く、大物主神、大國魂神と、其の御子事代主神とを祀れる趣なるを、神祇令三枝祭義解に、謂率川社祭也、以三枝華飭酒罈祭、故曰三枝祭也と見えたる是なり、また大三輪神三社鎮座次第に、

春日三枝神社、媛蹈躡五十鈴媛命也と有る是其の別社なり、此に據りて見る時は、此の三枝郷にも必ず其の神を上古より、祀祭れる御社なむ有るべかりけるを、式に漏給へる故に、其の便宜無きこそ惜しき事なりけれ、神名式に、常陸國眞壁郡大國玉神社、此の御事に就きたる共は、已に傳廿七に注せるを、猶云はゞ、今大國玉村と云ふに御在し坐して、所祭二座にして、東を男體宮と申して即ち大國玉神なり、西を女體宮と申して、活玉依媛命を祀ると云る活字は衍にして、玉依姫命は即ち上に謂ゆる賀茂御祖神と一にて、大己貴神の后神に御在し坐すから、此に其の荒魂神と共に並御在し坐すなめり、又新治郡稻田神社（名神大）は、其の大己貴神の御祖なり、同郡鴨大神御子神主神社は、事代主命の御子鴨主命に坐す事、下に注せるが如し、和名抄に、茨城郡生國郷有るは、彼生國足國神の御名の傳はれるなり、また神名式に、多珂郡佐波波地祇神社は、清和天皇實錄に謂ゆる三枝祇神の御事にて渡らせ給ひ、那賀郡阿波山上神社と、此の二社を合せて、大和國添上郡率川坐、大神御子神社三座、率川阿波神社と並立たせるにも符合へり、又當郡大井郷有り、若くて神名式に大井神社所見えたり、偕其の三代實錄に、貞觀十六年五月十一日丁酉、授常陸國正六位上飛護念神國津神從五位下、と有る飛護念神は、味耜高彥根神に御在し坐すべく、國津神は、例の大己貴神に渡らせ給ふ可き御事更に論無く、又仁和三年三月二十八日丙子、授常陸國正六位上郷造神從五位下、と有る郷は久邇と訓むべくして、傳二十七に注せるが如く、國作大己貴命に御在し坐すべし、右三社共に式外には御在し坐しながら、甚止事無き神になむ渡らせ給へりける、又事の因に思寄れらくは、神名式に、茨城郡羽梨山神社、大同類聚方十六に、波那之藥、常陸國茨城郡拜師里羽梨山之神社傳不流方と有れば、藥師神には御在し坐さざるか、

波那之は花鎮の略には非るか、廿八社鎮座と云ふ物に、在<sub>ニ</sub>宍戸郷岩間村南臺山麓羽梨山、土人傳云、昔此山也櫻樹爲<sub>レ</sub>林、每春花盛開之時、連乎如<sub>レ</sub>雲、因名曰<sub>ニ</sub>花白山、後世謂<sub>ニ</sub>之花志山<sub>一</sub>訛也、亦改爲<sub>ニ</sub>葉梨<sub>一</sub>俗謬耳、祭神木花開耶姫命（社記）と云へる花白山の説は、花鎮山を取違へたる俗傳なる可し、當郡城上郷有るをも思合す可し、神祇令季春鎮華祭義解に謂<sub>ニ</sub>大神狹井二祭<sub>一</sub>也、在<sub>ニ</sub>春華飛散之時<sub>一</sub>、疫神分散而行<sub>レ</sub>病、爲<sub>ニ</sub>其鎮邊<sub>一</sub>必有<sub>ニ</sub>此祭<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>鎮華祭<sub>一</sub>と有る是なり、然して祭神を木花開耶姫命と云も謂有る事にて、傳廿七に注せるが如く、其の鎮華祭には櫻を被<sub>レ</sub>用る定なればなり、三代實錄に、貞觀十二年八月廿八日戊申、授常陸國從五位下羽梨神從五位上、仁和元年九月七日戊子、授常陸國從五位上羽梨神正五位下と有りて、此には山を略きて、唯羽梨神とのみ有り、然る時は花鎮神と申すに愈以て近き者なり、（偕大同類聚方十八卷に、迦志麻藥、常陸國鹿島郡鹿島乃造中臣鹿島連之家二傳流方、元者少彥名命之方也と有りて、此の地に少彥名命の神方の傳はる事は、彼の二柱神相並び御在し坐して國造給ひし御時のなる可くして、其は此の度より遙に以前の御事なり、神名式に、同郡大洗磯前藥師菩薩神社、名神大、那賀郡酒烈磯前神社、名神大と有るは、彼の文德天皇の御時よりの御事なれば、此の神代の御事に係て沙汰し云べきに非ず、其の那賀郡阿波山上神社、多珂郡佐波々地祇神社等の説は下に云ふべし、又傳二十七大物主神、又大國玉神の下に已に注せるが、神名式に、上野國山田郡賀茂神社、美和神社御在し坐すを、其の賀茂神社を頭注に、大山咋神、美和神社、大己貴命と書せり、但此は豐城命の大和より勸請れるにも有るべかりけれども、其のみならず、神代の由緒思ゆる事なむ有りける、其の佐位郡大國神社の御事は、同式に大和國城上郡狹井坐、大神荒魂神社五座（欽鞞）と



有るに合へり、偕又傳十三に注せる當國神名帳に、群馬西郡從四位下胸形明神、甘樂郡從五位上億津宮明神、群馬郡正五位上息津宮明神、群馬西郡從三位億津宮明神、又縁野郡從四位下水沼明神、群馬西郡正五位上、水沼明神など見えて、此にて三女神の御在し坐す御事知られたり、又群馬郡從五位上大井明神、群馬西郡正五位上大井明神と有るは、即ち大山咋神に御在し坐して松尾同體なる事、已に注せるが如く、又昌樂郡從五位上長柄明神は事代主神に坐す事、右の上總國の下に注せるが如く、また勢多郡從五位上白川明神、此は式に、陸奥國白河郡都々古和氣神社（名神大）を、頭注に味耜高彥根命と有るに思合はず可く、また山田郡從四位上磯部明神は、天日方奇日方命に坐して、事代主神の長子なり、新田郡正五位上阿波明神は事代主神の本后に坐す事、右に伊豆國の下に云へり、群馬西郡從三位新渠明神は其の後溝織姫命には御在し坐さざるか、碓氷郡從四位上若國玉明神は、天孫降臨章に、下照姫命を亦名高姫、亦名稚國玉と有るに合へり、此に就きて思ふに、神名式なる那波郡倭文神社は、因幡國高草郡にも同社の有るを、頭注に下照姫命と有るに准らふ可きが、和名抄郷名に、倭文（之止利）と有れば、此は別神とも聞ゆるなり、また群馬西郡從三位諏訪若御子明神は、上に云へる遠江國磐田郡なるに等しく御在し坐して、即ち建御名方神の御事にて皆がら、國作の御事に御功坐しける神等に渡らせ給へりけり、（又利根郡從三位大社明神と有るは、即ち杵築大社の御事なるにか、又群馬西郡從三位大奈知明神、小奈知明神等の御在し坐すは即ち大已貴命、少彥名命に御在し坐して、此は二柱神の相並び御在し坐し、古の御事にて此とは別の度なり、偕此の上野國は、崇神天皇四十八年御紀に所見たるが如く、御諸山に止り坐し、夢の瑞を得て、豊城命東を治めさせ給へれば、其の時に右の美和

神社などは祀らせ給ふ可く、又履中天皇四年御紀に、車持君筑紫に行きて、其の筑紫神の御崇を得奉りたれば、其の事に因りて、胸形神をば本國にて祀れるも有るべかりけれども、押し並ては皆神代の故事に因りて其の神社は傳はれる者とぞ所見たりける、また傳二十四卷に注せるが如く神名式に、勢多郡赤城神社、名神大を、上野國志と云ふ物に、所祭大已貴命と見えたるを、夫木集に、「鎌倉右大臣、上野の勢田の赤城の韓社日本に何で跡を垂れけむ」と有る韓社は、韓神社と云ふ事と聞ゆ、然る時は、大已貴命少彥名命に御在し坐すべき御事申すも更なり、但今赤城三所明神と申せば園韓神を合せて三神なるにか、然る時は大物主神も御在し坐すなりけり、續後紀に、承和六年六月甲申、奉授上野國无位赤城神從五位下、三代實錄に、貞觀九年六月廿日丁亥、授上野國從五位上赤城神正五位下、同十一年十二月廿五日戊申、授上野國正五位下赤城神正五位上、同十六年三月十四日、授上野國正五位上赤城神從四位下、元慶四年五月二十五日戊寅、授上野國勳七等從四位下赤城沼神從四位上と見えたり、但一説に、姓氏錄、河内國皇別廣來津公、上毛野朝臣同祖、豊城入彥命之後也、三世孫、赤麻呂依家地名、負尋來津君者、と有る此の赤麻呂を祀れるにやと云へれど、其は河内國にて土著たる人と見ゆれば此には由無し、本國神名帳には、正一位赤城大明神と見ゆ、偕神名式に、下野國都賀郡大神社頭注に、三輪大明神也と注るせり、また其の國の式社考と云ふ物に、在摠社村、大已貴神と云ひ大前神社同考に、在大前村、大穴持神と云へり、村檜神社同考に、小野寺村に在りと云ひて祭神を書さず、一説に、出雲風土記に、神門郡朝山郷郡家東南五里五十六步、神魂命御子眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命娶給而、每朝通坐、故云朝山と有るに據りて、此の女神に坐すにやと

云へるは然も有りなむ、右に神魂命御子とは有れども實は玉依姬命の亦の名なる由、傳十三、廿四に云へり、又下に注せるが如く、河内郡二荒山神社(名神大)は、一宮記に味耜高彥根命と見え、又異本には大巳貴命男事代主神と書し、頭注には事代主神と有るも、同神の御上なれば違へるには非ず、式社考に、「河内郡宇都宮に在り、大巳貴命に八重事代主命、健御名方命を合せ祭る、即ち奥州道の宇都宮大明神なり、此の社舊日光山の内白峯山に在り、豊城入彦命勸請なり、神護景雲年中、今の地へ遷座なり、攝社下宮は味耜高彥根神を祀る」と云へり、性靈集便蒙に、祭大巳貴與健御名方、爲本宮新宮と云へるは其の日光山の御事なり、故思ふに、日光の社は宇都宮の遙社なる可きか、一説に日光の本宮を與宇都宮同體味耜高彥根命、新宮を大巳貴命、瀧尾を田心姬命と傳へて、是謂ゆる日光三社なり、外に寂光を下照姫命と申せり、皆國作の神等に御在し坐すは、深き所以有る御事と所見たり、又式に、芳賀郡大前神社式社考に大前村に在り、大巳貴命と云ひ、那須郡健武山神社は素戔鳴尊に渡らせ給ふ由、傳廿六に注せるが如く、また美和神社の御事は傳廿七に云ひ、また寒川郡胸形神社の傳十三に巳に注したりき、(此の胸形神社の御事に就きては、右に巳に云へる、相模國高座郡寒川神社名神大、下總國千葉郡寒川神社の由緒をも知る可し、同じ八幡神社にて御在し坐せばなり、偕右の二荒山神社、名神大の二荒は、謂ゆる男體山女體山の二竝ぶに因れる名稱なるを、右に引ける便蒙に、補陀落山本名二荒山、祭大巳貴與健御名方、皆荒神故名、一説、春秋二時有大風雨、故名二荒、後改日光者吳音相近也、亦名補陀落者倭語相近也と云へる荒神の説も、大風雨の説も、共に大なる非事なり、又其の二荒を日光と書けるは、實に右の如く吳音の相近きに因れる事なるを、後世、又其の日光

の字に就きて神怪の説を吐くは、妖僧の妖言より起りて、天下を愚誑かす者にして云ふにも足らず、又神名式に、陸奥國白河郡都々古和氣神社(名神大)頭注に、味耜高彥根命と有る、即上に注せるが如く別雷神の御事なり、同郡飯豐比賣神社御在し坐すも由有る御事なるに、攝津國東生郡比賣許會神社(名神大、月次相嘗新嘗)の社記に、雀宮神社、祭神二座、別雷命飯豐命(下照媛別稱也)勸請奥州白河郡仙谷郷矣と有るは、其の社は臨時祭式に、亦號下照比賣と有る社なれども、位有りて右の二社の神を祀へるなめり、此を以て陸奥國に止事無き、由緒有るを曉るに足れり、又同郡八溝嶺神社白河故事考に、黄金神也、今所祭二座、山王大巳貴命、日本事代主命と云へり、其の黄金神と云ふは、續後紀に、承和三年正月辛丑朔乙丑、詔奉充陸奥國白河郡從五位下、勳十等八溝黄金神封戸二烟、以應國司之禱、令採得砂金、其數陪常能助遺唐之資也と有る是なり、又右都々古和氣神社故事考に、在石川郡須釜村、(俗曰八幡)祭神高彥根命主所傳記に、「此の神炭を作る事を人々に教へ給ひし事、鹽竈明神の鹽を焼く事を教へ給ひしに同じ、同村、大安寺文書にも此の事の趣見ゆ、大安寺(永和三年)文書、陸奥國炭釜云々」と有り、又宮城郡伊豆佐賣神社、風土記に、伊豆佐賣神社、所祭溝織比咩也(下略)と有る、即ち事代主神の後神にて渡らせ給ひ、また式の志波彦神社(名神大)は、和漢三才圖會に、當社の御事を祭神一座、味耜高彥根命相傳、當社明神始燒鹽と有り、猶此のことは別に下の條に云ふべし、また式に加美郡飯豐神社、和名抄郷名に宇多郡飯豐有り、また信夫郡東屋國神社、磐城郡大國魂神社と有るは傳二十七に注せるが如く、大巳貴神に思ひ合す可く、牡鹿郡大鳥神社、桃生郡計仙麻大鳥神社(名神大)は、謂ゆる胸形中津島神なる可きこと、傳十三に注るせるが如く、また行方郡益多嶺神

社は、予往年詣で奉りて神主田代尊信と云ふに聞きたるは、此の地を大田村と云ひて祭神は大國主神なり、今甲子宮と云ふと云へり、會津郡蠶養國神社と有る蠶養は、其の御功を以て稱へ、國神は例のなる可し、また小田郡黄金山神社は、傳十三に引ける舊説に、開闢之始、三輪明神以<sub>三</sub>四櫓<sub>二</sub>築<sub>レ</sub>之、練<sub>三</sub>黄金<sub>二</sub>造<sub>レ</sub>此巨島<sub>一</sub>と云へり、然して其の祀神は宗像神に御在し坐す事實に所以有り、また右に注せるが如く、安積郡宇奈己呂和氣神社(名神大)は、八幡神と申せども、白河郡都々古和氣神社(名神大)と同神と聞ゆ、八幡と申すは其の從祀なるにて、即ち玉依姫命の御事なりけり、飯豊和氣神社は下に云へる如く、下照姫命に由有り、隱津島神社は、本より宗像神に御在し坐せば、此の三社を合せて御母子二神なりけり、また和名抄に當郡鉾山郷有る事、上件の丹波國鉾山神社の御事に思ひ合せられ侍り、(偕右の蠶養國神社を大巳貴神に御在し坐すべく思定むる由は、凡て天上の御事は別にして、桑麻を國土に弘めさせ給へるは、即ち大巳貴命少彦名命二柱に渡らせ給へる由は、先麻の事は傳二十七卷に引ける駿河風土記に、富士郡權原豐麻神社二坐、所<sub>レ</sub>祭大巳貴命與<sub>三</sub>少彦名命<sub>二</sub>也、と有るは、此の二柱神を稱へて豐麻神と申し奉る證是なり、また同卷に引ける伊賀風土記に、阿拜郡柘植此山有<sub>レ</sub>神奉<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>敢國<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>謂少彦名之命也云々、使<sub>レ</sub>守<sub>三</sub>此郡<sub>二</sub>之時國神奉<sub>三</sub>愛敬<sub>一</sub>之義也と有る國神は、大巳貴命の御事なるが、右に使<sub>レ</sub>守<sub>三</sub>此郡<sub>二</sub>と有るを以て、二神の姑く其の地に留らせ給へる御事を知るべし、然るに其の郡名の事を古風土記に、天照太神自<sub>三</sub>天上<sub>二</sub>下<sub>三</sub>天之阿波<sub>一</sub>云々、故名<sub>三</sub>阿波<sub>二</sub>、謂<sub>三</sub>阿盃<sub>一</sub>者音訛也と有りて、粟を以て號けたるを以て、柘植も其の柘の自然に生るならば柘生などとぞ云ふべき、必ず其の植ゑたる者の何れにか有るに依りて然か云ふと聞ゆ、若くて其の植ゑたりし者は誰か有らむ、右の二柱神に御在し坐す御事著

きを、其の柘を何の爲に植たるぞと云ふに、其の葉の屬にて蠶養の爲なり、此を以て見る時は、此にても其の方を弘め傳へさせ給へるなどに依りて、蠶養國神社とは稱へ奉れる者なる可し、)出羽國は、和銅五年に陸奥越後二國を割きて初めて置れたるなり、然れば各其の本國に本著てなむ其の説を得べかりけらし、先和名抄郡名に、置賜(於伊太三)と有るや其の國作の本なるらむ、出雲風土記に、意字郡母理郷(中略)所<sub>レ</sub>造<sub>三</sub>天下<sub>二</sub>大神大穴持命、越八國平賜而還坐時、(中略)但八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、故云<sub>三</sub>文理<sub>一</sub>(神龜三年、改<sub>三</sub>字母理<sub>二</sub>)と有る、此は國避の以前の事なるにて、此に列ぬ可きに非ずと雖も、右の越八國の竟と云ふは今の出羽の地なりければ、此の故事に因りて自然に置靈の名も此に遺れる者と所見たり、然るは大同類聚方廿九卷に、无良耶毛藥、出羽國邨山長岡之家方と有るは、最上(毛加美)村山(牟良夜末)と有りて、置賜と相接ける郡共なるに、其の續きの天喜本に胸返乃藥、坂上大忌寸刈田麻呂奏方、元者道反神の方と有るは、其の村山郡に傳へたるを傳奏されしにて、續紀に、寶龜元年九月乙亥、正四位下坂上大忌寸刈田麻呂、爲<sub>三</sub>陸奥鎮守將軍<sub>一</sub>と有る、此の時の事なりけらし、偕此の道反神と申すは岐神の御事なる由、傳八、十、十一に已に注せるが如し、然して二十七に注せるが如く、天孫降臨章なる、大巳貴神の國避の時の御言に、吾以<sub>三</sub>此矛<sub>二</sub>卒有<sub>三</sub>治功<sub>一</sub>、天孫若用<sub>三</sub>此矛<sub>二</sub>治<sub>レ</sub>國者、必當<sub>三</sub>平安<sub>一</sub>と有るに當りて、乃薦<sub>三</sub>岐神於<sub>二</sub>二神<sub>一</sub>曰、是當<sub>三</sub>代<sub>レ</sub>我而奉<sub>レ</sub>從也、(下略)と有りて、一は其の神體の廣矛を以て傳へ、一は廣矛の御魂の岐神にて傳はりたる者にして、此に岐神を薦めて奉給ふ御言にて、其の平國の御時に伴ひ奉らせ給へる御事著明し、然る時は此の村山郡に其の道反神の神藥の傳はれる事、其の大巳貴神と共に國巡り御在し坐しける

御時に非ずして、何れの時とかは云ひ定む可き、此に妙なる傳説なむ有りける、其は傳廿七に引ける最上郡なる古老の口傳に、「古、出雲國に阿古夜と申す姫君有り、陸奥國に藤と云ふ男なむ有りと聞く、其こそ吾妹と定む可きなりけれとて來賜ひしが、置賜村山の邊に川有り、歩渡り爲給ふとて裾を高く上げければ、其の脛白く水に移れるを里人の見て笑ひければ、耻川と云ふ名遣れり、若て室澤と云ふ山内にて、終に其の藤と夫婦と成りて或時下江と云ふ所に出でけるに、大水溜り有りと雖も、群山相重りて下に流るる事能はず、此に於て、人夫を促がし其の山を切流し、が、水勢甚早くして悉く流落ちて、唯最上の内に長泥泥澤蟹澤と云ふ所にのみ水残りて、太抵は平地と成れり、其の地今最上郡と云へる是なり、其の水流は謂ゆる最上川と云へる是なり、其の山を流し入たる土砂も亦國と成る、今の莊内の地是なり」と云へる其の阿古夜と申せる女神は、出雲風土記神門郡多伎郷に、謂ゆる所造天下大神之御子阿陀加夜努志多伎吉比賣命の阿多加夜を訛れる者にして、即ち下照姫命の御事なり、和名抄郷名に、最上郡大倉、村山郡大倉有るを、地神本紀に、其の命を坐倭國葛上郡、雲梯社と有るを、式に大倉比賣神社（一名雲梯社）と見えたるにて、其の所縁有る事を明らむ可き者なり、其の藤と云ふ男の事詳ならず、此の神を稚國玉神と申せば、其の國神と共に國を造らせ給へるを、御妹妹の如く申し僻めたりし者なめり、此の説の如くは、最上村山置賜の三郡も、古は大なる湖水にて在しなりけり、其の磐を抜て水を通給ひしも著く、最上川筋船方と云ふより莊内の清川と云ふ迄三里許の間は、川の左右に磐石壁立て陸に通ふ可き路無く、唯舟の往來有るのみ、僅に水流の上に細く青天を望むより外は、四方に眺むる所なむ無かりける、彼の丹波の大井川、信濃の越後川を切抜かせ給ひて上に平坦の地出で

來り、下に海を埋めて國土の廣まれるに同じかりければ、右に謂はゆる陸奥國に別雷命、飯豐命竝御在し坐す御事に思合す可きなり、（偕飯豐と申すは、字の如き意にて、國を作り御在し坐して、飯田を天下に豐饒に物爲させ給へる謂なる可し、地神本紀に、事代主神の妹高照光姫大神命と有るは此の神なるを、坐倭國葛上郡御歲神社と有るは、此の神を御歲神と申す義には非ず、其の御歲神社の内にも從祀と爲て御在し坐す由なる事、傳廿四卷に注せるが如し、偕如レ此御歲神と共に御在し坐すは亦の名を稚國玉命と申して、御父の大國魂社に對はせ給へる御名なれば、必ず御飯田の事に因らせ給へる御功坐すべき御事申すも更なり、偕白河郡に今も飯豐村有り、また會津に飯豐山と云ふ有りて陸奥一國の大山なり、越後、出羽に跨りて四時雪絶えず、山上に社有りて飯豐權現と申す、土俗は伊比傳山と云へり、是亦置賜郡に係かれる山なることも考合す可し、偕和名抄に、最上郡に郡可、山方の郷有るは、郡可は陸地に其の大湖に對へたる名、山方は其の大水に浸らざる山方なる謂なる可くや、何れに爲しても最上川一方を水口にして此の三郡は湖水なりし狀は、今も著明く所見たり、偕、右の群山を切崩し流したる土砂の國と成れる、今の莊内の地是なりと云へるは、和名抄に謂ゆる飽海（阿久三）田川（多加波）出羽三郡の地是なり、其の飽海は開海アキツミの義にして、今陸と成れる平地は、古には海なりし時の稱の遺れるなりけり、今も其の最上大川の水底より、數十圍の埋木を掘出せる事常として、奇らしからざるを以ても、其の川上より大山を崩し入給へりし事、現に見て知らるゝ事なり、此の時の大已貴命は、何處にか御在し坐すらむ、今考ふるに、傳十三に注せるが如く、田川郡伊氏波神社社傳に、所祭玉依姫命と云へるを、猶素戔嗚尊大已貴命も御在し坐して、凡て三神にて渡らせ給へる狀なり、大同

類聚三十二卷に、倭伴伴久俊例、出羽國田川郡伊波之加美之耶之路仁津太布流藥也云々、又伊底羽藥同社爾傳流久須利云々、と有りて藥方の傳はれる事、亦大己貴命の御在し坐すに思合せらるゝ者なり、兵家茶話に、羽黒は大物主神なりとぞと云へるも、若古傳ならば實に故有り、此の山を今羽黒山と云へるを、麓に國見山と云ふ小山有るは、國の眞域とも云ふべき地にして、實に三郡を一目に眺望る處なり、其の最上より山を流して入海を埋め、國を作らせ御在し坐しけるも斯る地よりこそと思浮ばるゝ狀なりけれ、同郡由豆佐賣神社は、右に注せる陸奥國の伊豆佐賣神社と一にして所祭溝織姫命に御在し坐して事代主神の后神なり、又式外にて、荒倉神社、所祭事代主神なりと、土人此を傳へ、其の續きに加茂浦と云ふ地有る事奇しき迄合へるを、又式外、飽海郡に大井神社有り、城輪神社有るは大三輪と同じく、飛鳥神社は例の如く、事代主神になむ渡らせ給へりける、偕又傳十二に注せるが如く、神名式に謂ゆる飽海郡大物忌神社（名神大）月山神社（名神大）はしも、保食神と、素戔鳴尊とに御在し坐せるに其の伊波神社に御在し坐す玉依姫命はしも、其の保食神を齋かせ御在し坐す神に渡らせ給へれば、大己貴神以下の御事迹、將此の莊内の地には必ず多在りぬ可き御事なりかし、偕其の平鹿郡鹽湯彦神社波宇志別神社は、大己貴少彥名二神と思しき由有りて、傳廿七に注せるを和名抄に大井郷有り、河邊郡川合郷有るは事代主神に縁有り、又二郡共に邑知郷有るは、神大市比賣命に由有る地名なる由、傳廿一に注せるが如し、又神名式に、山本郡添川神社、土人云ふ、三鞍鼻の高岳山に在り、播磨國廣峰神を徙奉りて牛頭天王と云ふと云へり、然る時は傳廿一、廿五に注せるが如く鎗磨郡白國神社にして、所祭素戔鳴大神に渡らせ給へれば、愈以て由有りと謂ふべし、若くは添は、彼の謂はゆ

る園神を古事記に、曾富理神と有り、天孫降臨章第六一書に、添山此云曾富理能耶麻と有る添と一にして、此には彼の園神大物主神の御在し坐すに依りて、里名と成り又川名とも成れるにて大和にても園神に依りて會布の地名は出來、其の上に添上添下と云ふ郡名と別れたるに等しくや有らむ、然して右の廣峰は山城國の祇園社の本社なりと云へれば、此に廣峰より徙奉ると云ふは、祇園の園を一に爲て云ふ説なめり、（齊明天皇四年御紀、阿陪臣の蝦夷を伐たれし所に、齋田淳代二郡の蝦夷の乞降<sup>シカガ</sup>へる時に、齋田恩荷進而誓曰云々、若爲<sup>ニ</sup>官軍<sup>一</sup>以備<sup>ニ</sup>弓矢<sup>一</sup>齋田浦神知矣と有るを、此の副川神社の事に古人の云へるは然も有るべし、和名抄に、秋田郡添川郷有るをも證と爲べし、偕右の恩荷とは別にて、其の秋田郡の北に當りて、謂ゆる八龍湖を隔て、男鹿島と云ふ有り、飽海郡の北端に女鹿浦と云ふ有るに對へる名なる可くして、副川神社よりは其近き所なり、其の島に奇異なる石窟有りて、窟中恰も玉を敷けるが如く、實に神境なるが、蘇武廟とて可畏き神社有るを、土人漢武の時に蘇武が流離<sup>ウツ</sup>らはれし地に、祠を建てて祀ると云へるは附會の説にて、云ふにも足ざる事なるが、若くは、此の國作の時などの事跡なるにや、外に思ひ合はず可き事としては無けれども、其の島に加茂村と云ふ地の二所有るには、決めて由有るべきに就きて後勘の爲に云ふのみ、）偕大己貴神の越八國を平げさせ御在し坐しける御事は、傳廿七に引ける紀伊國日高郡下愛德社建保緣起に、「水母行く國漂よひ、大男汝世を始給ひし時、古志の片道七日行く船泊無れば、此の神泊を造らむと思し食して宮を出て、其所に御在し坐して作給へど、晝作給へば夜崩れ、七日の其間三度作給へども作固め敢へず、杵春宮に還り給ひて、諸神に告げて宣はく、我此の泊作らむと思ひ立ちたれども、更に作立つる事を得ずして還給ふと宣ふ時に、熊野神、吾

彼の泊作らむと思し食して、杵舂神に白し給はく、我彼の泊作るに、若は三日、若は七日又は一月、若は半年、若は一年の間に作る可し」(下略)と云へる古志の片道と云ふは、出雲より越後出羽迄の海道を云ふなる可きが、右の文に依るに屢々往還させ給へる趣なれば、何れより如何に御在し坐せるにか本より知るべからざるを、今は中洲より七道を被立たる次第に依りて、先北陸道の事は、先若狹國より筆を起す可きなり、神名式に、若狹國遠敷郡彌和神社、阿奈志神社見えたる、其の彌和を従來、伊和と訓來れるは、播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社(名神大)と有るに思合す可く、阿奈志は傳廿七に注せるが如く大巳貴と申す御名に起れる大和國の地名にて、其の本社は即ち八千弋神の御事にして、大和社にては大國魂神と竝御在し坐れば、彌和神社と合せて、彼の大倭神社注進狀に、倭大國魂神者、大巳貴神之荒魂與和魂、戮力經營天下之地、と有るにも符合へり、大同類聚方に、袁伎原藥、また角鹿藥、越前國角乃浦人若狹彦之家傳方、元波大巳貴神方と有りて、此の神方の此に傳はれるを以ても、若狹越前を保て此の神の御在し坐しける古を思ふ可き者なり、又和名抄に、安賀(安加)郷有るは上に注せる播磨國飭磨郡英賀安加郷の故事、又伊賀國を古吾峨國と云ひて、猿田彦神に由縁有る事を思ふ可き者なり、同郡多太神社を社記に、祭神大巳貴命と云へるも由有る可し、又大飯郡大飯神社は、古老の傳に、猿田彦命、往古此邊の田を開發給へり、故大飯欽立明神と申す、神體は鋤鉞にて渡らせ給へり、土人畠を作始むる事を欽立と云ふ、と伴翁の官社私考に云へり、右の猿田彦命は事代主神にて御在し坐す由慥に見得たる事有りて、下に委しく注せるが如し、右の欽立明神の説は、上に注せる丹波國松尾鉞山兩社に、鋤鉞を別て被祀るに等しく有りて、即ち國作の故事の遺れりし者なりけり、又佐伎知神社

を素戔鳴尊、稻田姬命、大巳貴命也と云へり、佐伎知は割地にて、傳廿一に云へる國引の御故事などに因れるならむも亦知るべからざるなり、其三方郡に多由比神社、聞見神社坐すは、出雲風土記國引の文に、自手波之打絶而、聞見之國是也と有る手波を、手染とも、手結とも云ふ説有りて、手染は島根郡の郷名なり、手結は同郡手結崎、手結浦と云ふ有り、聞見は其の未官知社に椋見社有る是なるが、右の多由比聞見の兩社共に、國引の事は甚謂れ有る出雲の地名なるをも思合す可し、又其の聞見は出雲若狹共に、播磨風土記に宍粟郡椋見、佐用都比賣命於此山得金椋、故曰山名金椋、川名椋見と有るに起り、又御方神社は下に注するが如く、播磨風土記宍粟郡三方郷より出でて、祭神は大巳貴神に渡らせ給ひ、又地神本紀に、謂ゆる天日方奇日方命の御名も亦此に起れる者にして、事代主神の御子なり、但古事記には、大物主大神娶活玉依毘賣、生子名櫛御方命と有り、又和爾部神社は、地神本紀に、素戔鳴尊八世孫、阿田賀田須命を和爾君等祖と有るにも合へれば、右の多太神社は、其の子大田田禰古命に坐さむも知るべからず、又本國神名帳に、遠敷郡正一位賀茂大明神と有るも、神代よりの舊地と思めかしき事共になむ有りける、(伴翁の私考に、志云、在賀茂村、社記曰祭事代主命、靈龜元年降臨、其後造祠、郡縣志傳云、靈龜二年降臨之時、白猿供奉、然指東方、以其所指爲靈地、養老元年、建社于其處而祭之、里人云ふ此の神社、昔は神田も有りて、山城國賀茂の社司來りて神事仕奉れりと云々、と見えたり、又正五位小野賀茂明神、又正五位矢波前賀茂明神、在田村、稱山崎賀茂明神、山城國上賀茂より移し祭れり、故有りて今に上賀茂より神税を分ち授くと云ふも由有りげなる事共なり、下を見る可し、楮右の多太神社を私考にも、大田田根子命と云へるは然も有るべくや、

彌和神社を國帳に、三輪大歲彥明神大歲姬明神と云へり、此の事已に傳廿七卷に云へりき、又阿奈志神社は、若狹志に、山王祠在奈胡村、社家説曰、天德二年戊午創建、祭大已貴命と云へり、又神名式に、三方郡須部神社坐すを、惠美須神と云ふは少彥名命の御事なるを、例の夷神とは申せるにても有らむか、但此は試に云ふのみ、又神名式に、越前國敦賀郡劔神社、天利劔神社、素戔嗚命に渡らせ給ふ可き由、傳十一に云へり、出雲風土記に、須佐能鳥命御子都留支日子命と云ふも見えたり、田結神社は、右の若狹國三方郡にも多由比神社有りて、彼の國引の文に、故將作縫詔而云々、國來々引來縫國者云々、と有る是にて、國の有餘を引來て、國の不足に縫作給へれば、手結の義にて、即ち出雲國島根郡の地名なるに、此に所以有り、又久豆彌神社は、出雲國栢縫郡玖潭神社有りて、風土記に、所造天下大神命、天御飯田之御倉、將造給竝覓巡行給、(下略)と有る故事有る地なるを思合す可し、又野坂神社は、和名抄筑前國郷名に、宗像郡野坂(乃佐加)と有りて、傳十三に注せるが如く、伊都伎島神に由有る地名なり、又大掠神社は、三代實錄に、元慶四年九月十七日戊辰、授越前國從四位上大掠神正四位下と有るは、大和國葛上郡大倉比賣神社(一名雲櫛社)と有るを、地神本紀に、下照姬命を坐倭國雲櫛社と有るにも合へり、又市振神社は、隱岐國知夫郡由良比女神社(名神大、元名和多須神)頭注に、大已貴命嫡后、須勢利姬命と有るをも、其の御由縁に就きて考合はす事有りて、下の丹後國加佐郡伊知布西神社の下に注せり、又白城神社は素戔嗚尊に御在し坐すらむ事は、已に傳二十六に云へりき、又大神下前神社は、大物主神の后神に御在し坐すべく、又丹生郡大虫神社、(名神大)小虫神社は、大已貴少彥名二神にて渡らせ給ふ由、已に傳廿七に注せるを、猶下に引ける丹

後風土記に伽佐郡志樂郷の文に、往昔少彥名命大穴持命、當巡覽所治天下一時而、悉巡行於此國畢更到坐于高志國云々、と有るに思ひ合す可し、又兄子神社は考證姓氏錄(大和國神別地祇)に、和仁古大國主神六世孫、阿太賀田須命之後也と有り、又枚井手神社は、府中平出村の加茂神社是なりと土人云へり、和名抄に、當郡賀茂郷有るを以て見れば甚其の謂有り、又雷神社は別雷神には坐さざるか、然る時は右の三社共に愈由有る御事共なりけり、又今立郡國中神社二座は、若くは右の二神か、又は國津神の謂なる可くや、石部神社は例の大已貴命に坐し、岡本神社は上に云へる近江國なると等しく、素戔嗚尊に御在し坐すなる可し、和名抄には、丹生足羽兩郡共に岡本郷有るなり、又須波阿須岐神社三座と有る須波は、健御名方神、阿須疑は味耜高彥根神と今一神にて三座なる可し、又舟津神社、今本丹に偽れり、和名抄に船津(布奈都)郷有るを證と爲べし、行囊抄に、鯖江町内に摠社有り、是を當國の一宮大已貴命と云ふ、と有り、又足羽郡足羽神社は、傳二十四に注せるが如く、阿須波神に御在し坐すを、大同類聚方六十九に、阿須波樂、大已貴命乃神方、(下略)と有りて、斯る樂の傳はれるを思へば、大已貴命も御在し坐すべきに、和名抄に少名(乎多)郷有るは、多は奈を誤れるにて少彥名命に由有る地名ならむにも思合はす可し、又大野郡坂門一事神社は、一事主神に坐す事申すも更なるに、國生大野神社は大已貴神なる可き由、傳二十七に已に注せるが如し、又三代實錄に、元慶七年十二月二日、授越前國正六位上氣多神從五位下と有るは、式内の何社なるか詳ならざれども、必ず其の神の何れにか御在し坐す事の證文なり、(其の少彥名命と相並ばし給へりし時の御事は、傳廿七卷に云へり、若て上件、敦賀郡田結神社は、萬葉三卷(三十四丁)、角鹿津乘船時歌に、大夫乃手結

我浦爾云々、反歌に、越海乃手結之浦矣とも有る是なり、又同郡玉佐々良彦神社は、月夜見尊に御在し坐し、信露貴彦神社は、素戔嗚尊にて渡らせ給へるなども、皆由有る事共なり、楮類聚三代格に、弘仁十四年二月三日、太政官謹奏、割<sub>二</sub>越前國江沼、加賀二郡爲<sub>三</sub>加賀國一事云々、又元正天皇御紀に、養老二年五月乙未、割<sub>二</sub>越前國之羽咋、能登鳳至珠洲四郡、始置<sub>三</sub>能登國一事有りて、右の二國共に越前本國の縁を離れて見るべきに非ず、神名式に、加賀國江沼郡宮村岩部神社、菅生石部神社共に大巳貴神にて御在し坐すこと、例の如し、三代實錄に、元慶七年十二月二十八日庚申、加賀國菅生神正五位下、紀略に、天慶二年正月十五日、奉<sub>レ</sub>授<sub>三</sub>加賀國從四位上菅生神正四位下と有る菅生神是なり、行囊抄に、「敷地天神宮、左の岡に在り、是を菅生天神と云ふ、前に橋有り、敷地橋と云ふ此の天神宮非<sub>二</sub>菅丞相と云ふ説有り」と書せり、思ふに敷地と云ふは、彼の大國主神と爲て天下を敷給ひし御事に因りて、其の御孫神迄に係れるなる可し、但和名抄郷名には、菅波（須賀奈美）と有り、陸奥國磐城郡大國魂神社を、傳二十七に引ける名勝略記に在<sub>二</sub>菅波村、祭神大物主神と有るに由有るにや、又氣多御子神社は下に注せるが如く、事代主神に御在し坐すべし、文德天皇實錄に、天安元年九月乙未朔壬寅、在<sub>二</sub>加賀國正六位上治田若御子神、授<sub>三</sub>從五位下と有る治は氣の誤かと云ふ説有れども下に云へるが如く、越中國氣多神を御田神と申せるとを合せて、今此を思ふに、氣多と申す神名は、萬葉七（八丁）に、湯種蒔、荒木之小田矣、十六（二十二丁）に、荒城田乃、子師田乃稻乎など見えたる荒木田是なり、姓の荒木田も、伊勢國度會郡城田（木多）郷より出でたるにて、新墾の田を荒木田と云ふを略きて、唯に城田と云へるが如く、此の大巳貴神を祀る社を神田神社とも申す由、上に云へる如くなれば、氣

多は荒木田の略なれば、治田と書きて違へるに非ず、却りて言義を明らかにする階梯と成りて甚愛でたき事なり、顯宗天皇御紀室壽御詞に、出雲者新墾之十握稻穗云々と有るも、出雲の下に神字を加へて心得れば、出雲神の新墾爲給ひし其の新墾田の十握稻を以て壽ぎ給へりし趣も、甚明らかに聞ゆる者なり、先には氣多は饌田かと思ひしかども、右の治田の字に依りて此の説を成して見る時は、甚幼き事なりけり、又和名抄に、當郡山背（也萬之呂）郷有るに、三代實錄に、貞觀十八年七月二十一日丙申、授<sub>三</sub>加賀國正六位上山代大堰神從五位下と有る大井神は、上に注せるが如く松尾神にして、即ち大山咋神の御事なり、又三枝（佐伊久佐）郷有る其の所縁は上に云へるを考合す可し、又長江（奈加江）郷は、姓氏錄（大和國神別地祇）に、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有るをも思ひ合す可し、又能美郡多太神社は、大田田根子命に坐し、又石部神社は右の如く、又石川郡白山比咩神社にも、素戔嗚尊大巳貴神の御在し坐す由、傳十一の所に已に注せりき、又加賀郡三輪神社、賀茂神社、神田神社御在し坐す由來、上に條々に云へり、又須岐神社は阿須岐の略か、然る時は味耜高彥根神に渡らせ給へり、（楮右の神田神社は、上なる近江國と等しく大巳貴神に渡らせ給ふ可き事、其の並び給へる三輪賀茂等の神社に依りて合せ心得べし、謂ゆる清和天皇貞觀三年實錄に、眞神田朝臣全雄、賜<sub>三</sub>姓大神朝臣、大三輪大田田根子命之後也と有る是なり、また石川郡にも神田神社有る、此は其とは別にて、風土記に、石川郡椋部郷神田神社、圭田六十二束、三毛田所<sub>レ</sub>祭饒速日命也、大寶二年壬寅八月、始奉<sub>三</sub>圭田<sub>二</sub>加<sub>三</sub>神禮と有りて別神なり、姓氏錄左京神別上天神に、眞神田會禰連、神饒速日命六世孫伊香我色乎命男氣津別命之後也、又大和國神別天神に、眞神田首、伊香我色乎命之後也と有る是にて、大神朝臣の流



なるは眞神田朝臣にて其の姓同じからず、心得べき事どもなり、又神名式に、能登國羽咋郡氣多神社（名神大）、此の御事は傳十三、二十一、二十五、二十七に已に注せるが如く、一宮記には、越中國に坐すをも共に大巳貴命也と書し、諸神記に大巳貴命也、則三輪明神御事、近江同體也、又崇神天皇御宇勸請云々と有る近江同體は、同書に近江國氣多大明神、家傳云、大巳貴神三輪明神事也と見え、頭注に此の能登の國なるを大巳貴命と書し、越中國なるを天活玉命と云へるは、生國魂神を生玉神と申に同じきが、天字衍れり、釋書使蒙に、「或記云、氣多社在羽咋郡、祭神有二說、或曰大巳貴命、或天活目命、と有る天活目命も、右の活玉神を誤れるなめり、社説には、本殿は大巳貴命、奥社は素戔鳴尊、稻田姫命、頂社は大巳貴命の石像なり」と云へり、若て氣多は荒木田にて、新墾の田を始め給へる事右に云るが如くにて、是許の御事だに甚じき御功なるに、傳四、二十五に引ける名勝志に、「能登國は往古羽咋の潟より能登郡海道を経て、内浦田鶴濱石崎など云ふ所、海濱にて島國なりし時は、人も住まずに有りしに依りて、怪鳥、大蛇の棲處にて在けるを、氣多大神此を退治し給ひけるより、人家出來て一國と成れる由、山田の龍大明神、鶯嶽八幡宮の社傳に遺れり」と有るにて、國作の御事明らかにならざり、傳和名抄に、岡本邑知（於保知）の二郷有るは、素戔鳴尊、神大市比賣命に由なる可く、又相見神社は伯耆國會見郡會見郷有り、氣多は因幡國に氣多郡有りて、古事記八十神段に、謂ゆる氣多之前是なり、出雲より御在し坐して、次々に國を開かせ給へりし御事の縁共なり、又能登郡能登生國玉比古神社は、傳二十七に注せるが如く、大國魂神にて御在し坐せば、氣多大神の荒魂に渡らせ給へり、然して上に注せる播磨風土記に、謂ゆる大汝命之子火明命と申すは健御名方神にて、其は御祖

努都比賣命は決く、式に能登郡能登比咩神社是なり、然るに名勝志に、鳳志郡七尾の邊を諏訪海と云ふ、明神此の所にて産れ給へり、御産所の趾を小屋の間と云ひて産屋の水有り、又圓宮と云ふも有り、と云ふ事他の古書には見えぬ事ながら、事實に於て甚能合へる者なり、其の由下に委しく注するを見るべし、傳氣多神社の祭事は二月初午なるに、此の生國玉比古神社に神幸有りて、二夜御在し坐して還幸なり、其の午日神幸の後には、俄に北風吹く事なり、傳云、三崎神一宮の御留守に還らせ給ふ御事なりと云ふ由なるが、其の三崎神と申すは、珠洲郡須須神社是なり、右の志に、「三崎權現は高倉金分の兩社なり、高倉は瓊々杵尊、金分は開耶姫命にて、崇神天皇の草創なり」と云へり、但高倉神は三代實錄に、貞觀十五年八月四日甲申、能登國從五位下、高倉彥神、叙從五位上と有りて、即ち天香山命の御事なり、須々神社は其の御父饒速日命に渡らせ給ふ可し、傳又志に「三崎權現牡鹿に乗り渡海し坐し坐して、天より持來給ひし鈴を投げ給へば、此の山に落ちて止まる、依りて鈴が森鈴が崎と云ふ、珠洲郡と云ふも此の縁なり」と云へり、陸奥風土記に、宮城郡志津彥神社所祭饒速日命也、と有るをも思ひ合す可く、又下に注せる丹後國與謝郡阿知江岨部神社の相殿に、須津彥大明神須津姫大明神と有るも、饒速日命御夫婦に坐すべし、下に注せるが如く、其の丹後風土記の趣にては、大巳貴神、少彥名神共に殊に御由縁深く御在し坐しぬる状なり、又其の能登郡に久志伊奈太伎比咩神社有るは、御祖神に渡らせ給ひ、久氏比古神社は、彼の古事記に謂ゆる久延毘古の誤なる可き由、下に至りて其の説詳なり、（又羽咋郡大穴持神像石神社、能登郡宿那彥神像石神社は、傳二十七卷に注せるが如く、其は二神共に國巡り坐せし御時の事にて、此よりは以前の事なり、傳氣多神は但馬國氣多郡氣多神社、

越中國射水郡氣多神社、越後國頸城郡居多神社御在し坐せども、皆小社なるに、此は神宮司をさへに置いて、御崇敬の世に比しへ無く御在し坐すは、其の靈驗の甚貴く御在し坐すのみならず、決めて神代の御功を仰ぎ奉らせ給へる御事なる可し、此の氣多大神の怪鳥を退治させ給へる事は、下の因幡國氣多郡式外鷲峰神社の説に合はせ云へり、（諸神記に二上社と有りて高瀬社、射水社、（號二上）氣多大神宮、從能登國還御當國之時（下文无）と有るは、大已貴神の國巡り御在し坐しける御事を傳へたる者なり、其の射水社の御事は、傳廿七に委しく注し奉るが如く、大已貴少彦名二神にて渡らせ給ふ可かめるを、高瀬社は神名式に、越中國磯浪郡高瀬神社是なるが、右の如くは氣多同體にして、大已貴神にぞ御在し坐すべかりける、續紀に、寶龜十一年十二月甲辰、越中國磯浪郡高瀬神叙從五位下、紀略に、延曆十四年八月壬午、越中國高瀬神叙從五位上、續後紀に、承和七年九月癸酉朔辛丑、奉授越中國從四位下高瀬神從四位上、文德天皇實錄に、齊衡元年辛卯、越中國高瀬神加從三位、同十二月戊寅、越中國高瀬神禰宜祝並預把笏、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授越中國從三位高瀬神正三位と有りて、神階も重くして、何れの御時にか高瀬神二上神（射水神社）共に並びて預り給へるは、二社共に氣多大神の御在し坐せし神代の宮居なればなる可し、異本一宮記に、高瀬神社、氣多同體と有るをも證と爲すべき者なりかし、萬葉十七（四十七丁）に、二上能乎底母許能母爾云々、と有るに並びて、須和能夜麻云々と詠るにても、此第一一書に謂ゆる清之湯山主と申す御名をも思ふ可き者なり、下の因幡國須賀神の條考へ合はす可し、又射水郡氣多神社は、所祀右の能登國に同じ、頭注及諸社根元記に、延喜八年八月十六日乙卯、以越中氣多大神預官幣、國史云、延曆三年三月三日丁亥、

氣多神正三位と有る事なれども、續後紀に依るに、承和元年に能登國氣多大神、已に正三位と有れば、此に引違へたる者なる可き事、延喜に至りて官幣に預り給へるにても知らるゝなり、（諸神記の如くは、高瀬射水兩社の如きも、此の大神の能登より御在し坐しける御時の行宮なるに、其の本社に神階の處分無きは如何なる事と年來心行かざりつるに、熟思へば三代實錄に、貞觀九年十月五日庚午、授越中國從五位下御田神從五位上、元慶三年二月八日戊辰、授越中國從五位上御田神正五位下と有る御田神は必ず此の氣多神に御在し坐すべき御事は、上件加賀國氣多御子神社を文德天皇實錄に、治田若御子神（ハクテワカミノカミ）と有る如く、氣多とは國巡り造り御在し坐しける御時に、專新墾の御田を開かせ給へりし由を以て稱奉る御名に御在し坐す故に、其の意を得て治田神とも、御田神とも、神田神とも稱へ奉れる、竝に荒木田神と申す荒を略きて申し習へる者なる事、右に注せるに思ひ合す可し、又新川郡雄山神社は、即ち立山なりと云へり、萬葉十七卷に、此山者在新河郡也と有り、又新川神とも申す由は、三代實錄に、貞觀五年九月二十五日甲寅、授越中國正五位下雄山神正五位上、同九年二月廿七日丁酉、授越中國正五位上新川神從四位下、同十八年七月十一日丙戌、授越中國從四位下新川神從四位上と有りて、神位の合へるにて著明し、萬葉十七（三十九丁）、立山賦に、須賣加未能、宇之波伎伊麻須、爾比可波能、會能多知夜麻爾と有るも、新川の皇神の主領き在不立山にと云ふ事なるに、其の新川神は大同類聚方に、新川藥越中國新川麻呂之家方元者大已貴命神方也、と有るを以て、また其の大已貴命に御在し坐す事、更に疑を容るべからずなむ有りける、右の如く、高瀬、射水、（亦云二上）氣多（亦云御田）雄山（亦云新川）四所共に、此の大已貴命にて渡らせ給へるに、猶磯波郡雄神神社は其の雄山神なる可

きに、比賣神社も御在し坐すは其の后神に渡らせ給ふ可く、射水郡磯部神社は、例の如く大巳貴命に坐し、婦負郡熊野神社は、御父神に渡らせ給ひ、新川郡神度神社は、古事記天若日子段に、阿遲志貴高日子根神の喪屋を切狀せ給へる所に、其持所切大刀名謂大量、亦名謂神度劍、と有るに因れる神名なる可き、又其の婦負郡鶉坂神社は、伊賀國山田郡鳥坂神社を、伊水溫故に所祭下照姬也と有るに謂れ有りて思ゆるを、此の御事下に注せるを考ふ可き者更なりかし、(右の立山神を雄山神と申すからは、必ず雌山神も御在し坐さむを、其は式外なりと所見たり、また雄神神社には其の雄山神を祀りて、比賣神社には雌山神を祀られたるなる可きに就きても二上神の事をも亦思合はず可し、若くて其の雄神神社には紀略に、延曆十四年八月壬午、越中國雄神叙從五位上、三代實錄に、貞觀十二年五月廿九日庚辰、詔授越中國正五位上雄神從四位下、元慶三年十月廿九日、授越中國從四位下雄神從四位上、と神階の御事有りて比賣神社には見えず、萬葉十七卷に、磯波郡雄神河邊作歌に、乎加未河泊と詠みて、此の神社に依りて地名と成れる趣なり、又楯杵神と申す有り、三代實錄に、貞觀六年三月二十三日乙酉、授越中國正六位上楯杵神從五位下、同十三年十一月十日、授越中國從五位下、楯杵神從五位上、元慶六年十月九日、授越中國從五位上楯杵神從四位下と有るは、式内の何れの神社に當れりや思得ざれども、八千戈神などに由有るにや、射水郡建石勝神社有り、と雖も、其とも難言し、楮和名抄郷名に、磯波郡川合、加波安比、又婦負郡川合など有るは、鴨川合神に由有る射水郡三島、美之萬と有るは、三島鴨神思ひ合す可し、又婦負郡岡本、乎加毛止は、近江國の例以て云はゞ、素戔嗚尊に由有りと云ふべし、又三代實錄に、元慶七年十二月二十八日庚申、授越中國正六位上新治神從五位下、と有る新

治神は、右の氣多神社を御田神と申せれば、其の新墾の御事に從奉られし神などなる可し、其の新川と云ふも、新墾の田地なりし川の謂なりしにや、越後國の較略は、文武天皇御紀に、大寶二年三月甲申、分越中國四郡屬越後國と有り、如く此くなる時は、上古の事迹に於て、越中國と別つ可からざる事云ふも更なり、然れば古事記に、此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣、幸行之時云々と有るなどは、出雲より次々越前越中を経て此に御在し坐せし御事を知りて、右の國々にも互に考合はす可き事多在りぬ可きも亦自然の理なり、神名式に、頸城郡奴奈川神社と有るは、即ち其の婚給ひし神の宮處なり、但此の御妻間は傳二十七及び下に注せるが如く、此の神の專八千戈神と聞えさせし間に、屢御往來御在し坐しけるなりけり、同郡大神社、今在三島大三輪村とも、又は妙高山の神なりとも云へり、大同類聚方に、志乃久良藥、越後國大神社傳方、元波大巳貴命傳方也、大領大神臣玉手等之家方と有り、三代實錄に、貞觀三年八月三日甲辰、越後國從五位上大神神授從四位下と有る是なり、此の神社には、大物主神、事代主神を祀れると思ゆ、下に云ふべし、又居田神社、三才圖會に祭神大巳貴命也と云へり、大同類聚方に、小三輪藥、越後國頸城郡居多神社傳方、元者少彥名神劑、大巳貴神傳方、祝子大神保公等家方也、又小三輪藥と云ふも有り、堯惠紀行に、此の御社は、昔三韓御進發の時より、北海擁護の神たり云々と云へるは、上件、國巡り造給ひし御事を韓征の御事として傳へ云へるなりけり、三代實錄に、貞觀三年八月甲辰、越後國從五位上居多神授從四位下と有り、今も居田村と云ふに御在し坐しけりとぞ、又佐多神社は、大和國宇智郡高天山佐太雄神社(欽)同神なる可くして、出雲風土記に謂ゆる、佐太子に御在し坐して、事代主神なる事、予委しき考有り、下に云ふべし、大同類聚方に、

奈也美藥、越後國頸城郡佐多神社傳方、元波大巳貴命傳劑也云々、と有るも由縁有ることなる可し、或書に、今祇園日吉諏訪合坐と云へり、又水島磯部神社は、姓氏錄に、石邊公大物主命子久斯比賀多命之後也と有るを、地神本紀にては、大巳貴神の孫にして、事代主神の兒天日方奇日方命有りて、賀茂君大神君等の祖なるが、此の郡に大神公の多きも此に依れる者なり、(當郡に大神氏の多き事は、右に引ける大同類聚方に見えたるが如くなるに、猶佐美豆藥、越後國頸城郡早水郡京田村主、頸城郡小領无位大神臣等之家傳云々、大巳貴命授云々と有るなどを以て知るべし、又傳二十七卷に注せるが如く、同方に奴奈加波藥、越後頸城郡奴奈加波神方也、元者少彦名神劑、大巳貴命傳方、又阿比田藥、越後國久比城阿比田乃神社乃造乃家方、其原波少彦名神云々と有りて、少彦名命も此の地に御在し坐しける趣も知られ、又傳十三卷に注せる能登國氣多神社に、十一月中巳日は鶉祭なり、鶉浦村より鶉を捕り、午日清祓して、巳刻神前に放つ、其の鶉本社の階を上り、幌の前にて羽叩して跪く所を捕へて海に放つ、此の鶉越後國中山神社、能生權現の磯に寄依たる時彼の社の祭禮なり、傳云、「北島の女神、此の鶉浦の磯へ寄依給ひ、一宮神と夫婦と成給ひしに、御中善はしうも非りければ、越後の能生へ飛給ひて或社地を借りて住給ふに因れり」と有るは、當郡能生浦の辨財天是にて、即ち宗像神の御事なり、少か思合せらるゝ事有り、下に注す可くなむ、故に其の頸城郡に、大巳貴神は居多神社に御在し坐し、其の和魂大物主神は大神社に御在し坐せるを、其の荒魂大國魂神の御事は、古の能登越中の氣多神社を、一説に天活玉命と云へるは、其の大國魂神も竝御在し坐すべからむに、傳八に注せるが如く、彼の沼河比賣命の出自と有る、意支都久志爲命、俾都久辰爲命、共に海神に御在し坐すと思しきが、其の

由縁にこそ依りけらし、彼の海神の外孫と有る大和直は大和坐大國魂神社に仕へ奉り、其の支別なる倭八太は淡路國の大和大國魂神社に仕へ奉る事、傳二十七にも云へるが如し、又青海首も其の同族たるに神名式に、頸城郡青海神社坐す事實に其の謂れ有るに、大同類聚方に、袁志藥越後國頸城郡主帳無位滄海臣車持等家方大巳貴神傳云々、勅方奴奈川藥と有るにても愈明らかなるが上に、猶浦原郡にも青海神社、二座御在し坐すを、今も加茂町と云ふに立たせ給へる御事、又大巳貴神の御爲に、得去るまじき所以有る地名なる事を思ふ可くなむ、又古志郡桐原石部神社有り、下の條に引ける但馬國養父郡桐原神社思合はす可し、又宇奈具志神は、地神本紀に下照姫命(坐倭國葛上郡雲梯社)と有るに合へり、三島郡御島石部神社は、地神本紀に都味齒八重事代主神、通三島溝杭女活玉依姬(生一男一女、兒天日方奇日方令と有るに合へり、大同類聚方に、惠奈山藥、越國三志麻雄之家傳也、元者少彦名神方也と云ふ事有り、又三島神社、和名抄に三島(美之萬)郷有り、鶉川神社の下に注せるが如くにして、宗像神に坐すべく、多岐神社は湍津姫命に坐すべき由傳十三に云へり、又魚沼郡魚沼神社は、八海山大明神是なりと云へり、上に注せるが如く、古信濃國は大なる湖にて在りしを、何れの時にか山を穿ちて、信濃川を越後に通し、より、平土と成れる古傳有れば、魚沼と云ふも其に由有る郡名なるは、其の大巳貴神、事代主神等の此に御在し坐しけるなる可し、山を八海と云ふも信濃國の山間なりし湖の數などに由れるにも有るべくや、また大前神社は上に注せる下野國都賀郡芳賀郡にも有りて、大巳貴命に坐すを此に合せ見るに、山を穿ち岩を劈て、水を通して國土を造らせ給へる謂なる可し、又坂本神社、大同類聚方に、與和比藥、越後國魚沼郡坂本神社方、元者少彦名命神方也、と有るなど由有り、若くて、

其の信濃川と上田川と會ふ所に、川合神社御在し坐すを俗に阿袁理宮と云ふは、雨降宮と申す事にて、靈神にて、即ち鴨川合神に坐す事下に云ふをも合せ見る可きなり、然る時は、越後國の全く國形を成せりし事は、右の信濃川を通し給へりしよりの事なる可くぞ見えたりける、又伊米神社、或書に虫野村の邊を世俗夢之崎と云ふ、諏訪大明神有り、大野川の岸に在る是なりと云へり、其の虫野村の稱は、出雲風土記に鳥根郡風野、郡家西南三里一百歩（無三樹木）と有りて、其の末官知社の中に虫野社と云有るを、抄に今福原村虫大明神、大巳貴命と有る如くにて、大巳貴神の御名を負へる地名なる可き事云ふも更なり、（故に其の虫野を以て野を成す所以は、傳二十七卷に注せるが如く式に、越前國丹生郡大虫神社名神大小虫神社、丹後國與謝郡大虫神社名神大、小虫神社名神大と有るは、大巳貴命少彥名命に渡らせ給へるを證と爲て云へるなり、又右の川合神社を俗に泥障宮と云ひて、源義家朝臣、奥より歸陣の時に、馬具を納め給へる由なりとも云ひ、又其の説を破りて、岩聳え水渦き、潭濶たるを阿袁利と云ひて、兩川出合ひ、常に岸を打つ故に云るかも云れども、然る水の岸を打つを以て名と爲すとも、川合神社と申す正しき稱へ有るからは入らざる事なり、阿袁利宮と申すは祭神の説にて、即ち雨降神なる由なるを、後世に唱僻めたるにこそは有りけめ、）偕右の如く頸城郡より推て、次々大巳貴神を始め奉りて、其の御族の神等も悉く御在し坐し盡さざる所無きに、其の蒲原郡の東極は右に云る飯豐山にて、陸奥出羽越後の三國に跨りて、其の神は下照姫命に御在し坐すなるに其の陸奥國より蒲原郡を経るに、海に入る川を安賀川と云ふ、播磨風土記に、饒磨郡、（土中上）右稱英賀者、伊和大神之子阿賀比古阿賀比賣二神、在於此處、故因神名以爲里名、と有るにも亦思ひ合せらるゝ事にて、伊和

大神と申すは大巳貴神に渡らせ給へれば、事打合ひたる心ちす、然して蒲原郡青海神社二座は、今も青海莊加茂町加茂大明神と共に御在し坐すを、其の賀茂を加茂治郎義綱、京より勸請ると云ふは本末の違有るべし、此の社邊に住へるから、加茂を以て稱號と爲るにこそ有りけめ、又沼垂郡川合神社御在し坐すに合せて、山城國に賀茂下上社と、鴨川合社と立たせ御在し坐す所以に考へ合す可し、又磐船郡多伎神社は、右の三島郡なると等しく、湍津姫命に渡らせ給へるなど皆由有る事共なり、又和名抄に、沼垂郡足羽（安須波）郷有るは、上に謂ゆる越前國足羽神社の御事に就きても、大巳貴神に由緒無きには非すなむ、下に注せるが如く、因云神名式に、佐渡國雜太郡引田部神社、佐渡志と云ふ物に、金丸本郷に在り、大巳貴命を祭ると云へり」と有る、此は大神引田公などの住へる後の事にて、神代に係けて云ふべきに非すと雖も、本より其の大巳貴神の御在し坐しけるを、後に氏人の祀れるにても有らむか、又賀茂郡阿都久志比古神社略風土記と云ふ物に、長江村に熱申彦神社有と云へり、地神本紀に、三世孫天日方奇日方命を亦名阿田都久志尼命と書して、十世孫大御氣持命云々と有るに、雜太郡御食神社飯持神社など有り、又其の十一世孫大鴨積命、此命磯城瑞籬朝御世、賜賀茂君姓と有り、和名抄に、賀茂郡賀茂郷有るに合へるを、其の長江村と云ふも姓氏錄に、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有る由無らじやは、又佐爲郷と云ふも有り、大和國城上郡狹井坐大神、荒魂神社五座と有る縁なる事云ふも更なり、（引田部は、古事記朝倉宮段に、引田部赤猪子と云ふ人名有るを、記傳四十一卷（二十九丁）に、「神名帳、大和國城上郡に、曳田神社有り、此の地に因れる姓なる可し、書紀天武天皇御卷に、引田朝臣廣目、引田朝臣少麻呂など云ふ人見えたるは、此の姓か、三代實錄五十卷に、大神朝

臣良臣云々、大神引田朝臣等遠祖、雖同派別各異云々、此に依れば、大神朝臣の支別なり云々と云れたり、但天武天皇御紀の引田朝臣は、阿倍朝臣の族にて、此とは別なり、下に云ふを見るべし、上に注せるが如く、少彦名神の常世郷に渡らせ御在し坐しける後に、大己貴神の國中を獨能巡國り御在し坐して、國土を造御在し坐しけるは、丹波山城の國より始めて、諸國に打立し御在し坐しけむと思ゆるを、出雲より其の國に到らせ御在し坐しける御道次に、其の經給へる國々を造らせ御在し坐しけむ御事申すも更なるを、今山陰道の國々の事を、丹波より註し行かむ事を逆なるに似たりと雖も、神名式の序次に依りて注さずては、注す我も見む人も心行き難き事なる故に、立返りて丹波國の御事跡を明らかめ奉らむとす、神名式に、船井郡出石鹿石部神社は天日方奇日方命、多紀郡神田神社は大己貴神、水上郡岫部神社は上に同じく、又神野神社の御事は下に云ふべし、知乃神社（鉞）は出雲風土記に、神門郡知乃社を神名式に智伊神社と有りて、即彼の國の神なり、芹田神社は出雲國大原郡西理太神社有り、若くは須勢理毘賣命にても御在し坐すらむか、兵主神社は、傳廿七に注せるが如く八千戈神にて渡らせ給ひ、伊都伎神社は三女神にて渡らせ給ひ、又和名抄に、美和賀猿石生（伊會布）の郷名有るも、悉く所由有る事共なり、又何鹿郡阿須々伎神社は味耜高彥根神に坐すべし、同抄吾雀郷有り、佐陀神社は、出雲國秋鹿郡に佐陀神社有り、河牟奈備神社は、風土記に出雲郡、神名火山見えたり、下に注せる隱岐國知夫郡賀茂奈備神社思合す可し、福太（一本作レ田）神社は、同記に意宇郡佐久多社に、佐久多神社、同社坐韓國伊太氏神社と見えれば、其の一座は大己貴神にや御在し坐すべからむ、此は割田と云ふ事にて、此の時に國土を作らせ御在し坐して、大に新墾の神田を物爲させ給ひ、其の成就れる

に及びて始て頌田の御政を行はせ御在し坐しける故などにもや、（また當郡、高津郷有り、地神本紀に、大己貴神坐邊津宮、神高津姫神、生一男一女と有るに思ひ合はす可し、又三方郷は右に注せる若狹國三方郡の説と同じく、天日方奇日方命を櫛御方命とも申す縁是なり、又其の天田郡生野神社は、大己貴命少彦名命にして、播磨國神埼郡、但馬國粟鹿郡の境に生野と有る、其より起れる社ならむか、播磨風土記揖保郡稻種山、大汝命少日子根命二柱神在<sub>ニ</sub>於神前郡聖岡里、生野之岑云々と有る是なり、又傳二十七卷に引ける天田郡梅谷村岩神と申す<sub>ヲ</sub>在<sub>リ</sub>マ、昔天照太神の御時、西宮夷三郎と申す御神諸國遊行し給ふ時、神馬を此に留めさせ給ひし舊跡なり云々と云ふも、右の二柱神に係るか、又は事代主神をも夷神と申せば、其の御事なるにか、何れにしても、此の前後二の國作の御跡には漏れざる者と見えて、奇しき神地なる者なり、）丹後國の事は、加佐郡の風土記近頃世に出でて、大己貴少彦名二神の故事殊に明らかなる者なり、此は殊に注す可き事共多かりければ下に云ふべきなり、其の與謝郡須代神社は、須勢理毘賣命に御在し坐すべき由、考證の説に據りて、傳十三に已に注せりき、宇良神社は、丹後舊事記と云ふ物に、由良湊十二社明神と云へり、頭注に隱岐知夫郡由良比咩神社を、大己貴命嫡后須勢利姫命と有る是なり、大虫神社（名神大）小虫神社（名神大）の御事は、下に云へる如く、大己貴命少彦名命二神に渡らせ給ひ、阿知江神社は、和名抄に謁觀郷見えたり、今溫江村に坐せりとぞ、若くは味耜高彥根神にや御在し坐すべからむ、其は阿知江岫部神社と申すも其の神の縁にて、例の大己貴命も御在し坐すらむと思しければなり、同書に、在<sub>ニ</sub>岩瀧倉椅浦須津、祭神岫部皇大神宮、相殿須津彦大明神、須津姫大明神と云へる皇太神宮は、神宮の伊雜宮と一に爲るにて誤なれども、相殿神の傳は其珍

らしき事なり、其は式に、能登國珠洲郡須須神社は即ち饒速日命と思しきを、須須を須津と云ひ誤れるにて、此は下に引ける伽佐郡の故事に、其の天火明神の御事にも思ひ合せられて、決めて由有るべく思ゆれば古き御事なる可し、又丹波郡多久神社は、出雲國楯縫郡多久神社有り、此の事下に説くべし、又竹野郡久爾原神社を舊事記に、在國久村、往昔稱國生村と云へれば、即ち國生神にて傳廿七に注せるが如く、素戔鳴尊、又は國作大已貴神にて渡らせ給ふ事申すも更なり、又、竹野神社(大)を、同書に皇太神宮と云へるは、豐宇氣姫神なる可し、末社に齋大明神と申す御在し坐すは、丹波國氷上郡伊都伎神社と一にて、謂ゆる三女神に御在し坐すべき事、傳十三、十四、十七に注せる共を考合す可し、猶下にも云へり、熊野郡熊野神社は素戔鳴尊に渡らせ給ひ、三島田神社は、事代主神に御在し坐すべく、神谷神社は久美濱に在りて熊野神社の甲山に洩を隔て、向へり、所祭大已貴命とも彦坐命とも云へり、往古大已貴命大刀を以て大なる巖を切り割き給へりとして、今も兩に斷りたる任に遺れり、大刀宮と云ふは此の故なりとぞ、大同類聚方十五卷に、神谷藥、美濃國厚見郡人見連乃家方、元者大已貴命之神方也と云ふは此の神社に出でたるなる可きを猶越中國射水郡式外神谷神社と申すが神谷村と云ふに坐すを、大已貴命と傳へたるなども有れば、此の神谷神社に大已貴命を祀れりと云ふ事、其の謂れ有る者なり、然る時は彦坐命は後に合せ祀られけむこと著き者なりかし、(偕其齋大明神の御事に就きて、神社啓蒙に、里諺所謂、若天下凶徒欲蜂起、則神殿鳴動而、宮中神箭悉飛去入海、或超佗邦也、於是、當國刺史、捧兵器遣軍卒、晝夜警蹕不怠也、或五日、或三日之後、以神殿靜爲期、集飛箭納宮中云、故里人稱天下治平神、と云へるに就きて考有り、其は大同類聚方五十六卷に、竹野藥、

大和國由陀郡多氣之君麻呂奉流方、元者佐士布都乃神之教也、と有る多氣之君は、古事記伊邪河宮段に、建豐波豆良和氣王者云々、丹波竹野別等之祖也と有れば、當社に在る所の神方を傳奏せるなり、若て佐士布都乃神は、其の白檣原宮段に見えて、建御雷神の亦名なり、斯れば、此の竹野神社には其の佐士布都乃神も御在し坐すが故に、右の如く天下治平神の説は有るなりけり、若くて其の三島神社は、今市場村に御在し坐すは齋庭村の義なる可し、啓蒙に又云はく、號齋宮者、熊野郡市場村有齋宮之人、生女子、則飛箭必立于屋上也、其子四五歲之時奉當宮呼爲齋女也、于山中深林之中、獨與禽獸同居敢無怖畏、若及長天癸至、或交接之情生則大蛇出現、魍魎眼、及是時致官還郷里、と有るは齋大明神の説なり、右の神谷神社の神主佐治正道は予が門人なり、其に問聞くに、「近き頃、其の市場村より齋女を出す事は止みたり、其の齋大明神は三女神に坐さば、三島田神社は其の御子なり、此より奉るも其の御子の謂なるにや、偕其の齋女の天癸至り、又淫心を萌すに至りては、神名式に謂ゆる、竹野郡依遲神社より大蛇出來る定りにてこそ在りしか」と云へり、其の社は舊事記に、伊勢兩宮を祭る、在宇川莊下村靈蛇屋山と云へり、但馬國は上古大湖なりしを、大已貴少彦名二神の瀬戸を切開きて水を落し國土と成給ひ、其より東方三河國に移御在し坐しけるに就きて、二神の遺跡の較略は傳廿七に注せれば、今云ふ限に非ず、神名式に、但馬國朝來郡粟鹿神社(名神大)は傳八に注せるが如く、上社彦火火出見尊、中社籠神、下社豐玉姬命に御在し坐すを、又、大日靈尊月讀尊素戔鳴尊合三神とも申す説有りて凡て六座なり、然るを、古本書入に、一番室尾八幡大菩薩二番衣摺大明神、三番本森大明神以上此三神者、粟鹿神御子云々、と所見たるに就きて考ふ可き事有り、右の室尾八幡宮を御

子と申せるからは、仲哀天皇にて御在すかと見るに、祭る所右の六神なる上は、其の素戔鳴尊を體にして云へるにて、其の八幡宮は予が常に云へる三女神の御事にぞ御在し坐せし、然思ゆる由は、刀我石部神社を續風土記に、在東河郷東河合村衣摺大明神也、大已貴命と云ひ、三河風土記に、寶劍郡砥鹿神社祭大物主神也とも有るに合へるを、其の御父と申す時は、素戔鳴尊にて御在し坐さずは合はず、其の本森大明神は朝來石部神社を云ふか、又は兵主神社なるにや、然る時は八千弋神の御事にして、大已貴神の亦名なれば、素戔鳴尊に就きて御子なる事申すも更なり、此を以て見る時は、始より此に粟鹿神と稱奉來れるは其の素戔鳴大神のみぞ有りけらし、楮粟は本より阿波の假字なる物から、此に粟鹿と云ふは下に注せるが如く、播磨國粟郡を本は宍鹿と伊和大神の號けさせ給へる故事を載せて、次に阿和賀山伊和大神之妹阿和加比賣命在於是山、故云阿和加山と見えたる伊和大神は、大已貴神に御在し坐すを、其の妹は后神の謂なる可くして、此は其の播磨の宍鹿の地に住ませ給へるを以て、御名に負し給へる者と見えれば、此の但馬國の粟鹿も、宍鹿の宍を省きて云ひ、播磨の宍粟は、宍鹿の鹿を略きて郡名とは成せる者なり、楮麩風土記に、養父郡桐原神社を、或云室尾八幡と云へり、右に引ける越後國古志郡桐原石部神社の御事は更なり、上に云へる近江國蒲生郡桐原郷有りて、式に石部神社見えたるにも克合へり、此に就きて和名抄に、養父郡石禾（伊佐波）郷有るは石部の轉なる可くや、其は伊勢國多氣郡伊佐和神社、今射和村に在り、伊蘇上神社相鹿村に在りて川を隔て、相向へるのみにて同地なるを、儀式帳に、竹村立屯倉、磯部眞夜手助督仕奉々と見え、神名祕書裏書に、相可村磯部寺の名有るを以て波を和に作れども、石部と石禾と本一なることを知るべし、又太神宮式に、

伊雜宮一座（太神遙宮、在志摩國答志郡、去太神宮、南八十三里、）と有る、此の宮を俗に磯部太神宮と申習へるも、伊雜と磯部と一なるが故なり、又其とは別にて、神名式に、粟島坐、伊射波神社二座（竝大）と有るは、其の伊雜宮の地主神と聞えたるに、其の粟島は傳廿七に注せるが如く、少彦名命の敷坐す地なり、伊佐波は石部と一なる時は、姓氏錄に石邊公、大物主命男久斯比賀多命之後也と有れば、其の祖大已貴命も共に御在し坐せるにて、二座と有るにも合へり、兵部省式に、志摩國鴨部磯部と有るをも考へ合す可し、然れば石部神社を大已貴命と云へるなむ、實に所以有る御事なりける、（又出雲國出雲郡伊佐波神社有り、楮右の伊勢の伊射和神社を、或書に、今射和村北上與村東在社、北稱上社、東稱下社と云へれば、志摩國なると同じく、此も二座御在し坐すなりけり、楮粟島坐伊射波神社二座は、右の如く大已貴命少彦名命二神なる事、慥に證共有るを、倭姫命世記に、伊雜宮一座云々、天日別命子玉柱屋姫命是也と云へれども、已に儀式帳及太神宮式に、太神遙宮と有る上は、其の相歌に坐神の事こそは有りけめ、又、同記に見えたる伊佐波止美命は、其の磯部の地を領りし人なり、伊射波神社の祭神とは別なり、楮和名抄に、甲斐國山梨郡石禾、伊佐波郷有り、大同類聚方に、伊佐波藥、甲斐國山梨郡石禾乃家爾云々と有る石禾は、石邊公なる可き事、式に神部神社有りて、神部石邊共に大已貴神の子孫なるに思ひ合す可し、楮八代郡佐久神社淺間神社、名神大と有るを、此の但馬國にても、養父郡淺間神社、氣多郡佐久神社御在し坐す所由は已に上に注せり考合す可し、）故に其の養父郡夜夫坐神社五座（名神大二座、小三座）の説は已に傳廿七に注せるを、猶下に引ける播磨風土記、宍粟郡御方里の文に、葦原志許乎命の黒葛三條を投給へるに、其の一條落夜夫郡と有るは即ち此の



神社の始なる可し、又伊賀國阿拜郡陽夫多神社を、伊水溫故に葦田社二座、素戔嗚尊大己貴命（下略）と有にも思及ぼさずは有るべからず、屋岡神社を頭注に、諏訪同と有り、兵主神社、續風土記に在<sub>二</sub>淺倉村<sub>一</sub>、兵主大明神と云ふも見え、井上神社二座を在<sub>二</sub>吉井村<sub>一</sub>、井上大明神と云ふと有り、上に注せる山城國の出雲井於神社と同じくは、素戔嗚尊に御在し坐すべきか、又は伊勢國河曲郡夜夫多神社坐すに、又其の近き員辨郡式外、井上神社有り、風土記に所<sub>レ</sub>祭園韓神、少彦名命と有るを合せ見るに、園韓神を一座とし、少彦名命を一座と爲りと聞えて、此に由有るべき事下に注せるを以て知るべし、又更杵村大兵主神社、大同類聚方に志口藥、（又養父藥）但馬國養父郡更科村大兵主神社云々と有れば、更杵は更科を誤れるにこそ、御井神社は大己貴神の御子なり、同記に、在<sub>二</sub>大屋宮本村<sub>一</sub>、合<sub>二</sub>祭于宮本天王社<sub>一</sub>と有り、出石郡桐野神社を、同記に桐野鴨社と云ふ、攝神貴布禰社桐野村南に在り、鴨社神幸の所なり、嘉元三年河合社遷宮記に、云々但馬國三和土野津野等莊役也と有りて、古は賀茂御祖社の神戸なりし事、賀茂神戶記に見えたる由云へり、下に云へる事共を考合す可し、須義神社を頭注に、三輪同體と有り、今菅谷荒木村八幡宮是なりと云へり、中島神社在<sub>二</sub>三宅村<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>祭田道間守なりと云れども、若くは胸形中島の御神なる可くや侍らむ、大生部兵主神社、今、中村と云ふに伊福神社と云へる是か、土人、天日槍命の子孫を祀る由に云へり、又石部神社は上の例なり、又此は式外にて、但馬風土記に、出石郡久畑郷有神號<sub>二</sub>久畑明神<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>祭須佐能鳥尊也、春秋以<sub>二</sub>午日<sub>一</sub>祭<sub>レ</sub>之と有るを、今久畑村一宮と申すと云へり、久畑は桑畑の謂にて、蠶養の事に申有ることと見ゆ、古歌に、但馬糸を詠めるに思合す可きなり、又同記に、出石郡出石郷谷山川、川上有<sub>二</sub>神號<sub>二</sub>水上社<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>祭事代主命と有るも、

式には載せられずと雖も舊社と所見たり、（右は養父出石二郡の較略なり、又出石郡、伊豆志坐神社八座、竝名神大と有る、此の御社の御事を、但馬一覽記と云ふ物に、御神體大物主命天日槍命と云へり、此の八座は古事記中卷に、故其天之日矛持渡來物者云々并八種也と有て、下に此者伊豆志八前大神也、と云へるが如くなるに、大物主神と云ふは、其の大神の神物を天之日矛の持來れる謂か、但播磨風土記に、伊和大神と天日槍命と戦ひ給ひし事を云へり、其の伊和大神は三輪大神の御事に御在し坐せば、後に和睦せ給ひし縁にて、共に祀られ給へるか知り難し、）氣多郡氣多神社は、名神大社の列には入らせ給はずと雖も、神名を以て郡名に負へるを見るに、其の謂れ甚止事無かる可し、下に引ける播磨風土記、安栗郡御形里の文に、葦原志許乎命之、黒葛一條落<sub>二</sub>但馬氣多郡<sub>一</sub>と有る、是や大神の此の地に御靈を留め御在し坐す始なる可き、故其の氣多と申す御名は、上の所々に注せるが如く、新墾の御田を始させ御在し坐しける謂れに依る事なるに、能登國氣多神社に、古此大神の國作給ひし故事を傳へ、越中國氣多神社に、氣多大神宮從<sub>二</sub>能登國<sub>一</sub>還<sub>二</sub>御當國<sub>一</sub>と有りて、此に御田神と申す古説有り、越後國居多神社に、昔三輪御進發の時より北海擁護の神たりと傳はり、越前國氣多御子神社に治田神とも申奉る明文有りて、次に注せる如くなれば、其の始此に御在し坐しける御時の御功、世に比しへ無く御在し坐しける御事をも見奉り知るべきなり、續風土記に、在<sub>二</sub>氣多郷上郷村<sub>一</sub>、稱<sub>二</sub>總社大明神<sub>一</sub>と見えたり、久刀寸兵主神社を、在<sub>二</sub>高田郷久斗村<sub>一</sub>稱<sub>二</sub>鳴瀧大明神<sub>一</sub>と云ひ、御井神社を、在<sub>二</sub>氣多郷土居村<sub>一</sub>稱<sub>二</sub>天滿宮<sub>一</sub>と云へり、又城崎郡久々比神社、在<sub>二</sub>三江郷下宮村<sub>一</sub>稱<sub>二</sub>胸方大明神<sub>一</sub>と云へり、又桃島神社を今八幡宮と云へるも、三女神にて渡らせ給へるにや、兵主神社、又兵主神社二座共に所在詳ならず、

重浪神社は大己貴神なりと云へり、小江神社は近江國淺井郡の例に依るに事代主命に坐せり、又縣神社を一覽記に小田井縣大明神、大己貴命と有り、但姓氏錄には、縣使首宇摩志麻遲命之後也と有れば、同殿に坐すにや、又氣比神社の御事は已に傳十二に注せるが如く、保食神にて渡らせ給へるなり、即ち三代實錄に、仁和元年二月十日、授<sub>二</sub>但馬國正六位上、絹卷神從五位下<sub>一</sub>、と有る絹卷神是なり、然るに一覽記には、絹卷大明神、天日方命、玉櫛姫命と有るは、氣比神の從祀<sub>トモリ</sub>と成らせ御在し坐すにこそ、猶和名抄郷名に、氣多郡太多又三方(三加太)有り、城崎郡に田結(多由布)と有るは、若狹越前兩國に在りて、出雲國より起れる地名なるなど考へ合す可し、(偕此の國に、兵主神社と申すは、朝來郡養父郡出石郡多氣郡城崎に御在し坐して凡て七社なるは、上古に八千戈神と御在し坐して、荒振神に言向けさせ給へりし御事の數多御在し坐せばなる可し、其の中に一社は妙見社なる可しと云へるは、此を石原山と云ひて、養父郡より上る事なれども、此山、養父氣多城崎七美に跨りて、社は養父郡に屬ける物から、何れか兵主神社なる可し、偕妙見と云ふは、北辰星を祀ると云ふは偽にて對馬國にては、神功皇后の征韓の御時に用ひさせ給へりし御矛を齎きて、妙劍大明神と祀り、また下總國千葉の妙見と申すは、經津主神を祀れるにて、其の元は妙なる神劍の謂なるを、字に妙劍と書くを、音に妙見と呼びて、何の事とも知られざることに成以て行きしなり、偕兵主神と申すは、傳二十七卷に注せる如く、大己貴神平國之廣戈を以て、荒振神を言向けさせ給へる由以て、八千戈神と申し奉る御事なれば、妙なる劍の謂を以て稱へ奉らむ事、將強事には非ざるなり、若くて出雲大社御造營の御時に、神材を此の妙見山に取りて仕奉る古式なるは、必ず然る所由有るに由れる者と所見たり、下の因幡國虫井社にも、大己

貴命を妙見と申せるにも思合す可し、猶土人に訂して明らかめ置べき事なりかし、又因云ふ三代實錄に、貞觀十年閏十二月廿一日庚戌、授<sub>二</sub>但馬國正六位上大岡神從五位下<sub>一</sub>、と有る大岡神は續風土記に、氣多に大岡寺と云ふ有り、藥師を祀れりと云へば、大己貴少彥名二神を祀れるならむか、猶此の二柱神の御在し坐せし始の事は、傳二十七卷に注せれば其所に就きて見る可きなり、又神名式に、因幡國巨濃郡大神社、此の御事は傳廿七に云へり、佐味乃兵主神社の佐味は眞身なり、崇神天皇六十年御紀に、八雲立柳句毛多菴、出雲伊頭毛多鷄流餓、所佩大刀波鷄流多知、葛多菟頭邏佐波磨枳、眞身無佐微那辭珥阿波禮、と有る、此を古事記には、倭建命の御歌と出たるは、結句、佐味那志爾阿波禮と作る佐味是なり、記傳十七(五十二丁)に、「佐味は佐比と通ふ、和名抄に越中國新川郡佐味(佐比)、越後頸城郡佐味(佐美)と有り」と云はれたる如くにて、此の佐彌は彼の八千戈神と申すは、國平之廣矛に因れる御名なるを、其の矛に因りて兵主神と稱奉る上に置きて、其の鋒刀を美稱へたるなれば、此の佐彌は姓氏にても、地名にても非るなり、民部省圖帳に、佐彌乃兵主大神宮、(中略)神靈天照太神也と云へるは誤なる由、傳廿七に已に注せりき、因幡志に、本郷河崎村田上に在りと云へり、又高野神社は、山城國に出雲高野神社坐す、同神か、志に「所<sub>レ</sub>在高野郷延興寺村鐘撞大明神と稱する是なり」と云へり、傳二十六に注せるが如く五十猛神に御在し坐すなる可し、許野乃兵主神社は、志に「本郷新井村上山上に在り、即ち兵主大明神と稱す、許野は上古此の地の名なり」と云へり、二上神社は、上に云へる如く越中國射水郡射水神社(名神大)を、御紀には二上神と記されて、氣多同體に御在し坐すに思合す可し、志に、高野郷岩常山鼓山(二上山西五町餘)の麓に在り、鼓大明神と號する是なり、土人口碑に、往古、二上山祭神數社有り、山嶺

に鼓明神在り、東に天神社、(在高住村旁爾)南に鐘撞明神(在高野坂、後遷延興寺村、高野神社是也)北に八幡宮(在<sup>ニ</sup>半腹、今猶在)以上は、昔より二上山鎮坐の神なり、然るに中古山名時氏二上の城草創の時、諸社を皆鼓山に移さる、(下略)と見えたり、故其の鼓明神は二上神社にして、氣多大神に御在し坐すべく、天神社は本より少彦名神、鐘撞明神は五十猛神、八幡宮は玉依姬命に御在し坐して、其の射水神社などよりは本なりしなる可し、其の御名に負せる氣多の號の當國に起れりしと思しきをも思ひ合す可くこそ、又御湯神社民談に、今郡中温湯の有る處を岩井と云ふ、此の處の神社を伊勢宮と云ふ、是かと云ひ、志に、社傳云、祭神少彦名命、蒲生郷湯村の東の山下に在り、伊勢宮と稱する是なり」と云へり、右の如く、少彦名命と傳へながら伊勢宮と云ふは、彼の神宮の御事には非らず、此の少彦名と申す御名に當りて、少兄宮と云ふ意味なる可し、隱岐國隱地郡伊勢命神社(名神大)も右の傳若實に古傳ならむには、少彦名命の亦の御名とも申すべき狀なり、又甘露神社は韓神の謂か、然る時は御湯神社、甘露神社は、先到大巳貴少彦名二神の相竝ばして國作り御在し坐しける御時の神趾なる者なりけらし、(偕此の一郡の事に就きて、近江國に通ふこと有り、右に佐彌乃兵主神社御在し坐すに、近江國伊香郡佐味神社有り、又當郡蒲生郷有り、近江に蒲生郡有り、此に日根神社御在し坐すを、近江に蒲生郡日根の地有るは、傳十三卷に注せるが如く、其の蒲生郡馬見岡神社は、天穗日命以下の三神にて、出雲より移らせ御在し坐しけるを、當國にては、何れも高草郡に御在し坐す神の由縁に因れるなる可し、偕右の甘露神は三代實錄に、貞觀三年十月十六日丙辰、因幡國正六位上賀露神、授<sup>ニ</sup>從五位下、同十六年五月十一日戊戌、授<sup>ニ</sup>因幡國從五位下賀露神從五位上、元慶元年六月二十八日丁酉、

授<sup>ニ</sup>因幡國從五位上賀露神正五位下、同年十二月十四日庚辰、授<sup>ニ</sup>因幡國正五位下賀露神從四位下、同二年十一月十三日甲辰、授<sup>ニ</sup>因幡國從四位下賀露神從四位上と有りて、引續きて神階を奉らせ給へるには故有るべし、志に、浦住保西陸上村、海濱の山下、松林の中に在り、但二神同社に鎮座せり、山方藏王權現、海方甘露神社是なり、社傳云、祭神啼澤女命なり云々と云へり、此の啼澤女神は傳八卷に注せるが如く、命乞の神に坐せり、偕此の藏王權現と申すは本より少彦名神の御事なり、然して韓神は、即ち大巳貴少彦名二神に渡らせ給へれば、病をも救ひ、命をも延べさせ給ふ神に御在し坐すを以て、啼澤女神の説も出來れりし者なる可し、志に甘露谷の地名なる由に云へるは、恐らくは前後の違有るべき事にこそ、又法美郡意上奴神社、八上郡久多美神社は、共に八上比賣命に思ひ合す可き由有りて、傳二十七に注せるが如く、又荒坂神社は、古に荒坂濱と云へる是なるが、今水門を壅塞きて、湯山池と云へり、此の第一一書に、謂ゆる清之湯山主の御名に思ひ合せられ、又手見神社は、出雲風土記に謂ゆる島根郡手染郷の故事を思ひ寄す可きか、美敷神社は、出雲國出雲郡美談神社御在し坐すに合へり、又、式外に須賀神と申すなむ御在し坐しける、三代實錄に、貞觀三年十月十六日丙辰、因幡國正六位上酒賀神、授<sup>ニ</sup>從五位下、同十六年五月十一日戊戌、授<sup>ニ</sup>因幡國從五位下須賀神從五位上と有る是なり、志に、酒賀神社、(又須賀)法美郡大草郷、(今作<sup>ニ</sup>大萱<sup>ニ</sup>)萱野村萱野大明神是なり、社傳曰、「祭神二座、左大巳貴命右木花開耶姬命也、社後に聳えたる高山を萱山と號す」と有る大巳貴命の説は然る事ながら、右方は必ず奇稻田姬命にこそ御在し坐しつらめ、但木花開耶姬命の御事に説有り、下に云ふべし、若て右の荒坂濱の地を今湯山池と云ふも、由無くして設けたる名とは聞えざれば、若くは荒坂神

社は大己貴神の本宮、此は奇稻田彥命の本宮なる可し、其は傳二十一、二十二に注せるが如く、此の第一書に、素戔鳴尊、(中略)號稻田媛、乃於奇御戸爲起而、生兒號清之湯山主三名狹瀨彥八島野、(下略)と有りて、其の八島野神と申すは、大己貴命の御名に御在し坐し、須賀神と申奉るは奇稻田姫命に御在し坐して、古事記八十神段に謂ゆる御祖命是なり、然竝び御在し坐す例は、上に擧たるが如く、能登國羽咋郡氣多神社、(名神大)能登郡久志伊奈太伎比咩神社御在し坐し、又越中國射水郡氣多神社に御在し坐すに、其の射水神社(名神大)を二上神と申して、氣多同體の由なるに、萬葉十七(四十七丁)に、二上能、乎底母許能母爾云々と云ふ歌有る、其の竝の歌に、須加能夜麻、須可奈久能未也、孤悲和多利奈牟と詠るは、此の地に遠からずして、須加山と云へる必ず有るを以なり、此巨濃郡に二上神社御在し坐して、此に須賀神社の立たせ給へるに、異奇しき迄相符合へる者なりけり、右等の例共を以ても、大己貴神はしも、其の御祖神と共に國巡り御在し坐ける御事を明らかめ奉る可し、然れば古事記に此の神をして六世孫と云ふ事は甚難立き者とこそ、(其の八十神段に、爾其御祖命哭患而參上于天云々、爾亦其御祖命哭乍求者得見、即拆其木而取出、活告其子言云々、御祖命告子云、可參向須佐能男命所坐之根堅洲國云々、と有りて、大穴牟遲神に對へて其祖命と申すは、皆がら此の奇稻田姫命の御事なるを、記傳に、「御祖命は大穴牟遲神の御母なれば刺國若比賣なり」と云はれたるは、其の世系の方には、誤有る事を正し敢へられざりし者なり、右等の外にも、大己貴神奇稻田姫命竝御在し坐す神社、猶諸國にも多く在り、) 偕八上郡は傳二十七に注せるが如く、古事記八十神段に、故此大國主神之兄弟八十神坐、(中略)其八十神各有欲婚稻葉之八上比賣之心、共行稻羽、時於

大穴牟遲神負爲從者、率往、(中略)於是、八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、(中略)故其八上比賣者、如先期美刀阿多波志都、故其八上比賣者雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣而、其所生子者刺挾木俣而返、故名其子云木俣神、亦名謂御井神と有りて、八上比賣命の本居の地なりければ、大己貴神の御在し坐し通はせ給へる地なる事申すも更なり、然して其の八上郡賣沼神社を、志に、「曳田郷曳田村に在り、西日天王と稱す、八上姫之神跡是なり」と云へり、大己貴神の神跡、將此邊に多在る可き事云ふも更なり、此の郷名の事は此の細書に注す可し、大江神社三座、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔戊申、因幡國大江神、授從五位下と有り、志に、「中殿大己貴命、右天穗日命、左三穗津日命、在大江郷射原村、財原大明神是なり」と云へり、此は傳十三に注せるが如く、當郡土師大江の二郷有りて、其の氏人に因れる社號には有れども、本よりの大己貴神なるが故に、中殿に主と爲て齋奉る御事と所見たり、次に云ふ、式外虫井神に考合す可し、都波奈彌神社二座、神階の御事右に同じ、志に、散岐郷和奈見村牛頭天王是なり、社傳に「祭神素戔鳴尊、稻田姫命也と云へり」と有り、又和多理神社を志に、八東郡四分保殿村に在り、社傳云、祭猿田彥命、神功皇后自筑前國大渡島遷神主、此に因りて稱和多理神云々と和名抄、日理郷有り、今毘都知と云と云へり、然れども筑前に大渡島と云ふ物無し、若くは瀛津島を云ふか、然るは隱岐國知夫郡由比良女神社(名神大、元名和多須神)を、頭注に大己貴命嫡后須勢利姫命と有る、和多須神と同じければなり、又布留多知神社、志に、八東郡丹治比郷、日理村多知大明神是なりと云ふ、土人相傳曰、「上古、諸鹿村の山中、廣留の野に凶徒有り、不々岐と稱す、州民之が爲に苦みけるを、此の神是を斬りて